

広島における原爆・核・被ばく関連の 史・資料の集積と研究の現況

広島における核・被ばく学研究基盤の形成に関する研究

(課題番号 : 23300096)

平成 23 年度科学研究費補助金基盤研究 (B)

研究成 果 報 告 書

平成 26 年 2 月

研究代表者 小池 聖一

(広島大学国際協力研究科教授・広島大学文書館長)

目 次

研究成果の概要

～核・被ばく学の方向性と課題～ 小池 聖一 (1)

第一部 研究会速記録

- 広島県立文書館所蔵原爆関係資料について 安藤 福平 (5)
広島平和記念資料館の所蔵資料について 落葉 裕信 (44)
原爆被災資料の収集・整理・保存～広島大学勤務期～ 宇吹 曜 (94)
広島市公文書館が所蔵する原爆関係資料について 渡辺 琴代 (139)
広島大学文書館所蔵平和関係資料について 小池 聖一 (174)

第二部 個別研究

- 「原子のペスト」と低線量被爆 布川 弘 (201)
2010年－2013年の核をめぐる動向と課題 水本 和実 (209)

第三部 調査報告

- 原爆報道 石田 雅春 (261)
被爆者対策の国際比較 川野 徳幸 (266)
平和教育 小宮山道夫 (271)
核の戦争責任論 永井 均 (277)

安藤 福平 氏
あんどう ふくへい 広島県立文書館主任

テーマ 「広島県立文書館所蔵原爆関係資料について」

年月日 平成24(2012)年7月24日

会 場 広島県立文書館会議室

出席者 安藤 福平、石田 雅春、小池 聖一、小宮山道夫、永井 均、布川 弘
水本 和実

【附属資料】

資料1 広島県立文書館所蔵原爆関係資料について（報告レジュメ）

資料2 広島県立文書館所蔵原爆関係文書群一覧

資料3 健康福祉局の事業体系

資料4 行政文書中の原爆関係資料目録

I 報 告

はじめに

○安藤 皆さま、ようこそおいでくださいました。広島県立文書館の安藤と申します。

最初に当館の概要ですが、昭和63年10月1日に開館しております。その前に広島県史編さん事業が昭和43年から59年にかけて行われまして、そこで収集した資料を引き継ぐかたち、それから広島県では昭和40年度から廃棄する行政文書の中から、歴史資料として重要な文書を選別するという作業をしておりまして、開館をする時には既に3万4,000冊ぐらいの行政文書がありました。そういう県の廃棄行政文書の選別文書と、県史が収集した古文書類を基盤にして開館しました。そして今、24年目になっているところです。

ですから、当館の資料としては県の行政文書、収集・寄贈・寄託を受けた古文書、主として県史の時に収集した古文書の複製資料（フィルム、紙焼き、コピー）、主にその三つが中心です。

私個人の履歴を紹介します。大学、大学院で日本近代史を専攻しておりまして、昭和51年に県史編さん室に入りました。『原爆三十年』が刊行された直後です。ですから、『広島県史 原爆資料編』や『原爆三十年』の編纂には関わっておりません。

県史編さん室では、近代の通史編の編さんなどに関わり、かたわら、毎年3月には県庁

書庫で行政文書の選別作業に従事していました。その後、文書館開館準備に従事し、開館後からずっと勤めています。その間、県が企画した『広島県戦災史』『広島県移住史』の編纂にも関わりました。

本日は、以上のような私の経験を踏まえ、個人的な知見を含めお話をさせていただき、皆様のお役に立ちたいと存じます。

1 原爆問題の展開—原爆関係資料生成の諸相

○安藤 最初に「原爆問題の展開—原爆関係資料生成の諸相」ということで、資料1を用意しました。私自身は、原爆問題にはほとんど関わらないまま、県の戦災史などの編集でお手伝いはしていますが、自分自身がそれで何か原爆について研究をしたということはありません。ですから、私は、先輩、県史の前任者である宇吹（暁）さんなどがやっていることを外から見ていたという程度の知識しかございません。あとは文書館にある資料を一般の方に見ていただけるような整理をするぐらいのことしかしておりません。

そういうわけで、極めて常識的なことですが、原爆の資料というのはどんなものがあるかと考えるために、原爆をめぐって物事がどのように展開されていったかということを見ることにします。

アメリカによる原爆開発があり、日本ではそのころ防空、空襲に対する備えの体制、あるいは、建物疎開や学童疎開が行われていました。

その中で原爆投下があり、人的・物的に被害が起きて避難がされ、行政等による救援・救護が行われ、遺体収容、瓦礫処理が行われる。併せて、軍から調査団が派遣されて調査が行われ、その後、アメリカからも調査団が入ってきて合同調査をやる。ないしは、米国戦略爆撃調査団が入ってくるというようなことがあり、さらにABC（原爆傷害調査委員会）というものができます。

それから原爆に関しては、その直後からの報道、あるいは占領前の新聞報道がありますし、占領下の報道規制の中の報道もあります。また、原爆投下直後には世界で原爆投下のニュースが新聞に流れました。原爆報道は、講和条約で少し状況が変わり、ビキニ事件でまた変わり、現在に至る変遷があります。

被爆者に関しては、その人生、さまざまな歩みがあります。当初の同情、民間によるさまざまな援護がありました。行政の援護としては、直後の救援・救護はありますが、それは戦時災害保護法が失効すると同時に法的な裏付けはなくなります。その後、法的な援護が始まります。それから被爆者の運動や体験記、そして被爆者団体、被団協（日本原水爆被害者団体協議会）をつくりていきます。被爆者を抱えた会社や学校も被害を受けているわけで、被害を受けた団体の行動も視野に入れる必要があります。

それから、被爆者は全く放置されていたわけではなく、被爆を原因とする病気、後障害等が起こるわけですから、治療・研究がなされて、それが病院や医師会や原対協（広島市原爆障害者治療対策協議会）の取組みとなり、ABCも調査を主眼としながら取りかかります。あるいは、後に原医研（広島大学原爆放射能医学研究所）ができるてくる。

原爆被爆者に対する援護行政は、先ほど言いましたように戦時災害保護法の下での援護

というか、救護というのがあったわけですが、その後は一般的な状態に置かれ、原爆被災ということでの特別の援護は受けられませんでした。その後、戦傷病者・戦没者・遺族等の援護法が占領明けに発効し、戦傷病者や戦没軍人・遺族等に援護が与えられるということで、原爆で死んだ軍人・遺族への援護、あるいは軍属・準軍属というかたちでの援護の拡大、そして、ビキニ事件後の原爆医療法、さらに、近年の援護法と、徐々に援護行政が立法的にも拡大していく。同時に、県や市は法外援護といったかたちでの独自の措置、ないしは国に対する陳情活動、長崎と一緒にになって八者協で運動を展開するといったことが行われる。

行政は、援護とともに平和行政ということで、当初は平和祭、後に記念式典といったかたちで定例化していきます。最初は戦没者の慰靈という意味が中心だったのでしょうけれども、だんだん平和行政という色彩でされるようになって、国際活動にまで発展している。

一方では、民間の平和運動ということで、アメリカ等で原爆に対する衝撃から平和運動が起こってくる。さまざまな平和運動があって、ストックホルム・アピール、世界平和評議会などによる平和擁護運動、それからビキニ以降原水禁運動。平和教育も、この間ずっと展開されました。

それから、調査研究と重複する面もあるのですが、原爆の記憶を記録化するという作業で、手記・体験記、あるいは文学、映画。文学、映画は記録化というよりも、文学作品としての主張、芸術創造活動ということなのでしょうけれども。また、原爆を記録化する資料館ができて、語り部、白書運動、復元調査、あるいは『広島原爆戦災誌』『広島県史 原爆資料編』『原爆三十年』といった出版、そのようなことが先ほど述べた報道・出版と相まって行われております。

また、今回この報告ではありませんが、都市の復興という問題があります。原爆被害では、特に人的被害、被爆者ということが念頭にありますが、物的にも、市街地あるいは建造物といったものが被害を受け、その戦災復興事業が行われていく。その過程では、原爆スラムというような現象も生じ、基町の住宅でそれが解消されていく。あるいは河川の不法占拠といいますか、不法住宅を強制的に撤去するようなことも行われるわけです。

そして、復興の中で平和公園というものがつくられてくる。また、復興とも大きな関わりがあるものとして、広島工業港の建設、太田川改修があります。戦前から続いている事業が戦後に継続され、広島の街並みを大きく変えていき、戦後復興と大きく関わりながら展開されます。

資料1の上段に、「米国政府」「行政」「専門機関」「被害（人、団体、街）」「報道機関」「関与者（運動、記録）」というかたちでプレーヤーを書いてみました。

例えば行政でいきますと、防空体制、救護体制というのは原爆投下前からいろいろ準備していまして、建物疎開の命令をして、学童疎開をさせてといったことをやっております。そして、原爆が投下されるとすぐに救援・救護に走りまして、遺体収容、瓦礫撤去を行い、軍の調査団も派遣されます。

そして、援護行政に関わり、また平和行政に関わり、平和運動に対しても、国連協会など、いろいろなものに行政自身も加担していくという一方で、例えば平和擁護運動のような左翼的な運動については警戒する、あるいは監視の対象とするというような、付かず離

れず、あるいは、期待したり味方したりというようななかたちでの行政の動きがあると思います。

それから、原爆資料館（広島平和記念資料館）による資料収集・展示、平和祈念館（国立広島原爆死没者追悼平和祈念館）では体験記を集めるというようなことも行政自身が行いますし、広島県史のように行政で出版するというかたちも取られ、さらに戦災復興事業は、まさに行政が中心になって行われました。

そのように、それぞれを見ていくと、それぞれの団体がどう関わっていったかということが分かりまして、そうした場面における諸活動を通じて資料が生成されるということだろうと思います。当たり前のことを話しましたが、資料が生成される場面を想像することが資料収集・資料調査の前提として必要だということです。

2 広島県立文書館が所蔵する原爆関係資料

○安藤 広島県立文書館が所蔵する原爆関係資料について説明します。「広島県立文書館が所蔵する原爆関係資料について」（28頁）という文書をご覧ください。今まで「原爆関係資料一覧」というかたちで閲覧室に置いていたものを、今回のために再整理して作りました。そして、これは閲覧室に出して、インターネットにも載せます。

まず、当館が所蔵する原爆関係資料ですが、①複製資料。広島県総務部県史編さん室等が収集し、当館が引き継いだ文書の写真やコピー。②寄贈・寄託文書。いわゆる古文書と言っておりますが、寄贈された資料です。③行政文書。県が作成した行政文書のうちで、保存年限が満了して、つまり廃棄する期限が来たもの、その中から選び出して保存したものです。④図書・行政刊行物。このように大別できます。

まず複製資料ですが、県史編さん室が昭和47年3月に『広島県史 原爆資料編』を刊行しました。その過程で資料の所在を調査しています。同時に、ほんの一部ですが、それを複製により収集しています。そのことについては、『広島県史 原爆資料編』の巻末に「採訪 原爆資料所在目録」を掲載し、その当時、把握されていた原爆資料の一覧を示しています。その後、『広島県史 原爆資料編』の後に、『原爆三十年』『広島県戦災史』が刊行されました。その時に収集した資料も当館で引き継いでおります。

以上の原爆関係資料は文書館開館にあたり、原本所蔵者から公開の許諾が得られたものについて目録を作成し、閲覧・利用に供しています。そのほか編さん・刊行のために収集された写真の複製を所蔵していますが、これについては目録に載っておりません。

『広島県史 原爆資料編』の「採訪 原爆資料所在目録」と、①の複製資料は、本当は完全にマッチしなければいけないのですが、そのうちの相当部分が漏れています。これは許諾が得られていないという関係があるのと、原稿用紙に筆写しただけのものは、目録に掲載していません。

つぎに②について。寄贈・寄託文書の中には、原爆に関連した文書群が当然ながらあります。これは、どこまでを原爆関係資料とみなすかという問題があります。

③行政文書は、保存年限が満了して選別保存されたものを保存・公開しています。これらについては、「広島県行政文書簿冊目録」をカウンターに置いておりますので、そちら

で探すことができます。常用文書とか長期保存文書、あるいは最近保存されて保存年限が満了していない文書については、各主務課に置かれるか、あるいは、総務課が集中管理しています。ですから、これらについての閲覧は情報公開請求する必要があります。

そのほか、図書・行政刊行物があります。

以上のうち、①複製資料、②寄贈・寄託文書については、「広島県立文書館所蔵原爆関係文書群一覧」を作っております。また、原爆関係資料を抽出した「原爆関係資料目録」も作っております。

29 頁が、「広島県立文書館所蔵原爆関係文書群一覧」です。寄贈・寄託文書としては、ここに掲げたようなものがあります。そのうち、★印の文書群については、資料のリストも「原爆関係資料目録」に掲げております。それ以外は、それぞれの目録を見ていただく、目録がない文書群については、当館に問い合わせていただくということになります。

寄贈・寄託文書の主なものをご説明します。山野村役場文書。これは特段、原爆に特化しているわけではなく、戦中・戦後、それから原爆援護行政が始まる中で、役場として当然書類が作られますので、その関係のものが一部あるということです。町村役場文書では、芸北町の役場文書の中に、原爆で避難してきた人を援護する、罹災者を救護するというものもあります。

「天野卓郎文書」。天野氏は部落問題の研究者ですが、平和運動の領域でも若干資料を集めています。そのうち、「原爆被爆者調査票」は、日本原水協（原水爆禁止日本協議会）が 1959 年ごろに調査した、広島・長崎の被爆者、約 400 人の調査票です。

「広島県青年連合会文書」。県青連（広島県青年連合会）に対しては、各種の団体から働きかけがなされますが、そのなかで平和運動に関する文書が含まれています。

「今堀誠二文書」。今堀さんは中国史の研究者ですが、『原水爆時代』という本をお書きになりましたり、自ら原水禁運動に参画されているという方ですので、その関係で資料を集めたり、自分が運動する中で自然に集まってきたものです。

「高山等資料」。高山氏は、東広島で原爆に関するいろいろな展示活動なり啓発活動をされた方で、その過程で東広島にある病院のカルテのコピーのようなものを集めています。被爆者からいろいろ聞き取ったというか、医者が見立てて一定の様式に記述したものです。

「田中嗣三資料」は、戦後のグラフ誌の先駆けでもある『LIVING HIROSHIMA』（生きているヒロシマ）を出版する、その関係資料です。図書館に長い間眠っていたのですが、近年になって、図書館からこんなものがあるということで文書館が引き受けまして、文書館の資料になりました。有名な写真家が当時の広島を撮影した貴重な写真です。ベタ焼きは図書館が保管しており、最近、デジタル化したものが同館のホームページで公開されています。

あとは「日本社会党広島県連合会関係資料」「劇団月曜会関係資料」もあります。「劇団月曜会関係資料」は土屋清という演出家が「月曜会」を主宰するのですが、その土屋さんの原爆を題材とした脚本などもあり、原爆とまったく無関係ではないということで、こじつけに近いかもしれません、これも原爆資料に含めました。

そのほか、大下応さんという移民でアメリカにおられた方が、戦後、日本に戻ってこら

れたのですが、その方の米国の新聞のスクラップがあります。

以上が原爆関係文書群一覧です。こんなのがないのかという感じを受けられると思います。結局、私どもの文書館は、前身の県史編さん室が、『広島県史 原爆資料編』の編さんでいろいろ資料を収集したのですが、文書館開館後はその後の原爆資料についての積極的な収集戦略を持たずに来ております。むしろ、持たずにというよりも、いろいろな資料があった場合、それはぜひ原爆資料館に寄贈してあげてくださいというかたちの対応をしてきました。

ですから、この「高山等資料」も実は原爆資料館にあげてくださいと言ったのですが、原爆資料館が要らないと言って引き取ってくれないものですから、広島県立文書館が受け入れたわけです。そういうことで、当館の場合は、どこへも行き場がない資料を引き受けるという役回りには熱心ですが、いい資料を積極的に収集するという戦略を持っていないまま来ている感があります。

今から思うと、県史でつばを付けたいいろいろな資料群のうち、どれだけ原爆資料館が原本を確保できたのかなということで、少し忸怩たる思いがします。文書館開館時に私どもが、全国を回って確保しておけば良かったなという後悔は若干あります。

つぎに、複製資料ですが、ほとんどが『広島県史 原爆資料編』編さん時に収集したものです。その後、新たに集まったものなども若干あります。

「厚生省援護局所蔵資料」は、原爆直後、一番救護にあたったのは軍ですが、その軍の資料が軍の解体後は厚生省に引き継がれますので、それが厚生省に残るというかたち。その後、今度は原爆医療ということが始まり、これも所管が厚生省ということで資料が蓄積されています。

「外務省外交史料館所蔵文書」は、占領下で終戦連絡事務局、地方と占領軍との仲介のような介在が外務省にあったということで、そこに若干あります。それから、防衛庁戦史部の資料である「防衛庁防衛研究所戦史部所蔵資料」。

あとは村の役場文書ということになります。特に広島の近辺の村役場、警防団が出動したり、原爆で人が避難したり、そこで救護されたりというようななかたちで非常に濃密な関係がありますので、山野村とか芸北町といった遠い所よりは、むしろ廿日市とか大林村とか近い所にいろいろ資料があるということではあります。

「国立国会図書館所蔵小川資料」というのは、経済安定本部の役を務められた方が持つておられた資料で、広島の戦災にも関係があるということで集めております。

行政の関係者としては、警察の川田（兼三郎）さん、県の竹内（喜三郎）さん。横田建一さんという方は、「戦災記録 広島県」の2冊あるうちの後半の1冊となるメモを書かれた方です。原爆投下直後に県が救護活動をやる、その時の日々の記録を記しています。草津の小川さんの文書は、住民として関わった町内会とか義勇隊関係のものです。

また、学校の日誌等で被災の状況が分かります。あとは調査団関係者の文書です。

個人の「井西家文書」というのは、島根県の人の日誌です。なぜ、そんなところにあつたかというと、これはもともと中世文書の資料調査を行ったら、そこにはあったというので、たまたま見つけて収集してきたというだけのことです。ですから、原爆資料を持っていそ

うな個人を『広島県史 原爆資料編』の時にしらみつぶしにあたっていったということではないと思います。

「原爆報道欧米新聞資料」というのは、『広島県史 原爆資料編』に新聞資料は載せていませんが、例外的に外国の新聞は載せているので、そのために8月、9月ぐらいの新聞を海外からマイクロでとりよせたものです。

「戦略爆撃調査団」は、最終報告書と、そのもとになったインタビューの広島県分があります。

以上が文書群の一覧です。一方、「原爆関係資料目録」にどういう資料があるかということを載せておりますので、見ていただけたらと思います。

結局、原爆資料といった場合には、寄贈・寄託文書、複製資料で、この程度のものに限られるということだろうと思います。それ以外にも、例えば広島銀行『創業百年史』の編さん資料がありまして、その中に当然、芸備銀行が戦災に遭う、原爆に遭う、その時の対応に関係するものがありますので、何らかの原爆資料というのは、もう少し増えるかもしれません、関係あると思われるものを広げてみても、だいたいこのような感じではないかと思っております。

3 広島県立文書館所蔵の行政文書中の原爆関係資料

○安藤 今度は広島県立文書館所蔵の行政文書中の原爆関係資料です。

まず広島県の被爆者援護行政ですが、行政機構の変遷を資料2に掲げました。当時、衛生部と民生部があつて、福祉的なことをするのは民生部ですが、民生部の幹事課は厚生課、その後、社会課で国への働きかけなどで全体を仕切る立場としては、この課が動きます。

それから、個々に原爆被爆者対策に関する直接の業務所掌ということでいきますと、民生的な部分は厚生課、社会課、民生課がやりますが、医療的な問題については予防課、公衆衛生課です。昭和47年に公衆衛生課に一元化されまして、その後、原対課（原爆被爆者対策課）ができて、名前はいろいろと変わり、現在は被爆者支援課になっていますが、ほぼ原爆専管の課がずっと存在し続けます。

原爆だけではなく一般の援護行政ということでいきますと、援護行政というのは、要するに第二次世界大戦の戦後処理（復員・引揚げ）、それから大戦の犠牲者に対していろいろ償いをするという課ですが、それはもともと広島地方世話部という国の事務から県に下りてきまして、世話課になり、その後は援護課ということで、ずっと現在に至っております。ですから、ターゲットはこの課になります。

次にどんな文書ができるかということですが、昭和42年当時の文書分類表をコピーしたもののが、資料3です。「H56.0」というのが、原爆被爆者行政全般を表現し、それを展開する格好で、資料3のような文書分類表になっており、それに従って文書が整理されるわけです。「P」というのは永久保存、「3」というのは3年保存、「5」というのは5年保存ということを示しています。

現在はどんな業務をしているかということで、資料4「原爆被爆者対策業務の体系」を、ここに掲げておきました。このようなかたちで、かなりいろいろ広がってきておりますが、

こういうことを日々の業務として行い、日々大量の文書が作成されています。そして、大部分は3年、5年で廃棄をされるというかたちになっております。

その次に、では、どんな文書があるかというのが「行政文書中の原爆関係資料目録」です。この中で、原爆資料に関係するものを私の見当で抜き出してみました。この一覧にあるような状況です。特定の時期の特定の課に着目するとともに、特定の語句を検索した結果を反映させたもので、全リストを点検したものではありません。

「原爆被害者援護一件」という社会課の文書は、原爆医療法制定前後の法制定運動、法の執行に関わるもので、たいへん興味深いものです。ほかにも被爆者健康手帳の原爆被爆者医療費の支給とか、交通手当の支給とか、日々作成されるルーティンの文書はあります
が、ここには掲げていません。

河川課の「河川管理」は原爆スラム対策、不法占拠対策に関するもので、このような文書はたくさんあります。河川課の「河川管理」という文書がなぜ原爆資料として検出できたかというと、概要欄（データベースの概要フィールド）に「原爆スラム」という言葉が記載されており、原爆という言葉でヒットしたからです。類似の文書はたくさんありますが、ここには掲げていません。

それから、都市計画の関係の、つまり戦災復興事業の関係文書というのはかなり膨大にあります。都市計画とか土木行政という観点から何かを検証しようという場合には、役に立つ資料が中にあるかもしれません。しかし、政策的な文書は非常に少ないと思います。どちらかというと証拠的な文書が中心です。それはそれで非常に重要ですが、なかには物事をやる過程の文書で、そのとおりやったのか、やらなかつたのか、よく分からぬような文書が結構あります。そういう限界はありますが、戦災復興関係の文書は保存するようにしております。

なお、長期保存文書として都市計画決定の文書が全て保存されています。都市計画審議会の議事録とか、都市計画決定の文書は全部揃っていますので、過去にどういうかたちで都市計画決定が行われてきたかという変遷は、全てたどることができるはずです。これらは、情報公開請求で閲覧できます。

あとは原爆というよりも平和運動関係で、上から4番目に挙げた「特別調査一件 平和祭関係」というような平和擁護委員会等の動向を監視、調査、報告した時の資料。また「原爆十五周年行事一件」。昭和35年、60年安保との関係で非常に神経をとがらせた時期ですが、この時だけ、県市一体で行事をしているため、県にそういう文書が残っているというものです。

ですから、これが原爆の全てとは言えませんが、ある程度、意味のある被爆者援護行政なり、平和運動との関わりなりという文書は、ほぼ、このようなものになっているということです。

例えば、労政課の「争議統計調査」というのがあります。これがなぜ原爆関係かということですが、原水禁大会の資料がこの中に入っています。このころ、労政課は労働組合の動向をウォッチングしていくして、そこで大会に行っては資料を集めてきて、こういうことが話し合われているということをまとめている。それを労働省に報告して、労働省から

大部な年報が毎年刊行されています。そういうことで、労働運動の動向をウォッチングした労政課の資料がある。その中に、ついでに原水禁大会のことも入っているという程度のことでありまして、原水禁大会そのものが対象ではないので、まるまる派生的資料ということになるかと思います。

以上が、広島県立文書館所蔵行政文書中の原爆関係資料です。

最後に現用行政文書中の原爆関係資料ですが、先ほども申し上げましたように、一つは総務課が集中管理している行政文書、もう一つは被爆者支援課が直接、まだ持ち続けている文書があります。その他、援護課、今は社会援護課といいますか、援護行政をやってきた課がずっと持ち続けている文書があります。

総務課管理の長期保存文書では、主要には原爆被爆者健康手帳申請書です。「原申」といいますが、オリジナルの申請書です。申請書は大事に原本として持っております。その後で、それに基づいて手帳を発行する。それは当然、データベースを作りますので、被爆者支援課がデータベースにしております。

この原申は原本を保存すると同時に、マイクロにして活用しています。というのは、被爆者が手帳交付申請した場合、証言者の原申を見て審査するために常に原本が必要だからです。そんなことで、マイクロを利用しています。そういうデータベースもできています。ですから、個人ごとのいろいろなデータベースがあるわけです。

これは非常に重要なのですが、これもまだ我々は監視していません。このデータベースはこういうふうにしてくれ、こういう問題がある、これは記録としては駄目だとか、そういう監視、助言はしていません。ですから、業務上の都合だけでいうと、被爆者が死亡したらデータは消してもいいという話になる恐れがあります。

データが常に書き換わっていくことで、書き換わる部分はどのくらいのものが担保されているかというのは、実は当館でチェックしたことではないのです。各課の全ての文書について現場に行ってチェックを入れる、それは文書館の仕事として、まだそこまで確立できていないですね。そういったことは広島大学文書館のほうが先をいっているのではないかと思います。組織が大きいと大変です。100 以上ある課を、1 人か 2 人のアーキビストがどうやってチェックするかということがあるのです。何とかしなければいけないのですが。

また被爆者の関係資料は、総務課の長期文書のほか、被爆者支援課が保管する文書（常用文書）の中にあります。特に、過去の経緯がわかる例規文書は常用文書として保管していることがあります。ひょっとして原爆医療法のころからの重要な文書がまだあるかも知れません。もっとも『広島県史 原爆資料編』の時に、もしあれば見つけているとは思いますが、再調査する価値はあると思います。

また、援護課も若干原爆と関わっていまして、遺族援護法ができた時に原爆の人をどうするかという問題がありまして、原爆死傷者の調査も行い、調査票もあります。それは原課が持っています。これは私が行って見たことがあります。

あとは陸軍の兵籍簿を持っていまして、今回、文書館のほうに移管になりましたが、全ての陸軍軍人の兵歴が分かるものです。ですから、原爆で死んだ人というのは、その人が

特定できれば、原爆で死んだということがそこに書いてあるとは思います。そういうことも、大きく言えば原爆資料かもしれません。

それから援護課は、いろいろ証拠的なものを長期文書として管理していると同時に、事務室で独自に管理しています。総務課の書庫の中に、援護課だけのための部屋がありまして、そこに戦後間もないころからのいろいろな書類がずっと保管されています。いずれ文書館が移管を受けて、利用できるようなかたちに整理していかなければいけませんが、これは膨大に手がかかる仕事になると思います。そういう援護関係の資料は莫大に眠っていると思います。

以上です。

II 質疑応答

○石田 ありがとうございます。予定では16時10分まで質疑応答ということで時間を取っておりますので、今、安藤さんからご報告いただいた内容につきまして、どんどん質問をしていただければと思います。いろいろと興味深い資料の話がたくさんありましたので、聞いてみたいことがいろいろあるのですが。

では、私のほうからお伺いしたいと思います。まず現用文書のお話は、今日、聞いていて大変驚くものが多くありました。データベースは、各被爆者の方が手帳を申請した時の内容を全部データベース化しているのですか。

○安藤 私はデータベースを見たことはありません。あるらしいというぐらいの話しか聞いていません。私は直接、原対課には行っていないので知りませんが、想像するに、要するに手帳を交付して、医療援助とかいろいろ補助ができるようなデータベースということですから、それ以上でも以下でもないと思います。

ということは、どこで被爆してどうだった、どうなったというのは原申には書いてありますが、そこまでは記載しないでしょう。要点は記載するでしょうが、申請書に記載されたことがらを全部データベースのほうに書き写すということはしていないはずです。

○石田 分かりました。二つほどお伺いします。今回文書館に移管になった兵籍簿は、戦没者の遺族の方が申請する際に出したものですか。

○安藤 陸軍のもとには各県に聯隊区司令部というのがあり、そこが軍人の人事を管理しているのですが、兵籍簿というのは、職員名簿みたいなもので、軍人になった人の軍務を中心とする履歴、陸軍が作った履歴書ですね。

○石田 それは徴兵された人も全部含まれるのですね。

○安藤 そうです。

○石田 あと総務課の管理をする部屋に、たくさん被爆者対策の資料が残っているという話をされたのですが。

○安藤 被爆者対策ではないです。援護業務ですから、被爆者というよりは復員、引揚者、戦傷病者、戦没者、遺族等。

○石田 だいたいどのぐらいの量があるのですか。どのぐらいの広さの部屋があるのでしょか。

○安藤 この部屋の半分の2階、中2階のような格好がありましたから、そのぐらいです。

○石田 結構広いですね。

○安藤 広いです。だから、文書館に持ってこられないぐらいの量です。戦没者に対する事務処理、遺骨が帰ってきたら遺骨を遺族に渡す式をやる、靖国神社に合祀するために手続きをする、といった事務があり、書類の山ができるわけです。引き揚げ援護もありますので、その関係の書類も大量に作られています。

戦没者に関しては、それで一旦終ったわけですが、昭和27年に援護法（戦傷病者戦没者遺族等援護法）ができることにより、軍人や遺族に対する手当が復活します。そのための申請をさせたり、その証拠書類を整えたりということが出てくるわけです。

そういうことで、世話課というのは当時何十人、県庁一大部屋だったと思います。大変な事務量です。

○石田 分かりました。ありがとうございます。

○永井 復興関係について、とりわけ平和行政との関わりで、例えば県知事とか県の議会とかに関する文書、議事録とか執務日誌のようなものというのは、どこかに。

○安藤 県議会が全て持っています。かなりきちんと保存していると思います。議案・議決録、議事録、要するに議会として、一番正式な形の整ったものは全てきちんと残っている。

○永井 それは議会に資料室のようなものがあるのですか。

○安藤 議会に議会図書室というのではありませんが、議員のためのものでしょうか。ですから、自由に閲覧するというよりは、情報公開請求等で、こういうものを見たいというかたちで請求する、あるいは何年から何年までの議決の文書を全て見たいとか、議案・議決が全て見たいとか、そのようなかたちになるのではないかでしょうか。

○永井 例えば、県知事の秘書の個人文書がこちらに移管されるとか、そういうことではないわけですね。

○安藤 はい。日本の場合どこでもそうなのでしょうけれども、一応、県知事の文書とか部長の文書とか、そういう文書というのは存在が認知されていないというか、要するにどの文書も全て主務課が持っていることになっているのです。

そして、部長に説明資料としてペーパーを作る場合、当然、主務課の側にも文書は残るはずですので、主務課の文書を保存すればいいということになる。しかし、部長や知事に渡った資料だけを集めればだいたいのことは分かるから、そのほうが簡単だし、余分な情報も入っていないし、コンパクトにいろいろなことが分かっていいと普通は思いますね。それができていません。部長だった人の資料は代々減量化されながら引き継いでいくて、全て捨てられてしまうということですね。

竹下（虎之助）知事が辞める時に、知事の文書があるから要るかと言われて、もちろん要るといって手を挙げたけれども、手に入らなかつたようなことがあります。

○永井 もう一点だけですが、原爆15周年記念の資料を紹介されました。安藤さんのご

説明によれば、県と市が共催した唯一の。

○安藤 そうではないですかね。私のうろ覚えですが。

○永井 それまでは市主導で。

○安藤 そうですね。ずっと市がやっています。県知事も挨拶をしますが、あれは市の行事です。

○永井 どうもありがとうございました。

○布川 先ほど、竹下知事の資料が見られなくなったということがありました、それはどういう経緯だったのでしょうか。

○安藤 そこは追及していないですね。

○布川 知事が代わると、自分の関係文書を持って行ってしまうのですか。

○安藤 知事が持つて帰るか、処分してしまうかですね。ですから、藤田知事の時も、アルバムか何か、もらいましたが、重要な文書は入手していません。情けない話ですが。

○布川 一番肝心な意思決定に関わるところの資料が見られないのですね。いつもそこで、結局出さないということになっているのでしょうか。

○安藤 意思決定というか、一番中心の意思決定は口頭で行われるでしょうね。口頭と説明で。そして、その決定が出されてから起案して、回覧して、文書が作成されて、一応、意思決定されますよね。ですから意思決定という場合、そうした文書が残るわけです。

ただ、厳密に言うと、説明に行く場合に、説明に行くという意思決定を課でやりますから、その時には課長決裁で文書を作らなければいけないわけです。それは本当だったら、課長の手持ち資料になるのではなくて、課の共有文書になって残るというのが筋です。そういう残し方をする場合と、そのようにしないで済ませてしまう場合もあるかと思います。

これは、一つに悪意というのもあると思いますが、もう一つは文化のようなしきたりというか、それはそういう悪意から始まったしきたりかもしれません、文書を作るということの文化というか、そのへんがあるように思います。

○小宮山 細かい話ですが、資料2の「予防課」の所が、フォントとして太字になっています。これは特に意味はあるのですか。

○安藤 原爆の一番主幹的な、要するに衛生行政の、原爆医療という本筋のところで所管を示したもので。それ以外の原爆被爆者の民性的な、生活支援的な援護はこちらの課ですよという。ですから、原爆行政というのは予防課から公衆衛生課になって原対課になりましたということになります。しかし、一部の事務は社会課なり民生課がやっているということです。

つまり福祉的なことは衛生部ができない仕事でしょう。だからです。ところが原対課ということができれば、それを全部一元でやるようになりますし、公衆衛生課の時からまとめてやりましょうということで、昭和47年の公衆衛生課では、原爆被爆者の問題は衛生も民性的なものも含めて一元でやりますという意味です。太字というのは、そういう意味で書いたのだろうと思います。

○石田 では、2点ばかり細かい点でお伺いしたいのですが、まず今日お作りになっていた県立文書館が所蔵する原爆関係資料について。複製資料が幾つか挙がっているの

ですが、この中の、例えば「調査団関係者の連絡先」というのは、県立文書館のほうで押さえておられないのですか。

○安藤 連絡先は『広島県史 原爆資料編』に書いてありませんでしたか。

○石田 あの時の状態のままなのですね。

○安藤 そうです。だから、最近の住所は分からないです。

○石田 では、それぞれ調査団に関わった方の文書が、その後どうなったかということまでは追跡とかは。

○安藤 追跡調査はしていないです。原爆資料館に追跡調査をやつたらどうかと、しきりに私は言ったことがあるのですが、全国調査をして、予算をかけてと。それで、やると言っていたからやるのかなと思っていたら、結局やらなかつたのですかね。

○石田 呉鎮守府のものは確か大和ミュージアムに入っているはずですが。

○安藤 ええ。だから、この中でも幾つかは原爆資料館に入っていますよ。神津（幸直）さんは大和ミュージアムにいきましたし、新妻（清一）さんの資料は原爆資料館に寄贈されたと思います。新聞で報道されて、それで、これは入ったなということで、うろ覚えに知っているだけで、連携はとっていないので、原爆資料館に今どれがあるかと聞いてはいません。

○石田 分かりました。もう一点が、「行政文書中の原爆関係資料目録」という一覧表を今日お出しいただいたのですが、これは要は県立文書館の持っているデータベースのうち、「原爆」で検索をかけてヒットしたものを一覧にされたもの。

○安藤 ヒットして、その中で余分なものを削除してということです。例えば、交通手当支給というのも当然ヒットするわけですが、それは膨大にあるので省いています。

○石田 これを拝見すると、かなり被爆者援護行政以外のものでも興味深いものはずいぶんあるのだなと思いました。たとえば、この地方課が作った「特別調査一件」は12冊のうちの2となっていますが、12冊全部残っているのですか。

○安藤 12冊のうち6, 7, 10がありませんが、別に3冊ありますので、全部で12冊残っています。

○石田 これは私は驚きました。前に山口で（元県庁の職員の方に）話を聞いた時に、当時の田中（龍夫）知事が地方課の職員に公安のような仕事をさせて、朝鮮戦争の前に各種団体の動向を探らせたということをうかがい、資料があるのかなと思って聞いてみたら無いという話でした。これは広島のほうでも同じことを地方課の職員にさせていて、全部残っているのですね。

○安藤 これは特審局（法務府特別審査局）ができる時に。

○石田 これは公開を請求したら、今、全部見られますか。

○安藤 すぐに全部公開はできません。10月からマイクロ化して、複製を作る予定ですので、審査して、非公開部分、保護すべき個人情報を特定した上で閲覧に供することになります。

○石田 では、つい最近、移管になった文書なのですか。

○安藤 いや、そうでもないです。『広島県史 原爆資料編』にリストが載っているから、

ここに載せたのです。『広島県史 原爆資料編』には、どういうわけか難民救済法も載っているのでこの一覧に載せました。難民救済法と原爆はあまり関係ないとは思うのですが、難民救済法で渡米することができた人の中に、原爆に遭ったということが一つの理由になって行った人もいるということですね。だからと言って、では原爆に遭わないと難民救済法でアメリカに行けないかというと、そうでもないでしょう。戦争で被害に遭った難民というふうに認定されれば、渡米できるわけですから。これは原爆資料というふうに私はみなさなかつたのですが、原爆資料編にリストが掲載されているものですから、原爆資料編との整合をとるため、ここに載せておきました。

○水本 基本的な話ですが、『広島県史 原爆資料編』があります。それと『原爆三十年』『広島県戦災史』というのは、一つの連続性を持って編集をされてきたのですか。

○安藤 『広島県史 原爆資料編』と『原爆三十年』は、ほぼ連続的な仕事といつていいでしょう。要するに、県史編さん室が『広島県史 原爆資料編』を作った。しばらくしてから原爆30年の時期を迎えた。では、少しコンパクトな本を作ろうかということで、(『広島県史』の)通史編ができる前に原爆だけの通史的な読み物ができたわけですね。ですから、これはほぼ『広島県史 原爆資料編』の後のシリーズとして意味があることです。

『広島県戦災史』は、それからずいぶん時間をおいてできますので、どちらかというと『広島県史 近代2』の焼き直しみたいなところが多いですね。項目、執筆陣が重複するところがあります。しかし、戦時体制、戦災についての叙述は充実しています。

本日のテーマとの関連では、特に援護の問題で言いますと、戦後の援護の問題が取り上げられています。今、靖国問題とか援護問題というのは、かなりホットな問題になってしまっており、最近、歴史学のまな板に乗ってきましたね。しかし、『広島県戦災史』ができた時点、あの時点でこういう問題を考えた人というのはあまりいないと思います。自治体が編纂した単行本の一節ですから、論文という格好で出ていないから、研究史の中では全く無視されていると思いますが、非常に先駆的な業績だと思います。書かれたのは宇吹さんです。

ついでに言いますと、今から思えばですが、『広島県史 原爆資料編』で一番最初は防空体制から始まるわけです。そして救護とか、その後の援護とか、その中にかなり町村役場文書を使っています。あの時点で町村役場文書を歴史の資料として使うというのは、これもかなり先駆的なというか、当たり前ではあるのですが、当時はまだ、そこまでされていなかつたのではないかでしょうか。

話はまったくかわりますが、こういうのも原爆資料になると思うのですが『小坂一郎日記』。『町と村の戦時体制』という当館の展示で使用させていただきましたが、筒賀村長が原爆投下の時に村役場がとった対応を日記に書いています。この小坂一郎さんというのは戸河内の人ですが、あの辺の二カ村ぐらいの村長をしています。そして、明治の終わりから昭和戦後期ぐらいまでの日記を持っているのです。ものすごい資料だと思います。

○布川 膨大な量ですよね。

○安藤 膨大な量ですね。だけど、そういう日記があるというのは非常にいいと思います。

しかも整理するのは楽でしょう。1行で済む。『小坂一郎日記』何冊、何年から何年と、ものすごく楽ですから、こういう資料は持っておきたいのですが。

○永井 小坂というのは、どういう字を書かれますか。

○安藤 「小さい」に「坂」。

○永井 土偏の坂ですか。

○安藤 ええ。一郎で、今、戸河内の小坂千代子さんという方が日記を持っているのですが。それこそ復刻をして、本にして出版されてもいいのではないか。やってください。

○布川 切れ目なく残っているのですか。

○安藤 たぶん、そうだと思います。

○永井 これは原爆の当日。

○安藤 それだけは原爆資料ですが、あとは原爆とは関係ないです。

○永井 そういうものもあるわけですね。

○安藤 明治40年ぐらいから昭和30年ぐらいまで日記は残っているわけです。

○石田 あと、今日、資料としてリーフレットを三つ頂いているのですが、こちらのほうの説明はよろしいですか。

○安藤 特段のことではないのですが、「『原水爆時代』と今堀誠二文書」というミニ展示の図録は、今堀さんの資料の一端を紹介したものです。『広島戦後の記録』という展示図録ですが、「原爆25年」という項目で原爆関係の資料の紹介があるということでご提供しました。

また『戦中・戦後の援護』という展示図録は、これも最後のところに原爆が来ますが、その前に援護とは何かということで、要するに援護というのは戦争をするために必要な不可欠な事業だと。戦中から始まって戦後、占領期に一旦途切れますが、その後、独立してから、また復活するという経緯をたどるわけです。そこを一つの流れで見た展示なので、参考にと思ってご提供しました。

○石田 今堀先生のは、どういう経緯で県立文書館のほうに入ったのですか。

○安藤 今堀さんの資料は、そもそもは県史編さん室の資料として、県史編さん室に貸し付けられていたわけですね。県史編さんにかかわられた今堀先生自身が段ボール2箱ほど、県史の資料としてということで置かれていたわけです。それを、今堀さんが亡くなられた後に県立文書館のほうで整理をして寄贈手続を取らせていただきました。

○石田 では、今あるものは今堀先生のご自宅のほうから収集に行ってもらってきたものではないのですか。

○安藤 そうではないです。県史の時に提供されたものです。

○石田 では、まだご遺族がお持ちの可能性もあるのですか。

○安藤 今堀先生の死後、残りを広島市公文書館の松林（俊一）さんが取りに行ったのですが、大したものはなかったということでした。結局、今堀さんが『原水爆時代』を書くにあたって必要な資料は、ずいぶんいい資料を使って書いているのに、その資料の大部分がありません。つまり、主として共産党国際派の資料がほとんどないのです。それは、たぶん返したのだろうと思います。

○石田 返すというのは。

○安藤 借りて、『原水爆時代』を書いて、もとの人に返したということしか考えられないです。かなり持っておられたと思います。そうでないと、あれは書けないですよ。

○石田 分かりました。松林さんにお伺いすれば、ご遺族がお持ちだったものについては、だいたい分かるというかたちなのですね。

○小池 その後は、ほとんどが東大にいっているから。その最後の残りが総科（広島大学総合科学部）に来ているわけだし。

○安藤 総科にも来ているのですか。

○小池 妹さんから最後に寄贈されていますね。その時には、ほとんど何も残っていなかつたと言われていました。

○安藤 中国関係の資料東洋文庫でしょう。

○小池 東大の東洋文庫のほうに行きましたから。

○安藤 東洋文庫に行って、残りの今堀さんの専門研究ではなく、社会活動の関係のものを松林さんが取りに行ったはずですが、大したもののはなかったと。広島市公文書館にあるはずです。

○小池 若干ですね。

○安藤 ありましたか。

○小池 いや、聞いていないです。だから総科に寄贈されたのは、最後の叙勲とか勲章のたぐいですよね。文書のほうは、ほとんど寄贈されていないと。

○安藤 残っていなかつたですか。

○小池 残っていなかつたです。国際派というと松江澄ですかね。誰が持っていたのでしょうか。

○安藤 ただ、松江澄は資料を持っていないのでは。

○小池 もうお宅へ伺ったのですが。

○安藤 私が直接確かめたわけではありませんが、持っていないという認識をしています。松江さんからは県会議員として入手された行政刊行物を県史編さん室が定期的にいただきにあがっていますが。もちろん今堀さんは松江さんから借りられる可能性はあったでしょうけれども、たぶん持っていなかつたのでしょうね。ほかの人物でしょう。

○小池 共産党の本体の所よりも、国際派のほうが資料は残るような気がするのですが。

○安藤 共産党本部ということではなくて、主として、この分は中国地方委員会ですから、内藤知周とか松江澄が中心のグループの資料です。『民族の星』、『平和戦線』といった機関誌も中国地方の機関誌ですからね。

○小池 共産党の本体よりは、ああいうほうが残りやすいとは思うのですね。共産党の本体のものは、亡くなると必ず取りに来ますから。共産党の人たちが皆来て、公文書のたぐいは、ごっそり持っていきますから。うちにある佐久間澄との重なりはないのかな。

○石田 そこまでは分かりません。佐久間さんは整理中ですから。

○小池 あれの目録は、もうできているのだろう。

○石田 仮目録です。

○安藤 かなりの量ですか。

○石田 楠（忠之）さんはご存じですか。

○安藤 ええ。県会議員の楠さんですね。

○石田 あの方の紹介で、菅（真城）さんの時にもらいにいったものですね。段ボールで14、5箱ですね。

○安藤 相当膨大なものですね。

○石田 ただ、割とまとまっているファイルになっているものが多いので、そんなにはかかりないです。中の細目ごとに取り出すと大変になってくると。

○小池 あれ自体は、やはりどう見ても佐久間さんの個人的なファイルだね。

○石田 そうですね。

○小池 党のファイルではない、あるいは団体のファイルではない。それだから、うちにくれたのだと思うけど。

○石田 そうでしょうね。

○小池 ただ、2箱ぶんぐらいなのだろう。

○小宮山 そうですね、途中が抜けていますね。もらい受けた時点では、途中の箱がなくて抜けているのです。だから、全体が全部残っているわけではないです。

○小池 市域のことに関しては、県ということでいうと河川ですよね。港湾、河川、それから道路の一部。百メートル道路などの管理は県ではなかったですか。そのような道路建設や港湾建設、復興というかたちでの資料、あとスラムの問題ですね。それは、やはりたくさん残っているのですか。

○安藤 先ほど言いましたように都市計画事業として行われる個々の事業は断片的に残ります。担当課が重要視した文書はたくさん残っています。

○小池 最後に永野（巖雄）さんが行政代執行をしますね。あれは県ですよね。

○安藤 ええ。ともかく不法占拠の対策の関係の書類は何十冊があると思います。何十冊というほどもなかったかな。『広島県立文書館だより』第35号に、的場の不法建築物撤去の写真を載せています。その写真が貼ってあった文書は、行政代執行しますという本庁の文書ではなくて、出先機関の職員が現場を撮影してきて、ここはこうなっていると、撤去しなければいけないというような状況を示すような書類です。行政代執行そのものの資料があるかどうかは確認していませんが、証拠資料としてたくさん残されていると思います。

系統的に追うのは難しいかもしれません、文書が作成された時点、時点での状況は一部分かるかもしれないですね。

○石田 では、そろそろお時間になりますが、よろしいでしょうか。安藤さん、今日はありがとうございました。

○一同 ありがとうございました。

(終了)

広島県立文書館所蔵原爆関係資料について

平成 24 年 7 月 24 日 於広島県立文書館

広島県立文書館 主任 安藤福平

はじめに

1 原爆問題の展開 — 原爆関係資料生成の諸相

資料 1

2 広島県立文書館が所蔵する原爆関係資料

別紙 原爆関係資料一覧

3 広島県立文書館所蔵行政文書中の原爆関係資料

広島県の被爆者援護行政

行政機構の変遷

資料 2

文書分類表

資料 3

現行原爆被爆者対策業務の概要

資料 4 (「広島県健康福祉行政概要（平成 23 年度）」)

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/50/23-kennfukugyouseigaiyou.html>

広島県立文書館所蔵行政文書中の原爆関係資料

別紙「行政文書中の原爆関係資料目録」

現用行政文書中の原爆関係資料

総務課管理の行政文書（長期保存文書・有期限文書）

被爆者支援課が保管する文書（引継ぎ前の文書、常用文書、DB）

その他

資料1 原爆問題の展開 ー 原爆関係資料生成の諸相

米国政府	行政	専門機関	被害（人、団体、街）	報道機関	関与者（運動、記録）
------	----	------	------------	------	------------

原爆開発

防空・救護体制、建物疎開、学童疎開

原爆投下 → 被害（人的・物的）

避難、救援・救護、遺体収容、瓦礫処理

調査・研究（軍、大学等調査団、学術研究会議、米国調査団、米国SBS）→ ABCC

報道・出版（直後、占領下、講和後、～現在、海外）

被爆者（人生、同情・援護、行政の援護、運動、体験記）（会社・学校）→被爆者団体
治療・研究（病院、医師会、原対協、ABCC、原医研）

援護行政（占領下、戦没者遺族援護法、原爆医療法、援護法、法外、陳情活動、八者協）

平和行政（平和祭、記念式典、国際活動）

平和運動（ノーモアヒロシマズ運動、平和擁護運動、原水禁運動、平和教育）

記録化（手記・体験記、文学、映画、資料館、語り部、白書運動、復元調査、出版）

都市の復興（戦災復興事業、原爆スラム、平和公園）（広島工業港、太田川改修）

資料2 行政機構の変遷

民生部幹事課の変遷

昭和 22.5.3 民生部厚生課

昭和 29.11.1 民生労働部厚生課

昭和 38.4.1 社会課

昭和 47.4.1 民生部社会課

原爆被爆者対策に関する業務所掌機関の変遷

昭和 31.4.1 民生労働部厚生課&衛生部**予防課**

昭和 38.4.1 社会課&**予防課**

昭和 43.4.1 民生課&**予防課**

昭和 47.4.1 衛生部**公衆衛生課**

昭和 51.4.1 環境保健部**原爆被爆者対策課**

援護行政業務所掌機関の変遷

昭和 22.5.3 民生部世話課（広島地方世話部の事務を継承）

昭和 29.11.1 民生労働部世話課

昭和 32.7.1 援護課

昭和 43.4.1 民生課（援護+原爆・毒ガス）

昭和 47.4.1 民生部援護課。

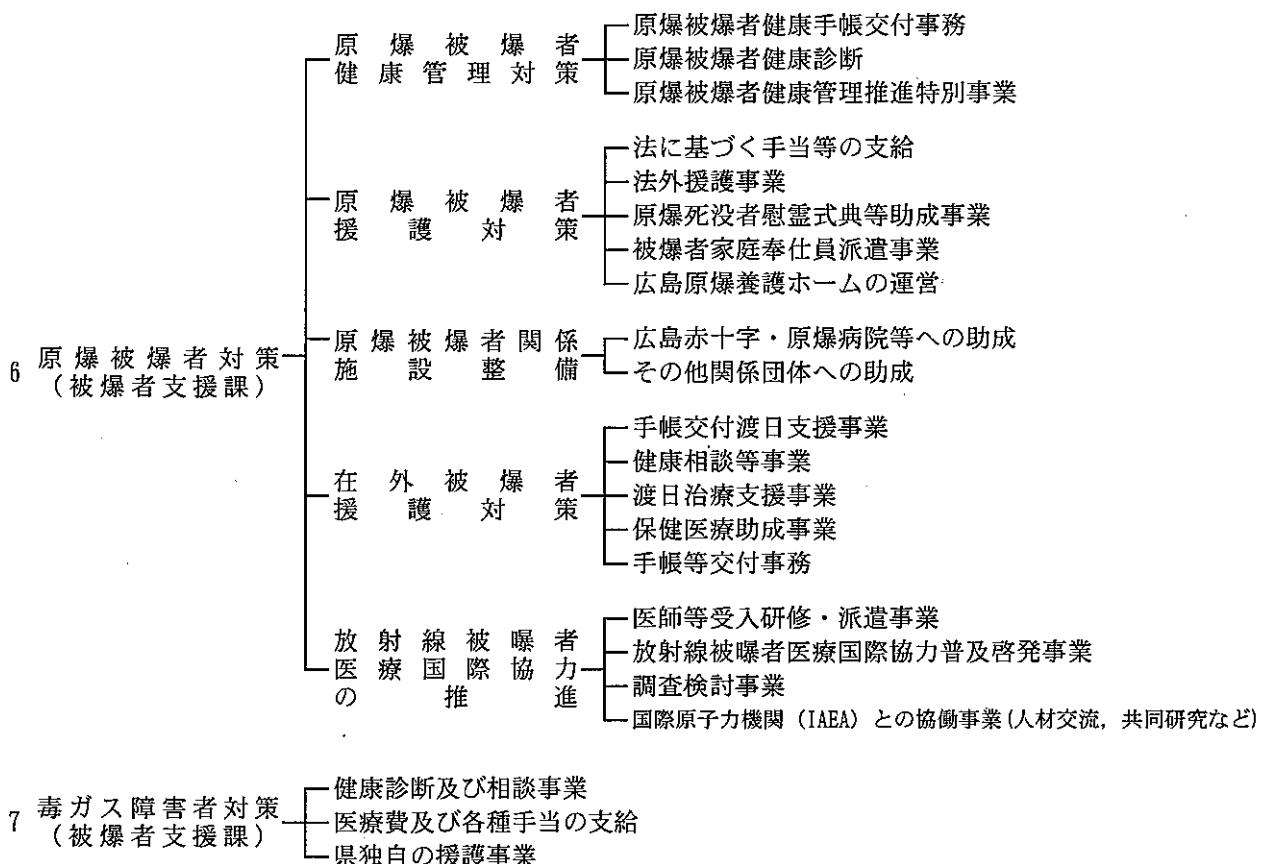
資料3 文書分類表（原爆医療関係）

昭和42年作成

分類記号・表題	/	備考	/	保存年限
H56.0 原爆被爆者の健康手帳・健康診断・医療				
H56.10 原爆被爆者健康手帳	/	/P	原爆被爆者健康手帳交付台帳	
H56.11 原爆被爆者健康手帳の交付	/	/P		
H56.12 原爆被爆者健康手帳記載事項変更	/	/3		
H56.13 原爆被爆者健康手帳の再交付・返還	/	/3		
H56.20 原爆被爆者健康診断	/	/P	原爆被爆者健康診断委託機関台帳	
H56.21 原爆被爆者健康診断委託契約	/	/P		
H56.22 原爆被爆者健診指導	/	/3		
H56.23 原爆被爆者健康診断委託機関診療報酬請求明細	/	/5		
H56.30 原爆被爆者医療				
H56.31 原爆被爆者医療機関	/	/5		
	/	/P	原爆被爆者医療機関台帳	
H56.32 原爆被爆者医療認定	/	/P		
H56.33 原爆被爆者医療費支給	/	請求明細書など。/3		
H56.34 原爆被爆者交通手当支給	/	請求明細書など。/5		
H56.35 原爆被爆者医療手当支給	/	請求明細書など。/5		

資料4 健康福祉局の事業体系

- 1 地域保健福祉推進事業
(健康福祉総務課)
- 2 大規模社会福祉施設等の整備
(健康福祉総務課)
- 3 災害救助事業
(健康福祉総務課)
- 4 次世代育成支援対策の推進
(こども家庭課)
- 5 婦人保護対策の推進
(こども家庭課)



保健医療従事者
8 確保対策事業
(医務課)

9 適正な医療の確保
(医務課)

10 医療体制整備事業
(医療政策課)

11がん対策の推進
(がん対策課)

12 医療保険制度
の健全な運営
(医療保険課)

13 感染症事業
対策事業
(健康対策課)

14 精神保健福祉
対策事業
(健康対策課)

15 難病対策事業
(健康対策課)

16 健康増進対策
(健康対策課)

17 食育推進事業
(健康対策課)

18 歯科保健
(健康対策課)

19 地域保健対策
(健康対策課)

20 母子保健対策
(健康対策課)

21 生活衛生対策
(食品生活衛生課)

22 食品衛生対策
(食品生活衛生課)

23 栄養改善対策
(食品生活衛生課)

24 薬事衛生対策
(薬務課)

25 肝炎対策
(薬務課)

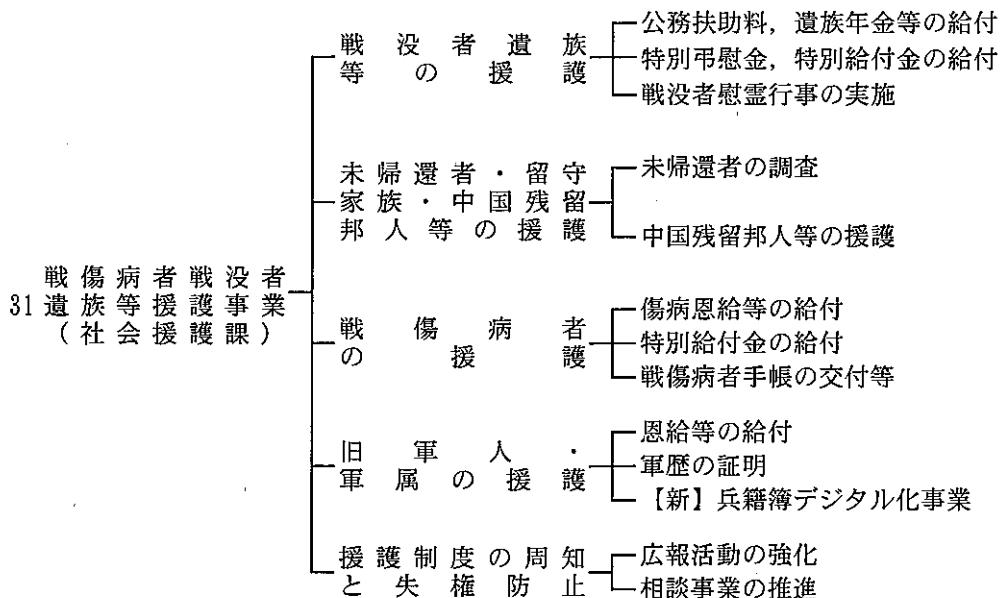
26 民間社会福祉
活動の振興
(地域福祉課)

27 福祉人材の
確保・育成
(地域福祉課)

28 等の指導援助
(地域福祉課)

29 生活援護事業
(地域福祉課)
(社会援護課)

30 民生行政情報システムの整備
(地域福祉課)



32 障害者福祉事業（「広島県障害者プラン」の推進）
(障害者支援課)

33 高齢者対策の推進
(高齢者支援課)

34 介護保険制度
の健全な運営
(介護保険課)

広島県立文書館が所蔵する原爆関係資料について

当館が所蔵する原爆関係資料は、

- ① 複製資料 広島県総務部県史編さん室等が収集し当館が引き継いだ文書の写真やコピー
- ② 寄贈・寄託文書 当館に個人・団体から寄贈・寄託された資料
- ③ 行政文書 広島県が作成した行政文書（保存年限が満了して選別保存されたもの）
- ④ 図書・行政刊行物

に大別できます。

① 複製資料 県史編さん室は、昭和47年3月に『広島県史 原爆資料編』を刊行しましたが、その過程で資料の所在を調査するとともに、一部は複製（フィルム、ハードコピー、筆写）により収集しました。その全体像は、『広島県史 原爆資料編』の「採訪 原爆資料所在目録」に記されています。

『広島県史 原爆資料編』刊行後、『原爆三十年』（県史編さん室、昭和51年3月）、『広島県戦災史』（広島県総務部総務課、昭和63年3月）が刊行されました。その過程で収集した資料もあわせ、収集された複製資料は、当館に引き継がれ、原本所蔵者から公開の許諾が得られたものについて目録を作成し閲覧・利用に供しています。なお、そのほか編纂・刊行のために収集された写真（複製）を所蔵しています（目録未作成）。

② 寄贈・寄託文書 当館では、個人・団体から寄贈・寄託された資料（古文書）を保存・公開していますが、それらの中にも原爆に関連した資料が含まれている文書群があります。

③ 行政文書 広島県は、原爆に関連した様々な行政課題に取り組んできましたが、その過程で作成された行政文書のうち、保存年限が満了して選別保存されたものが当館で保存・公開されています。また、常用文書や長期保存文書、最近作成され保存年限が満了していない文書は各主務課が保管しているもののほかは、総務課が集中管理しています。

当館で保存・公開されている行政文書は「広島県行政文書簿冊目録」で必要な資料を探すことができます。

④ 図書・行政刊行物 原爆に関連した図書は、「B08 軍事・戦争」「B08.1 原爆」という項目に分類していますが、蔵書数が少なく、ほとんどが他の図書館等でも閲覧できるものです。

行政刊行物は、「4050 被爆者」という分類が直接該当しますが、たとえば議会に上程された原爆問題関連の議案は、「0060 議会」に分類されます。

図書は「広島県立文書館 収蔵図書目録」、行政刊行物は「行政資料目録（広島県発行分）」で必要な資料を探すことができます（いずれも閲覧室に開架）。

以上のうち、①、②について一覧にしたものが、次頁に掲げる「広島県立文書館所蔵原爆関係文書群一覧」です。

また、①の全部および②の一部（198805 亘春市文書、198834 山岡彦人文書、198835 渡辺史郎氏収集文書）について、原爆関係資料を抽出したものが後掲の「原爆関係資料目録」です。

広島県立文書館所蔵原爆関係文書群一覧

I 寄贈・寄託文書

★印の文書群については、「原爆関係資料目録」(後掲)に原爆関係資料のリストが掲載されています。それ以外の文書群については、それぞれの目録を参照するか、カウンターにお問い合わせください。

文書群番号	文書群名	原爆との関係
198805	亘春市文書★	行政関係者－警察
198834	山岡彦人文書★	行政関係者－警察
198835	渡辺史郎氏収集文書★	自衛隊（調査団資料）
198911	芸北町役場文書	戦災対応
199505	天野卓郎文書	平和運動、原爆被爆者調査票（日本原水協調査）
199507	広島県青年連合会文書	平和運動
199607	山野村役場文書	戦災対応
199608	今堀誠二文書	平和運動
200203	高山等資料	被爆者診療録、平和運動
200526	田中嗣三資料	広島県の写真集『Living Hiroshima』出版
200701	日本社会党広島県連合会関係資料	平和運動
200702	劇団月曜会関係資料	演劇（平和運動）
—	大下応旧蔵資料	米国の新聞のスクラップブック（原爆投下等の記事）

II 複製資料

下記文書群に含まれる原爆関係資料は、後掲の「原爆関係資料目録」にリストが掲載されています。各文書群についての全資料リストは『広島県立文書館複製資料目録』(第1集・第2集), 閲覧室備えつきの「県立文書館複製資料仮目録」を参照してください。

原爆との関係	所蔵先または文書群名
行政機関	厚生省援護局所蔵資料 (P92-7) 外務省外交史料館所蔵文書 (P92-2) 防衛庁防衛研究所戦史部所蔵資料 (P92-34) 広島地方気象台所蔵文書 (P01-32) 旧温品村役場文書 (P01-105) 安芸郡坂町役場所蔵文書 (P16-1) 廿日市市役所所蔵文書 (廿日市町役場文書) (P22-1-1) 廿日市市役所所蔵文書 (地御前村役場文書) (P22-1-2) 廿日市市役所所蔵文書 (平良村役場文書) (P22-1-4) 廿日市市役所所蔵文書 (宮内村役場文書) (P22-1-5) 広島市公文書館所蔵文書 (大林村役場文書) (P01-23-3) 市町村役場戦災者名簿類 (広島県戦災史収集資料) (M86001～) 国立国会図書館所蔵小川資料 (P9705)
行政関係者	広島原爆障害対策協議会保管川田兼三郎文書 (P01-19) 竹内喜三郎文書 (P03-4) 横田健一氏旧蔵資料 (鈴木正道) (P200901) 小川家文書 (P01-45)
学校	似島学園所蔵文書 (P01-8) 広島市立舟入高等学校所蔵文書 (P01-29) 修道高等学校所蔵文書 (P01-3) 安田学園所蔵文書 (P01-35) 比治山女子高等学校所蔵文書 (P01-9) 坂町立横浜小学校所蔵文書 (P16-2) 広島市立五日市小学校所蔵文書 (P01-27)
調査団関係者	山科清文書 (陸軍) (P01-91) 新妻清一文書 (陸軍) (P92-46)

第一部 研究会速記録

原爆との関係	所蔵先または文書群名
個人	大橋成一文書（陸軍）（P92-40） 神津幸直文書（呉鎮守府）（P02-9） 田島英三文書（理研）（P91-12） 玉木英彦文書（理研）（P91-13） 中山弘美文書（理研）（P92-45） 山崎文男文書（理研）（P01-106） 菊池武彦文書（京大）（P95-13） 脇坂行一文書（京大）（P95-15） 清水栄文書（京大）（P95-14） 浅田常三郎文書（阪大）（P94-9） 篠原健一文書（九大）（P92-43） 石川数男資料（九大）（P92-38） 加納竜一文書（日本映画社）（P92-41） 渡辺史郎氏収集文書（198835） 井西家文書（P86-2）
原爆報道欧米新聞資料	米国議会図書館（M近現323～） ユニバーシティ・マイクロフィルム社（ミシガン）（M近現328～） ベイ・マイクロフィルム社（カリフォルニア）（M近現330） ニューヨーク・タイムズ社（ニューヨーク）（M近現331～） シカゴ大学（シカゴ）（M近現333）
戦略爆撃調査団	米国国立公文書館（M86012～， M近現553～）

原爆関係資料目録

この目録は、「広島県立文書館所蔵原爆関係文書群一覧」のうち、複製資料及び寄贈・寄託文書の亘春市文書(198805)、山岡彦人文書(198834)、渡辺史郎氏収集文書(198835)から原爆関係資料を抽出したものである。

厚生省援護局所蔵資料

P92-7-B1 (P92-7-B1)	原爆資料〔抄〕 ○戦災患者取扱ニ関スル件通牒	昭和20.8	引揚援護局中国駐在事務所 広島第一陸軍病院長→各分院長
(P92-7-B1)	○衛生速報 写	昭和20.9.1	中国軍管区司令部→各隊高級医官・各病院長
(P92-7-B1)	○原子爆弾ノ治療法ニ関スル件通牒	昭和20.9.6	広島第一陸軍病院長→櫛ヶ浜分院長
P92-7-B2	原爆に関する書類綴〔抄〕	昭和22.7.24～昭和32頃	引揚援護局中国駐在事務所 (のち厚生省中部復員連絡局 広島支部)

外務省外交史料館所蔵文書

P92-2-D80	終戦連絡調整地方委員会一件〔抄〕	昭和23～24	外務省
P92-2-D80	連合軍の本土進駐並びに軍政関係一件(第2巻)〔抄〕	昭和20～21	外務省
P92-2-D81	連合軍の本土進駐並びに軍政関係一件 連絡調整地方事務局執務報告書綴 第32巻 中国一	昭和22～23	中国連絡調整事務局→外務省
P92-2-D82	連合軍の本土進駐並びに軍政関係一件 連絡調整地方事務局執務報告書綴 第33巻 中国二	昭和24	中国連絡調整事務局→外務省
P92-2-D83	連合軍の本土進駐並びに軍政関係一件 連絡調整地方事務局執務報告書綴 第34巻 中国三	昭和25	中国連絡調整事務局→外務省
P92-2-D84	連合軍の本土進駐並びに軍政関係一件 連絡調整地方事務局執務報告書綴 第35巻 中国四	昭和26	中国連絡調整事務局→外務省

防衛庁防衛研究所戦史部所蔵資料

P92-34-C132	第二総軍隸下部隊主要職員表	昭和20.5	〔第二総軍司令部〕
P92-34-A106	昭和二〇・八・一五現在 陸軍部隊(主として内地)調査表〔抄〕	昭和43.7.20	厚生省援護局業務第一課
P92-34-C135	第二総軍命令等	昭和20.8.9～昭和20.10.10	第二総軍司令部
P92-34-C136/137	大本営・第二総軍命令綴	昭和20.8.17～昭和20.10.12	
P92-34-A108	第二総軍 第二復員司令部 復員報告綴	昭和20.10.17以後	第二総軍・第二復員司令部
P92-34-C124	本土作戦記録 第三巻 第二総軍	昭和21.10	第一復員局
P92-34-C133	第二総軍作戦準備概史(第一案)		
P92-34-C134	第二総軍終戦記	昭和29.10	畠俊六

P92-34-A107	昭和二四・一・一現在 岡山農地事務局管轄 中国地方旧軍用地の実態調査		農林省開拓局用地課
P92-34-A128	昭和20年8月月末調査団の広島特殊爆弾調査資料 ※新妻清一文書 特殊爆弾調査資料を見よ。		
P92-34-A127	広島市戦災処理の概要	昭和30.3	佐伯文郎
P92-34-C123	全国主要都市戦災概況図〔抄〕 ※広島市・呉市・福山市	昭和20.12	第一復員省資料課
P92-34-C125	太平洋戦争による我国の被害総合報告書（戦争被害調査資料四）	昭和24.4.7	経済安定本部総裁官房企画部 調査課
P92-34-A117	日本の電力工業（米国戦略爆撃調査団報告）	昭和35.5	米国戦略爆撃調査団（航空自衛隊幹部学校発行）
P92-34-A126	原子核分裂を兵器に利用する批判（原子力工業 1巻3号所収）	昭和30.6	長岡半太郎

広島地方気象台所蔵文書

P01-32-D1	当番日誌〔抄〕	昭和20	広島地方気象台
-----------	---------	------	---------

旧温品村役場文書

P01-105-B1	警防空関係書類綴〔抄〕	昭和19～20	温品村役場
------------	-------------	---------	-------

安芸郡坂町役場所蔵文書

P16-1-B1	昭和二十年八月 樽災患者名簿 収容所小屋浦	昭和20	
P16-1-B1	昭和二十年八月十二日調 樽災患者名簿収容場所坂国民学校〔2冊〕	昭和20	
P16-1-B3	八月十一日 収容患者名簿	昭和20	
P16-1-B4	八月十一日 収容患者名簿 横浜ノ部	昭和20	
P16-1-B5	昭和二十年 樽災者名簿	昭和20	坂村役場
P16-1-B6	戦災給与金関係綴〔抄〕	昭和20.11～	坂村役場
P16-1-B7	原爆関係戦没者調査表〔抄〕	昭和27.1	
P16-1-B8	原爆関係死亡者関係簿	昭和27.7	坂町役場

廿日市市役所所蔵文書（廿日市町役場文書）

P22-1-1-B1	庶務一件〔抄〕	昭和20	廿日市町役場
P22-1-1-C1	戦没者遺族名簿〔抄〕	昭和26.3	廿日市遺族会

廿日市市役所所蔵文書（平良村役場文書）

P22-1-4-B9	死亡報告書纏〔抄〕	昭和20.4	平良村役場
P22-1-4-B10	疎開関係書綴〔抄〕	昭和20	平良村役場

P22-1-4-B11	庶務一件〔抄〕	昭和20	平良村役場
-------------	---------	------	-------

廿日市市役所所蔵文書（宮内村役場文書）

P22-1-5-B25	昭和十九年大東亜戦争戦傷病死者一件〔抄〕	昭和19	宮内村
P22-1-5-B26	日誌〔抄〕	昭和20.6	宮内村
P22-1-5-B28	戦災一件〔抄〕		宮内村
P22-1-5-B27	宮内村国民義勇隊	昭和20.5	
P22-1-5-B29	隊員名簿	昭和20.5	宮内村国民義勇隊
P22-1-5-B30	義勇隊出動名簿	昭和20.8.6～昭和20.9.2	宮内村国民義勇隊
P22-1-5-B31	罹災者収容給食調	昭和20.8.6～昭和20.9.3	宮内村役場
P22-1-5-B32	罹災者食糧特別配給帳	昭和20.8.11～昭和20.9.3	宮内村役場
P22-1-5-B33	罹災者収容諸件	昭和20.8.6～昭和20.9.3	宮内村
P22-1-5-B34	罹災者収容名簿	昭和20	宮内村役場
P22-1-5-B35	戦災者弔慰金見舞金支給報告	昭和20.10.6～昭和21.1.14	宮内村

廿日市市役所所蔵文書（地御前村役場文書）

P22-1-2-B2	戦時災害ニ関スル書類綴〔抄〕	昭和20.4	地御前村役場
P22-1-2-B3	戦時災害第二十二条第二十三条申請者名簿〔抄〕	昭和20.10.23	地御前村役場
P22-1-2-B4	戦時災害関係來翰発翰書類綴〔抄〕	昭和21	地御前村

広島市公文書館所蔵文書（大林村役場文書）

P01-23-3-B1	戦時災害保護法一件〔抄〕	昭和20	大林村役場
P01-23-3-B1	戦時災害保護法一件〔抄〕	昭和20	大林村役場

市町村役場戦災者名簿類（広島県戦災史収集資料）

M86001	応召軍人台帳・復員台帳	昭和7.	
M86001	復員台帳 援護係	昭和21.	
M86001	引揚者名簿 久井町役場		
M86001	戦没者調査票 久井町役場		
M86001	戦没者並外地引揚者一件 向島西村役場	昭和21.	
M86002	戦没者並外地引揚者一件 向島西村役場	昭和21.	
M86002	戦災者並外地引揚者名簿 向島西村役場		
M86002	(海軍関係) 戦没者名簿 向島西村役場		
M86002	外地引揚者台帳 向島西村役場		

M86003	死没者関係書綴 豊松村役場	昭和19～20	
M86003	戦災者給與金書類綴 豊浜村役場	昭和20. 8.	
M86003	皇后陛下御下賜品・戦死病没者調・軍人遺族記章授与願・報告一件	昭和17. 1.	
M86004	罹災者名簿		廿日市町役場
M86004	引揚者生活調査票		廿日市町役場
M86004	戦没者遺族調査票		廿日市町役場
M86004	戦没者名簿		宮内村役場
M86004	戦没（軍人・軍属・公務員）名簿		宮内村役場
M86004	戦死者名簿		宮内村銃後奉公会
M86004	復員者・戦災者名簿		宮内村役場
M86004～5	埋火送葬届綴		宮内村役場
M86005	罹災者名簿		地御前村役場
M86005～6	戦災罹災者台帳		地御前村役場
M86006	引揚民名簿及配給台帳一覧表		加計町役場
M86006～7	戦死・戦没者名簿		加計町役場
M86007	戦死病歿公報綴		加計町役場
M86007	戦没者遺族台帳		安野村役場
M86007	給与台帳		安野村役場
M86007	未帰還者名簿		安野村役場
M86007～8	広島戦災者名簿		安野村役場
M86008	傷痍軍人台帳		殿賀村役場
M86008	疎開復員引揚者名簿 帰郷軍人健康診断要綴		殿賀国保組合
M86009	引揚証明書綴（内地）		市村役場
M86009	引揚証明書綴（外地）		市村役場
M86009	引揚民援護台帳		神田村役場
M86009	戦災引揚者援護台帳 下徳良・藏宗之部		神田村役場
M86009	戦災引揚者援護台帳 萩原・福田之部		神田村役場
M86009	部落常会・組別常会記録		平良村
M86009	部落常会報告綴		平良村
M86010	戦災者調査票	昭和22	戸坂村役場
M86010	引揚者名簿	昭和21	戸坂村役場
M86010	戦没者名簿	昭和30	大林村役場
M86010	戦災者名簿	昭和20	大林村役場
M86010	疎開者戦災者名簿	昭和20	大林村役場
M86010	罹災者名簿	昭和20	大林村役場
M86010	戦災者名簿	昭和20	川内村役場
M86010	復員軍人・戦災者・外地引揚者名簿綴	昭和21	瀬野村役場
M86010	遺族名簿		瀬野村役場
M86010	陸軍海軍復員者調査表	昭和10～20	鈴張村役場
M86010	戦死者戦病者名簿		鈴張村役場
M86010	引揚者調		鈴張村役場
M86010	復員者名簿	大正8～昭和20	久地村役場
M86010	復員軍人軍属名簿	昭和21	飯室村役場
M86010	復員者並引揚者名簿	昭和22	河内村
M86010	引揚者生活調査票	昭和22	河内村

国立国会図書館所蔵小川資料

P9705-D95	調査方針	1947	
P9705-D96 ～98	調査資料原簿	1947	
P9705-D99	今時戦争による国富被害算定方法	1947	
P9705-D100 ～103	戦争被害調査資料集	1947-1949	
P9705-D104	戦争被害調査資料（未定稿）	1947	
P9705-D105 ～106	広島長崎に於ける原子爆弾に依る物的被害算定方法（原稿）	1948	小川
P9705-D107	原子爆弾被害調査基礎資料	1948	

広島原爆障害対策協議会保管 川田兼三郎文書

P01-19-B1	広島原子爆弾投下による傷病者の教護について		川田兼三郎
P01-19-B1	応援救護班員活動日調		
P01-19-B1	〔応援救護班旅費日当調表〕		
P01-19-B1	応援救護班旅費日當調		
P01-19-B1	〔外来患者數目別調〕	昭和20.8.15～10.5	
P01-19-B1	〔収容・外来・死亡者數目別調〕	昭和20.8.6～10.10	
P01-19-B1	〔爆死・火傷・外傷・圧死者數目別調〕	昭和20.8.6～9.30	
P01-19-B1	救護所及救護人員表	昭和20.8.6～10.5	
P01-19-B1	〔応援救護班派遣状況職別日別調〕	昭和20.8.6～10.3	

竹内喜三郎文書

P03-4-B1/2	五ヶ年日記	昭和19.1.7～23.12.31	竹内喜三郎
P03-4-B3	〔メモ〕	昭和20.3.1～21.6.15	竹内喜三郎

横田健一氏旧蔵資料（鈴木正道）

P200901-1	戦災記録 第一号	昭和20年8月6日	広島県
P200901-2	戦災記録 第二号	昭和20年8月13日	広島県

亘春市文書

198805-1	〔広島市空襲に対する広島県知事〕告諭	昭和20年8月7日	広島県知事高野源進
198805-2	〔終戦〕詔書	昭和20年8月14日	昭和天皇
198805-3	〔終戦に際しての広島県知事告諭〕	昭和20年8月15日	広島県知事高野源進
198805-4	八月六日広島市空襲被害並ニ対策措置ニ関スル件（詳報）	昭和20年8月21日	広島県知事→内務省防空総本部長ほか
198805-5	中国新聞 昭和20年9月4日	昭和20年9月4日	中国新聞社
198805-1	〔広島市空襲に対する広島県知事〕告諭	昭和20年8月7日	広島県知事高野源進
198805-2	〔終戦〕詔書	昭和20年8月14日	昭和天皇

198805-3	〔終戦に際しての広島県知事告諭〕	昭和20年8月15日	広島県知事高野源進
198805-4	八月六日広島市空襲被害並ニ対策措置ニ関スル件（詳報）	昭和20年8月21日	広島県知事→内務省防空総本部長ほか
198805-5	中国新聞 昭和20年9月4日	昭和20年9月4日	中国新聞社

山岡彦人文書

198834-1	警防団ノ教養ニ関スル件	昭和20年7月10日	広島県警察部長→各警察署長・各消防署長
198834-2	〔西條警察署往復文書綴〕	昭和20年5月	西條警察署
198834-2-1	〔四月三十日広島市〕空襲被害情報	昭和20年5月5日	広島県知事（警察部長）→防空総本部次長ほか、管下各警察署長
198834-2-2	貨物船爆発ニ因ル火災発生概況ニ関スル件	昭和20年5月5日	警察部長→各警察消防署長
198834-2-3	警備隊活動状況ニ関スル件〔五月五日呉市広町空襲関係〕	昭和20年5月6日	広島県警察部長→内務省警保局警備課長・県下各警察（消防）署長ほか
198834-2-4	電話用紙〔警察部長からの電話受信要旨および西条所長の警察部長への発信要旨〕	昭和20年5月6日 ～9日	
198834-3	〔七月二日呉市〕空襲被害対策ニ関スル件	昭和20年7月27日	広島県知事→防空総本部次長・中国地方総監（県下各警察消防署長）
198834-4	〔八月六日広島市〕空襲被害状況等ニ関スル件（第三報）	昭和20年8月8日	広島県知事→内務省防空総本部長ほか、各警察消防署長
198834-5	家庭用米穀購入通帳	昭和17年2月1日	上下町役場
198834-6	衣料切符		商工省（上下町役場）
198834-7	家庭用砂糖購入券		上下町役場
198834-8	聯合軍進駐地附近住民ノ心得	昭和20年9月カ	広島県警察部
198834-1	警防団ノ教養ニ関スル件	昭和20年7月10日	広島県警察部長→各警察署長・各消防署長
198834-2	〔西條警察署往復文書綴〕	昭和20年5月	広島県警察部長→各警察署長・各消防署長
198834-2	○〔四月三十日広島市〕空襲被害情報	昭和20年5月5日	広島県知事（警察部長）→防空総本部次長ほか、管下各警察署長
198834-2	○貨物船爆発ニ因ル火災発生概況ニ関スル件	昭和20年5月5日	警察部長→各警察消防署長
198834-2	○警備隊活動状況ニ関スル件〔五月五日呉市広町空襲関係〕	昭和20年5月6日	広島県警察部長→内務省警保局警備課長・県下各警察（消防）署長ほか
198834-2	○電話用紙〔警察部長からの電話受信要旨および西条所長の警察部長への発信要旨〕	昭和20年5月6日 ～9日	
198834-2	○防空体制整備強化ニ関スル件	昭和20年5月7日	原駐在所巡査→西条警察署長
198834-3	〔七月二日呉市〕空襲被害対策ニ関スル件	昭和20年7月27日	広島県知事→防空総本部次長・中国地方総監（県下各警察消防署長）
198834-4	〔八月六日広島市〕空襲被害状況等ニ関スル件（第三報）	昭和20年8月8日	広島県知事→内務省防空総本部長ほか、各警察消防署長
198834-5	家庭用米穀購入通帳（購入者 伊藤彦人）		上下町役場
198834-6	衣料切符（伊藤彦人）	昭和17年2月1日	商工省（上下町役場）
198834-7	家庭用砂糖購入券（伊藤彦人）		上下町役場
198834-8	聯合軍進駐地附近住民ノ心得	昭和20年9月カ	広島県警察部

小川家文書

P01-45-B11	大隊日誌 昭和二十年八月六日戦災		広島市草津大隊
P01-45-B11	物資受入覚〔抄〕	昭和20.8.6～	広島市義勇隊草津大隊
P01-45-B11	物資調達〔抄〕	昭和20.8.6～	大隊本部
P01-45-B11	給与目誌〔抄〕	昭和20.8	広島市義勇隊草津大隊
P01-45-B11	戦災者統計 昭和二十年八月六日		広島市義勇隊草津大隊
P01-45-B11	戦災調査簿 昭和二十年八月十日調		広島市義勇隊草津大隊
P01-45-B11	金錢出納簿〔抄〕	昭和20.8	草津大隊経理掛
P01-45-B11	草津救護所関係書類	昭和20.8	

似島学園所蔵文書

P01-8-A1	学園日誌	昭和21.8.26～22.3.31	似島学園
P01-8-A2,3	学園日誌	昭和22.4.1～12.31	似島学園

広島市立舟入高等学校所蔵文書

P01-29-B1	昭和二十年八月六日罹災関係 経過 日誌	昭和20	広島市立高等女学校
-----------	------------------------	------	-----------

修道高等学校所蔵文書

P01-3-B1	職員動静 昭和 20. 8. 6	昭和20	修道中学校
P01-3-B2	生徒情報記録	昭和20.8.6	修道学園
P01-3-B3	原爆被災記録参考書類	昭和20.8～9	

安田学園所蔵文書

P01-35-B1	戦災処理仮事務所取扱事項 記録	昭和20.8.6～11.9	安田高女
P01-35-B2	受付記録	昭和20.8.9～19	災害対策本部仮事務所
P01-35-B2	受付記録	昭和20.8.20～20.9.6	災害対策本部仮事務所
P01-35-B3	昭和二十年八月六日原子爆弾罹災状況報告書控 附学徒名簿・死亡者記録		
P01-35-B4	弔慰金関係書類	昭和21～26	安田高等女学校（のち安田女子高等学校）

比治山女子高等学校所蔵文書

P01-9-B1	教務日誌〔抄〕	昭和20	比治山高等女学校
----------	---------	------	----------

坂町立横浜小学校所蔵文書

P16-2-B1	学校日誌〔抄〕	昭和20	横浜国民学校
----------	---------	------	--------

広島市立五日市小学校所蔵文書

P01-27-B1	日誌〔抄〕	昭和20	五日市国民学校
-----------	-------	------	---------

山科清文書

P01-91-B1/2	原子爆弾ニ依ル広島戦災医学的調査報告	昭和20.11.30	陸軍軍医学校・臨時東京第一陸軍病院 広島災害調査班
P01-91-B3/4	速報綴		

新妻清一文書

P92-46-B1	特殊爆弾調査資料		大本營調査團
-----------	----------	--	--------

大橋成一文書

P92-40-B1/2	原子爆弾ニ依ル広島戦災医学的調査報告〔抄〕	昭和13.11.30	陸軍軍医学校・臨時東京第一陸軍病院
-------------	-----------------------	------------	-------------------

神津幸直文書

P02-9-B2	広島市ニ於ケル原子爆弾ニ関スル調査（一般的調査）（附録 被害地写真帳）	昭和20.9	呉鎮守府
P02-9-B1	〔メモ 土壤β線放射能測定図 電路系統図ほか〕		
P02-9-B1	八月六日広島市付近ニ敵機ノ投下セル落下傘付無線装置調査報告		
P02-9-B1	中野探照灯台広島爆撃目撃状況		呉海軍警備隊
P02-9-B1	広島市爆撃ニ関スル報告		[広島文理科] 大学教授三村剛昂・同助教授佐久間澄・同上野義夫
P02-9-B1	八月六日広島市空襲戦訓（第四報）		呉鎮守府衛生部
P02-9-B1	八月六日広島市空襲戦訓（第三報）		呉鎮守府衛生部
P02-9-B1	長崎市空襲被害概況調査報告	昭和20.8.14	呉廠砲実部西田亀久夫・板巻喬
P02-9-B1	八、六広島市被害状況	昭和20.8.13	中国軍管区司令部
P02-9-B1	広島市戦災地区土壤放射性物質ノ有無調査成績（其ノ一）		
P02-9-B1	八月六日広島市空襲被害状況並ニ対策		呉鎮守府衛生部
P02-9-B1	陸海軍合同特殊爆弾研究会決定事項	昭和20.8.10	呉鎮守府衛生部
P02-9-B1	八月六日広島空襲ニ対スル研究會議事概要	昭和20.8.10	呉工廠
P02-9-B1	八月六日広島空襲被害状況調査報告概要	昭和20.8.8	呉鎮守府司令部
P02-9-B1	敵新爆弾調査ニ関スル意見ノ件具申	昭和20.8.7	電気実験部長→工廠長

田島英三文書

P91-12-B1	〔仁科芳雄連絡メモ〕		仁科芳雄→田島英三
-----------	------------	--	-----------

玉木英彦文書

P91-13-B1	仁科芳雄書簡 ※原爆投下のトルーマン声明につき	昭和20.8.7	仁科芳雄→玉木英彦
-----------	----------------------------	----------	-----------

中山弘美文書

P92-45-B4	〔中山弘美日記〕〔抄〕		中山弘美
P92-45-B3	木村健二郎書簡 ※広島試料放射能検出報告	昭和20.8.20	木村健二郎→中山弘美
P92-45-B2	原子爆弾の植物に与へた影響〔抄〕		理化学研究所仁科研究室
P92-45-B1	原爆被害調査日誌	昭和20.9~10	中山弘美
P92-45-D1	〔中山弘美メモ〕〔抄〕	昭和20	中山弘美

山崎文男文書

P01-106-B1	〔山崎文男ノート〕〔抄〕	昭和20.9.3~5	
------------	--------------	------------	--

菊池武彦文書

P95-13-B1	広島原子爆弾被害調査第三回旅行	昭和20.10.9~20	菊池武彦
P95-13-B2	〔旧京大原爆災害総合調査班員回想記集〕	昭和41	

脇坂行一文書

P95-15-B1	広島市原子爆弾災害調査書	昭和20.9.5~17	
P95-15-B1	班員出欠簿 中国軍管区原子爆弾災害調査班	昭和20.9	

清水栄文書

P95-14-B1	〔清水栄日記〕	昭和20.7.8~9.9	清水栄
P95-14-C2	〔清水栄日記〕	昭和20.9.19~12.31	清水栄

浅田常三郎文書

P94-9-D1	〔浅田常三郎メモ〕〔抄〕	昭和20	浅田常三郎
----------	--------------	------	-------

第一部 研究会速記録

P94-9-D1	広島原子爆弾災害報告	昭和20.11.15	大阪調査団々員 阪大教授浅田常三郎他
----------	------------	------------	--------------------

篠原健一文書

P92-43-D1	〔篠原健一メモ〕〔抄〕	昭和20	篠原健一
-----------	-------------	------	------

石川数男資料

P92-38-B1	第四回福岡医学会総会（原子爆弾による人体傷害に関する講演会）次第	昭和20.11.11	福岡医学会
P92-38-B1	放射線ノ生物学的作用ト原子爆弾ニヨル障害	昭和20.11.11	石川数男
P92-38-B1	ラヂウム療法の配量問題に関する二三の基礎的研究（第十回日本医学会誌所収）	昭和13.12.15	井上数雄

加納竜一文書

P92-41-B1	〔広島長崎ロケ日記〕	昭和20	加納竜一
-----------	------------	------	------

渡辺史郎氏収集文書

198835-1	広島空襲被害調査報告	昭和20年8月13日	調査隊長陸軍軍医大佐戸田古一郎
198835-2	広島戦災（放射能ニ関スル）調査報告	昭和20年8月15日	
198835-3	広島戦災再調査報告 第三号	昭和20年9月8日	
198835-4	広島戦災再調査班報告 第五号	昭和20年9月9日	
198835-5	広島戦災再調査班報告 第六号	昭和20年9月10日	
198835-6	渡辺史郎氏収集文書受入時の手紙	昭和62年8月～9月	読売新聞大阪本社社会部藤原博文

井西家文書

P86-2-C1	〔井西隆人メモ 従軍日記〕	昭和20	井西隆人
----------	---------------	------	------

米国議会図書館

M 近現 323	The CHRISTIAN CENTURY	1945.8.29	
M 近現 324 " 325	The Evening Star	1945.7.22～8.31	
M 近現 326 " 327	DAILY EXPRESS	1945.9.1～9.10	
M 近現 327	News Chronicle (LATE LONDON EDITION)	1945.8.8～8.10	

ユニバーシティ・マイクロフィルム社（ミシガン）

M 近現 328 〃 329	The Chritian Science Monitor	1945.8~1945.9	
-------------------	------------------------------	---------------	--

ベイ・マイクロフィルム社（カリフォルニア）

M 近現 330	San Francisco Chronicle	1945.8.1~8.31	
----------	-------------------------	---------------	--

ニューヨーク・タイムズ社（ニューヨーク）

M 近現 331 〃 332	The New York Times	1945.8.1~8.31	
-------------------	--------------------	---------------	--

シカゴ大学（シカゴ）

M 近現 333	Le Monde	1945.7.27~8.31	
----------	----------	----------------	--

米国国立公文書館

M86012~86019	(NATIONAL ARCHIVES MICROFILM PUBLICATIONS (Microfilm Publication M1013)) FINAL REPORTS OF THE UNITED STATES STRATEGIC BOMBING SURVEY 1945-1947 (Roll 18-25)	1975	THE NATIONAL ARCHIVES OF THE UNITED STATES
M 近現 553 ～555	〔戦意インタビュー調査票〕	1945.12	米国戦略爆撃調査団

行政文書中の原爆関係資料目録

記号1	記号2	記号3	年2	課名	表題	概要
S01	90	421	S31	外事課	一般涉外一件	英連邦軍司令部、米軍呉キャンプ、インドネシア他各大使館領事館との文書往復で広島県を訪問する際の連絡が多い。レセプションへの招待の礼状往復もあり。又原爆乙女の渡米治療・結婚女性の旅券手続、在米財産返還に伴う連絡文も含まれる。
S01	90	359	S30	外事課	難民救済法関係綴	難民救済法に基づく米国移住者の資格、手続、選定、調査、その他関係文書及び海外協会成文書。
S01	90	528	S32	外事課	難民救済法関係綴	難民救済法に基づく移住者に対する文書（海外協会関係文書を含む）。
01	90	408	S26	地方課	特別調査一件 ① 12冊の内2 昭和26年7・8月平和祭関係	県下における平和擁護運動について、昭和26年8月6日の平和祭を中心に、7月～8月にかけての動向を調査し、國（法務府特別審査局）に報告する過程で作成された文書。広島平和擁護委員会等の運動は、ソ連の平和攻勢、共産党の党勢拡張に繋がるものとして、監視対象となつた。
S01	2007	163	S49	福利課	被爆者関係綴	原爆被爆職員の実態調査と検診
S01	2009	392	S56	県民課	県民運動	青少年対策、原爆死没者の慰靈及び平和祈念の黙とうの働きかけ 明るい社会づくり広島県大会、全国防犯運動、広島県防犯連合会、広島県コミュニティづくり推進協議会、広島県公民館大会等への知事あいさつ祝辞、オリエンテーリング大会、国際平和マラソン等の後援承諾等
S01	91	230	S35	統計課	広島県・長崎県原子爆弾被爆者 実態調査／市町村別被爆者数一 覧表綴	原子爆弾被爆者実態調査市町村別被爆者数一覧表綴。
S01	91	473	S36	統計課	昭和35年国勢調査翌年繰越分 ／附広島県長崎県原爆被爆者実 態調査	昭和35年度国勢調査に関するもの。調査結果についての疑義について、市町村又は統計局との照会或いは閲覧についての文書等である。なお、原爆傷害者に対する実態調査について、広島県・長崎県との連絡もある。
S01	91	231	S35	援護課	原爆十五周年一件	原爆投下十五周年に当たるので、県と市が共同で慰靈式並びに平和記念式典を開催する行事について、各関係機関と運営方法の打合せを行う会議等記述した文書。
S01	91	232	S35	援護課	原爆十五周年行事一件	原爆15周年慰靈式並びに平和記念式典の行事に係る準備委員会の設置、また、実施要領の作成等について関係者における会議一件に関する文書が主である。
S01	91	233	S35	援護課	原爆十五周年	原爆15周年慰靈式並びに平和記念式典執行業務に関する一件文書である。
S01	91	234	S35	援護課	原爆十五周年（案内名簿計画 外）	原爆15周年慰靈式・平和記念式典の案内先名簿及び報道関係の参考資料。皇太子殿下行啓計画書。
S01	91	235	S35	援護課	原爆十五周年（案内名簿原稿）	原爆15周年慰靈式並びに平和記念式典の案内先名簿の原稿。
S01	91	476	S36	援護課	原爆等死没者追悼／平和記念式 挨拶ほか	原爆死没者及び動員学徒犠牲者並びに外地戦没者に係る平和記念式・慰靈法要・遺骨伝達式の知事等の挨拶文・追悼文。
S01	2007	1272	S38	援護課	中国地区陸軍諸部隊調査表	中国地区陸軍諸部隊調査表、昭和二十年八月六日（原爆時）並同年八月十五日（終戦時）における在広島諸部隊ならびに部隊長等一覧表、中国地区諸部隊配備調査表等の写し
S01	2001	559	S45	民生課	原爆被爆者保健福祉施設（2）	広島原爆被爆者養護ホーム新築整備にかかる文書。昭和44年度原爆被爆者保健福祉施設運営費国庫補助金の交付申請を行い、補助金の交付決定を得た文書、及び新築図面、備本購入整備した一件文書綴。

S01	90	652	S33	社会課	原爆被爆者援護一件	原水爆被害者団体協議会の会議、理事会、県への請願、国への陳情、千羽鶴の原爆病院へ寄贈、被爆者のうち生活保護法の被保護者の調査、原爆障害者対策事業費の助成、原爆被害者に対する巡回相談の実施等業務に関する文書と稟議書が大部分。
S01	90	784	S34	社会課	原爆被爆者援護一件	原爆被爆者援護一件は広島原爆被爆対策協議会関係文書、その他寄附陳情、巡回相談、千羽鶴の寄託等の文書等。
S01	98	361	S42	社会課	社会福祉（原爆・就職・雇用・検診）	広島県原子爆弾被爆者援護措置要綱に定める就職支度金の決定、および就職支度金、雇用奨励金の支出（申請書・申請書の返戻）ならびに原爆被爆者健康診断受診奨励費等に関する文書。
S01	2008	134	S52	原爆被爆者対策課	指導／団体補助（N O 1）	昭和50年度県費補助金の交付要望、広島原爆病院増改築事業に係る補助金、広島原爆被爆者療養センター運営補助金、昭和51年度広島原爆病院医療機械整備事業、原子爆弾被爆者健康診断実態調査の委託、原爆医療法施行に伴う事務の委託料、広島原爆病院の借入金利子に対する昭和51年度県費補助金、昭和51年度広島原爆病院の特殊診療部門運営事業補助金、昭和51年度原爆被爆者援護事業補助金、昭和51年原子爆弾後障害調査研究に対する補助金、昭和52年度原子爆弾後障害調査研究に対する負担金に係る文書
S01	2008	135	S52	原爆被爆者対策課	指導（団体補助（N O 2））	原子爆弾被爆者健康診断棟に関する委託契約締結から交付の確定までの文書。原爆被爆者に関する県費補助金の交付申請から額の確定までの文書。広島原爆病院借入金利子に対する補助金の申請書提出から額の確定までの文書。原爆被爆者対策事業（単県）についての各都道府県の状況等の文書。
S01	2008	401	S51	労政課	争議統計調査	総評定期大会状況調査の復命書。被爆31周年原水爆禁止世界大会資料、全国マツダ労連の第12回定期大会資料、東洋工業労働組合の第31回定期総会資料、同盟第13回年次全国大会概況。広島県労通信。
S01	2003	701	S44	河川課	河川管理（住宅対策・仮設住宅管理・原爆スラム対策・不法占拠対策）	昭和40年度から44年度にかけての原爆被爆者の住宅対策、原爆スラム対策及び河川の不法占用対策等に関する文書。（広島市作成資料在中）
S01	2009	738		計画課	写真[被爆後の広島市内と復興の状況]	被爆後の広島市内と復興の状況を撮影した写真73枚を収録したアルバム2冊。広島城、西練兵場、紙屋町～八丁堀、広島・横川・己斐駅、福屋、旧県庁跡など、市内の主要な施設・場所について、被爆後と復興時（昭和20年代後半～30年代前半頃）の写真を上下2段に貼って対比できるようにしている。
S01	91	176	S33	計画課	県職員原爆慰靈碑・芸北公園設計書	1、広島県職員原爆慰靈碑の建立について。2、県立公園（巣島・芸北）及び瀬戸内海国立公園の道路改良災害復旧工事に関すること。
S01	96	623	S42	住宅課	住宅地区改良（その他）	公営住宅建設事業及び住宅地区改良事業に関する文書、稟議、資料。原爆スラムにおける住宅対策に係る報告書。第6回全国宅地開発連絡会議改良部会、及び全国宅地開発公営住宅連絡会議中国ブロック会議開催に係る文書。
S02	2004	394	S29	教委社会教育課	婦人団体に関する綴	広島県婦人懇談会、地域婦人団体、研究婦人団体等の研修会並びに幹部研修会等の内容が復命書として報告されている。なお、原爆被害者実態調査結果及び売春防止特別活動実施又は県政懇談会にも触れている。
S01	2007	938	S29	佐伯地方事務所	遺族援護法関係雑件綴	戦傷病者戦没者遺族等援護法の運営に当たっての事務打合せ会議並びに説明会、また、同法に基づく遺族年金、弔慰金の請求等に係る本庁、出先機関、町村の三者間における通知、照会、回答、報告に関する往復文書が主である。その他町村から戦没者等の追悼式の開催通知にかかる文書等もある。

落葉 裕信 氏

おちば ひろのぶ 広島平和記念資料館学芸員

テーマ 「広島平和記念資料館の所蔵資料について」

年月日 平成24(2012)年9月28日

会場 広島国際会議場3階講習室

出席者 石田 雅春、落葉 裕信、川野 徳幸、小池 聖一、小宮山道夫、武田 明子
永井 均、西本 雅実、平岡 敬、水本 和実 (50音順)

【附属資料】

資料1 報告用パワーポイントスライド

I 報 告

はじめに

○石田 今日は広島平和記念資料館の落葉さんに報告をお願いしていますので、よろしくお願いいたします。

○落葉 今、ご紹介いただきました広島平和記念資料館学芸課、学芸員の落葉と申します。今日は、よろしくお願いいたします。

本日は資料館にお越しいただきましてありがとうございます。本来なら、資料館の地下にも会議室があるのですが、今は修学旅行のシーズンでなかなか部屋が空いておらず、狭い部屋でご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

今日は、主にパワーポイントで資料館の所蔵資料について紹介したいと思います。

最初に、私の簡単な自己紹介をさせていただきます。

私は、平成12年度から平和文化センターの職員として平和記念資料館に勤務しています。大学生の時は考古学を専攻していましたので、原爆というか、こういったものはまったく初めてで、この資料館に入ってからたくさんのこと学ばせていただきました。

資料館には、学芸課と啓発課という二つの部署があります。学芸課は、主に展示に関すること、資料館の常設展示や企画展の企画、被爆資料の収集・整理を担当しています。啓発課は、修学旅行生が被爆者の体験講話を聞く手配、ボランティアが館内で解説、また公園内でも解説を行っていますので、その運営。それから、国内の他都市や海外でも原爆展を開催しておりますので、その担当といった業務を行っています。

私は、最初は学芸課に3年勤務して、その後、啓発課に異動となり、啓発課で3年、また学芸課に戻って今に至っています。

今日は主に学芸課が所管しています被爆資料、被爆の痕跡をとどめる瓦とか、溶けたガラス瓶とか、原爆で亡くなった方の遺品といったものと、市民が描いた原爆の絵、また資料館では写真も数多く収集していますので、そのことを中心にお話ししたいと思います。

最初に被爆資料ですが、お手元のレジュメの「広島平和記念資料館の所蔵資料について」をご覧ください。

1. 被爆資料

○落葉 収蔵点数は、平成 24 年 9 月 6 日現在で 2 万 1,160 点あります。資料の収集形態はほとんどが寄贈で、資料を遺族の方や被爆されたご本人から頂いています。毎年、資料の寄贈があり、昨年度は 268 点ありました。前年度の寄贈資料を、次年度の新着資料展で紹介しています。

現在の新着資料展ですが、展示点数は 101 点、資料館の地下 1 階の展示室 4 で展示しています。そこでは被爆資料 39 点、市民が描いた原爆の絵 3 点、写真 27 点。被爆資料だけでなく、戦中資料、戦後の資料も寄贈があり、それらを含めて 101 点です。

具体的にどういった資料があるかですが、資料の分類表をご覧ください。

大分類として家庭用品や台所用品、あるいは衣類など、形態ごとに資料を分類しています。最も点数の多い分類は金属・石類で約 1 万 3,000 点、次いで文書類の約 2,600 点、以下、台所用品約 1,970 点、衣類約 1,090 点と続いています。

分類ごとに、実際にどういった資料があるか紹介します。

まず、分類 1 の家庭用品。家庭用品の中でも大きいものの例として、被爆したピアノがあります。過去に「爆風」のコーナーで展示していましたが、今は収蔵庫に入っています。このピアノは牛田地区の住宅にあり、ガラス片が無数に飛び散りました。ピアノの横には飛び散ったガラス片のかけらも展示してました。ピアノは、大型の資料になります。

家庭用品の小さいものの例として、変形した硯（すずり）。高熱火災の影響を受けて変形したものです。

分類 2 の台所用品、食器です。がれきに埋まった陶器です。

台所用品の瓶では、変形したガラス瓶。こういった資料は高熱火災の影響を示す資料として展示していますし、実際に触れてもらえるような資料としても活用しています。

台所用品の弁当箱です。これは動員学徒で亡くなった女学生の遺品になります。

分類 3 の衣類です。この衣類は、動員学徒で亡くなった中学生が、当時着ていたものです。原爆で亡くなった方が当時身につけていた衣類は遺品となつたものが多いです。

これはワンピースです。このワンピースを着ていた方は、一命を取り留められました。ワンピースはご本人から寄贈を受けました。

続いて、懐中時計です。資料館の本館に展示しています。時計の資料も、腕時計などを数多く収蔵しています。

分類 4 の仏像・仏具および刀剣類です。これは溶けた仏像です。仏像類も、被爆の痕跡をとどめる資料として収蔵しています。

刀剣類として軍刀です。刀類も収蔵資料としてあります。

分類 5 の金属・石類です。表面が原爆の熱線を受けて泡状になった瓦です。瓦は非常に点数が多いです。これは平成 8 年に元安川の親水護岸工事が行われた時、川底から約 4,000 点の瓦が掘り出され、それらを資料館が一括して寄贈を受けたため、かなり点数が多くなっています。

それから、瓦の溶融塊です。

分類 6 の動植物としては、被爆した馬。ケロイドがある被爆した馬は以前に展示していましたので、その当時の来館者は印象が強かったせいか、「あの馬はどうなりましたか」という問い合わせがあります。今は収蔵庫に収蔵しています。平成 17 年の企画展で一時展示したこともあります。

この馬は、現在の学芸課長の家で戦後働いていたそうです。戦後に買って、何年かはよく働いたとのことです。その後、手放し、昭和 33 年の復興博覧会に紹介された後、すぐ死亡したそうです。

植物では竹。動物の資料は、先ほどの被爆した馬が代表的ですが、植物は竹や、大型の被爆樹木の資料もあります。これは焼けた松です。以前には吉島地区の萬象園の被爆樹木を収集したこともあり、かなり大きな樹木でしたので、包み込み燻蒸して収蔵庫に入れました。

分類 7、医療・医学関係として医薬品です。これはマルセル・ジュノー (Marcel Junod) 氏から提供された医薬品です。資料館に展示しています。

医学関係の人体関係では、ケロイド標本。これは以前、「放射線による被害」のコーナーに展示していたものですが、現在の「放射線による被害」のコーナーは平成 12 年度に展示更新をして、新しい標本にしてあります。これは、平成 12 年度以前に展示していたものの一つです。こういったケロイド標本は、現在、5、6 点収蔵庫に収蔵しています。

人体関係では、このような遺品もあります。これは動員学徒で亡くなった中学生が残した爪です。遺髪や、放射線の影響によって抜けた頭髪、これは展示していますが、そういった資料も人体関係の資料としてはあります。

分類 8 で、貨幣類。硬貨の溶融塊ですね。

続いて貯蓄券ということで、これは被爆前の資料です。資料館には、被爆の痕跡をとどめる被爆後の資料だけではなく、こういった戦中や被爆前の資料も所蔵しています。

分類 9、文書類です。これは動員学徒の日記です。当時の学校生活や、中学校 1 年生や女学校 1 年生は、建物疎開などに動員されていましたので、その様子も書かれています。また、被爆前にどういった生活をしていたかも記されています。

同じく文書類で手紙です。これは、被爆して亡くなった夫が、8 月 6 日以前に妻にあてた手紙です。学童疎開をした子どもたちへ両親があてた手紙なども資料館に収蔵しています。

罹災証明書もかなりの数があります。決まった形式で印刷されているのですが、わら半紙に、表題自体も手書きで書かれた罹災証明書もあり、また、これは証明者が東警察署となっていますが、ここが町内会長とか学校長とか、そういったものもあります。

文書類でその他としては、折り鶴です。これは佐々木禎子さんが折った折り鶴です。禎

子さんの折り鶴はかなり多く展示していますが、こういったものもあります。

分類0、米軍関係の資料です。これは自動通報式爆発測定無線装置ですが、原爆投下時に随伴機から落下傘を付けて投下されたものの一つです。安佐北区に落下し、その後、日本軍が回収し、呉鎮守府の調査報告書などに、この測定装置のことについて報告されています。

それから、先ほどの無線装置をつり下げた落下傘の布の切れ端です。

米軍関係では、このほかに米兵捕虜で市内において被爆した人の遺品、戦後の資料ですが、進駐軍向けに印刷された観光パンフレット、あるいは『LIVING HIROSHIMA』といった冊子なども資料館に収蔵しています。

これは文書類のその他に入るのですが、遺影も収集しています。遺影も遺品と合わせて展示することで、より遺品が人の存在を伝えることができるということで、遺影も合わせて収集し、企画展や収蔵資料展などで活用しています。現在、追悼平和祈念館が収集していますが、祈念館の開館以前は、資料館から積極的に、学校を通じて動員学徒の遺影の募集という呼びかけを行ったこともあります。

今まで紹介した資料は、寄贈を受ける時に、持ってきた方から聞き取り調査を行っていますが、その聞き取り調査のデータを綴じたファイルです。資料それぞれに、当時の被爆状況や家族の思いというのは、とても重要なことなので、その当時の状況を聞き取りして、ここに綴じています。

被爆の痕跡がなくても、遺品も遺体もなく、焼け跡で収集したもの、瓦やがれきなどが家族を知る、当時の様子を伝えるもの、遺品となることもあります。こういった資料を寄贈時に、聞き取り調査を行うということも重要で、そういったデータもまとめています。

また、聞き取りのデータだけではなく、関連する手記や、その資料が寄贈された時の新聞記事などもまとめています。職員が日常の業務をして行く中で、また新しい発見があれば、これに追加しています。

被爆当時の状況や資料についてのデータが少ないものは、あらためて遺族の方に調査票を送付して、より詳しい被爆状況を調査する実態調査を、平成11年度から行ったこともあります。これは、その時の調査票ですが、こういった内容も先ほどのファイルに綴じています。

これは寄贈された当時の新聞です。寄贈された年代が古い資料などは資料が少ないので、新聞記事も、家族がどのような思いで資料を寄贈したかが分かる参考資料になります。

資料は基本的には寄贈ですが、平成16年度から17年度の被爆60年の節目の時には、長崎の原爆資料館、広島・長崎の国立原爆死没者追悼平和祈念館、NHK、中国新聞社、長崎新聞社との共同で、被爆資料や遺影・体験記の全国募集を展開しました。

広島平和記念資料館も計847点の資料を収集し、その時に全国収集した資料で企画展を開催しました。手元に配ったパンフレットが、その時のものです。全国各地から、いろいろな形態の資料がありました。一番最後のページに示しています。文書類等が最も多く、その次は衣類などです。

海外に持ち出された被爆資料を収集しようということで、海外被爆資料収集も一定の期

間展開したことがありました。この資料も、その呼びかけに応じて資料館に寄贈されたものです。熱で変形したガラス瓶です。

海外から収集した資料の中には写真もありました。これは光道国民学校、今の土橋、堺町辺りの学校の屋上から 360 度で広島市内の西部の焼け野原になった様子が写されているものです。この撮影者のオースティン・ジュニア (Herberd.F.Austin.Jr) 氏は、10 月ごろ米軍の兵士として広島に入りました。商工会議所や中国新聞社から撮影されたパノラマは、ほかの人も撮影しているのですが、広島市西部の高い建物から撮影したものは貴重な 1 枚です。

企画展に合わせて資料の収集も行っています。これは主に寄贈というよりも、その時に提供される資料ですが、中島地区関係の資料や、動員学徒の資料、また海外からの支援の企画展を開催したこと也有ったので、「広島の家」を建設したフロイド・シュモー (Floyd Schmoe) 氏の資料などがあります。これは提供された資料です。文書は複製になりますが、そういうしたものも資料として収集したことがあります。

2. 市民が描いた原爆の絵

○落葉 続いて、市民が描いた原爆の絵ですが、収蔵点数は 4,943 点です。原爆の絵は、これまで 2 回募集を行っています。1 回目は、NHK 広島放送局が昭和 49 年から昭和 50 年にかけて募集したものです。この絵は 1 回目に収集しました。1 回目に収集したものは、「原爆の絵」の略で GE というコードを付けて整理しています。

2 回目は、平成 14 年に広島市・長崎市・NHK などが共同で募集したものです。ここでは新たに約 1,300 枚の資料が集まっています。新しい原爆の絵は、「ニュー原爆の絵」の略で NG というコードを付けて整理しています。

それから、原爆の絵の中に、昭和 51 年から昭和 53 年にかけて、NHK が『わがなつかしの広島』として被爆前の戦前の広島の街の様子であったり、市民生活、あるいは当時の祭りなどを描いた絵を募集したことがあります。その時に描かれた絵も資料館として所蔵しています。

原爆の絵では、平成 19 年に図録も発行しています。この時の編集方針は、この本の中に入れるだけ多くの絵を掲載するということで、1 人の作者につき 1 作品としました。原爆の絵は、絵だけではなくて、絵の中に意中解説、被爆者が解説したものもありますので、作者の言葉も合わせて掲載しています。

昭和 20 年 8 月 6 日前後に撮影された写真は非常に少ないのですが、原爆の絵には当日の様子を描いたものもありますので、当時の状況はどういったものであったかを伝える貴重な資料として、資料館としても毎年 1 回、テーマを決めて、東館の地下 1 階の展示室で展示を行っています。

3. 写真

○落葉 続いて写真ですが、写真資料は収集点数が約 7 万点あります。かなり多いのですが、近年、被爆後の広島の様子を撮影された佐々木雄一郎氏のオリジナルフィルムの寄託

を受けました。それが 6 万点ありますので、かなり多くなっています。

どういった種類のものがあるかということで、まず『広島壊滅のとき』。昭和 56 年に発行された本ですが、そこに掲載された写真を「広島原爆被災撮影者の会」の方から提供を受けて、こちらで所蔵しています。

この『広島壊滅のとき』に主に掲載されているのは、当時の広島に駐屯していた陸軍船舶司令部の写真班、軍の写真班、それから中国新聞社のカメラマン、あるいは 10 代、一般など広島出身、あるいは広島にゆかりのある人の写真が収められています。

『広島壊滅のとき』の写真は、昭和 20 年 8 月 6 日の写真や被爆直後の写真が撮影されていますので、非常に貴重なものです。その中の一人、尾糠政美氏ですが、当時、陸軍船舶司令部の戦部隊の写真班で、被爆翌日の似島の救護所内の負傷者の様子や、後日の救護所内部の様子を撮影されています。

「広島原爆被災撮影者の会」の提供写真としては、20 名の会員から提供された 316 点の写真の複製を所蔵しています。これも軍の船舶司令部の写真班だった川原四儀氏が撮影した写真です。8 月 10 日、その前後だと思いますが、太田川沿いに設けられた仮設の救護所内部に収容された負傷者の様子を撮影したものです。

8 月 6 日の写真としては、中国新聞社のカメラマンであった松重美人氏が撮影したものがあります。御幸橋西詰で負傷者の応急的な救護をしている写真ですが、8 月 6 日の人の様子を写した写真は非常に少ない。この松重氏の写真と、あとはきのこ雲の写真がありますが、数が少ないので本当に貴重な写真です。

写真は、一部の方からはオリジナルのフィルムを提供していただいているものもありますし、これはオリジナルのガラス乾板からの画像です。昭和 21 年 4 月に撮影されたものです。

それから、きのこ雲です。8 月 6 日被爆当日の写真です。きのこ雲の写真も何点か、この本の中には掲載されており、その写真の提供を受けています。

これは 17 歳の少年が勤務先の陸軍兵器補給廠から撮影したもので、今ある中では爆心地から最も近い位置から撮影されたきのこ雲だと思います。

続いて、火災の写真ですが、これは宇品の船舶練習部から撮影されたものです。6 日当日の火災の様子を写した写真もほとんどありませんので、貴重な写真になります。

続いて、林重男氏が撮影した写真。この林重男氏の写真も一括して資料館で所蔵しています。昭和 20 年 10 月に文部省の原子爆弾に関する学術調査団に同行して広島市内に入り、それから長崎にも行き、被害の状況を撮影しています。資料館では、平成 19 年にオリジナルフィルムとプリント、計 233 枚の寄贈を受けて所蔵しています。

林重男氏は物理的な被害を調査する班に同行していましたので、建物の被害の様子、状況、そういった写真を多く撮影しています。これは本通の下村時計店が、爆風によって建物の 1 階部分がつぶれ、建物も斜めに傾いています。

それから、調査団ですね。手前にいる調査団の爆心地付近に入った様子も撮影しています。

林重男氏の写真は、いろいろな本に掲載され、よく目にするとと思うのですが、商工会議

所からドームを中心に撮影したパノラマ写真です。資料館でも展示しています。

林重男氏の写真は点数が多く広島の状況を撮影した写真ということで、企画展を平成18年に開催しました。

続いて、菊池俊吉氏の写真です。菊池氏も林氏と同様に学術調査団に同行して、かなりの点数の写真を撮影しています。菊池氏は医学的な調査の班に属していましたので、救護所内部とか人体関係の写真、枕崎台風で土石流の被害を受けた大野陸軍病院の被害の写真などがあります。こういった人の被害の写真だけではなく、被害の状況、街並みの様子の写真、パノラマ写真、また復興に向かう人々の様子、電車の復旧、広島市周辺の雑踏、己斐の復興祭などの写真を撮影しています。

これは大芝国民学校の救護所内部の写真です。中央に横になっている人は、この後、急性障害で亡くなります。

それから、同じく救護所で、袋町国民学校の外観の写真です。

救護所だけではなくて、これは熱線よってガスタンクのハンドルの影が残っています。

昭和20年10月の市の状況を撮影しています。撮影枚数は昭和20年に860枚。昭和22年には、写真集の『LIVING HIROSHIMA』制作のため、再び広島で街の様子を撮影しています。昭和20年と同一のポイントで撮られているものもありますので、ちょうど昭和20年と昭和22年で対比することもできますし、中国新聞社からのパノラマ写真も撮影されており、林重男氏も昭和20年の時に中国新聞社から撮影されているので、その対比で街の復興の様子を見ることができます。昭和22年は341枚撮影されました。資料館は、これらのオリジナルフィルムからプリントしたものを提供いただきました。

菊池氏の写真についても、平成19年に企画展を開催しています。

それから、中田左都男氏の写真ですが、この人は、当時の同盟通信、今の共同通信の前身の報道機関に所属した人で、大阪から、海軍と大阪帝国大学の研究者と一緒に、8月10日、11日に広島に入り、被爆直後の様子を撮影しています。

これは西練兵場の遺体を撮影したものです。

中田氏の写真は、昭和48年にアメリカから返還された、返還資料とよく言われているものですが、その写真の中に含まれていました。この返還写真の中には、中田氏だけでなく、先ほど紹介した林氏や菊池氏、それから『広島壊滅のとき』に掲載された写真家が撮影された写真も含まれていました。

焼け焦げた市内電車の写真ですね。

それから、中田氏もパノラマで写真を撮影しています。これは市内北側の広島駅方向、それから東側。その一帯が、8月10日、11日ぐらいの比較的早い時期に撮影されたパノラマ写真です。

続いて、佐々木雄一郎氏が撮影した写真です。佐々木氏の遺族から寄託されているオリジナルフィルム約6万点が資料館にあります。佐々木氏の写真は昭和20年の被爆後の市内の様子を撮影した写真だけではなくて、この写真にあるように原爆孤児、原爆孤老、あるいは平和記念式典の様子、平和記念公園の整備など、そういった都市の復興、街が復興していく様子があります。さらに原爆で家族を失って亡くなった人の悲しみを撮影したもの、

あるいは原爆病院、それからこの平和記念資料館内など、そういった戦後の広島の歩みが数多く撮影されています。

これも市内の子どもの様子が撮影されています。それから、原爆孤老の写真です。

佐々木氏も写真展を平成 21 年、かなりの点数、さらに多方面にわたって写真を撮影していましたので、この時には 2 回に分けて、第 1 部、第 2 部と写真展を開催しました。

岸本吉太氏の写真ですが、この人は中国電力から依頼を受けて、電力会社の建物、電柱などの撮影を行っています。『広島壊滅のとき』にも写真が掲載されています。それから、昭和 20 年から昭和 28 年まで定点、街の東西南北の写真を撮影していますので、街の復興の様子を知ることができます。資料館にオリジナルガラス乾板を寄託していただいているます。

これが定点、現在の中国電力の屋上から 8 年にわたって、東西南北方向の街の様子を撮影しています。これは昭和 20 年 10 月から 11 月ごろに撮影されたものです。これは昭和 21 年 4 月、昭和 22 年 4 月、少し時間が飛ぶのですが昭和 28 年 2 月と定点で撮影されていますので、その街の復興の様子をよく知ることができます。

続いて、合同調査団の撮影写真ですが、この写真は昭和 48 年に日本に返還された返還資料の中に含まれているものです。返還写真自体も複写プリント、フィルムとプリントを資料館で収蔵していますので、合同調査団の写真もあります。

合同調査団は、昭和 20 年 9 月にアメリカ陸軍の軍医団、マンハッタン管区調査団、日本側の研究調査団、三者から構成される調査団で昭和 20 年 10 月 12 日から 11 月 25 日まで広島で調査を行っています。この写真は、調査団員の中にアブリル・リー・ボウ (A.Liebow) 氏がいたのですが、その人の日記が『広島医学』に掲載されていまして、その記録を見ると、これは 10 月 12 日に調査団として広島に来た時に撮影した空撮だと書いてありました。

それから、これは 10 月 19 日撮影と書かれています。現在の紙屋町付近に向かって撮影したものです。

合同調査団は、パノラマ写真をかなり撮影しています。パノラマ写真は日本人カメラマンも撮影していますが、調査団も撮影していますので、資料館はこれらの写真をつないでパノラマ写真を多く所蔵しています。パノラマ写真で広島市内の被害の大きさ、地域一帯の被害の様子が分かると思います。

続いて、米国戦略爆撃調査団が撮影した写真です。日本の空襲の効果を調査するために戦略爆撃調査団が来日し、組織されており、戦略爆撃調査団物的損害調査部が昭和 20 年 10 月 14 日から 11 月 26 日に広島に入っています。資料館で所蔵しているのは、その調査団が撮影した写真です。

昭和 49 年に広島市と長崎市の職員がアメリカへ赴いて、国立公文書館から戦略爆撃調査団関係の資料を収集しました。その収集したマイクロフィルムからの紙焼きの写真を戦略爆撃調査団の撮影写真として所蔵しています。

これは中国新聞社内部の輪転機の写真です。建物の外観と内部の被害の状況を撮影しています。

橋の被害の写真です。

番号を付けて、それぞれ何番の建物が、どういった破壊の状況であるかというのを調査しています。

この調査結果は報告書にまとめられています。この報告書は先ほどお話ししました昭和49年、広島・長崎の職員がアメリカの国立公文書館で収集しました。その報告書を後に日本語訳したものです。何分冊かに分かれており、この中に写真も掲載されています。収集した写真が報告書のどの部分に使われているかというのを資料館は照合し整理しています。

それから、米軍の撮影ですが、被爆前後の空撮写真を所蔵しています。これは平成14年に入手したものですが、この時は広島大学の原爆放射線医科学研究所と共同で入手しました。撮影時期は昭和20年7月7日、7月25日、被爆前の空撮写真と、被爆直後の8月11日、9月7日撮影の写真を入手しています。

これは7月25日ですね。被爆前の広島の上空から撮影されたものです。

これは被爆後、5日後ですか、8月11日に市内の様子を撮影したものです。

被爆前と被爆後の爆心地付近の空撮の写真を対比したものです。資料館東館のミュージアムショップの前に、この空撮写真の対比の展示をしています。

それから、翌年の平成15年にも、国立の原爆死没者追悼平和祈念館と共同で、米国国立公文書館から空中垂直の空撮写真と、さらに斜め方向の写真も購入しました。これは8月6日当日の写真です。こういった斜めの写真ですね。空撮や斜めの写真を参考にすることで、地上ではどの辺で撮影したか分からなかったものも撮影場所が特定できたりします。

それから、地上写真も平成15年に米国国立公文書館から入手したものですが、これは広島駅構内で、おそらく横になっているのは救援に来た人たちではないだろうかと思います。

また、調査団以外にも、個人が撮影したものをまとめて寄贈していただく場合もあります。これは昭和20年9月から10月に個人が撮影したものです。爆心地、中島地区に近い所ですね。

それから、被爆前の写真も寄贈されています。これは原爆によって失った街の様子が分かりますので、そういったものも資料館は収集しています。このような被爆前の様子を撮影したもの、あるいは絵はがきなども資料館に収蔵しています。

海外ですが、ピーターソン（H.J.Peterson）氏は調査団の一員として広島に入って、パノラマ写真を撮影しています。

福屋から撮影したパノラマ写真です。街の様子を撮影した写真。

相生橋の上で、アメリカ軍の兵士からガムをもらう子どもたちの様子。こういった写真も寄贈いただいています。

これは今年になって重田雅彦氏から寄贈を受けた「きのこ会」の活動の写真や韓国人被爆者の写真です。約5,500点の写真の寄贈を受けています。「きのこ会」の方の写真、あるいは韓国人被爆者の方の写真ですね。

それから、寄贈写真以外では、企画展で使用する写真も、そのテーマに沿って収集しています。平成12年に中島地区の企画展を行った時は、その街の空撮写真。これは天神町の様子ですが、こういった写真も提供を受けています。

それから、平成14年の救援救護に関する企画展では、広島原爆障害対策協議会（原対協）へ調査に行き、原対協所蔵の写真の収集をしています。

平成20年の企画展では、原爆記録映画、広島・長崎の原子爆弾の影響に関する企画展を行いましたので、それに関する映像から切り抜いた写真であるとか、関係者から当時の写真の提供を受けました。

4. 平和データベースについて

○落葉 今まで、被爆資料、市民が書いた原爆の絵、写真と、それぞれ紹介したのですが、この資料は、お手元の「HIROSHIMA PEACE SITE」というホームページから検索することができます。サイトのトップページが印刷されている資料があると思うのですが、その右下に「平和データベース」、三輪車の絵が描いてある部分をクリックすると、2枚目の「平和データベース」になるのですが、こちらで資料の検索をすることができます。

今は学芸課が所管している被爆資料の写真、原爆の絵のほかに、啓発課が被爆者証言ビデオ、あるいは動画、それから図書を所管していますので、そういうものを検索できるようになっています。

例えば、被爆資料の検索をクリックして開くと、この画面が出てきます。フリーワードを入力して検索したり、あるいは資料名、寄贈者名、それから被爆資料を収集した地点、撮影地点を地図から検索したり、あるいは先ほど説明した分類表から検索したり、そういうことができるようになっています。

一番最後に、被爆資料を実際に検索したらどういったものが出でてくるかということです。折免シゲコさんの弁当箱のデータベースの打ち出しの写真を付けています。

データベースを現在インターネットで被爆資料は約1万7,000点近く公開しています。収蔵点数が約2万1,000点で開きがあるのですが、これは元安川から掘り出された瓦が4,000点弱ぐらいあり、それをデータベース上では1件として登録していることから収蔵点数のほうが多いのです。

原爆の絵は、収蔵が4,943点のうち、今、作者からインターネットの公開承諾を得ている4,465点をデータベースで公開しています。

写真は、インターネットの公開は780点です。収蔵点数に対して少ないのですが、これは当館でのみ使用を許可されたものであるとか、菊池俊吉氏撮影写真のように提供を受けたもの、あるいは報道機関から企画展等のために収集したもの、そうした資料館に著作権がないものもかなりの数が含まれています。第三者への貸し出しの承諾を受けたもののみインターネットで公開しています。

ただ、写真は、内部のデータベースには9,000点を登録しています。そして、6万点の佐々木氏の写真は、現在、整理作業中で、随時著作権の処理が終わり次第、インターネットに公開していくと思います。

5. 被爆後の調査団に関する資料

○落葉 続いて、被爆資料の中で、前回、県立文書館の安藤さんの説明で調査団に関する資料についての話題が出ていたので、被爆後の調査団に関する資料で、今、資料館が所蔵しているものをお紹介します。

『原爆資料編』にも掲載されている広島爆撃調査報告書の草案、新妻清一氏から寄贈された資料は資料館が所蔵しています。資料自体は綴りになっていますので、「原子爆弾ナリト認ム」という判決が書かれた手書きの部分の紙ですね、写真に出ているのは草稿の手書きの部分ですが、清書された爆撃調査報告書とか陸軍船舶練習部の報告なども、この綴りの中に含まれています。

これは学術調査団の『原子爆弾災害調査報告集』にも掲載されているのですが、昭和20年11月30日の陸軍軍医学校臨時東京第一陸軍病院による『原子爆弾ニ依ル広島戦災医学的調査報告』の報告書と附図、これは所蔵しています。

呉鎮守府衛生部資料。これは当時、呉海軍の衛生部員として呉海軍病院で勤務していた方から寄贈を受けたものです。呉海軍病院は被爆当日から救護隊を広島に派遣しています。ここに写真で紹介している『原子爆弾の生物学的作用に関する研究（第2回報告）』を所蔵しているのですが、これは『原子爆弾災害調査報告集』にも掲載されています。

気象関係です。江波の気象台の北勲氏が調査して、その報告をしたもの。こちらも『原子爆弾災害調査報告集』に掲載されています。

調査に関する日記も何点か所蔵しています。これは木村一治氏、理化学研究所の研究員で、陸軍軍医学校の調査団と共に広島に入り、8月14日から8月17日まで、広島で放射能の測定や爆心地あるいは爆発高度の特定のための調査を行っています。さらに、9月末から10月にかけては、日本映画社の原爆記録映画の撮影スタッフと共に広島に入っていきますので、その時の様子も日記に記されています。

同じく木村一治氏の資料で、『広島市原爆被害地図略図』です。

これは山崎文男氏のフィールドノートです。山崎氏は、陸軍軍医学校の委嘱を受けて、昭和20年8月末から9月上旬にかけて、広島市内で残留放射能の測定を行っています。この資料は、その時の調査記録を記したフィールドノートです。それから、原本ではないのですが、広島に入った時の様子を記した日記のコピーもあります。

こちらは菅氏ですね。この人は文部省の学術調査団の一員として、昭和20年10月に広島に入ったのですが、調査団は、生物学科会とか、物理学科会とか、土木建築学科会とか分かれており、機械金属学科会に所属して調査にあたっています。その時の調査日誌、それから報告書の原稿です。この資料の中には、同じく機械金属学科会の会員の報告書が何点か含まれていました。それから調査の写真も、元安橋や護国神社などが撮影されています。

中山弘美氏の資料です。この方は理化学研究所の研究員で、学術調査団の生物学会の一員として、日本映画社のスタッフと共に昭和20年9月下旬に広島に入り、植物への影響について調査しています。その時の調査内容の報告の原稿や原爆記録映画、その調査内容を映画の中にも反映していますので、映画のテロップ原稿も含まれていました。

日本映画社の映画プロデューサーだった加納竜一氏の資料も寄贈を受けています。映画自体は、昭和 20 年 9 月から 10 月にかけて広島・長崎で撮影が行われ、完成は翌年の 21 年。完成後はアメリカに持ち帰られて、返還されます。「広島・長崎における原子爆弾の影響」という記録映画ですが、その映画の制作に関わる資料の寄贈を受けています。

これは、ロケ日記ですね。

それから映画の原案、構成案といったものです。

6. 一件資料

○落葉 一件資料ということで、特定の人から、かなりの点数で資料の提供を受けています。まだインターネットでの公開はしていないのですが、この資料に分類番号を付して、エクセルで資料目録を作成しています。

大きなもので 3 人の資料があるのですが、まず相原秀二氏です。この人は、先ほどの加納竜一氏と同じように、原爆記録映画の制作に関して、プロデューサーとして広島・長崎を取材をされて、映画撮影にも関わっています。もともとは埼玉県にある平和資料館で所蔵していたのですが、今後の将来的な保存・活用の点から、資料館に提供を受けて整理しました。

どういった資料があるかというと、やはり原爆記録映画に関わるもの、原案であるとか、相原氏の映画日誌です。日誌はその当時のものというより、後からまとめ直したものだろうと思われます。原本自体は、この資料の中にはありませんでした。それから、当時の撮影記録、報告用紙。また映画の解説原稿、日本語原稿を元に英訳をされて映画が完成しています。

この映画に関わる資料以外にも、日本映画社のスタッフが文部省の学術調査団の委嘱を受けて映画撮影を行っているので、調査団関係の資料も含まれていました。

これは木村一治氏たちが爆心地を特定した爆心地を求めた地図です。

それから、中山弘美氏の『原爆被害調査日誌』。これは『広島県史 原爆資料編』にも掲載されていますが、その原本もあります。

そして、相原氏自身、晩年になって、原爆の被害を正確に伝えるということで、いろいろな角度から調査を行っています。写真の調査というのを熱心に行われていますので、今まで原爆に関して撮影された写真の調査メモといったものも残されています。また、写真を熱心に検証されていましたので、資料館に今までになかった写真も資料に含まれていました。

これは三木茂氏の写真です。三木氏も原爆記録映画の制作にカメラマンとして加わって、主に土木建築班の調査、土木建築の被害の様子をカメラに収めています。

スチール写真も撮影されており、その写真がまとまって、この資料の中に含まれていました。約 200 枚含まれていましたので、先ほどの林氏や菊池氏に次ぐ、学術調査団関係の写真の中では多いものだと思います。原爆ドームや被爆後の市内の中心部で大雨が降り、その後、道路が冠水している写真、相生橋が爆風を受けて歩道部分が盛り上がっている写真、東京大学の土木建築班の調査団の調査の様子、そういうものも撮影しています。

続いて、吉川清氏の資料も資料館に所蔵しています。当時、広大の原医研に所属されていた宇吹（暁）先生が研究のために、吉川清氏の奥様から写真やチラシ、日記等の資料を預っていらっしゃいました。これらの資料を将来にわたって保存・活用する場として平和記念資料館が良いと判断され、資料館に寄贈いただきました。

吉川氏の資料自体は、ドーム前の土産物店の写真や、日赤病院に入院している時の写真ですね。それから「原爆被害者の会」の会則、こういった写真、あるいは文書資料を所蔵しています。

それから河本一郎氏、広島女学院の用務職員として「広島折鶴の会」の平和活動に尽力された方ですが、その方の資料も、河本氏が亡くなられた時に、ご自宅に膨大な資料がありましたので、その整理を、河本氏と親しい関係にあった女学院の黒瀬（真一郎）先生から相談を受けまして、資料館で整理しました。かなり膨大な量だったので、まず自宅から運送業者の倉庫に運んで、その中から資料を選別して、私物と関係する資料を分けて整理しました。

原爆の子の像にも関係した「広島平和をきずく児童生徒の会」の書類綴りであるとか、「広島折鶴の会」も原爆ドームの保存運動に関わりましたので、その保存運動に関する資料、あるいはたくさん写真も撮影されていますので、こういった写真類も数多く資料の中に含まれていました。

7. 証言ビデオ・図書

○落葉 以上が、主に学芸課が所管する資料ですが、他に啓発課で所管する証言ビデオがあります。これは昭和61年度から被爆体験者の証言ビデオの制作を行っていまして、現在、1,419件のビデオがあります。これらはダイジェスト版とオリジナル版があり、ダイジェスト版は1本の映像の中に何人かが収録されており、オリジナル版は30分ぐらいで一人の証言者の話が1本にまとめられています。

それから、図書については資料館の東館の地下1階に情報資料室があり現在、5万8,228件、これは雑誌を含む数字ですが、所蔵されています。

啓発課が所蔵する映像は、貸し出しなどを行っていますが、米国国立公文書館から収集した戦略爆撃調査団の映像ですね。昭和21年3月から4月に広島市内の状況を撮影しています。

8. 今後の資料収集

○落葉 最後に、今後の資料収集ですが、資料館としては、原爆の放射線による被害についての資料といったものも収集したいと考えています。カルテや当時の調査記録、そして戦略爆撃調査団の写真等もまだ他にもあると思いますので、米国国立公文書館所蔵の写真や映像資料といったものも収集したいと考えています。

以上で大変大まかですが、資料館の所蔵資料についてのお話を終わりたいと思います。

II 質疑応答

○石田 落葉さん、ありがとうございました。

それでは 10 分ほど休憩をして、3 時 10 分から質疑応答を開始したいと思いますが、よろしいでしょうか。では、3 時 10 分まで休憩いたします。

(休憩)

○石田 では、皆さん揃いましたので、質疑応答に移りたいと思います。

時間は 40 分ということで、15 時 50 分まで予定しております。特に順番とかはありますので、落葉さんに質問をしていただきたいと思います。

録音の関係で、最初にお名前を言っていただいてから質問をしてください。テープ起こしをするときに、お名前が特定できないと困りますので。

○水本 平和研究所の水本です。収集形態は寄贈ということですが、待ちの姿勢で寄贈があるのを待っておられるのか、それとも戦略的に、この人には、こんな資料がありそうだというので、寄贈してくださいと呼びかけていかれるのか、どういう感じなのでしょうか。

○落葉 企画展会場では呼びかけをしていますし、あとは『平和文化』という機関誌でも寄贈をしてくださいと呼びかけています。

○水本 では、常に呼びかけてはおられるのですね。

○落葉 呼びかけてはいます。

○水本 では、それはもう知られているということで。

○落葉 知られていると思います。

○水本 あと被爆ピアノというのは、最近よく演奏している被爆ピアノとは違うのですか。

○落葉 違います。紹介したピアノは一応、音は出るのですが、調律していないので音階は全然でたらめです。

○永井 平和研究所の永井ですけれども、プレゼンテーションの中で米兵被爆捕虜の話を少しあれていたと思います。資料というのは、具体的にはどういうものですか。

○落葉 少ないのですが、認識票ですか。それぐらいですかね。あとは飛行帽も確か。ただ飛行帽は、その当時のものではなくて生前使用していたものです。

○永井 認識票は、本人に返った認識票もあると思うのですが、残ったのもあると。

○落葉 米兵捕虜の研究をされている森（重昭）氏の寄贈です。その認識票は、被爆後に米軍へ引き渡されました。

○永井 それと、二つ目は文書類についてですが、日記とか手記とかがあるということで、日記については動員学徒の日記を紹介されましたね。そのほか、日記類は、被爆者の人も、非被爆者の人も含めて何点ぐらいあって、どのぐらいの時期のものでしょうか。

○落葉 日記類だけだと約 100 点ぐらいですね。動員学徒が多く、あとは調査団の日記ですね。やはり動員学徒が一番多いと思います。個人のものもあるとは思います。

○永井 そうですか。それとも関係するのですが、資料はデータベースに、エクセルのようなかたちでも構わないのですが、データとして整理されていると思いますが。

○落葉 そうです。

○永井 それは、この小池科研のような研究者がアクセスするということは可能でしょうか。

○落葉 インターネットで公開しているものはもちろんですが、内部用は難しいです。

○永井 具体的なテーマで研究者が、こういうものについて何かないかというので、研究者自身が資料館のスタッフが使っているデータにアクセスするという可能性は。

○落葉 個人の情報も入っていたりするので、なかなか難しいですね。その時の協議の中でとなってくると思います。

○小池 文書館の小池です。幾つかの資料が入っていますよね。例えば、最近入っているのは、秋信（利彦）さんの資料も入っていますが、そういう資料を整理して公開するにあたって、公開基準みたいなもの、例えば「個人情報保護法」とか「情報公開法」などに基づく、そのような規定類というはあるのですか。

○落葉 平和文化センターの規定もありますので。個人情報の規定ですね。そういったものを踏まえながら、あとは寄贈していただいた方との協議の中でということになると思います。

○小池 基本的には整理をして、公開ができる状況にはなっているのですか。あるいは、例えば蔵書類がありますよね。今、西本さんに聞きましたが、図書館司書がいないということがあって、いわゆる図書ネットに入っていないから蔵書目録が公開できないとか、いろいろあるみたいですが、やはりそういったところを公開していくという方向性は資料館ではないのですか。

○落葉 情報資料室では、寄贈されたものは、やはり公開はしていくというかたちではやっているとは思うのですが。

○小池 公開が、やはり展示という方向性だけでしょう。文書類の場合には展示に向かないものも多いわけだから、退蔵されたり、死蔵されたりするわけではないですか。そうではなくて、なにも研究者とは限らずとも、そういう人たちに公開をする、あるいはそういう公開ができる、今、図書に関しては情報室があるからあれだけれども、そこで資料の公開をしていくというようなことは、今後されるおつもりはあるのですか。

○落葉 そうですね。文書関係の資料についても、研究者の方とか来られた時に言つていただければ、その都度、公開はしていますし、その辺りはできるだけ研究とか、そういうものに活用していただければと思っていますので。

○小池 著作権の問題があるものもあるでしょう。例えば、写真などは著作権の問題もあると思いますが、まず何があるのかというのは、こちらとしては知らないと、ある程度、使いにくいですよね。そういうところも積極的に公開してもらいたいし。

例えば、秋信さんの資料はそちらにあるのですが、うちには大牟田（稔）さんの資料があって、実は「きのこ会」の資料が半々に割れているのですね。ですから、そういうのをある程度、広大の文書館としては一元化していきたいと考えます。それは「きのこ会」の全体像を理解するためには半々で割れていたらまずいのです。

うちのほうは、だいたい今年度で整理が終わって、公開ができる状態にはなるのです。ですから、そのような状況の中で、秋信さんが何を持っているのかというのは、やはり知

りたいですよね。そういうところを情報公開してもらうなり、うちが今後、具体的に、どのようなものを持っているのか見せてもらいたいとは思ってはいるのですが。

○落葉 そうですね。それは、また、お互いに話し合いながらということで、それは協力はできると思います。

○平岡 平岡です。今後の資料収集の方向ですが、1945年8月6日を中心としたような資料に重点を置かれているのですか。

○落葉 そうですね、やはり被爆の。

○平岡 例えば、重田君のこの写真などは、そうではなくて、その後の被爆者、あるいは韓国人被爆者。

○落葉 そうですね。原爆小頭症という放射線による被害ですよね、そういうものを伝える資料としても、やはり重要だとは思います。

○平岡 そういうものにも力を入れていくと。

○落葉 そうですね。

○平岡 そうすると、例えば、福島菊次郎という人がいますね。彼は、ずいぶんと昭和30年代の被爆者の苦悩を写した写真をたくさん持っています。こういうものにも力を入れていくと、収集の対象になっているわけですか。待っていれば向こうから来るか来ないか分からないけれども、積極的に働きかけて収集するという。

それは、ちょっと範囲外だと。やはり8・6前後の惨状を中心とした資料を集めたいのだという。

○落葉 もちろん惨状もありますが、その後の被爆者の歩みですよね。

○平岡 苦しみというかね。

○落葉 そういうものを、やはり今後の資料館の大幅なリニューアルもありますので、活用できれば。

○平岡 それは、かなりいろいろなものがあると思うのですね。

○落葉 そうですね。

○小池 ただ、福島菊次郎の資料は、今、市の公文書館が手に入れるという話が進んでいくみたいです。

○平岡 ああ、そう。どこかできちんと整理したほうがいいような気がするのですけどね。あっちに行ったり、こっちに行ったり。

○小池 だから、今、石丸さんたちが中心に動いているのかな。武田さんは何かご存じかな。

○武田 いえ、私は存じませんけど、福島菊次郎さんの写真の収集というの・・・・。

○小池 収集するというか、最近も、また新しいのが出てきたらしいのですが。だけど、市として受け取るかどうかは別として、所蔵品を分断するというのは、いいことではないですよ。ですから、本来なら丸ごと受け取って整理をしていけばいいだけの話です。写真の整理は、本当はそんなに難しい問題ではないのです。まだ本人が生きていれば特に。何が何だというのは分かるわけでしょう。

○平岡 フィルムネガだからね。

○小池 フィルムネガだけだったら、ただ、今はネガも、すぐコンピューターでやれますので、何とかやれないことはないと思うのですが。それは丸ごと受けてもいいのではないですか。

○平岡 それは、一例は福島さんですが、そのほかにも、やはりそうした被爆者の悲惨な状況を記録している人はね。

○武田 すみません、重田さんの写真のこと。昨年度、第1回の企画展の時に、重田さんのお写真をお借りしまして、「きのこ会」の方のものと韓国人被爆者の写真がありまして、それもご寄贈いただいたのですが、私ども資料館のほうとしましては、韓国人被爆者に関する資料が、ほとんどない状態で、写真というものが大変貴重でございます。重田さんのほうともお話ししましたところ、ほかにも韓国人被爆者の写真がかなりあると。今、整理していると言われています。私どもとしては、大変ありがたいことだと思っております。

○小池 ただ、これはもう覚悟の問題になると思うのですね。資料館、所蔵庫と覚悟の問題だと思いますが、いわゆる8・6以降を本格的にやろうと思うのだったら、寄贈を待っているという姿勢では話にならないですよね。寄贈を待っていても、例えば被団協（日本原水爆被害者団体協議会）の資料とか、今、目録を作り始めているのですが目録が作れない。それを全部、こちらに移して目録を取ってくださいということだってあり得るわけです。寄贈という今のかたちでは。

それをしてもいいのですが、した時に公開できるか、公開基盤をここが持ち得るかということが最大のポイントです。

○石田 広島大学の石田ですが、何点かお伺いしたいと思います。こちらの分類表にあるモンゴメリー氏資料というのは、どういったものがあるのでしょうか。

○落葉 復興関係の文書類ですね。広島の復興に関わったモンゴメリー氏に関する、計画に関する書簡とか、そういったあたりですね。書簡類ですね。

○石田 これは何点ぐらいあるのですか。

○落葉 20点です。

○石田 二つ目が、所蔵資料に関する聞き取りファイルがあるということで、先ほど写真で見せていただいたのですが、これは寄贈者の方の被爆状況などを記録しているものになるのですか。

○落葉 そうですね。ご本人が寄贈された時に、当時、どこで被爆したなどありますし、あるいはご遺族から、お父さんはどういうかたちで亡くなりましたかとか、そういうことを聞いたものですね。

○石田 これは、音声か何かで取ったものをテープ起こししているのですか。それともモノなのですか。

○落葉 メモですね。あとは古い資料、実態調査でアンケート用紙を郵送して書いてもらうという場合もありますし、ご本人が資料と一緒に自分が書いた当時の体験記を持ってられる場合もありますので。

○石田 これに関連して、啓発課のほうで証言ビデオを撮られているというお話をあったのですが、こちらの証言ビデオの内容というのは、例えばテープ起こしをして活字化とか

をしているものもあるのですか。

○落葉 活字化を追悼平和祈念館が行っています。

○石田 何か聞き取り調査などをやっていると、固有名詞とか何かが、実際にビデオを見ても、聞いていても分からぬものがずいぶん出てくるのですね。そういうのとかを詰める作業とかはしなくて、もうそのままで公開をされるのですか。

○落葉 編集作業は行いますが、難しい地名や固有名詞はそのままで公開しています。

○石田 あと、一件資料で大きなもので、今回、相原さんと吉川さんと河本さんの3種を挙げられているのですが、ほかに一件資料では、どういったものが、どのぐらいあるのでしょうか。何点ぐらい。

○落葉 個人であれば、その3件ぐらいになると思いますね。学芸課で現在把握しているのは。

○石田 学芸課で把握しているというのは。

○落葉 あと啓発の図書とか、そういったものがどのぐらいあるかということですね。

○石田 この図書の中に資料的なものというのも含まれているのですか。

○小池 この図書の5万8,000点は、点数が確認されているということは、エクセルか何かになっているのですよね。

○落葉 そうですね、それはデータで登録していると思います。

○小池 データ登録していると。この中にいいものが入っているというか、お宝が入っているということも、可能性はあるということですね。

○落葉 書籍の中で貴重なものなので、それはある可能性もありますよね。

○小池 書籍だけなのですか、この図書というのは。

○落葉 雑誌は含んでいますね。

○小池 雑誌は含むでしょうから、雑誌だけではなくて、ビラ、小冊子、あるいは文書のたぐいも入っているのですか。

○石田 以前、豊田清史さんという方の資料が、こちらの図書のほうに寄贈があったという話があったので、文書のほうも入れているのかなと思ったのですが、学芸課と啓発課で全然系統が違って管理されているのですか。

○落葉 啓発課に図書などがあります。

○石田 では、この図書のほうで文書として入っていて、いわゆるこの蔵書集の中に含まれていないものも、まだ可能性としてはあるのですか。啓発課のほうで把握されているものも。

○落葉 そうですね。そこは啓発課にも確認しないといけないですが。

○西本 中国新聞の西本です。僕は情報資料室によく行くので、代わりに答えると、あります。いわゆる小冊子類、それから例えば広島文理科大の当時の人が、昭和20年8月に書かれた日記とか、そういうものも、私家版も含めて、いわゆるナンバーを打って整理しています。

○石田 検索はできるのですか。

○西本 検索はできます。

○石田 データベースで。

○西本 データベースで。職員がいるので検索できるし、例えば雑誌なども占領期間中に出ている雑誌の目次も打ち込んでいます。だから、そういう意味ではものすごく、こここの資料館の情報資料室はお宝なのです。

ただ、先ほども言ったように常駐の職員がいて、嘱託の女性で久行さんが、司書の資格も持っているのですが、正規の職員ではないから、広島県が作っている県の「来いぶらりネット@ひろしま」という図書検索機能、広大も入っているのですが、そこに加盟させてくれないのですね。いわゆる常勤の司書が、正規職員の司書がいないところは図書館ではないという広島県図書館協議会の規定があって。

だから、市立中央図書館に郷土資料として、いわゆる原爆関係も含めて、目録もあるしデータベースにもなっているのですが、同じ市の中でもお互い情報共有ができるといいのです。

○石田 次の質問で聞こうと思ったのですが、市の公文書館と平和記念資料館の棲み分けというのは何かあるのですか。写真も、今は市の公文書館もいろいろと積極的に集めていますが。

○落葉 うちば被爆、昭和 20 年代を中心にしながら、ただ、復興の佐々木さんの写真も収集しましたし、やはり復興期の写真も重要だと思っていますので。

○小池 もう少し合理的に、これは落葉さんに言うことでは全然ないのですが、収集をするときには、収蔵場所は特にないにしても、きちんと目録を作って公開ができるとか、最終的には。

公開できないものもあるのですが、二度手間、三度手間になりますよね。同じ市の人気が、同じ人の所に二度、三度も行けば、それは向こうも嫌がったりするだろうから、そういうネットワークをうまく作って、やはり共同でやっていくという体制を取れれば、もっと有意義なのではないかなと。

そして、収蔵場所として考えた時には、できるだけ、どちらかに固めると。8・6はここで、8・6以降は市の公文書館でというような棲み分けを、ある程度図っていかれたほうがやりやすいと。利用者にとっても利用しやすいし、収集者にとっても感覚的にやりやすいとは思うのですね。

そういうところの棲み分けをされて、例えば変な話ですが、物資料については原爆資料館、文書類については公文書館がどのようなやり方をされればいいのではないかと思います。

例えば、今回カルテや当時の調査記録とありますが、カルテは非常に管理が難しいです。カルテは個人が持っていることは、あまりないですからね。

○落葉 そうですね。あとは各機関ですね。

○小池 ですから、カルテを収集するとなると、ものすごく量が多くなるし、管理が難しいですね。それから、カルテといった場合に、例えばつぶれたお医者さんの所からもらってくるのが一番早いのですが、そういったときに原爆症以外のものをどうするのかということが当然ありますよね。

これは原爆症だから価値があるけど、ほかのものは原爆症ではないから価値がないとして本当に捨てていいのかとか、カルテは基本的に公開できませんから。

○落葉 そうですよね、個人情報ですよね。

○小池 持つのにものすごくコストがかかって、なおかつ公開がしにくくて、研究材料として使うことも非常に難しいということになったときに、カルテの収集というのは、変な話ですが、うちも二の足を踏みますね。

ですから、そういうところも踏まえて、もう少し収集をするやり方をもっとしほるか、あるいは棲み分けをするか、共同でやるか、ネットワークを作るかということを考えられたほうが合理的でしょうね。

○小宮山 広大の小宮山ですが、そういう収集の戦略的なデザインは、どなたかが、どういう過程でされるのですか。

○落葉 そうですね、被爆資料の収集ということで、それはずっと学芸課の中で収集し、あとは企画展でテーマを決めたり、また展示更新の中で、この資料が必要なのではないかということで、その都度、決めていって収集するというのはありますね。基本は、やはり被爆資料を置きながらというのにはあります。

○小池 すごくきつい言い方をさせてもらうと、その資料の集め方が、今の所蔵資料の全体像から見ると、いいとこ取りなのですよね。つまり、たぶんほかにたくさん資料がある中で、展示のものですよね、あるいは持ってきててくれたものというのを取ってきて、寄贈する人の立場からすると、やはり一番大事なものを預けたいですよね、はっきり言うと。例えば、ほかにもあったとは思うのですが、これを寄贈したから安心してしまう。

本来なら、その後、その人に「ほかにありませんか」というかたちで、ほかのをもらうという手もあるのですが、そのように収集してきたかたちではないと僕は思うのですね。それは、展示にはそのほうがいいわけだし、展示品をそんなに増やす必要性はないわけだから、そういう点では、そういうやり方というのは、今までの平和資料館としては良かったただろうと思います。

ただ今後、その後での追加調査とか、結構これは骨が折れますよね。1回行ってもらつてきたのですが、実際にはどうも後のほうにありそうだとか、においをかぐと分かるわけですよね。その時に、追加でお願いしますというようなことを言っておいたらもらえるかもしれないけれども、そう言わないともらえないという感じになりますよね。ですから、そういうかたちの後追いをしてみると、資料というのは、もっと増えるような気がします。

ただ、ここの中蔵庫を見ていないので、実際どこでもそうですが、やはり所蔵庫の大きさに対応しますよね。集める物は、できればいいものを集めたいし、何でもかんでももらえばいいというわけでも当然ありませんから。もし、所蔵庫にそんなに余裕があるようだったら、被団協のその手の資料とか、うんとありますから、ごっそり頂くという手はあると思いますけれども。

○川野 平和科学研究センターの川野です。いろいろ質問はあるのですが、今のような議論は、たぶん平和資料館の何とか委員がありますよね。そういったところで議論したほうが。

- 小池 まあいいのでしょうか。
- 川野 小池先生に入っていただければいいのでしょうかけれども。この資料に関してですが、例えば、オースティンとかパノラマ写真がありましたよね。これはデータベースの中で見られるのですか。
- 落葉 それは、まだ公開はしていないです。
- 川野 弁当箱の写真などは見られますよね。
- 落葉 それは見られますね。
- 川野 これは無断使用はできないとのことですが、何らかの手続きを取れば。
- 落葉 そうですね、資料館に申請していただければ大丈夫です。
- 川野 それに関連していえば、この中にA F I P（米国陸軍病理学研究所）の写真も含まれていますよね。
- 落葉 あります。写真のデータベースの中にもあります。
- 川野 そうですよね。A F I Pに関しては、著作権はこちらのほうで許可されているのですか。
- 落葉 そうですね。米軍撮影のものに関しては。もちろん返還の中で、林さんとか菊池さんと分かっているものは省いて、米軍だと分かっているものに関しては、こちらのほうで許可しています。
- 川野 実はここに著作権があるわけではないですよね、A F I Pの写真は。
- 川野 A F I Pの写真は、原医研が著作権を持っていましたよね。あとは全部複製ですね。市と県が持っています。それで、1973年に返還された時に、広島に関するものは広島大学の原医研、長崎に関するものは長崎の原医研がそれぞれ所蔵して、それぞれの市と県が複製を持つと決めました。その時に著作権に関しては取り決めていないですよね。オリジナルは、それぞれ広島と長崎の大学で持っている。
- それで、いろいろなところで、例えば、きのこ雲の写真もそうですが、出どころが違うのですが、同じ写真というのはよくありますね。だから、この辺りは、三者で一度話をしたほうがいいのだろうなとは思います。
- それに関して言えば、もう一つ、A F I Pの資料はどこまでコピーされているのですか。どこまで複製をお持ちなのですか。
- 落葉 写真ですね。
- 川野 写真だけですか。
- 落葉 そうですね。主に写真だけですね。
- 川野 それだと、今後の資料収集で、小池先生もおっしゃったとおりで、カルテは資料館が持つのはなかなか難しいと思うのですね。しかし、A F I Pのカルテはカルテではなくて、あれは調査票です。あれは、ご覧になられたことはありますか。
- 落葉 原医研にあるものですか。
- 川野 ええ。
- 落葉 ええ、見たことはあります。
- 川野 あれが1万ぐらいありましたかね。

- 落葉 そうですね、結構ありましたね。
- 川野 あれは複製を取られていないですね。
- 落葉 あれは取っていないですね。
- 川野 あれもやっかいですね、持ったとしても。
- 落葉 そうですね。
- 川野 今、原医研の倉庫の中に温度調整をして眠っていますが、この中には初期症状を示す、急性期の症状を示すようなものがたくさん記録してあります。ただ、あれはカルテではないですよね。
- 落葉 そうですね、あれは調査票ですよね。
- 川野 あれは出せないことはないのではないかと思いますが。今後の収集予定も、放射線による被害というのであれば、放射線に特化したものがほしいということですか。
- 落葉 そうですね。やはり今回、再整備事業で展示更新もありますので、やはりほかにも、その展示の中でどういったものができるかということで、放射線による被害に特化したものも集めたいなとは思っていますので。
- 川野 急性期ではなくて。
- 落葉 急性期ですね、急性障害ですね、もちろん。
- 川野 急性期、それも放射線に特化したもの。
- 落葉 そうですね。
- 川野 それは難しいですよね。
- 落葉 放射線、やけどとかももちろんあります。
- 川野 そもそも 1945 年の 12 月までに亡くなった死因の 7 割ぐらいは放射線以外ですよ。爆風と熱線ですから、放射線に特化するというのはかなり難しいと。
- 落葉 放射線というか、急性障害と思っていただければ。
- 川野 急性障害ですね。それで調査記録ということであれば、やはり A F I P しか僕はないと思います。A F I P は一番取り扱いやすいと思いますね。
- 石田 質疑応答がほとんどないという感じになるような気がしますが。
あとは、もう時間がきていますので。
- 西本 最後に、正式な 2018 年の展示更新に向けての現況を話せる範囲でご説明いただければと。
- 落葉 今年度は展示の実施設計ですね。この前、9月 24 日に実施設計の最初の会議を行いました。展示の設定業者の丹青社が入って、基本設計も丹青社なのですが、引き続き行っています。
- 西本 相当ビジュアル化する考えなのですか。
- 落葉 今の段階では、大きな変更点は、動線の変更です。今は東館から入って、1 階、2 階、3 階で本館を見て出るという流れですが、今度の展示更新だと、入り口は東館ですが、1 階から 3 階まで直接エスカレーターで上がって、3 階部分で導入展示ですね。導入展示を見て、本館の被爆の実相を見てもらって、また東館のほうに帰ってきて、現在の 3 階にあるような核の状況と広島の復興ですね、それを見てもうという流れになります。

本館は従来どおり、被爆資料による展示になると思うのですが、東館の導入部分は、今この段階ではホワイトパノラマ模型ですかね。模型をスクリーンにして、その映像を投影して、被爆前後の破壊の範囲を表します。あと、東館1階をフリーゾーンにして、今、地下にある企画展示室を1階へ持ってこようとしていますので、東館は若干、内容が圧縮される部分があるので、情報の端末やいろいろな映像とか、そういうものが見られるような機器を置いてというのありますね。

○西本 それは3Dでやるパノラマ。

○落葉 3Dではなくて、立体の白い模型ですよね。その上に。

○西本 投影させる。

○小池 立体のように見えるものですね。

○落葉 立体的に見えると思います。そういうのを今の段階ではやろうと考えています。

○川野 米国国立公文書館所蔵の写真とか映像資料というのは、今後、できれば収集したいということですね。

○落葉 はい。

○川野 どんなものをお探しですか。

○落葉 戦略爆撃調査団の撮影写真ですね。

○川野 それは7月30日のものを収集されましたよね。

○落葉 被爆前の。

○川野 被爆前後の。

○川野 結構お金がかかる場合がありますよね。

○落葉 そうですね。そうなれば、今回、再整備事業の関係で、新たに収集することもあります。

○川野 お金がかかっても、ある程度、それはやっていくと。

○落葉 ある程度は収集したいとは思います。

○川野 偶然に見つかった写真ですよね。確か伊能忠敬か何かの地図を見に行ったら、偶然見つかったという写真でしたよね。積極的に調査でもして、出張でもして探そうとかということですか。

○川野 あの写真は使えないですね。報告で使われたパノラマのやつ。持っていますけど、実は。使えないですね。

○落葉 インターネット上は公開してはいないですが、言っていただければ資料は提供できます。

○川野 あれは結構ややこしいと僕は聞いたのです。あれはもともと分割の写真でしたよね。

○落葉 そうです、分割写真です。

○川野 それを竹崎さんが1枚にまとめられましたよね。それを使うのは、もともとのオリジナルは使ってもいいけど、まとめた写真は使わせないとか。

○落葉 分割で提供しています。

○川野 つなげないでしょう、素人が（笑）。つないだのも持っていますが、ただ、出す

なとはよく言われるので。あれも、もう少し公開されたらいいのではないかと思うのですが。貴重な写真だし、要するに原医研が100万出そうが、市が100万出そうが税金でやっているわけですよね。積極的に出されたらといつも思うのですが。

○落葉 つないでいるものは、今、展示の中で出しています。

○水本 あと在韓被爆者の資料を、現地で提供呼びかけとかはしていないのですか。

○落葉 原爆被害対策部が、支援や調査を行った時には、チラシを作って配布してもらつたというのがあります。なかなか集まつてはこないですが。

○石田 落葉さん、長時間ありがとうございました。

○一同 ありがとうございました。

(終了)

資料分類表

大分類	中分類	小分類
1 家庭用品	1 家庭用品(大)	01家具 02金庫 03楽器 04カーテン 05自転車 06旗 07建具 99その他
	2 家庭用品(小)	01裁縫道具 02文具 03硯 04印鑑 05花器 06園芸用品 07暖房器具 08置時計 09置物 10化粧品・洗面道具 11石鹼 12大工道具 13喫煙用具 14娯楽品 15電気器具 16表札 17鍵類 18カメラ 19小びん 99その他
2 台所用品	1 食器	01陶器 02陶器片 03ガラス食器 04陶器やガラスの溶融塊・固着塊 99その他
	2 瓶	01瓶 02瓶の溶融塊 03瓶の口蓋・王冠 04ガラス片 99その他
	3 台所小物	01弁当箱 02水筒 03鍋類 04缶 99その他
	4 食品	01食品 99その他
3 衣類	1 衣類	01上衣 02下衣 03ワンピース 04下着 05和服 06腹巻 07ゲートル 08ベルト 09腕章・たすき 10タオル・手ぬぐい 11手袋
	2 冠帽類	01帽子 02防空頭巾 03鉢巻 04鉢かぶと 05防毒マスク 99その他
	3 履物	01靴 02地下足袋 03下駄 99その他
	4 鞄類	01布製カバン 02革製 03リュックサック 04風呂敷 05小袋類 99その他
	5 携行品	01腕時計 02懐中時計 03眼鏡 04財布・定期入れ 05装飾品 06記章・名札 07ボタン 99その他
4 仏像・仏具および刀剣類	1 仏像・仏具	01仏・神像 02仏・仏具 03香炉 99その他
	2 刀剣類	01刀・剣 02銃器 99その他
5 金属・石類	1 建築材	01金属材 02石材 03コンクリート 04煉瓦 05壁 06タイル 07墓石 08機械部品 09ガラス 99その他
	2 瓦	01平瓦 02丸瓦 03鬼瓦 04変形した瓦 05溶融塊 06瓦片 07元安瓦 08折念館工事収集資料 99その他
	3 煙・砂	01煙 02鉛石 03砂 04瓦礫 05粉末資料 99その他
	4 溶融塊	01金属溶融塊 02ガラス溶融塊 03混合物 99その他
6 動植物	1 動物	01馬 99その他
	2 植物	01竹 02木 03樹木 99その他
7 医療・医学関係	1 医薬品	01医薬品 02医療用品 99その他
	2 人体関係	01ケロイド標本 02爪 03頭髪 04人骨 05体内から出たガラス 06歯 99その他
8 貨幣類	1 貨幣	01紙幣 02硬貨 03硬貨の溶融塊 99その他
	2 債券類	01債券 02通帳 03切手 04衣料切符 05乗車券 99その他
9 文書類	1 印刷物	01図表 02ホスター・ビラ等 03新聞 04教科書類 05名簿類 99その他
	2 手書き文書	01日記 02手紙 03手帳類 04報告書 99その他
	3 証明書類	01罹災・全焼証明書 02死亡証明書 03各種申請書 04診断書類 05身分証明書 06賞状 07通知表 08修了証書 09任命書 99その他
	4 その他	01折り鶴 02遺影 99その他
10 米軍関係	1 米軍関	01計測機器 02落下傘 03モンゴメリ氏資料 99その他



分類:1 家庭用品 1 家庭用品(大) 03 楽器

分類番号:1103-0001 被爆したピアノ

河合楽器広島支店寄贈



分類:2 台所用品 1 食器 04 陶器やガラスの溶融塊・固着塊

分類番号:2104-0144 がれきに埋まった陶器



分類:2 台所用品 3 台所小物 01 弁当箱

分類番号:2301-0011 弁当箱

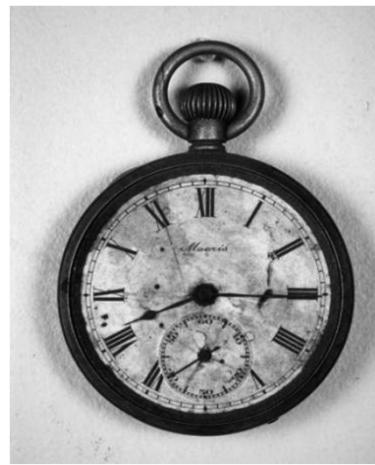
渡辺 茂氏寄贈



分類:3 衣類 1 衣類 01 上衣

分類番号:3101-0063 中学生の学生服

北林 はつゑ氏寄贈



分類:3 衣類 5 携行品 02 懐中時計

分類番号:3502-0010 懐中時計

二川一夫氏寄贈



分類:4 仏像・仏具及び刀剣類 1 仏像・仏具 01 仏・神像

分類番号:4101-0004 溶けた仏像

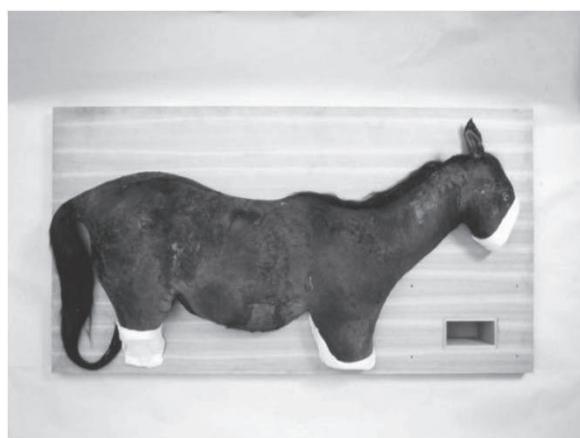
高橋広吉氏寄贈



分類:5 金属・石類 2 瓦 02 丸瓦

分類番号:5202-1173 丸瓦

柏 六雄氏寄贈



分類:6 動植物 1 動物 01 馬

分類番号:6101-0001 被爆した馬



分類:6 動植物 2 植物 02 木

分類番号6202-0011 焼けた松

本願寺広島別院寄贈



分類:7 医療・医学関係 2 人体関係 01 ケロイド標本

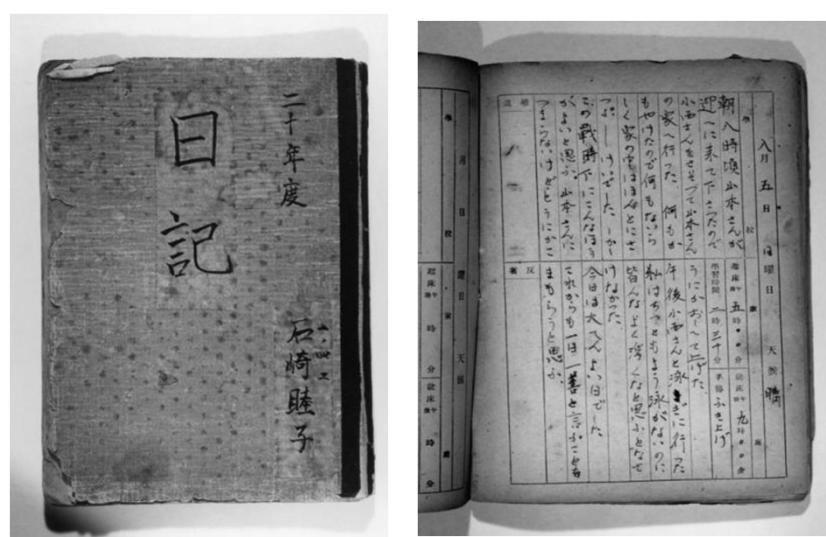
分類番号:7201-0001 ケロイド標本

原田外科寄贈



分類:8 貨幣類 1 貨幣 03 硬貨の溶融塊

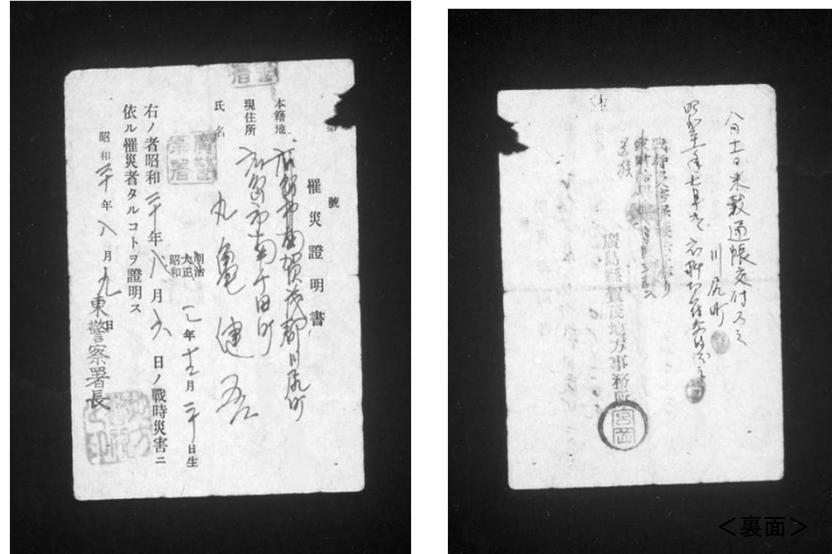
分類番号:8103-0023 硬貨の溶融塊



分類:9 文書類 2 手書き文書 01 日記

分類番号:9201-0022 日記

植田規子氏寄贈



資料に関する聞き取りなどのファイル



広島平和記念資料館・平成18年度第1回企画展

託された過去と未来

■被爆資料・遺影・体験記全国募集 新着資料より■



収集した資料で企画展を開催

海外から収集した資料

被爆者救済活動のために
1946年に来広した英国人が広
島で収集していたもの



ジョン・エジントン氏寄贈

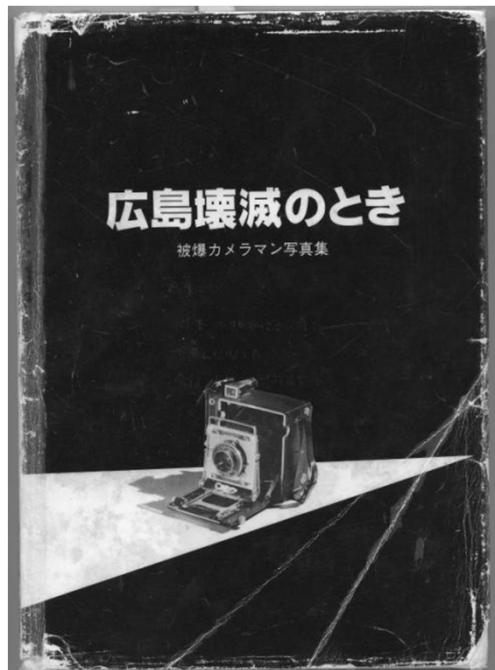




NG001-01 热さから逃れるために防火用水槽に入っている人々
寺岡美樹氏 絵



「わがなつかしの広島」
WH11-080 新天地広場
中野健一氏 絵



1981年8月1日発行

広島原爆被災撮影者の会
提供写真

20名の会員から提供された316
点の写真を所蔵

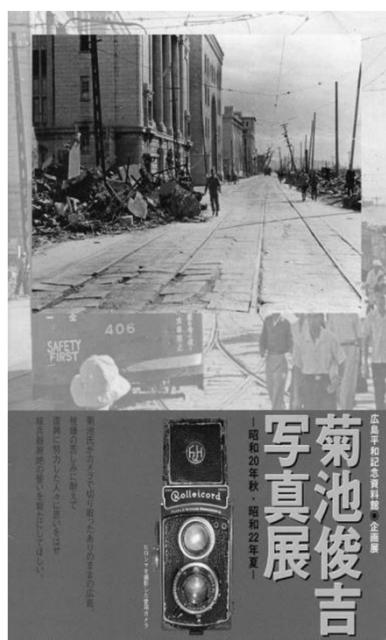


撮影/尾木 正己

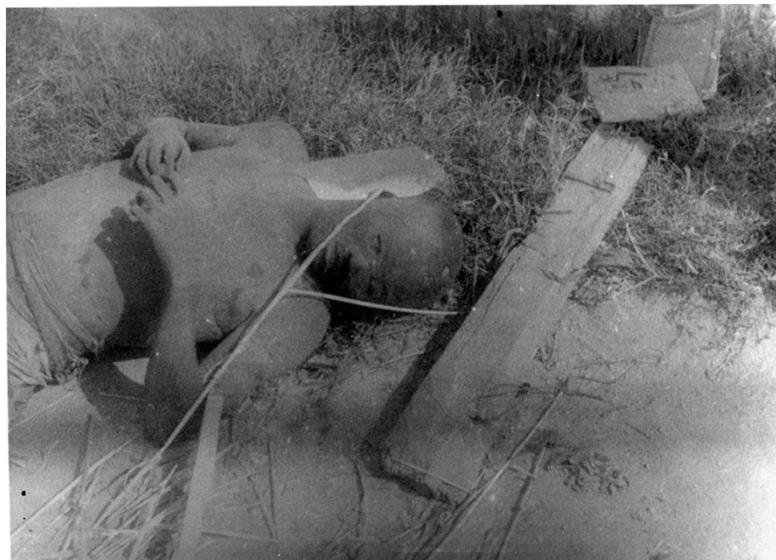
林重男撮影写真



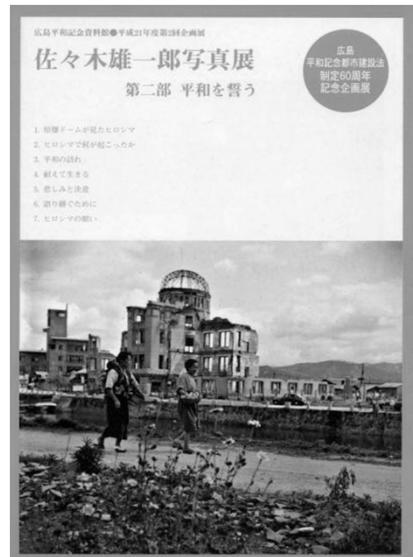
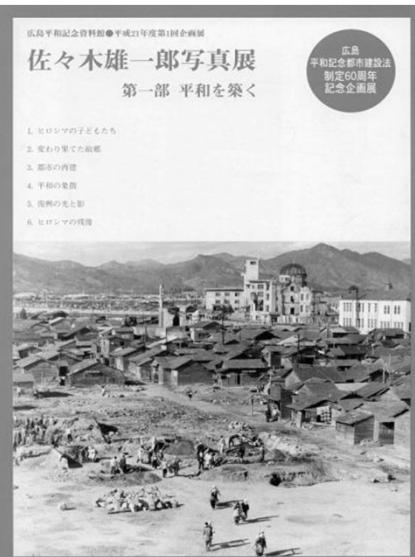
菊池俊吉写真展



中田左都男撮影写真



佐々木雄一郎写真展



岸本吉太撮影写真

寄託されたオリジナルガラス乾板



岸本吉太撮影写真

中国電力屋上から8年にわたって東西南北方向で復興していく町並みを撮影した



昭和20年10~11月

岸本吉太撮影写真　中国電力屋上から8年にわたって東西南北方向で復興していく町並みを撮影した



昭和21年4月

合同調査団撮影写真



米国戦略爆撃調査団撮影写真



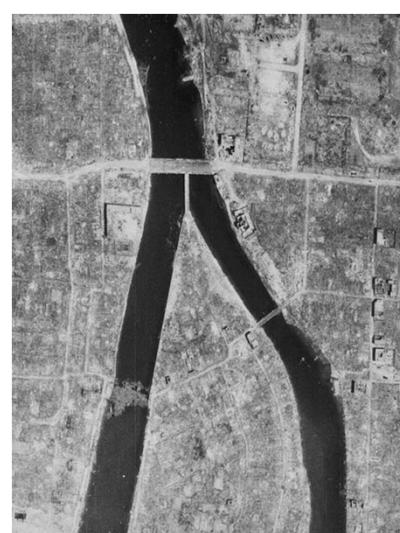
被爆前後の空撮写真

撮影／米軍

1945年7月25日



1945年8月11日



被爆後の斜め空撮写真ほか

撮影／米軍



個人からの寄贈写真

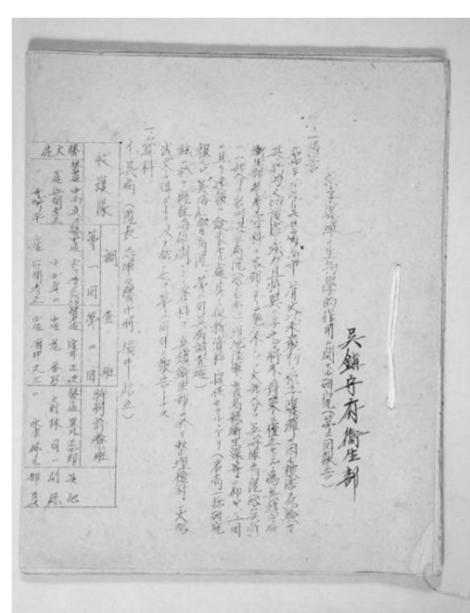
撮影/中前義美



1945年9月～10月 瀬川倉庫

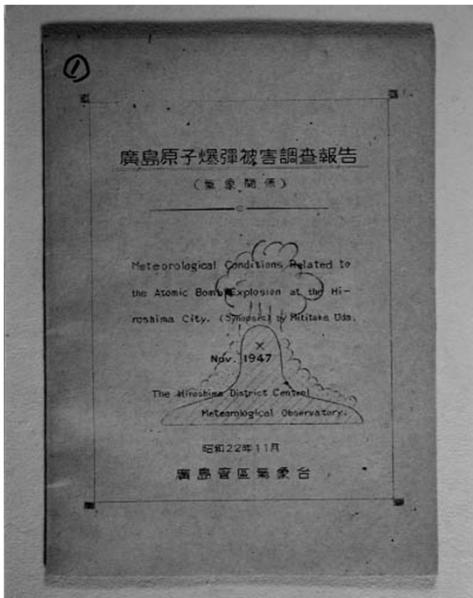


「原子爆弾による広島戦災医学的調査報告」と附図
新妻弘子氏寄贈

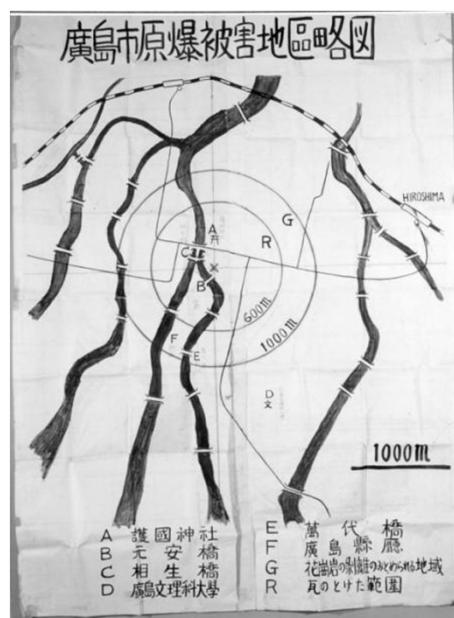


吳鎮守府衛生部資料

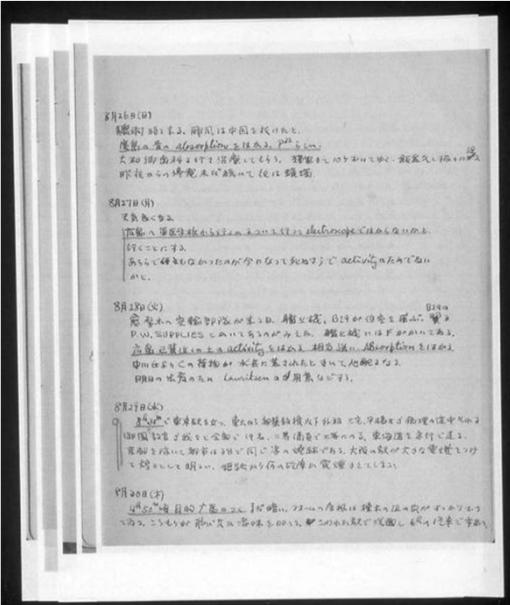
酒井文三氏寄贈



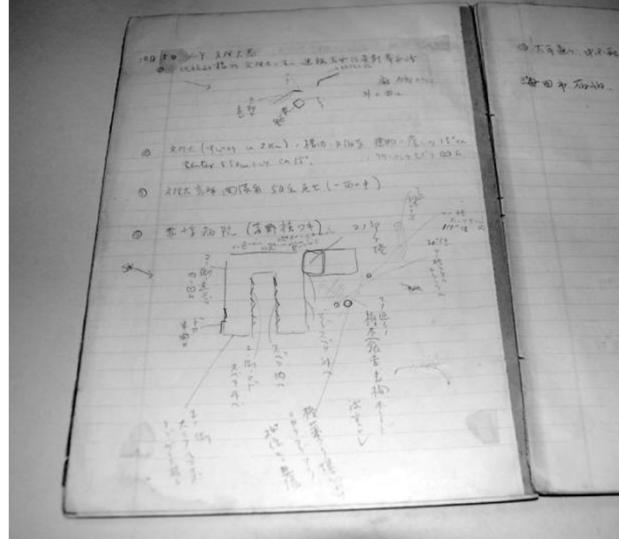
広島原子爆弾被害調査報告(気象関係)
北 勲氏寄贈



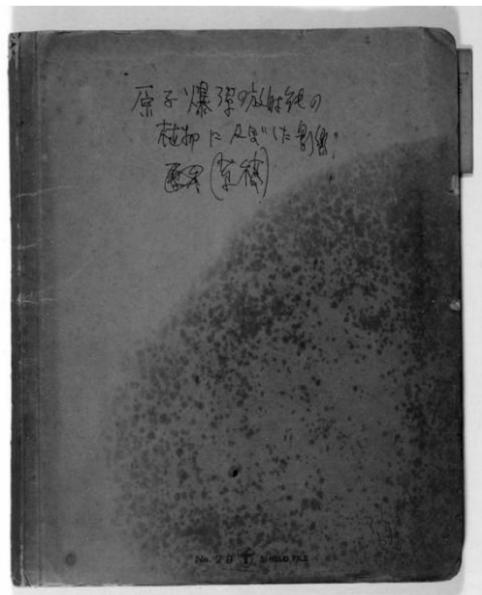
木村一治氏資料 広島市原爆被害地図略図 木村正子氏寄贈



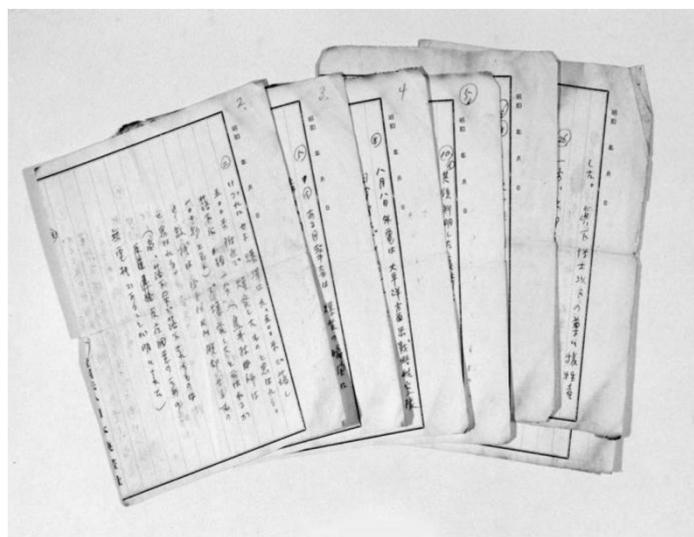
山崎文男氏資料　日記のコピー　山崎和男氏寄贈



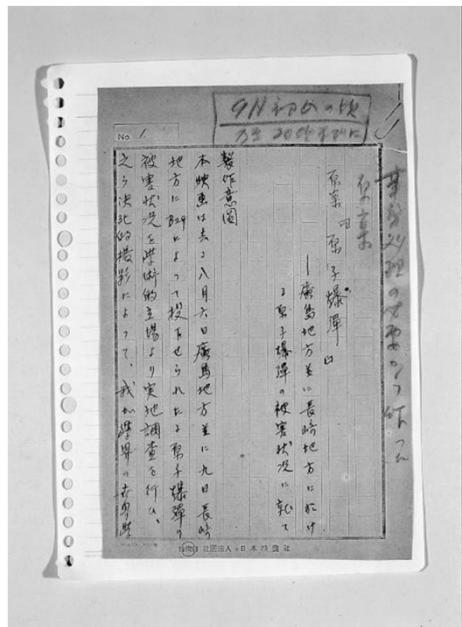
菅義夫氏資料
菅謙一氏寄贈



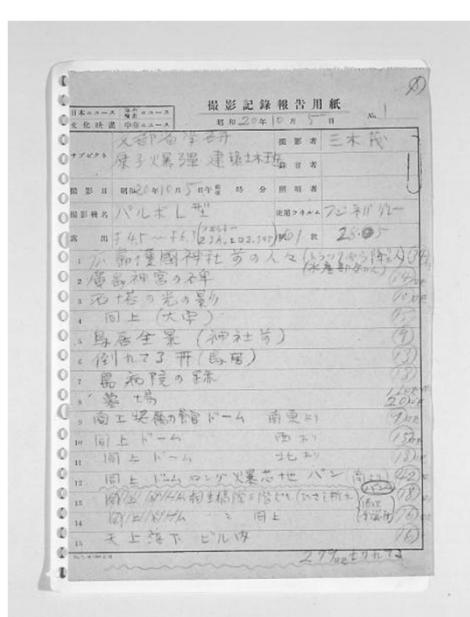
中山弘美氏資料 原子爆弾の放射線の植物に及ぼした影響 下書き原稿
中山つたえ氏寄贈



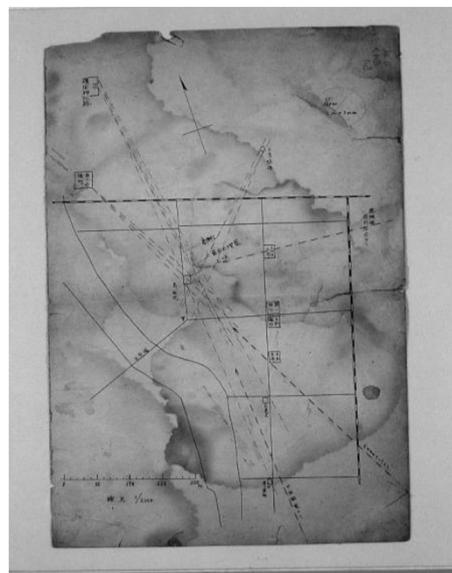
加納竜一氏資料 原爆記録映画原案(構成案)
加納信雄氏・加納宗子氏寄贈



相原秀二氏資料 原爆記録映画の原案
埼玉県平和資料館寄贈



相原秀二氏資料 撮影記録報告用紙
埼玉県平和資料館寄贈



相原秀二氏資料 爆心地を求めた地図
埼玉県平和資料館寄贈



相原秀二氏資料 撮影/三木 茂



吉川清氏資料

渡辺 琴代 氏
わたなべ ことよ 広島市公文書館歴史資料係

テーマ 「広島市公文書館が所蔵する原爆関係資料について」

年月日 平成25(2013)年2月28日

会場 広島市公文書館

出席者 石田 雅春、落葉 裕信、川野 徳幸、小池 聖一、小宮山道夫、武田 明子
中川 利國、西本 雅実、布川 弘、平岡 敬、松浦 陽子、水本 和実

【附属資料】

資料1 科学研究費助成事業研究報告会資料（報告レジュメ）

資料2 報告用パワーポイントスライド

資料3 主要な歴史資料

資料4 広島市公文書館ロビー展『被爆直後からの記録』展示資料

I 報告

1 はじめに

○中川 冒頭に、私は公文書館館長の中川と申します。手短にごあいさつをさせていただきます。

本日は科研の調査ということで、当公文書館の資料について話せというようなお話をされました。私自身は、2年前に本館に赴任いたしまして、資料の隅々まで周知しているわけではございません。渡辺は本年度から5年ぶりに戻りまして、過去、長い間、本館で資料の整理をやっておりましたので、渡辺のほうから資料の詳細等のご報告をさせていただきます。

それと、本館も見かけは平成16年に完成したビルで非常に新しくはございますが、公文書館としての課題を幾つか抱えております。それにつきましては、渡辺の報告の中でも折々触れながら、答えさせていただこうと思います。

○渡辺 広島市公文書館歴史資料係の渡辺と申します。本日は当館にお越しいただきました、ありがとうございます。初めに、簡単に私の自己紹介をさせていただきます。私は、広島市には行政職員として採用されまして、広島市立中央図書館に配属され、郷土資料の収集や提供、レファレンス、資料の登録等の担当をしておりました。その後、ほかの職場を経まして、平成14年度からこちらの公文書館に5年間勤務し、その後、広島市立大学附属図書館に異動になりました、今年の4月から再び公文書館で勤務しております。公文書館では歴史資料の収集やレファレンスなどを行っております。

それでは、広島市公文書館の概要、どういう資料があるかというあたりのお話をさせて

いただきます。パワーポイントで説明をさせていただきます。

本日の報告の流れです。初めに公文書館の概要をご説明しまして、公文書館が所蔵する原爆・復興関係資料、続いて広島市関連の他部署が所蔵する資料というかたちでお話を進めさせていただきます。

広島市公文書館ですが、昭和 52 年「広島市公文書館条例」により市立中央図書館の（建物の）中に設置されました。当時、公文書館の名称を持つ施設は、全国では国、東京都のみで、文書館その他の類似施設も含め、全国的に見ても、そう多くない時期でした。このような早い時期に公文書館が設置されたのには、広島市の歴史が大きく関与しております。

広島市は、昭和 20 年 8 月 6 日、原子爆弾によって市のほとんどが壊滅する被害を受け、公文書をはじめとする多くの歴史資料も消失いたしました。そうした中で、昭和 46 年からの広域合併により合併した各町村には明治以降の公文書が保存されておりまして、これらの中には旧広島市域の歴史をうかがわせるような公文書が多数含まれておりました。こうした公文書の散逸を防ぎ、また町史・市史の編さんとの過程で収集した資料などの体系的な保存・活用を図る目的で、その専門施設として広島市公文書館が設置されました。

当初は、歴史資料を保存する公の施設としてスタートしたのですが、昭和 61 年 4 月には、文書、法規の担当の主務課でありました行政管理課から、行政資料の収集・提供業務、現用文書の引き継ぎ・保存・廃棄の業務が移管されました。そして、現用文書を保存する施設としての機能を有することになりました。

さらに、昭和 61 年 6 月からは公文書公開制度の窓口業務を開始し、平成 8 年からは市長の資産等の公開窓口業務、同年 10 月からは個人情報の開示・訂正請求の窓口業務を開始しております。現在は、広島市の情報公開制度、個人情報保護制度の総合窓口としての役割も果たしております。

当初、中央図書館内に設置されていたのですが、昭和 61 年 1 月からは、この位置にございました西序舎の建物で業務を行っていました。しかし、こちらに市街地再開発で官民共有の再開発ビルが建設されることになりました、平成 16 年 7 月、新しく完成した大手町平和ビルに移転しました。それ以後、こちらのほうで開館して業務を行っております。この建物の 6 階から 8 階までが広島市公文書館になっておりまして、ほかに現用文書の保管場所として、中区役所の地下に書庫を持っております。

広島市公文書館の業務です。組織としては、企画総務局の総務課に属しております。組織としては、行政情報係と歴史資料係の 2 係からなっておりまして、行政情報係は、広島市の情報公開制度、個人情報保護制度の総括と関係審議会の事務局などの業務を行っています。歴史資料係は、当市の公文書・記録その他の資料を収集・管理・利用に供する業務を行っておりまして、保存文書の引き継ぎ・保管、市史編さんなどの業務を担当しています。

2 広島市公文書館が所蔵する原爆・復興関係資料

（1）歴史資料

○渡辺 それでは、本題の広島市公文書館が所蔵する「原爆・復興関係資料」について、ご説明をさせていただきます。大きく歴史資料、行政資料、刊行物、写真という区分けでご説明したいと思います。今日はリストなどのご用意をしておりませんので、こういった

資料群があるというご説明になるかと思いますが、ご了承ください。

まず、歴史資料です。役場文書、個人寄贈資料、市史編さん資料、歴史的公文書、大きくこの四つに分かれるかと思います。

役場文書は、最初に公文書館を設立するきっかけになった文書ですが、広島市と合併して広島市となった旧町村の役場が保管していた公文書などで、合併の時点で保存年限を経過して、庁舎や倉庫、公民館などに保管されていたものを広島市が引き継ぎ、その後、公文書館が保管をしているものです。

原爆被害に関する主要な文献は、『広島県史 原爆資料編』が昭和47年3月に発行されておりますが、こちらで紹介されています。それから、『広島市公文書館紀要』の第8号（昭和60年3月発行）でも紹介をしておりますので、お時間がありましたら、そちらもご覧ください。

主なものとしましては、今ちょうど展示をしておりますので、見ていただければと思いますが、こちらにあります大林村の『戦時災害保護法一件』（写真1）といった文書綴があります。こちらの中には「罹災者処遇ニ関スル件」ということで、安佐地方事務所長、可部警察署長から各町村長宛てた文書などがとじられております。このほかに、大林村であれば『戦災者名簿』。昭和20年の『庶務一件綴』の中には、どういった支援を行ったかというような文書も残っています。

それから、温品村の役場文書。こちらには庶務関係の書類の中に関係のものがあります。川内村、旧佐東町ですが、『戦災死者名簿』といったものがあります。狩小川村も『罹災者受入状況報告綴（昭和20年8月10日の罹災者受入状況報告等）』。また、『庶務一件綴』のほうには、さまざまな照会に対する回答文書のかたちで、原爆の被害状況を伝えるものが残っております。最近合併したところでは、五日市町、湯来町の砂谷村の文書の中にもそういったものが残っています。

役場文書は、旧町村単位ごとに、こういう目録（写真2）を作っております。『志屋・戸山・八木村外役場文書目録』『狩小川村役場文書目録』『大林村役場文書目録』と、その地区ごとのものを作っていますが、これを見ていただくときに、まず分類としては「民生」「兵事」という区分に原爆被害の関係の文書があります。そのほかには、「庶務」とか「雑件」といったところの『庶務一件綴』というものに、例えば、地方事務所や警察署からの依頼であったり、照会といったものが残っております。それに対する町村の回答というかたちで原爆の被害についての記録が残っているものがあります。

役場文書にどういう目録があるかということは、別にお配りしております「I 主要な歴史資料」という両面刷りのプリントの「II」の「2役場文書目録」で目録の作成状況を報告しておりますので、こちらもご参照いただければと思います。

続きまして、個人や団体から寄贈された資料について、ご説明させていただきます。都築正男氏の資料、弓野正彦氏資料、斗柾正氏資料、こういった資料がございます。

まず、都築正男さんの資料です。こちらは『広島新史』の資料編Iに、かなりのものを活字に起こして紹介をさせていただいております。都築正男先生については、宇吹（暁）先生が一番お詳しいのではないかと思うのですが、広島の「原爆症研究の父」とも言われた方で、原爆が投下された時は東京帝国大学の医学部の教授でいらっしゃいました。8月30日に陸軍の調査隊とともに東大調査団を率いて広島に入り、原爆症について初めて体系

的な論文をまとめられた方です。

その後、文部省学術研究会議の原子爆弾災害調査研究特別委員会、医学科会会长としても被爆者調査を継続されるほか、日本の医学者たちの原爆症治療に関する論文の公表のためにGHQ（連合国最高司令官総司令部）と交渉するなど、被爆者医療の発展と発信に力を注がれました。

こちらの資料が広島市公文書館に寄贈されることになりましたのは、先ほどご紹介しました『広島新史 資料編1』に取り上げさせていただいたことがきっかけでした。その際に一度資料をお借りしたのですが、後に『広島新史』への掲載の仲介をしてくださった今堀（誠二）先生のほうに、都築先生のご遺族から、これらの資料を広島市で永久に保管してほしいという希望がありまして、昭和56年7月、広島市に寄贈されました。資料の内容としては、原爆投下直後の被爆者治療や原子爆弾症に関する調査研究資料、それから被爆直後に広島で収集した情報や被爆者調査の結果、日本学術研究会議の運営資料や報告会の配布資料群などで、全体で645件になります。

目録としましては、『広島市公文書館紀要』第5号で「都築資料目録」（写真3）として645件についての検索ができるように整理をしております。先ほど申し上げました『広島新史 資料編1』にも目録がございます。同じ目録ですが、『広島新史 資料編1』（写真4）の方はご寄贈いただく前の目録になっていますので、掲載されている資料に食い違いがあります。ですから、広島市公文書館の所蔵しているものをご覧になりたいときは、紀要の目録を使っていただく方がよろしいかと思います。

資料としましては、こちら「原子爆弾被災者に対する治療対策案」（写真5）ということで、昭和20年9月の広島県の依頼で行われた講演会の前にまとめられた、原爆症に対する治療についての対策案のメモといったようなもの。それから、被爆者調査票と言っているのですが、昭和20年10月のもの、21年のものといった調査票（写真6）がございます。

この調査票については、実は個人情報がたくさん載っているということで、この目録の中では様式だけが出ているかたちになっています。内容の記載のある調査票は非公開の扱いになっており、もしご利用されたいということであれば、手続きを取って見ていただくようなかたちにさせていただきたいと思っております。

続きまして、弓野正彦さんの資料です。弓野正彦さんの資料は、原爆投下後に広島に入られた医師の弓野勲さんの資料になります。弓野勲さんは、陸軍軍医少佐として昭和20年8月9日、西部軍派遣の調査隊の一員として広島に入れまして、新型爆弾による死傷の原因、被害状況、救護対策の調査・研究などを行われました。従って、7件の資料があるのですが、全て主に医学面での原爆被害に関する記録などになっています。

今、こちらに出ていますのが、昭和20年8月13日付の『広島空襲被害調査報告』（写真7）というタイプ打ちの原稿になります。このほか、昭和20年11月30日付の陸軍軍医学校臨時東京第一陸軍病院編の『原子爆弾二依ル広島戦災医学的調査報告』、謄写印刷のものですが、こういったものもございます。こちらは『受贈資料目録I』で、寄贈してくださった方の名前順に資料を暦年で掲載している目録ですが、こちらに掲載をしておりますので見ていただくことができます。

続いて、斗桜正さんの資料です。斗桜正さんは、原爆投下当時、幟町国民学校の先生をしておられまして、集団疎開先で児童が書いた日誌などをお持ちでした。広島市公文書館

には、ご遺族の息子さんから寄贈を受けております。今ロビーに展示しております『疎開日誌　光明寺寮』（受贈資料目録Ⅱト03-001）は、その時の資料になります。

このほか、今こちらに投影しています広島戦災児育成所の日誌（写真8）。昭和20年から23年のものが7冊ほどございます。こちらは、斗栱正さんと奥さまの良江さんが戦災児育成所のお仕事をされていたということで、お持ちだったのではないかと思われますが、合わせて寄贈をしていただいております。こちらは『受贈資料目録Ⅱ』（平成19年発行）で紹介しております。

続きまして、藤本千万太氏の資料ということで、こちらは69件あります。藤本千万太さんは広島市の元職員で、「広島平和記念都市建設法」の成立や広島の平和記念公園の整備等に市の担当者として関わられた方です。ご寄贈いただいた資料の中には、「広島平和記念都市建設法」の制定過程、平和記念公園のコンペティション等の関係資料が含まれております。今ここに出ていますのは、「特別戦災地広島復興促進に対する請願」（写真9）ということで、国会に請願をしようという動きがあった時の請願書の案です。

このほか、平和記念公園の設計応募作品の写真。これは丹下健三さんから藤本さんに送られた写真3枚組みのものや、平和都市の建設構想試案といったものもございます。また、最近公開を開始したものとしては、昭和24年から26年にかけて、丹下健三さんから藤本千万太さんや浜井市長に送られた書簡がございます。これらの資料につきましては、『受贈資料目録Ⅰ』や『広島市公文書館紀要』の第23号などで紹介しております。

続きまして、寺光忠さんの資料になります。寺光忠さんは、広島出身の方で法律家でいらっしゃいます。「広島平和記念都市建設法」が成立した当時、参議院の議事部長として文案の作成などに関わられました。ですから、ご寄贈頂いた資料の中には、「広島平和記念都市建設法」の第1次案から第5次案までの原稿（写真10）と、それに関する資料などがございます。この原稿につきましては、『広島市公文書館紀要』の第11号で、石丸（紀興）先生が紹介をしてくださっています。また寺光さんは、長崎の長崎国際文化都市建設法案の成立にも関わっていらっしゃいますので、そういう関係の資料も含まれています。こちらの資料は、公文書館の『受贈資料目録Ⅰ』（平成6年発行）と『広島市公文書館紀要』の第23号などで一覧していただくことができます。

そのほかのものとしまして、矢吹憲道さんの資料70件があります。矢吹憲道さんは社会教育課長、秘書課長などを務められた元市職員の方で、児童文化会館の建設にも関係されています。社会教育課長をされていた時には、広島社会事業婦人会の育成、戦後は無縁仏の供養塔等の建立、戦災孤児の収容施設や母子寮の建設などにも関わられましたので、そういう関係のものも若干含まれております。この資料については、『広島市公文書館紀要』の第11号で紹介をしているほか、『受贈資料目録Ⅰ』でも紹介しております。

それから、任都栗司さんの資料195件。任都栗さんは元市会議員で議長も務められた方ですが、平和記念都市建設法案の成立に尽力された方としても知られています。頂いた資料は主に「原爆医療法」改正や「原爆特別措置法」制定などへの陳情書、市、議会、国の機関や団体への活動記録などの資料になります。広島市が昭和63年に開催した座談会「原爆被爆者対策の歩み」に際しまして寄贈されたものです。『任都栗司資料目録』（昭和63年発行）を別に1冊作っておりまして、ちらで見ていただけるようになっております。

続いて、広島市復興青年運動資料が234件ほどあります。寄贈してくださったのは、戦

後の青年運動に主要メンバーとして、また市の職員として関わられた勝丸博行さんです。昭和 21 年から 29 年ごろまでの書簡、議事録、庶務関係の簿冊、スポーツ大会や原爆都市青年交換会、原爆被災後の復興に大きな役割を果たした広島市の青年運動の関係資料になっています。こちらは、『広島市復興青年運動史資料目録』（平成 2 年発行）で、どんなものがあるかを見ていただくことができます。

それから、山木茂さんの資料です。山木さんは学生時代から社会運動に関わられた方で、昭和 35 年『広島県社会運動史』を執筆されました。その執筆の過程で全国的に調査・収集された資料を公開したい、今後の社会労働運動の調査・研究に役立ててもらいたいということで、昭和 59 年に広島市公文書館に寄贈されたものです。社会運動資料、郷土関係図書、一般図書など合わせて 2,393 件ございます。こちらは『山木茂資料目録』（昭和 63 年発行）ということでまとめております。

それから、重家豊さんの資料があります。広島で社会労働運動や労働者文学活動に参加された方で、社会労働運動関係の原資料、雑誌、蔵書などになります。平成 22 年に広島市職員労働組合から広島市公文書館に寄贈されました。内容は、1945 年から 1951 年の社会労働運動資料、1952 年から 1980 年の文化・文学活動、平和運動などの資料も含まれています。文書、ポスター、ちらし、書簡、図書、地方文学史などになります。こちらの『重家豊資料目録』（昭和 59 年発行）の中で検索できるようになっています。

こういった個人の資料につきましては、先ほど別にお配りしておりました「主な歴史資料」の中に簡単な説明とともにご紹介しておりますし、裏面に個人別の目録について一覧表を付けておりますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、市史の編さん資料をご紹介いたします。市史編さん資料といいますのは、市史編さんの過程で収集した文書や刊行物・写真などの原資料あるいは複製資料になります。広島原爆戦災誌編さん資料、広島戦災復興事業誌編さん資料、新修広島市史編さん資料などがあります。

この中で、この科研のテーマに一番近いものとしまして、広島原爆戦災誌編さん資料がございます。こちらは、『広島原爆戦災誌』の編さん期間、昭和 37 年から 46 年に収集したもので、同時に、この本を編さんするにあたって、各地区や学校、施設などにいろいろな調査を行っておりますので、そういうところから返ってきた調査表なども含まれております。

もともと『広島原爆戦災誌』は平和記念資料館が編さんをしておりまして、これらの資料は当初平和記念資料館で保管されていました。こちらに今映写しています『衛生速報』（写真 11）ですけれども、上のほうの四角い枠で囲ってあるところに、「広島平和記念資料館蔵書印」が押してあります。もともと平和記念資料館のほうで保管されていたのですが、編さんに携わった職員が後に市史の編さん室に異動したことに伴いまして、資料も市史編さん室に移動しました。市史編さん業務を公文書館で行うことになりましたので、その後こちらで保管しています。この中には、昭和 25 年に広島市が公募しました原爆体験記の原稿などもあり、同様のルートで公文書館で保管しております。

こちらの中の主要な資料は、『広島原爆戦災誌 第五巻資料編』『広島県史 原爆資料編』などに写真版や報告というかたちで公開されております。具体的には、『戦災記録』第 1 号、第 2 号、これは、広島県の戦災直後の記録ですが、鈴木正道さんからご寄贈いた

だいたいものです。それから、県の職員の竹内喜三郎さんの雑記帳、中国軍管区軍医部の『衛生速報』、山田隆夫さんからご寄贈いただいた『防空日誌』などがあります。（写真 11）

こちらの資料については、見ていただけるかたちでの目録は、まだ整理をしておりませんが、事務用のエクセルのリストは作っておりますので、ご相談いただければ見ていただくようにすることはできるかと思います。原爆戦災誌編さん資料は約 1,151 件あるのですが、この中には原本と複製をダブルカウントしているものもありますので、きちんと整理したときには、異なり件数はまた違う数字になるかと思います。

続きまして、広島戦災復興事業誌編さん資料です。こちらは 276 件ございます。昭和 63 年から平成 6 年の間に編さんしました『広島戦災復興事業誌』の編さん時に収集した資料で、主に複製資料になります。平成 7 年度に刊行が終わり編集委員会が解散したことに伴いまして、編集研究会から広島市公文書館が資料を引き継ぎました。現在、仮整理中という状況になっています。見ていただけるような目録は用意していないのですが、事務用のリストがございますので、お尋ねいただければ対応ができるかと思います。

このほかに『新修広島市史』の編さん資料もございます。こちらも、やはり事務用のリストは作成済みですが、まだ見ていただけるような状況には整理をしておりません。これから、特に来年度からきちんと整理をしていくことになっております。

このほか、最近の市史では『図説広島市史』『図説戦後広島市史（被爆 50 周年 図説戦後広島市史 街と暮らしの 50 年）』がありますが、こちらは写真などを中心とした市史ですので、もっぱら写真を接写させていただいたフィルムなどを持っております。

続きまして、歴史的公文書についてご説明をさせていただきます。歴史的公文書といいますと、広島市の公文書で保存年限を経過したものの中で、公文書館が歴史的・文化的資料として価値があると判断して、担当課と協議して引き継いだものになります。一番よく使ったりするものが、この昭和 23 年の『復興審議会一件』と書いてある文書綴（写真 12）です。広島市復興審議会は、昭和 21 年 2 月、市長の諮問に対して助言答申するための機関として設置されたものです。これはその一件綴です。

この復興審議会は昭和 23 年 3 月に解散しておりますが、その間に開催された会議の資料、要点、関係の文書が一綴になっています。会議の内容などは、『広島新史 資料編 2（復興編）』に活字にして紹介しております。ですから、この簿冊の中の大部分は活字で見ていただけるようになっていますので、ご活用いただければと思います。こちらの簿冊のいわゆる件名目録、この簿冊の中にどんな文書が入っているかという詳細な目録は、まだ整理をしていないのですが、事務用には目録がありますので、お尋ねいただければ、どういう文書があるかという照会についての対応は可能です。

それから、『広島平和協会一件綴』。こちらには、このようなものが 7 冊ございます。広島平和協会は昭和 22 年 6 月、平和祭を開催するために設立されたもので、会長は浜井市長です。残念ながら、昭和 22 年のものはないのですが、昭和 23 年の企画書類から始まりまして、昭和 28 年の『平和祭一件綴』までのものがあります。

この中でも、昭和 25 年の『広島平和協会一件』（写真 13）。この綴につきましては、この年は平和祭が開催できなかったことがありまして、文書も分厚くなっています。この内容につきましては、先ほどの『広島新史 資料編 2』で紹介しておりますので、見ていただくことができます。こちらも公開用の件名目録はまだ作っておりませんが、事務用で

は件名をリストアップしたものがありますので、照会に対応することは可能です。

それから、画像はないのですが、広島市東部復興事務所の関係資料などもございます。こちらは、まだ正式に引き継ぎの手続きが終わっていませんので、東部復興事務所の業務を引き継いでおります区画整理課が仮整理をしている状態です。これから公文書館の方で改めて選別して、最終的な引き継ぎを行うことになっています。しかし、一応簡単な目録はありますので、お問い合わせなどには対応ができるかと思います。来年度以降に整理をしたいと思っております。

そのほか、原爆被害とは直接関わりがないかと思いますが、復興の過程をたどることができる資料というように広く捉えた場合に関係があると思われる資料として、都市計画図面、航空写真などを紹介させていただきます。

都市計画図面は、広島市が5年ごとに作成する縮尺3,000分の1などの地形図です。合併町のものも、それぞれの町が作ったものをこちらに引き継いでおりますので地域によって違うのですが、昭和30年代ぐらいからの地形図がこちらにあります。縮尺倍率が非常に高くなっていることと、定期的に作成されていますので、地形の変化といったものをたどることができる資料として活用ができるかと思います。

こちらは『広島市域地形図原図目録』（平成20年発行 写真14）の中で、どういうものがあるか検索できるようになっています。ですから、これが見たいということがあれば、7階の閲覧室でご相談いただければ、閲覧や複写ができます。

そのほかに航空写真（写真15）。航空写真は地形図を作るために撮影しているもので、これも全てというわけではないのですが、公文書館に引き継いでおります。戦後一番古いところで昭和32年11月の市の中心部を写した航空写真がございます。こちらは事務用の目録、一覧表のようなものがありますので、いつごろのこの地域のもがありませんかといった問い合わせには対応することができます。

（2）行政資料

○渡辺 続きまして、行政資料です。行政資料といいますと、広島市が作成または入手した計画書、調査報告書、行政概要、市政概要や施設概要、広報誌などになります。戦後間もなくのものになりますと、それほどたくさんは出ておりませんで、今こちらに紹介しています広島市の『市勢要覧』（写真16）といったものが最初のものになります。

行政資料につきましては、広島市のオリジナルの番号を与えて分類しております。こちらは、公文書館の7階の閲覧室で見ていただけますが、その場合、原爆被爆者対策関係には「H8」という番号が付いています。平和関係には「B5」、都市計画関係は「K2」、区画整理関係には「K4」といった分類で、それぞれの棚にあります。閲覧室では主に最近のものを開架しておりますので、古いものの場合は、窓口に言っていただいたら書庫から出してお見せできるようになっています。

現在、行政資料全体で23,607件ほどありますが、その中で原爆被害対策の「H8」に分類されているものは237件。平和記念資料館のものなども含まれるのですが、平和関係「B5」に分類されているものが632件あります。目録は平成18年度までは印刷した目録を作っていたのですが、現在は館内でコンピューターに出力したものを見ていただくようなかたちになっています。

(3) 刊行物

○渡辺 続いて刊行物です。こちらは広島市以外の刊行物などで、寄贈や購入により入手したもので、図書、絵はがき、地図、新聞などになります。平成 25 年 2 月時点では 2 万 4,530 タイトルございます。このうち、このたび原爆・平和に関するものを抽出しますと、1,180 件ございました。こちらも目録を平成 19 年度までは印刷して関係機関などに配っていたのですが、20 年度以降のものは出力して見ていただけるかたちの目録を館内に備え付ける対応に変わっております。

図書では、原爆体験記（写真 17）や中国新聞社が出された本であったり、原爆関係のさまざまな資料があります。閲覧室の中では、普通の歴史に関する資料とは別にコーナーを設けていまして、原爆関係のものをまとめて見ていただけるようにしております。

絵はがきの中には、こういった被爆直後の内容を写し取ったようなもの（写真 18）のほか、平和記念施設の建設直後といったものがあります。絵はがきは 2,700 件ぐらいあるのですが、そのうちの 89 件ぐらいは、こういった原爆や平和を切り取ったような絵はがきがあります。ただ、絵はがきの場合は、同じ画像がいろんなかたちで出ているというのがありますので、画像の種類が 89 通りあるというわけではなく、実際には、さほどの種類があるわけではないということになります。

地図は戦前のものも遡って集めています。昭和 21 年 12 月に広島市職員共済組合で発行しました『広島復興都市計画街路網公園配置図』（写真 19）といったものもございます。こちらは複製したものを今ロビーで展示しておりますので、お時間があればご覧になってお帰りいただければと思います。刊行物としては、こういった資料を収集しております。

こちらは、7 階閲覧室でお申し込みいただければ見ていただけるものです。行政資料も 7 階の閲覧室でお申し込みいただいて見ていただくことになります。

(4) 写真

○渡辺 続いて、写真です。写真是個人からご提供いただいたり、広島市広報課が市の広報誌のために撮影したものが中心になります。それから、市史編さんの過程で収集したものもありまして、現在約 1 万 2,000 ファイルあります。枚や枚の単位でカウントするのが難しいので、今日はそのようにご説明させていただくのですが、約 1 万 2,000 ファイルございます。広報課のものだと 35 ミリのものが約 3,000 ファイル、4 × 5 のものが 1,400 ファイルぐらいになります。その他の写真が 7,300 ファイルぐらいといったところです。

これが広報課の撮影写真です。「整備されつつある平和記念公園」というタイトルのもの（写真 20）で、だいたい広報誌の発行の時期が昭和 25 年からですので、昭和 27 年ぐらいからの写真があります。平和関係では、「原爆死没者慰靈式並びに平和記念式」といった写真（写真 21）がたくさんあります。

広報課の写真も特別な分類で整理しております。例えば、平和記念施設であれば「I—5」、慰靈碑であれば「I—4」、記念式典は「I—1」といった分類を振っております。どういう写真があるかということは、『写真目録（広報課撮影分）』（写真 22 平成 18 年発行）で、ざっと見ていただくことはできますので、目録をご覧になって、この写真が見たいと言っていただければ、見ていただけるようになっております。

個人の方が撮影された写真では、広島に進駐した英連邦軍の兵士の方、あるいはプロのカメラマンが撮影されたもので、『図説戦後広島市史』で主に紹介しているものの中に該当するものがあります。このほか、平和大橋の建設などに技術者として関わられた瀬良茂さん所蔵の写真の中には、平和大橋を造っている、あるいは（橋の高欄の）模型を作っている時の写真が残されておりまして、こういったものを接写させていただいて、こちらで資料として保管しているものがあります。

このほか、原爆被災写真ということでは、『広島壊滅のとき 被爆カメラマン写真集』（昭和 56 年 広島原爆被災撮影者の会発行）という写真集がありますが、そちらに掲載された写真の複製やネガ・プリントも保存しております。同じものが平和記念資料館にもあります。2カ所で保存するようご寄贈いただいたものです。写真是だいたいこういうものが関係してくるのではないかと思います。

3 広島市関連の他部署が所蔵する資料

○渡辺 広島市の他の部署が持っている資料にも関連するものがあります。公文書館は、広島市役所の3年保存、5年保存、10年保存、永年保存の文書を保存する中間書庫の機能も有しておりますので、主管課から所定の手続きを経て引き継いだものの中に、原爆関係資料、都市計画・復興関係の文書も含まれています。市の文書管理方法として、保存年限があるものは一旦公文書館で保管するという方針はあるのですが、日常的に業務に使用しているものは、作成年にかかわらず主管課で保管することになっていますので、公文書館に100%の文書があるわけではなく、各課で保管しているものもあります。

こちらで把握しているものとしては、健康福祉局原爆被害対策部の被爆者調査資料であったり、被爆者健康手帳の申請関係資料といったものがあります。都市整備局の都市計画課では都市計画に関する文書や図面、都市整備局区画整理課では東部復興事業の関係文書などがあります。また、緑生課では平和大通りの供木運動関係などもあります。市議会事務局の市政調査課では議会の議事録、委員会の記録などがございます。このほか、教育委員会の管轄の小学校、中学校、高等学校といった施設には疎開のときの日誌であったり、学校が独自で調べられた原爆被害の調査の記録といったものがございます。

こういった各課・施設が持っている資料については、例えば、公文書館の中で保管してある状況のものであっても、閲覧については各課の承諾を得ていただく必要がありまして、各課が公開OKと言った場合に見ていただけることになります。したがって、これらについては、直接、各担当にご相談をいただることになります。

このほか、博物館・図書館等が保管する資料としましては、既に皆さまもご説明を聞かれていると思いますが、平和記念資料館には被爆資料、現物の溶けたガラス瓶であったり、焼け焦げた服であったりといったモノ、それから市民が描いた原爆の絵、写真、文献などの資料がございます。

それから、国が設置し、広島市の関係施設が管理運営を行っている国立広島原爆死没者追悼平和祈念館では、遺影や被爆体験記を集めております。また、広島市立中央図書館は被爆関係の図書や雑誌、体験記などのいわゆる刊行物を集めています。また、広島文学資料室という部屋がありまして、そちらでは峰三吉や原民喜といった被爆関係の詩や小説を書いた作家の自筆原稿といったものを集めております。

以上が、公文書館が所蔵している、あるいは市の関係施設が所蔵している原爆・復興、平和などに関する文書の概要です。

まとめ

○渡辺 まとめということで、最後に公文書館の課題も含めてお話をさせていただきます。公文書館は、今お聞きになって、何かちょっと未整理という言葉が耳に残られたかというはあるのですが、目録の作成、公開方法などで、まだ問題を持っている状態です。公文書館所蔵の原爆・復興関係資料については、同じものであっても資料の入手経路によって、それぞれ役場文書、個人寄贈資料などに分類して別々の冊子の目録を作っています。

そのため、同じものであってもデータの取り方がまちまちであったり、目録にとっているものが、現物なのか、複製なのか、大きさはどれぐらいかという細かい情報が漏れているところもありまして、利用される方に十分な情報が提供できるような体制になっていません。これは、私どもも問題として考えております。

これについては、平成25年度にデジタルアーカイブスの構築を予定しております。その中で整理分類方法を見直すとともに、この機能を活用して役場文書、個人寄贈資料、歴史的公文書など、それぞれ個別の冊子目録で検索している資料の横断検索ができるようにしたいと計画しています。目録情報と重要な資料については、最終的にはウェブで公開を実現したいと考えています。このデジタルアーカイブスについては、国立公文書館が提唱する他館との横断検索もできる機能も付与するかたちで検討をしております。これは、まだ予算が確定ではないのですが、承認されれば、着実にやっていくことになっているところです。

次に、未整理資料があります。先ほどもお話ししましたが、公文書館には東部復興事務所の関係の300箱などを含め、2,500箱程度、歴史的公文書として引き継いで、まだ選別をしていない段階の未整理の資料があります。今まで役場文書を中心に整理をしてきておりまして、そちらに着手ができなかったのですが、役場文書の整理も一段落ついた状況ですので、これから今まで手が付けられなかった歴史的な公文書について、選別を進め、整理を行っていこうと考えています。手始めに、来年度は東部復興事務所の関係資料に着手しようと考えております。

このように整理をしても、公開のときにまた別の問題が生じてくることがあります。資料に含まれる個人情報などをどう扱うかという問題があります。被爆関係、復興関係の資料の場合、市と個人の間で交わされた文書が多数含まれておられますので、市の、まさにこの地域の住民の個人情報が含まれている文書になります。それだけに慎重な取り扱いをせざるを得ない側面があろうかと思います。また、こちらのほうは何年たてば公開できるというような時の経過による公開基準を整備していない段階ですので、今後、整理を進めていく中で、個人情報の公開の問題について見直しをしていきたいと考えております。

第3に、広島市役所および市の関係施設が保有する公文書などの情報の把握と、公文書館での収集について課題があります。今回、この報告をするにあたって、『広島県史 原爆資料編』『広島新史 資料編2』などで紹介している資料で、公文書館に所蔵しているものについては確認をしたのですが、その中で他課が持っているものについて十分に情報を把握しきれていないことに気付かされるようなことがありました。今後、市役所全庁、

学校なども含めまして、被爆・復興期を中心とする文書の保管状況の調査を行って、公文書館で原物または複製を収集する体制を整備する必要があると認識しています。これについては、早い段階で着手したいと考えております。

私が再び公文書館に戻ってきて感じることとして、平成23年3月11日に東日本大震災があつて、宮城県や福島のほうで壊滅的な被害を受けた市町村があります。これらの町の復興のモデルということなのか、広島の復興や被爆といったようなことが注目されているためなのか、最近、広島の原爆災害とその復興に関する資料についての照会、展示や出版への利用の申請が増えている傾向があります。

また、今年は特に丹下健三さんの生誕100年に当たるということで、平和記念公園のコンペの関係資料について、美術館・博物館での展示利用、研究者の論文執筆などの関係での照会や依頼が続いているです。

こういった広島市公文書館が持っているものについて注目をされている部分もあるのですが、利用の内容にも変化が生じています。以前、私がこちらに勤めていた時は、放送局や出版社といったところがメディアで利用する目的で、戦前や復興期の写真や絵はがき、「平和記念都市建設法」、平和記念公園のコンペや平和大橋関係資料など、ビジュアルな資料についての利用申請が多くあったという記憶があります。

今年帰ってきて感じたことは、特に研究者や学生の論文執筆、調査などの目的で、専門的に深く調べたいという問い合わせが増えているということです。特に、戦後の都市計画、復興、区画整理といったようなところについての照会が増えていまして、通常の閲覧室の本で解決するようなことではなく、1次資料、生の文書を見ないと分からないようなことについての問い合わせが増えているということがあります。ですから、なおのこと、未整理資料の整理、目録の整備といったようなことを着実に行っていかなければならないと感じているところです。

被爆、復興、平和といったような関係の資料は、研究者の方にとって大切で非常に有用な資料ですが、同時にこの広島市にとっても非常に大切な、広島の歩みを伝える資料群ですので、公文書館としては、2,500箱の資料を一刻も早く整理して、目録情報を公開して、研究者や学生、一般の方に使っていただけるような体制を整えることで、その役割を果たしたいと思っています。

先ほど、館長もごあいさつで申し上げたのですが、歴史は長いのですが、整備されていないところも多々あります。そういう課題を少しずつ整理して、資料を確実に保存提供できる施設として成長していきたいと思っております。

今回、このような報告の機会を与えていただいたことで、自館の状況を見返すことができました。これから課題も明らかになったように思います。こういう機会を与えていただきまして、どうもありがとうございました。

○石田 では、渡辺さん、長時間どうもありがとうございました。

(終了)

科学研究費助成事業研究報告会資料

平成 25 年(2013 年)2 月 28 日
広 島 市 公 文 書 館

I 報告

1 はじめに

- ・広島市公文書館の概要
 - ・沿革

- ・組織と業務内容

2 広島市公文書館が所蔵する原爆・復興関係資料

(1) 歴史資料

- ・役場文書 大林村(旧可部町)、狩小川村(旧高陽町)、川内村(旧佐東町)等
- ・個人寄贈資料 都築正男、弓野正彦、斗柾正、藤本千万太、寺光忠資料等
- ・市史編さん資料 広島原爆戦災誌編さん資料、広島戦災復興事業誌編さん資料
- ・歴史的公文書 復興審議会一件、平和協会一件綴等

(2) 行政資料

- 広島市が作成または入手した計画書、調査報告書、行政概要、施設概要、広報紙等
- 広島市勢要覧、広島市事務報告書並財産表、広島市各種歳入歳出決算書、原爆被害対策事業概要書等

(3) 刊行物

- ・図 書 原爆体験記
- ・絵はがき 原爆被害の写真
- ・地 図 広島復興都市計画図等
- ・新 聞 中国新聞等マイクロフィルム

(4) 写真

- ・広島市撮影写真(広報課等)
- ・航空写真(陸軍陸地測量部、米軍、国土地理院等撮影)
- ・個人撮影写真(市民や広島に進駐した英連邦軍兵士が撮影)
- ・広島原爆被災写真(写真集『広島壊滅のとき』掲載写真複製ネガ・プリント)

3 広島市関連の他部署が所蔵する資料

- | | |
|---------------|------------------------|
| ・健康福祉局原爆被害対策部 | 被爆者調査、原爆被爆者健康手帳申請関係書類等 |
| ・都市整備局都市計画課 | 都市計画関係書類 |
| ・市議会事務局市政調査課 | 市議会議事録、委員会資料等 |
| ・広島平和記念資料館 | 被爆資料、市民が描いた原爆の絵、写真、文献等 |
| ・国立広島追悼平和祈念館 | 被爆者の遺影、体験記等 |
| ・広島市立中央図書館 | 広島・被爆関係文献、広島文学資料等 |

4 まとめ

II 質疑応答

III 施設見学

科学研究費助成事業 広島における核・被ばく学研究基盤の形成に 関する研究報告会

平成25年（2013年）2月28日 広島市公文書館

主幹（事）歴史資料係長 渡辺琴代

廣島市公文書館

はじめに 広島市公文書館の概要

沿革

昭和52年(1977年)4月 広島市公文書館設置(市立中央図書館内)

昭和61年(1986年)1月 西庁舎(現在地)に移転

昭和61年(1986年)4月 市史編さん、保存文書引継・管理、行政資料管理等の事務を移管

昭和61年(1986年)6月 公文書公開制度開始

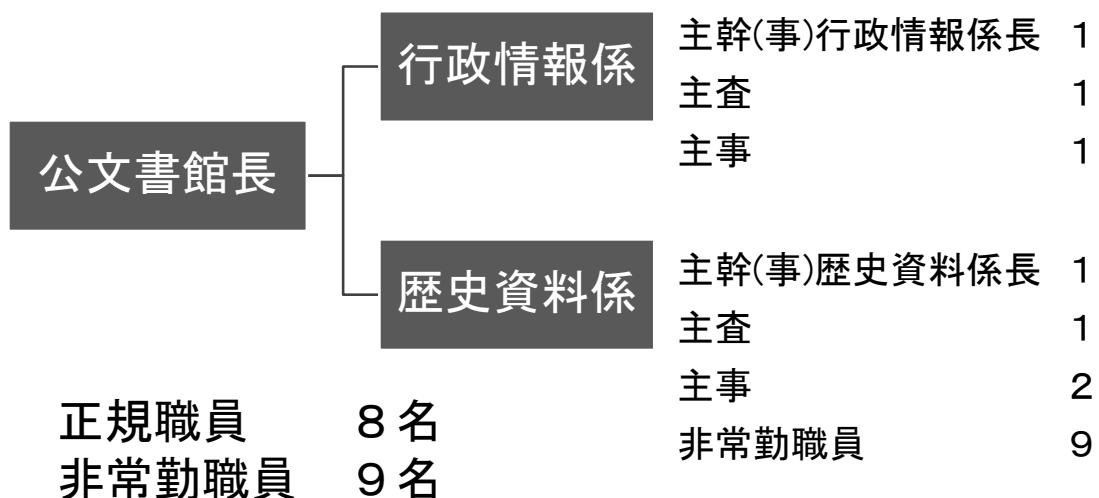
平成8年(1996年)10月 個人情報保護制度開始

平成16年(2004年)7月 市街地再開発事業により建設された大手町平和ビルに移転

広島市公文書館の概要

組織

企画総務局総務課の出先機関



2 広島市公文書館が所蔵する原爆・復興関係資料

(1) 歴史資料

- ・役場文書
- ・個人寄贈資料
- ・市史編さん資料
- ・歴史的公文書

(2) 行政資料

(3) 刊行物

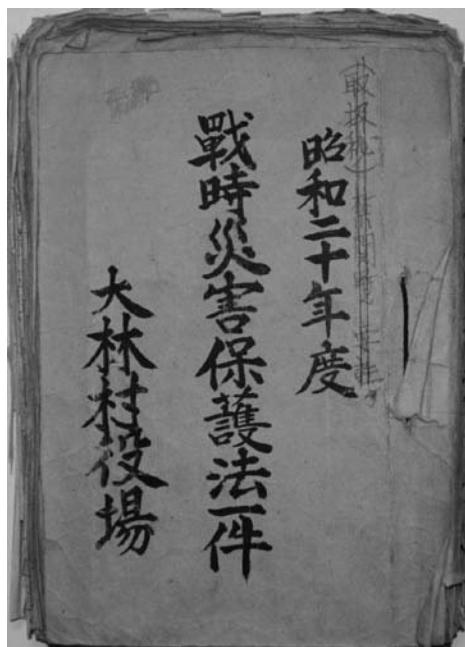
(4) 写真

役場文書

合併により広島市となった
旧町村の役場が保管して
いた公文書等

写真1

大林村役場文書 3757
戦時災害保護法一件
昭和20年度



▶ 5

広島市公文書館

役場文書

検索手段 役場文書目録

写真2



▶ 6

広島市公文書館

個人寄贈資料

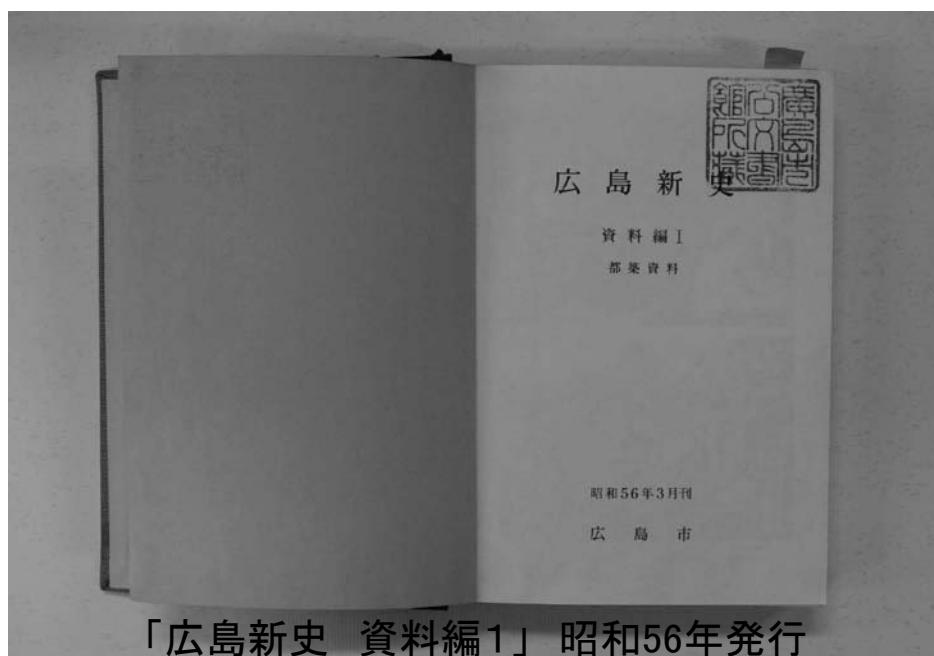
個人、団体等から寄贈された資料

- ▶ 都築正男氏資料
- ▶ 弓野正彦氏資料
- ▶ 斗柾正氏資料
- ▶ 藤本千万太氏資料
- ▶ 寺光忠氏資料
- ▶ 任都栗司氏資料
- ▶ 広島復興青年運動資料
- ▶ 重家豊氏資料
- ▶ 山木茂氏資料 ほか

▶ 7

広島市公文書館

都築正男氏資料



「広島新史 資料編1」昭和56年発行

▶ 8

広島市公文書館

都築正男氏資料

写真3



「広島市公文書館紀要第5号」
昭和57年

都築資料目録

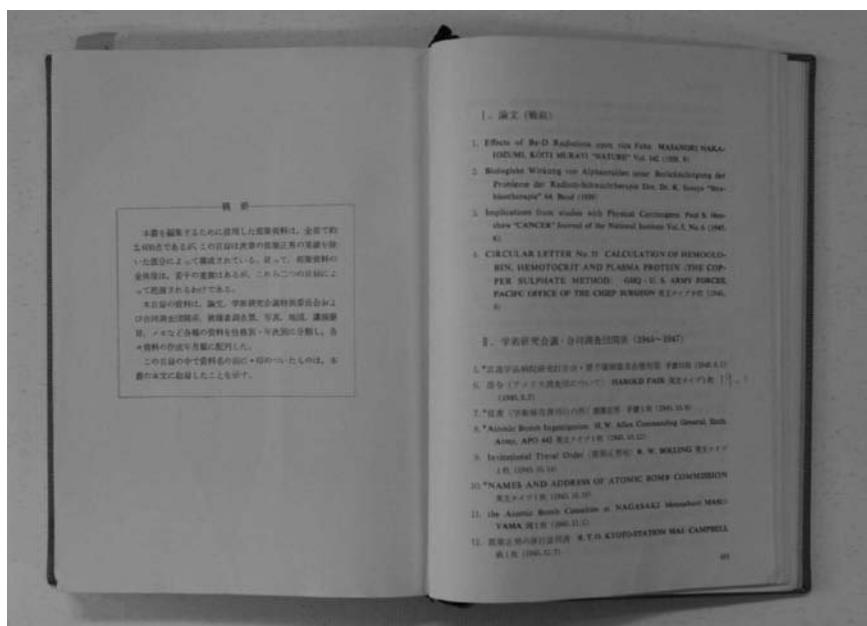
目 次	
はじめ	2
I 都築名譽教授について	2
II 分類について	3
III 被爆者調査票	3
IV 地図	3
V 日本学術研究会議原子爆弾災害調査特別委員会	3
合同調査団関係 (1945~1947) 1~165	9
VI 都築メモ・その他 (1945~1947) 166~184	17
VII 被爆者調査票 185~194	18
VIII 地図 195~203	18
IX 日本学術研究会議原子爆弾災害調査特別委員会	19
合同調査団論文 204~254	19
X 研究及び論文関係 (1952~1960) 255~406	22
XI 都築正男論文原稿・メモ (1952~1958) 407~419	28
XII 都築正男講演要旨 (1955~1958) 420~446	29
XIII 論文・雑誌 (1945~1959) 447~550	30
XIV 都築正男外科学関係論文 (1925~1957) 551~625	36
XV 写 真 626~645	39

▶ 9

広島市公文書館

都築正男氏資料

写真4



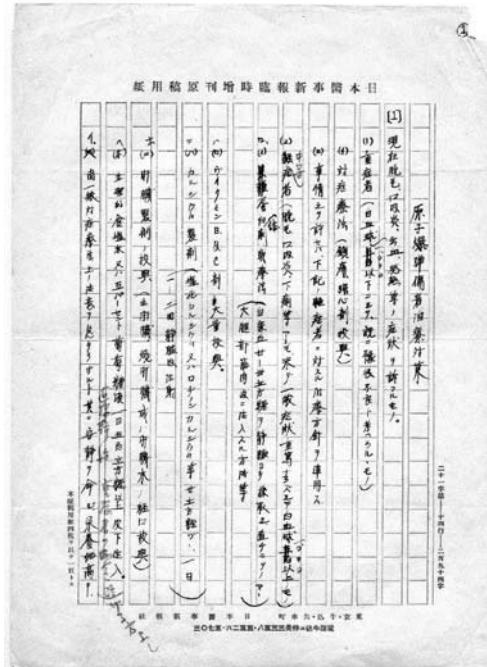
「広島新史 資料編1」 昭和56年発行

▶ 10

広島市公文書館

都築正男氏資料

写真5

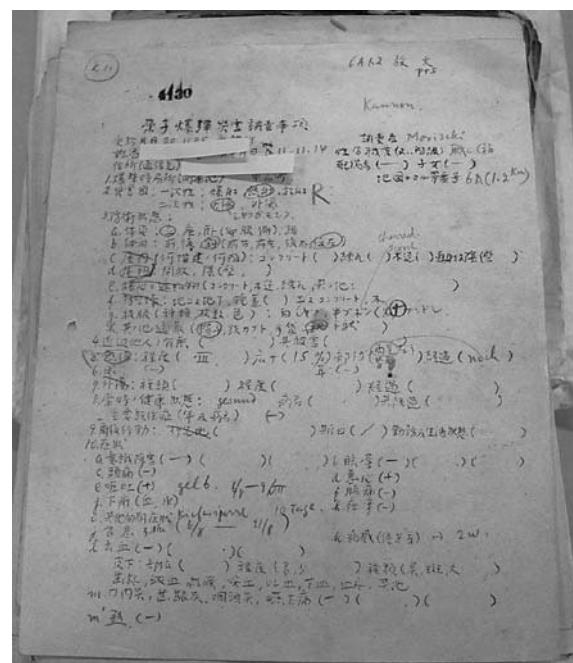


原子爆弾被災者に対する
治療対策案 昭和20年9月

広島市公文書館

都築正男氏資料

写真6-1



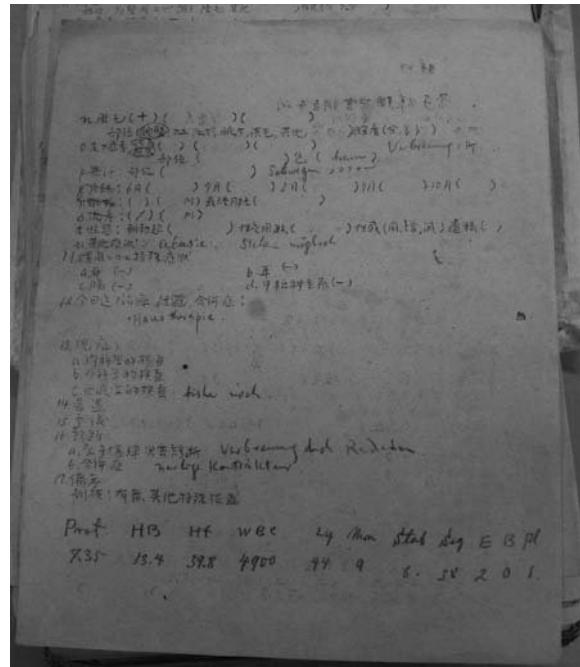
被爆者調査票
「原子爆弾災害調査事項」
昭和20年10月
(表)

広島市公文書館

▶ 12

都築正男氏資料

写真6-2

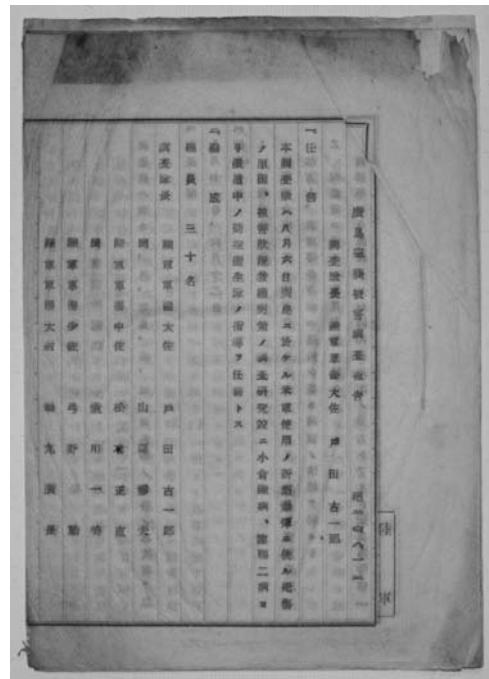


被爆者調査票
「原子爆弾災害調査事項」
昭和20年10月
(裏)

広島市公文書館

弓野正彦氏資料

写真7



広島空襲被害調査報告
昭和20年8月13日

広島市公文書館

▶ 14

斗槲正氏資料

写真8



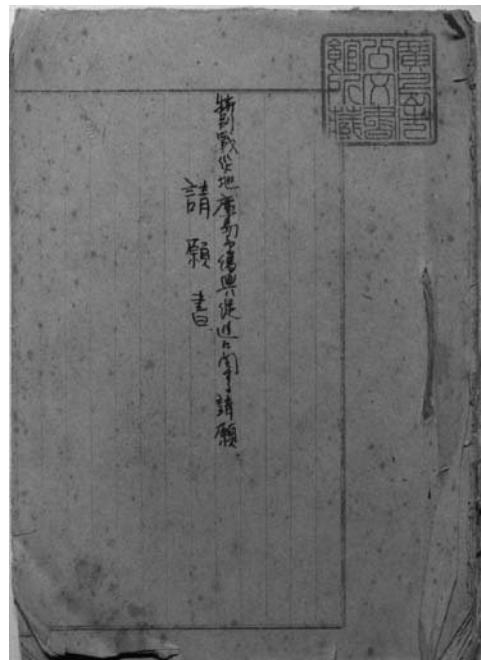
広島戦災児育成所日誌
昭和20年～23年

▶ 15

広島市公文書館

藤本千万太氏資料

写真9



特別戦災地広島市復興促進
に関する請願 請願書
昭和23年12月

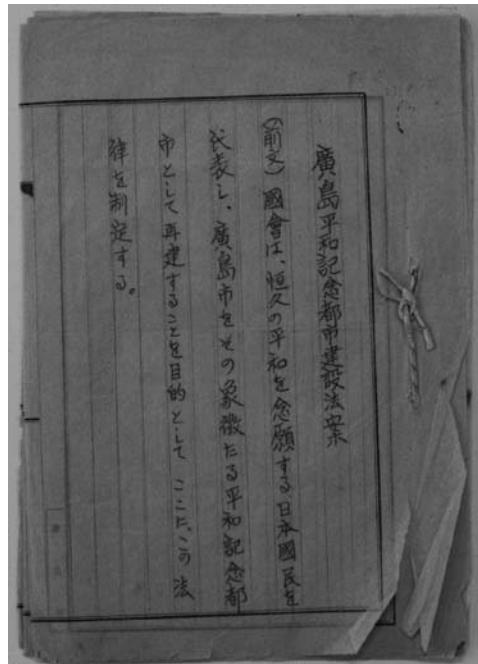
▶ 16

広島市公文書館

寺光忠氏資料

写真10

平和記念都市建設法案
第一次案（昭和24年）



▶ 17

広島市公文書館

市史編さん資料

市史編さんの過程で収集した文書、刊行物、写真等
のオリジナル資料や複製資料

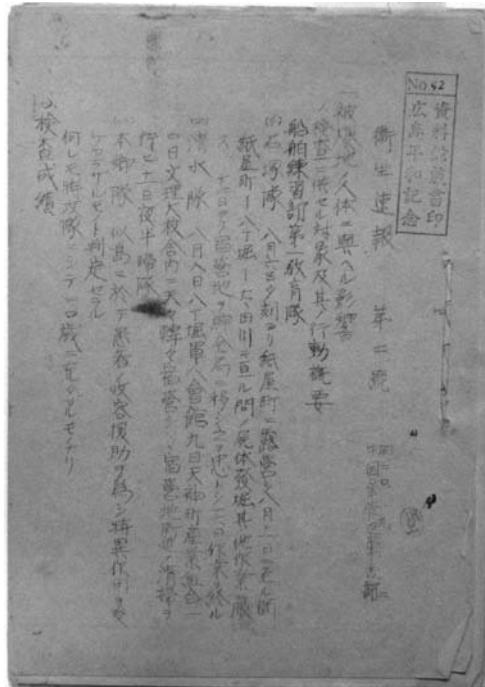
- ▶ 広島原爆戦災誌編さん資料
- ▶ 広島戦災復興事業誌編さん資料
- ▶ 新修広島市史編さん資料
- ▶ 広島新史編さん資料
- ▶ 街と暮らしの50年-図説戦後広島市史編さん資料
など

▶ 18

広島市公文書館

広島原爆戦災誌編さん資料

写真11



「衛生速報」
中国軍管区軍医部
昭和20年

広島市公文書館

歴史的公文書

写真12

保存年限を経過した文書
の中から、公文書館が歴
史的文化的資料として引
き継いだもの。



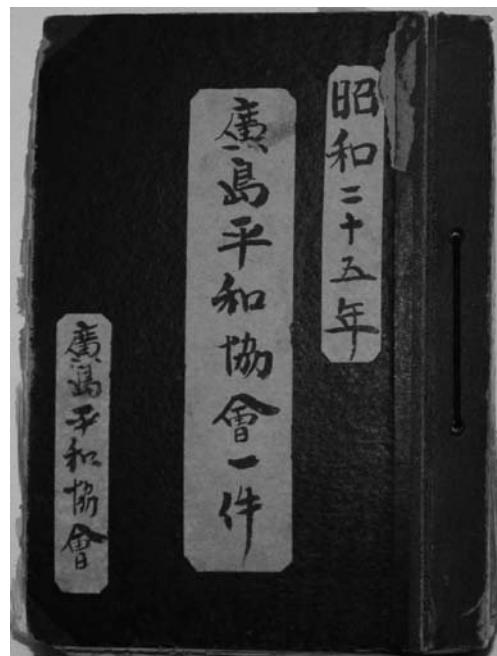
復興審議会一件
(昭和21年～23年)

広島市公文書館

▶ 20

歴史的公文書

写真13



広島平和協会一件
昭和25年

▶ 21

広島市公文書館

都市計画図面・航空写真等

写真14

▶ 都市計画図面

広島市が5年ごとに作成する
縮尺1/3,000等の地形図



広島市域地形図原図目録
収録範囲:昭和37年～平成8年

▶ 22

広島市公文書館

都市計画図面・航空写真等

写真15

▶ 航空写真



広島市撮影航空写真
昭和32年11月23日

広島市公文書館

▶ 23

(2) 行政資料

写真16

広島市が作成、または入手した計画書、調査報告書、行政概要、施設概要、広報紙等



広島市勢要覧 昭和21年度、22年度、24年度

広島市公文書館

▶ 24

(3) 刊行物

広島市以外の刊行物等で、寄贈・購入により入手したもの

- ▶ 図 書
- ▶ 絵はがき
- ▶ 地 図
- ▶ 新 聞

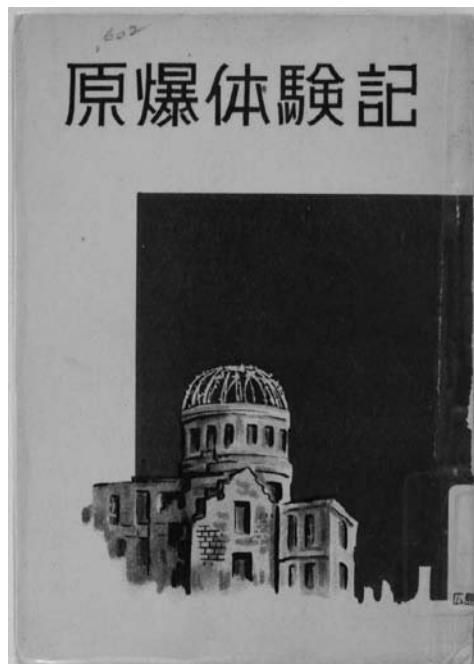
▶ 25

広島市公文書館

刊行物 図書

写真17

「原爆体験記」
広島平和協会
昭和25年発行

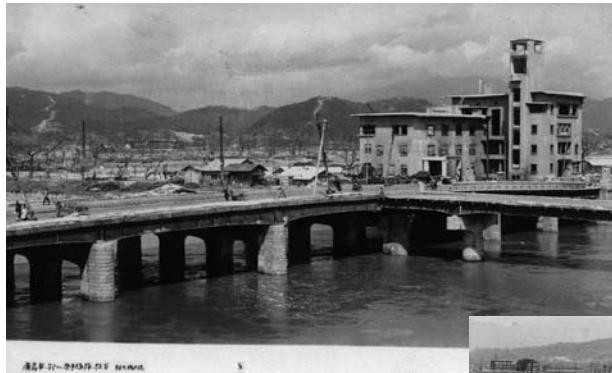


▶ 26

広島市公文書館

刊行物 絵はがき

写真18



広島市ニ於ケル原子爆弾被害 相生橋付近

広島市ニ於ケル原子爆弾被害 白島方面を望ム

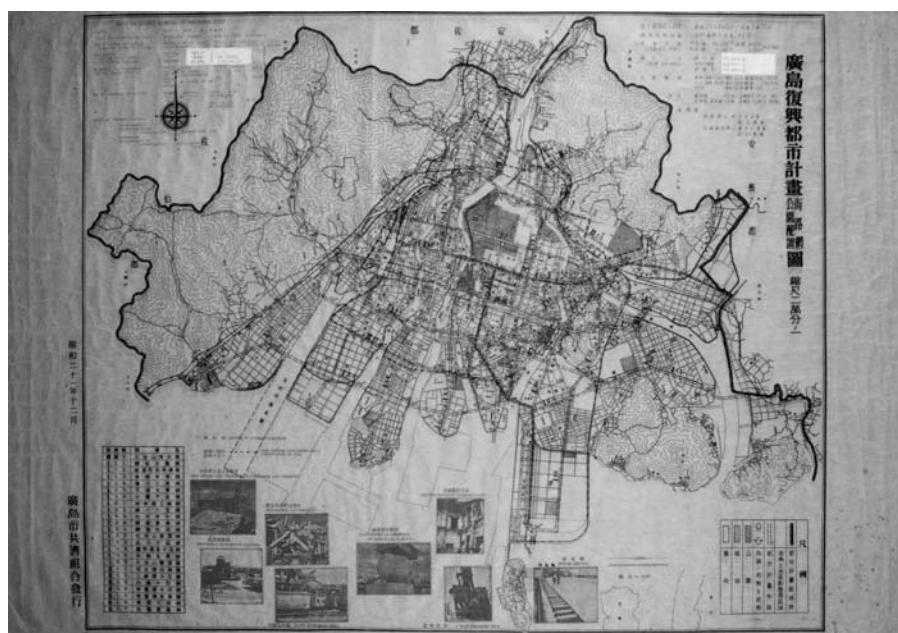


▶ 27

広島市公文書館

刊行物 地図

写真19



広島復興都市計画街路網公園配置図 昭和21年

▶ 28

広島市公文書館

(4) 写真

- ・広報課撮影写真
 - ・航空写真
 - ・個人撮影写真
- 市民
広島に進駐した英連邦軍兵士が撮影したもの
復興事業関係者が撮影したもの
- ・広島原爆被災写真
写真集『広島壊滅のとき』掲載写真複製ネガ・プリント

▶ 29

広島市公文書館

広報課撮影写真

写真20



I5-3 整備されつつある平和記念公園 昭和27年5月1日撮影

▶ 30

広島市公文書館

広報課撮影写真

写真21



II-1 昭和27年度原爆死没者慰靈式ならびに平和祈念式
昭和27年8月6日撮影

▶ 31

広島市公文書館

広報課撮影写真

写真22

検索手段 写真目録



▶ 32

広島市公文書館

3 広島市関連の他部署が所蔵する資料

▶ 他課保管の公文書(現用文書)

- ・健康福祉局原爆被害対策部
- ・都市整備局都市計画課 など

▶ 博物館・図書館等が保管する資料

- ・広島平和記念資料館
- ・国立広島原爆死没者追悼平和祈念館
- ・広島市立中央図書館

I 主要な歴史資料

1 市民からの寄贈資料

- ・**永濱家文書** 971 件
 - … 幕末から明治にかけての広島藩、広島県の公文書等
- ・**重家豊氏資料** 4,582 件
 - … 県内社会・労働運動関係資料
- ・**山木茂氏資料** 2,393 件
 - … 社会・労働運動関係資料
- ・**任都栗司氏資料** 195 件
 - … 原爆被爆者援護活動関係資料
- ・**広島市復興青年運動資料** 234 件
 - … 原爆被爆後の復興期における青年運動関係資料
- ・**都築正男氏資料** 645 件
 - … 原爆投下直後の被爆者治療及び原子爆弾症に関する調査研究資料
- ・**新藤兼人氏資料** 130 件
 - … 自筆映画シナリオ、著書
- ・**矢吹憲道氏資料** 70 件
 - … 昭和初期の社会事業、原爆被爆後の救援活動、広島児童文化会館の創設関係資料
- ・**寺光忠氏資料** 40 件
 - … 「広島平和記念都市建設法」の制定過程関係資料
- ・**藤本千万太氏資料** 69 件
 - … 「広島平和記念都市建設法」の制定過程関係資料
- ・**大儀正夫氏資料** 420 件
 - … 主に土地・土木事業に関する旧安芸郡中山村役場文書
- ・**中山地区社会福祉協議会資料** 321 件
 - … 主に明治前期の地租改正に関する旧安芸郡中山村役場文書
- ・**草津南町総代資料** 148 件
 - … 大正期から昭和 22 年までの同町の町内会・青年会等関係資料
- ・**坂本忠之氏資料** 87 件
 - … 明治末期から昭和 23 年までの矢賀町内会関係資料
- ・**山田隆夫氏資料** 87 件
 - … 戦時中の防空関係資料、昭和初期から 30 年代にかけての広島市の広報・税・国民健康保険関係資料など
- ・**谷口盛行氏資料** 43 件
 - … 第 1 回国勢調査(大正 9 年)関係資料
- ・**横山雅昭氏資料** 113 件
 - … 江戸時代後期の沼田郡相田村に関する絵図及び但馬国出石郡伊豆村から相田村への病人の村継送り文書
- ・**登 清氏資料** 492 件
 - … 旧高宮郡岩上村の近世から明治初期にかけての文書など
- ・**原田威夫氏資料** 55 件
 - … 明治から昭和初期までの旧安佐郡安村村会関係資料、沼田高等小学校を運営していた学校組合関係資料など
- ・**弓野正彦氏資料** 7 件
 - … 原爆投下後に入市した陸軍軍医少佐弓野勲氏の主に医学面での原爆被害に関する記録類
- ・**前田良孝氏資料** 9 件
 - … 日中戦争関係写真(101 枚)、昭和初期の広島逓信局発行の書状、文書など
- ・**下前一郎氏資料** 122 件
 - … 明治中期から昭和 20 年までの旧沼田郡園村の町政関係資料など
- ・**斗樹正氏資料** 216 件
 - … 戦中戦後の学校関係資料
- ・**高野泉氏資料** 5,085 件
 - … 戦後広島の演劇活動に関する資料
- ・**輝本親孝氏資料** 824 件
 - … 戦後広島の演劇活動に関する資料

2 その他歴史資料

- ① 戦前の広島市関係
 - ・行政ポスター、チラシ
 - ・市街地図
 - ・広島名所等の絵はがき
 - ・版画「広島名所」(明治27年)
 - ・福井芳郎画伯のスケッチ画
(「がんす横丁」の挿し絵ほか)
 - ・市街地撮影写真
- ② 戦後の広島市関係
 - ・戦後復興過程資料
 - ・政令指定都市移行時の公文書及び行政資料
 - ・市街地撮影写真
 - ・小倉豊文著「絶後の記録」各国語版

II 歴史資料目録作成状況

1 個人寄贈資料目録

区分	収録件数
重家豊資料目録	4,582件
山木茂資料目録	2,393件
任都栗司資料目録	195件
広島市復興青年運動資料目録	234件
受贈資料目録I	1,230件
絵はがき目録	2,214件
写真目録(広報課撮影分)	4,530件
受贈資料目録II	1,030件
広島市域地形図原図目録	2,719件

2 役場文書目録

目録名	収録件数
戸坂村役場文書目録	3,976件
大林村役場文書目録	3,964件
狩小川村役場文書目録	4,187件
志屋・戸山・八木村外役場文書目録	2,333件
瀬野村役場文書目録	4,391件
日浦・船越村外役場文書目録	1,969件
温品・矢野・熊野跡村外役場文書目録	6,453件
五日市町外役場文書目録	1,834件
役場文書目録補遺編	1,939件
役場文書目録補遺編II	1,497件
瀬野川町・熊野跡村役場文書目録	1,197件
安古市町・矢野町役場文書目録	788件
安芸町役場文書目録	1,939件
祇園町・船越町役場文書目録	704件
安佐町・可部町役場文書目録	1,608件
白木町役場文書目録	617件
高陽町役場文書目録	263件
砂谷・上水内・水内村外役場文書目録	1,688件
計	41,347件

広島市公文書館ロビー展『被爆直後からの記録』展示資料

No.	タイトル	作成時期	資料情報	資料番号
1	昭和20年7月25日 アメリカ軍撮影航空写真	S20.7.25		
2	昭和16年度広島市防空計画	S16		原爆戦災誌資料
3	広島市大避難実施要領	S20.4.17	「庶務一件綴」昭和20年	狩小川村814 60071 リーフレット
4	罹災証明書	S20.8.11	個人寄贈	受贈資料目録 I C1993-136
5	疎開日誌 光明寺寮（全体と8月6日部分）	S20年度	個人寄贈	受贈資料目録 II ト03-001
6	昭和20年8月6日 戦災死者名簿 川内村	S20	「戦災死者名簿」昭和20年	八木村348(川内村)
7	告諭(昭和20年8月7日 広島県知事)	S20.8.7	「戦時災害二閑スル書類」昭和20年度	河内村637
8	昭和20年8月11日 アメリカ軍撮影航空写真	S20.8.11		
9	戦災記録 第1号 広島県	S20.8.6-		原爆戦災誌資料
10	学校日誌 福木国民学校 昭和20年	S20年度	「学校日誌 福木国民学校」昭和20年	温品村5430
11	罹災者処遇二閑スル件 <安佐地方事務所長・可部警察署長→各町村長>	S20.8.12	「戦時災害保護法一件」昭和20年	大林村3757
12	送付書・受領証(8/6-8/10)	S20.8.6-8.10	「戦時災害二閑スル書類」昭和20年度	河内村637
13	広島市二対スル救護物資ノ供出方ニ閑スル件 <安佐地方事務所→各町村長>	S20.8.8	「庶務一件」昭和20年	大林村651
14	戦災地向焚出状況(8/7-8/10)・広島罹災者二対スル給食状況<狩小川村長→可部警察署長宛>	S20.8.31	「罹災者受入状況報告綴」昭和20年	狩小川村3140
15	戦災者ノ越冬二対スル防空頭巾供出ノ件<河内村長→婦人会長・幹部宛>	S20.10.10	「戦時災害二閑スル書類」昭和20年度	河内村637
16	罹災者受入状況報告<狩小川村長→可部警察署長>	S20.8.16	「罹災者受入状況報告綴」昭和20年	狩小川村3140
17	広島市空襲被害(人的)調査方之件<可部警察署長→各管区巡査>	S20.9.21	「罹災者受入状況報告綴」昭和20年	狩小川村3140
18	戦災者等調査報告方ノ件<狩小川村長→安佐地方事務所長>	S20.12.2	「罹災者受入状況報告綴」昭和20年	狩小川村3140
19	昭和二十年八月六日原子爆弾による人的被害及び一か年後の状況調査綴	S21	広島市調査課	原爆戦災誌資料
20	昭和二十年八月六日原子爆弾による被害状況調(昭和二十一年八月十日調)【調査票】	S21.8	日本学術振興会	都築資料06-17-19
21	昭和二十年八月六日被爆による建物被害状況等調査綴 No.1-No.2	S21	広島市調査部	原爆戦災誌資料
22	広島復興都市計画街路網公園配置図 昭和21年12月	S21.12	広島市共済組合発行	図書15272-3
23	原子爆弾投下直後の呉鎮守府長官の指令	S20.8.6		都築資料14-4
24	原子爆弾被災者に対する治療対策案	S20.9.1		都築資料14-1
25	所謂「原子爆弾症」に就て、特に医学の立場からの対策	S20.10.1	『総合医学』第2巻第14号	都築資料25-2
26	中国新聞 昭和20年9月4日(都築博士談話)	S20.9.3		
27	中国新聞 昭和20年9月5日(都築博士談話)	S20.9.5		
28	原子爆弾による広島市の損害に就て	S20.10.1	『日本医事新報』第1169号	都築資料25-3
29	原子爆弾災害調査研究特別委員会委員の辞令	S20.12.12		都築資料8-15
30	原子爆弾災害調査事項(昭和20年10月死亡例)(表・裏)	S20.10		都築資料63-1

No.	タイトル	作成時期	資料情報	資料番号
31	広島市内各学校ニ於ケル集団的原子爆弾災害状況 (昭和20年10月調査)	S20.12		都築資料7-6
32	昭和二十年八月六日原子爆弾による広島市民の人的被害等調査統計書(手書)	S21か		都築資料17-12
33	広島地区等死亡率線 昭和21年	S21		都築資料8-20
34	学術研究会議原子爆弾災害調査研究特別委員会による第一次研究概報	S21.7		都築資料17-38
35	原子爆弾による障害の研究経過について	S34.12	『広島医学』第12巻11・12号 別刷	都築資料43-11
36	<写真>研究車輌”トロイ号”の内部	S21.12		都築資料4-31
37	<写真>広島市庁での調査団記念写真	S21.12		都築資料7-12
38	『広島・長崎の原爆災害』	S54	広島市・長崎市原爆災害誌編集委員会編 岩波書店発行	図書00001
39	『原子爆弾災害調査報告集』 第一部・第二部	S28	日本学術会議編・発行	図書01500-001 図書01500-002
40	『広島新史』 資料編 I	S56	広島市編集・発行	
41	「原爆体験記」原稿			原爆戦災誌資料
42	『原爆体験記』	S25	広島市民生局社会教育課編 広島平和協会発行	原爆戦災誌資料
43	『原爆体験記』	S45	広島市原爆体験記刊行会編 朝日新聞社発行	図書01504
44	「中国軍管区司令部発表」		大佐古一郎著	原爆戦災誌資料
45	「移動演劇さくら隊原爆殉難記」		乃木年雄著	原爆戦災誌資料
46	「私の、見たもの」		フーゴー・ラッサー著	原爆戦災誌資料
47	『広島原爆戦災誌』 全5巻	S46	広島市編集・発行	

小池 聖一 氏
こいけ せいいち 広島大学文書館長

テーマ 「広島大学文書館所蔵平和関係資料について」

年月日 平成 25(2013)年 5月 24 日

会場 広島大学文書館館長室

出席者 石田 雅春、落葉 裕信、川野 徳幸、小池 聖一、小宮山道夫、西本 雅美
布川 弘、平岡 敬

【附属資料】

資料1 報告用パワーポイントスライド

I 報告

1. 広島大学文書館の概要

(1) 大学文書館の類型化

○石田 それでは、第7回の研究会を始めたいと思います。

本日は文書館長の小池先生にご報告をお願いしております。それでは小池先生、よろしくお願ひいたします。

○小池 今日は広島大学文書館所蔵の平和関係資料について基本的にお話をしていきますが、大まかに広大の文書館の話をこれからにしたいと思います。

文書館は、平成16年4月に設置されました。大学の文書館は類型化しますと、①公文書館型という法人文書等大学の公文書を中心とするもの、②年史編纂の過程で設置されたもの、これが一番多いです。それから、③創立者重視型。これは、例えば同志社大学の新島襄記念館とか、福沢諭吉センター（慶應義塾福沢研究センター）とかというものです。④同窓会対応型というのは成蹊大学（成蹊学園史料館）などになります。

広島大学文書館をつくる時には、年史編纂、50年史がありました。それから、森戸文書研究会がありましたので、②、③が中心です。その過程で、つくられた時から大学史資料室とともに公文書室を設けまして、公文書型を念頭に置きました。基盤を公文書室に、これに大学史資料室を付加したかたちで制度設計をいたしました。

それから同窓会対応ということで、同窓会サービスも最初から念頭に置いておりましたし、校友会の設立に当たっても制度設計に関与しました、基本的に、大学文書館の四類型全て含めたかたちで機能的に設計してつくったのが広島大学文書館です。

アメリカの分類でいくと、機関・組織に付属する「機関アーカイブス」と、個人文書などを収集して設立する「収集アーカイブス」があります。アメリカの場合、大統領の資料

などは基本的に母校に寄贈され、例えばマッカーサー文庫とかという形態で文庫形態で持っています。文書館・アーカイブズには、機関が持っている記録・文書を移管をうけて、公開するものと、個人・団体の文書を収集し、整理・公開していくという二つの形態があるのです。広島大学文書館の場合、基本的には、大学文書館設立の四類型、それから二つの分類からしても全ての要素を有しており、「トータルアーカイブス」という複合的なアーカイブズとして制度設計をして、実際にそのように運営しています。

（2）広島大学文書館の組織と仕事

○小池 現状は、「館長」「顧問」「副館長」「運営委員会」があって、「公文書室」、そして「公文書分室」があります。それから、「大学史資料室」があって、その下に三つの、特殊文庫と呼んでいますが、この文庫というのが、いわゆるアメリカでいう収集アーカイブスに当たるようなものです。そして「事務補佐員」がいて、「研究員」「調査員」というかたちになっているわけです。

実際の仕事というのは多岐にわたっていて、仕事の内容は小さな広島大学という感じではないでしょうか。「文書館」には、「建学の精神の保存・継承」という役目もあります。

「公文書室」に関しては「大学運営への参画」、「法人文書の管理・公開」、公文書管理です。現在、公文書管理については、「公文書管理条例（公文書等の管理に関する法律）」という法律ができ、政令指定機関になりました。

それから全館的に「地域貢献事業」としてはオーラルヒストリーと公開講座。「校友会、同窓会への後援」等があります。

「大学史資料室」のほうとしては、「大学史資料の収集・整理・保存・公開」が主務ですが、「教育」「研究」を司るかたちになっています。

「教育」としては、教養教育の授業、「広島大学の歴史」、「広島大学のスペシャリスト」という授業をやっておりまますし、大学院の「文書企画管理演習」を行っています。それから、高大連携事業等があります。

「研究」としては、高等教育史、文書館学・アーカイブス学、文教政策研究等が基本的な研究になっています。

結果、公文書室の立場からすれば大学シンクタンク化の方向になりますし、大学史資料室の立場からすれば基本的に、研究・教育の機関化の方向性となります。文書館の位置付けとしては、全学の教育研究組織になっていますが、立場上、総務室という昔の大学事務局の直属機関というかたちにもなっていますので、業務センター的な意味合いも持っています。大学の管理・運営と教育・研究の双方を行うわけです。両属的ですね。

ですから今後、その二つの業務というのがあるわけですが、一つは、大学シンクタンクの方向性と教育の方向性を省エネ化していく意味でも、連環のサイクルをつくってやつていこうと考えています。大学管理・運営機関への寄与、研修とか文書管理業務の充実、廃棄の円滑化というようなかたちを進めていく。もう一つは、いわゆる個人文書の整理・公開のオーラルヒストリー、研究、公開講座で寄与して、展示や校友会に寄与をするというサイクルを回しながら、二つのサイクルを連関させて合理化しながら、基本的に運営していくと考えているところです。

「公文書管理条例」の下では、内閣総理大臣の指定機関になっております。国立公文書館

等というのですが、国立公文書館と、宮内庁、宮内公文書館、それから外務省外交史料館、あとは日本銀行の融研究所の日銀アーカイブス（日本銀行金融研究所アーカイブ）、それから東北大学、名古屋大学、京都大学、神戸大学、広島大学、九州大学の大学文書館等で、今年度、大阪大学が加わりまして7大学。それが、この内閣総理大臣の指定機関になったわけです。

そのような中で文書館としては、後でご案内しますが、公文書室所管のもの、これは機関アーカイブスですね。この全体もそうですが、機関アーカイブスの部分が基本的に内閣総理大臣の指定機関化したのであって、大学史資料室のほうの資料は、この「公文書管理条例」第2条第5号に基づく文書類ということで、これをわれわれとしては学術的資料としております。そして、公文書管理すべき、特定歴史公文書から外すことによって、ある意味で自由な整理とか公開とかができると考えています。

実際には、この特定歴史公文書になりますと、収集してから1年以内に公開しなければいけません。例えば森戸辰男関係文書なども整理に6年ぐらいかかりますし、大牟田もそのぐらいかかります。4万点とか6万点なんていう資料を1年間で整理できるわけがありません。ですから、それは学術的資料というかたちで、この法の第2条第5項に分類しています。

実は、今言ったような大学で、うちのようなやり方をしているのは東北大学と大阪大学で、ほかの大学は法人文書も、個人で持っている資料で寄贈を受けたものも、この特定歴史公文書と同じような扱いをしたので、今どこも公開作業が停滞して大変です。ですから、そういう意味では分けてやってよかったと考えています。これは内閣府の担当官とも相談しながらやったのですが、その意味ではうまくいったのではないかと考えています。

2. 平和関係文書の概要

（1）広島における平和の位相

○小池 それでは「平和関係文書の概要」に入ります。実は平和関係文書というものは、公文書室が所管している移管法人文書の中にもあります。それから、大学史資料室が所蔵している個人文書の中にも含まれています。特に、この大学史資料室の所蔵している個人文書の中でも「平和学術文庫」、それから「森戸辰男記念文庫」「梶山季之文庫」の中にも若干のものがあります。また、「その他」としましたが、大学史資料室所蔵の個人文書のなかにもあります。このような三つの分類の中に、平和関係の文書はあります。

中心となるのは平和学術文庫ですが、実際に平和学術文庫をつくる過程では、被爆後の広島における平和運動、被爆者援護活動関係の文書を収集し整理し公開するということを、当初より意識いたしました。

「広島における平和の位相」を考えた上で、資料群等の位置づけ、対象個人の立場を見ていきますと、基本的には、初代学長の森戸辰男というのは固有性と普遍性を重視して、基本的に消極的平和論者として位置づけられるのではないかでしょうか。それに対して固有性ということで「ヒロシマ」の平和も位置づけられると思います。はっきりいって、積極でも消極でもないような固有性だけという存在です。図は概念的なものですが。こういうものの中で、実際に金井さんは当初、「ヒロシマの平和」固有性のところに存在していたものが、積極的平和を重視する姿勢に変化していっています。その後、森戸先生の場合は、

固有性と普遍性の双方を志向していたのですが、より普遍性を重視する姿勢に変化していったのではないかと思っています。

どうしてこういうふうになったのかと言いますと、一つは金井さんというのは、やはり本人が積極的平和というか、いわゆる移民とか難民というようなこと、それから被爆者の問題を扱えば扱うほど、外に目を向ける方向に移って行ったのが原因であると思います。

広島大学を代表するかたちになりますと、森戸さんというのは、もともとは衆議院議員を辞めて、広島大学長に就任するにあたり、衆議院本会議の中でも広島の固有性についても話していました。しかし、その後、復興と被爆というものを二項対立で捉え、それから親米と反米を二項対立で捉える過程の中で、どちらかというと、この固有性よりは普遍性、あるいは消極的平和のほうに位相を移していったのではないかと思っています。

このような中で、今、広島県がやっている平和というのは、ある程度、広島の固有性を意識しつつも、消極的平和に位置されるのだろうなと思っておりまして、広島市の平和という被爆者行政、平和行政というものが被爆者の「平和」、広島の固有性を重視するもので、広島県と広島市の平和については、差異が生じています。ある意味で、これらを最終的には統合していくといいますか、まんなか辺に集約していくという方向性が実態としては必要なのではないかと思っているところです。

(2) 公文書室所管移管文書

○小池 このような位相がある中で、広島大学文書館が所蔵する資料はどんなものなのかというお話をいたしますと、原爆死没者の慰靈行事関係です。これは飯島学長の時から基本的に熱心にやり始めます。それから、平和科学研究所センター関係ですね。平和問題研究所、平和科学研究所と案があって、平和科学研究所センターができていく過程。また原爆放射線医学研究所の設立過程のもの。それから、大学改革関係で出てくるのが、例えば建学の精神、理念の形成過程ということで平和の問題は必ず出てきます。法人文書は、このあたりが中心ではないかと考えております。はっきり言えば、広島大学の平和運動となりますと、それはどちらかというと大学人の会とかが中心になっていくわけです。

実際にお渡ししたものをご覧ください。この「『平和関係』移管文書一覧」というかたちで若干リストアップしたものを持ってきてございます。ある意味で、やはり原爆死没者の慰靈行事関係が中心になるのではないか、と思っております。

(3) 大学史資料室所管個人文書

○小池 それから、2枚目を見ていただきたいのですが、文書として「文書館所蔵原爆・平和関係文書一覧・配布」と書いてあります。文書館が所蔵しているものは、この1枚紙ということになっております。

最初の理学部の植物学教室が持っているもの。これは森戸学長の時に平和を念頭に、緑化、緑による復興を唱え、世界各国から植物の種子をもらいました。そして、もらった種子や、苗を植えていくわけですね。それで緑による復興という立場で、大学の構内のどこにどんな木が植えられたのかが理解できる資料です。

2番目の「小野増平関係文書」というのは、後でお話をしますが、中国新聞関係です。そのような中で中心になるのが平和学術文庫です。平和学術文庫は、平成17年11

月に設置しました。設置の背景は、大牟田文書です。

この大牟田文書は、大牟田稔さんのご次男大牟田聰さんと総合科学部の同窓会に出張展示をした際にお会いしたことが、きっかけです（その時に、論説委員の坂井幸さんが口利きのようなかたちで、大牟田さんをご紹介いただきました。）。大牟田聰さんは広島大学総合科学部のご出身で、同窓会の席上、実はおやじの資料がたくさんあって、自分一人で整理を始めたのだが、どうも整理がつかない。何とか手伝ってくれませんか、というお話があり、私としては、ぜひやらせてくださいということで大牟田さんの資料を整理はじめました。

約6回、2トントラックとセレナで大牟田稔さんのご自宅に行って往復しました。3回目まで書斎の床が見えなかったというぐらい地層のようにたまたまった資料で、さらに本質的に未整理状態の資料でした。

この資料整理は楽しかったです。大牟田さんのお人柄がよく分かって。300万ぐらいのお金が出てきましたから。特に中国新聞社を退職された際にもらったお金がそのまま出てきましたし、原稿料も。板垣退助も出ましたし、伊藤博文もびんびんの古いお札が出てきました。そういう意味では、これは、発掘の調査みたいなところがあつて面白かったです。

その大牟田文書が取っ掛かりになりながら、平岡先生とのお話。それから、この過程で金井文書とめぐり合いました。文書館所蔵の金井文書は二つに分かれており、一つは山本ゆみ子さんが持っておられて、もう一つは中央図書館にありました。二つに分かれていたのですが、まず山本ゆみ子さんが持っておられた資料を収集し、僕がお伺いして持ってまいりましたが、それから中央図書館のものを移管していただき、現在の金井利博関係文書が出来ました。

「平和学術文庫」という名前を付けたのですが、これは森戸辰男先生が「平和文庫」をつくったことからヒントを得ています。森戸辰男先生は、種子だけでなく、世界各国から平和関係の本も集めたのです。その集めた本を平和文庫として図書館に設置したのが初めですが、それに対応するかたちで平和学術文庫と命名をして、いわゆる広大関係者を中心として、戦後広島において平和の問題等々に関わった人たちの資料を収集・整理し公開するということで「平和学術文庫」と名前を付けました。

平和学術文庫は、先ほどお話をしたように大牟田文書から始まったのですが、広がりを見せまして、一つは広大関係者です。広大関係者で平和問題に関与された方々の資料が一つ。それから、中国新聞社の金井利博さんを中心とした所謂・金井学校の方々を中心とした資料群です。そして収集の方法ですが、紹介されて調査して収集するという方法と、平岡先生のようにオーラルをして収集していくという方法、この二つの方法で収集・整理をしていきました。

実際に分類分けをしながら見させていただきますと、「中国新聞社（金井学校）」ということでいうと、まず順番は金井さんの資料ですね。これは、先ほど言ったように山本ゆみ子さんが持っておられた資料の寄贈をうけ、広島市中央図書館が持っていたものの移管を受けたというかたちになっています。

それから平岡敬先生の文書です。これは基本的には在韓被爆者、朝鮮人・韓国人被爆者と、「平和宣言」の生成過程を中心とした資料です。

次に大牟田稔さんの資料です。大牟田さんの資料は、第一次の目録を出しました。第二

次、第三次もありまして、代表的なものとしては、沖縄被爆者問題、原爆小頭症・きのこ会で、平岡先生とされたスミソニアンの原爆展示問題などの資料が大量に入っています。

それ以外にも、大牟田さんの場合にはいろいろな資料が入っております。中国新聞社にとつては都合の悪い資料もたくさん入っておりますし、写真のなかにも、裏に「中国新聞禁帶出」と書いてあるものも入っておりまして、そういう意味では全部持つて帰られたのだなというのがよく分かる資料です。そのようなものを収集し、整理し、公開しています。

「上遠野寛子関係文書」は「その他」になるのですが、この資料は南方留学生です。

それから、最近入って、今整理を始めているのは「小野増平文書」です。小野増平文書というのは、平和関係というよりも中心になるのは移民関係でしょうか。『移民』という本を後に中国新聞社が出しますが、取材関係の資料が中心で、17箱あります。今、整理を始めた段階です。

「広大関係者」というのは、先ほど言いました理学部の植物学教室の旧蔵資料。

次に、この佐久間澄先生の資料というのは、原水禁世界大会関係の資料です。ただ全体で28箱あるはずが2箱分ありません。ちょっと抜けています。しかし、基本的にはだいたいのところが分かる状態にはなっています。仮整理状態までは終わっており、本目録を作る段階に入っています。

「落合俊郎文書」の落合先生は、現在、広大教育学部の教授をされていますが、若いころ平和運動をやっておられて、その際の資料です。パグウォッシュ関係の資料が中心です。

北西允先生の資料というのは、「平和と学問を守る大学人の会」の資料です。401点です。もう整理が終わっているので、公開してもいいのかなと思っています。

久保良敏さんの資料は、原医研の宇吹（暁）さんから移管されたものです。中原道子さんの資料は、南方特別留学生の資料です。

実は、それ以外ということで言いますと、例えば松江澄さんですね。これは共産党の県議をされていて、後に日本労働者党を作られた方ですが、広島大学附属のご出身ということもあります。若干の資料を所蔵しております。

また、豊田清史さんの資料もあります。所蔵関係が明確にできない、著作権も含めて若干、そういうものを頂いています。

他に、大牟田文書に入っている川手健関係文書、川手健関係文書には日記があります。この川手健と山代巴が、被爆者援護活動を始めていきます。その過程が分かる日記です。

それから、「被爆者援護法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）」ですね。「被爆者援護法」の制定に関して中心の役割を担ったのは旧社会党参議院議員の浜本万三さんなので、浜本万三関係資料もあります。ただ、浜本万三関係資料はそんなに多いものではありません。書籍が中心です。

「ビル・シュリフ関係文書」。これは、5月27日の月曜日にプレスリリースされるのですが、戦後の広島を中心とする写真です。写真が877、文書が170、パネルが52というものです。

「内海紀雄関係文書」。内海さんは、朝日新聞社の記者をされていた方です。内海さんが広島支局に居られた際、金井さんに私淑したそうです。それで、自分の資料を生かして受けてくれないかと言われて受けました。

この中には内海さんのお父さんの資料も入っていました。内海さんのお父さんは同盟通

信社の記者さんで、近衛番をされていた方です。その日記もあります。それから、内海さん関係の資料も入っています。例えば、スクラップブックから、広島関係の原稿とか書籍、書簡、あと朝日の部内報みたいなものも基本的にそろっています。

この内海さんの資料は「その他」ということになっており、山代巴と内海さんは別記してありますが、この二つの関係文書、それから松江澄関係文書は、平和学術文庫として受け入れたものです。現在、平和学術文庫が手狭となったため、別置してあります。基本的には、平和学術文庫の中核をなす資料群です。

「他の特殊文庫」には、森戸先生の資料があります。森戸先生は日本の国際復帰に相当するユネスコ加盟にあたり、日本ユネスコ協会設立の発起人の一人です。後に、ユネスコ協会日本国内委員会の委員長にも就任します。また、「自由で平和な一つの大学」という広島大学建学の精神を作った方でもありますので、平和関係に関してはずっと発言を続けております。ですから、その森戸先生の平和に関する資料。草稿から原稿から基本的にはそろっております。

梶山季之さんの資料は、後に『ケロイド心中』というかたちで小説になったりしますが、それ以前から、例えば『小説G H Q』というようなかたちで、A B C C（原爆傷害調査委員会）についての小説を書いておりまして、それを書くためのノート、それから原稿、未発表の原稿がたくさんあります。それらのものが入ります。

そして、梶山と金井さんとの往復書簡。梶山のほうにも金井さんの書簡がありますし、金井さんの中にも梶山の書簡、はがきが中心ですが、そろっているということで、往復関係も分かるのではないかと考えています。梶山は、いわゆる金井学校の一人といつても過言ではなくて、原爆白書運動でも、事業資金の提供者ですから、そういうふうなことも分かるような資料もあります。

実際に梶山さんに関しては、今マスコミを通じて8・6に向けてという動きがあります。（「我が愛する被爆都市～新資料が語る作家・梶山季之の世界～」NHK 金曜スペシャル、平成25年7月26日午後8時放送）。

今後は、実は整理はされているもの、数量を見ていれば分かるのですが、2点とか17箱というふうになりますと基本的には整理が終わっているもの、あと目録化する時には項目別に直していくこととなります。登録が終わっているものは公開していきます。ビル・シュリフは公開になっていますし、大牟田文書は一部公開ということで、これからどんどん公開していきます。大牟田文書は5万4千点ございます。森戸も全部合わせると約4万点近くになりますが、そういうものは公開しております。今後も、このようなかたちで順々に公開をしていきたいと、いわゆる整理公開を促進させていきたいと思っております。

収集計画ということでいいますと、実は現在方針が成り立たない状況です。収蔵場所が非常に狭隘化しております。資料が資料を呼ぶというかたちがあつたため、これだけの資料群を比較的短期間に収集することができました。平和関係資料の収集については、一段落ついたかなと考えています。昨今の収集状況を見ていくと、よく言えば落ち着いた。残りは、そんなに多くはないのでは、という状態になってきたと思っております。

広島大学文書館・平和学術文庫がすでに狭隘になっていることもあります。これまででは収集に重点を置いてきたのですが、これからは公開に重点を置いていく時期に入ったかなと考えているところです。

今、ざっくりしたお話をしましたが、細かなところはご質問をいただくことで、お話を聞いていただきたいと思います。

II 質疑応答

○石田 小池先生、ありがとうございました。

それでは、予定より早いですが質疑応答のほうに入りたいと思います。ご自由に質問をお願いいたします。

○小池 あとは具体的に見てもらったほうがいいとは思いますので、中身を見ていただければと思っています。

これ以外でも、杉谷富代さんという染色作家の『あの日』というオブジェがあります。これは、8・6の時に亡くなった家族ということを作ったオブジェで、広島大学東雲校舎にあった被爆建物・木造体育館の廃材を使って作られたものです。これは8・6の日に必ず飾ります。

平和関係で物品というと、原爆慰靈碑の碑文を書かれた雑賀忠義先生(広島大学教授)の色紙も、全部で7枚ぐらい所有しています。文書館で展示している雑賀先生の色紙は、なかでも英訳・英語がついている特殊なものです。特徴的なのは、現在の碑文の英訳と違っていることです。英語で「過ち」が、慰靈碑のほうでは「fault」になっているのですが、文書館の雑賀色紙は「error」になっています。雑賀先生は英文学者ですから、過ちは error だったんだなということが分かる資料ですね。

あとは、旧制広島高等学校の被爆した鐘を預かっておりますし、国泰寺の原爆大楠があります。梶山季之のお父さんが広島市の建設部長さんでしたから、その関係で切り倒した国泰寺の大楠の断面に当たるものを、ちゃぶ台のようにしていましたので、それが文書館にあります。

見ていて、思ったよりも原爆の写真関係が少ないですね、移管されたものの中には。そういう気はしています。

○川野 いまさらですが、文書学というのは学問の中でどういう位置付けなんですか。

○小池 それは僕がやっていることですから。文書学というのは、僕だけが言っているわけではないのですが、4、5人しか言っていないです。文書の生成過程についての研究です。つまり、どのようにして文書が作られていくかのかという過程と、それに対する分析・分類の研究ですね。

アーカイブス学という学問がありますが、これは役所があつて文書ができる、その文書をどのように評価・選別し、それから文書をアーカイブス（文書館）に移管し、公開するのかという学問です。一方、日本にはもともと古文書学という学問があります。古文書学というのは、古い文書をどういうふうに読むかという学問分野で、基本的に様式論と機能論と二つある。つまり、こういう文書を発給するにあたっては、こういう形態で書かなければならぬという様式論と、文書自体がどのような役割を担うかという機能論の二つです。

日本の近代に入った文書の読み方というのは、この二つのうちの様式論から入ります。ところが、近代に入ると文書の数はものすごく増えましたら、様式では分類が不可能にな

ってくる。それで、私としては機能論を中心に再整理しました。機能論を中心に再構成すると同時に、その文書のほとんどが機関アーカイブスの場合、政策文書になりますから、政策が作られた過程の中で派生した文書として再整理できました。文書学は、そこで政策過程に基づく文書の生成過程というかたちで文書を類別化していった学問分野ということになります。

つまり、このことは何を意味していくかといいますと、その過程が分かれれば、評価選別の意味合いも変わってきますし、文書の一つ一つの位置付けも理解できます。私としては、政治学と歴史学の基礎分野を念頭に置いて自分の研究をしてきました。自分の歴史研究というか、政治研究の基盤になると、基盤研究だと考えてやったものです。これが、いわゆる文書の評価選別にもつながるという意味合いからすると、文書学というのはアーカイブズの基礎にもなるだろうと考えている学問分野ですね。

○川野 分かりました。あと2ページ目の一番右の「広島における平和の位相」ですが、たぶん広島市も広島県も、これは個人的な感想ですが、よく言えば被爆地広島に根ざしたことになるのでしょうか、ほとんど固有性の呪縛なのだろうなど。広島市であろうと、県であろうと、あるいはわれわれも含めてですが、そういった固有性の呪縛にいつもがんじがらめのような状況なので、それこそがまさにガルトゥング（Johan Galtung）の消極的平和、積極的平和の議論でいえば、たぶん消極的なのだろうなと思います。平和学の概念でということになりますが。

ある意味での普遍性というのが、ここで言うところの消極的な平和だということになります。非常に単純に考えれば、固有性と普遍性、固有性の殻を破るかどうかということといえば、ほとんどその殻は破られていないのだろうと思います。平和構築なんていうことになれば、また少し話は違うのですが。

○小池 平和構築になると、やはり違うでしょう。

○川野 違うでしょうね。

○小池 それで私自身は、これは少し概念的に難しいなとは思っているのですが、こういう森戸先生の変遷過程を見ていくと、復興という概念があります。今、広島県がやろうとしている復興という概念は、森戸先生から見てみると、被爆者の固有性と復興が対峙するわけでしょう。その時に、復興のほうを重要視するわけです。

象徴的なのが原爆ドームです。森戸先生は原爆ドームの保存に消極的です。つまり、あれは復興の妨げになると。固有性だけを強調するものであって、復興に対しては害になるという発想を森戸先生は持つのです。ですから、そういう点で、どちらかというと固有性ではなくて、より復興というような立場で普遍性のほうに移行したと私は理解しています。

それから一方で金井さんは、広島の固有性とまさにぴったり合ってくるのですが、彼は問題関心が広がっていきます。難民の問題とか核権力の問題とかというかたちで広がっていく部分があって、そういう広がりを見せていく点に特徴があると考えています。

○川野 なるほど。そうなったらX軸は必要になるということになるわけですね。

○小池 ええ。X軸をわざと、そういうふうに設定したということです。だから固有性だけというところで見るか、それが広がっていくかというところで、金井と森戸は対峙してみえると考えています。代表的なものとして。

ですから、端的にいえば、この金井さんが持っている部分における、普遍性という言い

方はおかしいのですが、例えば国際化です。ここはやはり、現在「ヒロシマ」なのです。それをローマ字の「HIROSHIMA」に移していく必要がある。私は「HIROSHIMA」を代表されるのが平岡先生だと思っています。

ただし、ガルトウングのいう消極的平和といった場合には、いろんな解釈はあると思いますが、戦争のないという状況、それからどちらかというと国際的というイメージです。そういうかたちからすると、広島県の平和というのは、固有性とは言いながら、今度のグループを見ていると、普遍性というか、消極的平和のイメージかなと思ったものですから。報告書を作るグループだけですよね、固有性を強調しているのは。広島の固有性というのは前段階として話はするけれども、実態としては出てこないじゃないですか。

○川野 たぶん戦争のない、核兵器のない、紛争のない社会とか世界が、差し当たり平和だというようなことになるのでしょうか。消極的な平和概念でいえば、たぶん広島の固有化みたいなものは消極的平和なのだろうなとは思うんです。だから、その対極にあるものというのが、たぶん積極的な平和なのでしょう。このY軸だけで考えると、それはそれですっきりと見えるような気はするんですけどね。

とすれば、広島県が今目指そうとしているものは、中身はさておき、たぶんずいぶん下のほうに位置されるのでしょうか。

○小池 目指しているものね。だから、普遍性の方向の方へ行こうとしているのではないか、と考えています。

○川野 広島市の平和は、固有性にこだわりがある。

○小池 でも、分かりませんよ。「平和宣言」などを見ていると、だいたいここでとどまりますからね。最近の松井（一實）さんのものでも、完全な固有性重視ではありません。松井さん自身の意識としては、普遍性追求かもしれないです。

○川野 説明するにはすごく面白いと思うんですよね、座標で。市長会議が目指したもののは、本来は下のほうにいくべくしていくんでしょうね。希望としては。

○小池 ええ、希望としてはこっちを。だから本来ならば、固有性を持った普遍性をというもので、この座標ではなくなって、混然一体とした広島の平和というものが世界の平和につながるというかたちに持って行かないと、本当はいけないんだろうとは思いますが、どちらかというと拡散気味という感じです。

それから、この広島の平和という固有性だけですから。固有性というか、はっきり言えば、ここの目から、小さな窓からいろいろなものを見てしまうから余計に良くないという状況があるのでないかなと考えています。

今回、知の拠点構想がどうなったか分かりませんが。それは、これとこういうものの融合を図っていくという、混然一体としたこの真ん中に広島の平和というものを想定できなかといいうようなことを念頭に置いて立案したのですけどね。

○川野 いつもそうなんですよね。あの固有性からいかに脱却して、これで言うところの普遍性に向かっていくのかということが、いつも大きなテーマなんですよ。

○小池 ええ、テーマですよね。だけど。

○川野 なかなかうまくいかないんですね。

○小池 平和科研（広島大学平和科学研究センター）もそうですよね。紛争解決をやって、その後、平和構築をやって。でも、紛争解決も平和構築も、それが本当の平和なのかとい

うことになると、そもそも、こんなことを言つてはなんですが。

○平岡 固有性というのは被爆体験でしょう。

○小池 被爆体験。

○川野 でも、それに端を発して、それに根付いたものからなかなか脱却するのは難しいですよね。いずれにせよ、連続しているのですけどね。

○平岡 波があるのかな。

○小池 だから、これは小さくなっていく過程だとは思うのです。

○川野 あるいは、金井さんはそれに根ざしていないのではないですか、もしかしたら。

○小池 やはり固有性に根ざしているのでしょうか。

○川野 延長上にあるのですかね。それとも、まったく別個のものとして移民とかやってるんですかね。

○小池 僕がこの辺に置いたというのは、彼にはいろいろな要素があるから。例えば、金井さんには地域性というのがあるのです。

○平岡 二次元にするからおかしいのではないですか。三次元で考えると。

○小池 ああ、三次元で、もう一つ軸を当てますか。

○平岡 もう一つ。どうだろうか。二次元だと、どうしても捉えきれない。

○小池 座標軸として、固有性と普遍性と積極的と消極的、では、もう一つ何か軸がありますか。

○平岡 Z軸をね。この時間の経過とか歴史とか。

○川野 なおかつ平和学の概念を入れると、なんかややこしくなっちゃうな。平和学の概念を入れると、やはりこの消極的が上に来てしまって、積極的が下に来てしまうようなイメージがありますね。広島の平和観でいえば、固有性と消極的平和が、やはり似ているような気がするのですよね。

○小池 私は広島の平和というのは、本来ならば、被爆者というのは社会的に弱い存在なので、それが構造的な暴力の対象になるわけだから、構造的な暴力の対象になるような人たちを援護していくという方向性からすると、本当は積極的平和なのではないかと思ったわけです。

○川野 なるほどね。

○小池 だから、金井さんなどは被爆者を構造的弱者と考えたと思います。金井さんの方向性は、構造的な暴力という立場から、これは平岡先生も同じであると思いますが、構造的暴力という発想から、積極的平和に移行していったと考えています。それで、いわゆる被爆者だけではない、というのが金井さんの考え方だと思うし、平岡先生の場合には、いわゆる被爆者というのは広島だけに固有のものではないという広がりを見せる理由だと考えています。そこが、どちらかというと普遍性を持ち得る部分に流れていくのではないかと。

だから、そういう考え方だと広島の固有性と積極的平和との間に溝があるんですよね。この溝は、やはり埋まらない。この広島固有の平和と言われているものが、積極的平和に移行できない、定点でしかないというのが特徴だろうなと思っています。

○川野 例えば広島大学の平和科目でいえば。

○小池 反対の固有性と積極的平和の立場です。

○川野 こちらなんですね。目指しているものは、普遍性。

○小池 こちらなんですよ。この乖離状況はものすごく大きいわけです。だから、どうしても思想的乖離が起きてくる。

○川野 それはそうでしょうね。そう考えれば、距離で見れば、それはいいと思いますね。

○小池 ええ。

○川野 その固有性として、下を仮に国際化だということで考えれば、金井さんというの、どういう位置にいるんですか。

○小池 金井さんというのは、薄く広くみたいな感じです。金井さんというのは、地域性、たたら製鉄に関心を持ったり、宮本常一と関係があつたり、山代巴も含めてですね、そういう人間関係から地域特性の問題に关心があります。

それからもう一つは、後年になると難民の問題とかという構造的暴力論のほうに移っていきます。つまり彼は原爆から構造的暴力まで一貫して見ていている部分があると思います。一方で、固有性みたいなところは常に意識しますね、原爆白書運動をしているわけだから。そういう部分があります。

広島県と広島市、県に明確な平和の概念があると僕は思っていません。はっきりいって、焼き直しでしかないんだろうと思うから。だけど、広島の固有性との差別化を今図っているという意識は、僕は県の平和にはあるだろうと思っていて、棲み分けをしようとしているのだろうなど。棲み分けをすればするほど、消極的平和に移行せざるを得ないし、かと言って、こちらにとどまれば、じり貧というかたちに当然なるから、広島市の市長なども、どちらかというと、固有性から普遍性に移行したいと考えているのかなと僕は思ってはいるのですが。

○川野 市と県の位置関係はだいたいそんなものだと思います。森戸も広島大学もその中にあるだろうと思いますが、県と大学は比較的目指している方向性が近いと思うのですよね。

○小池 県と大学は似ていることが問題なのかもしれません。今、県の平和復興プロジェクトは教育もやるということになっているのですよね。平和構築みたいな、教育もやると言ったことに大学側は問題視したとされています。つまり方向性が一緒だから。それでいて、教育というのは大学がやるものであって県がやるものではないと。言われば、そのとおりですね。

○川野 これは面白いですね。もうちょっと軸が整理されれば、すっきりするような気がしますよね。

○小池 三次元って、これは急場しのぎで作ったのですが。

○川野 でも、三次元は難しいと思いますよね。平面でできなければ、なかなか難しいですね。

○小池 先生、これに三次元をやるような能力はありません。これを作るのにも相当時間がかかりましたから。

○西本 ただ一方で、これは 1970 年までだったらきれいに説明できる。例えば、金井利博、今、聴きながら、現在の中国新聞では編集局で 100 人いたら、金井利博を聞いて 99 人は who's who だというんです。まったく知らないと。

その人が、どういう人で何をやったのかを 99 人は who's who だと。それから、川野先生、

あの、実は慶應大学の最初の調査が平和研に。

○川野 中鉢（正美）さん。

○西本 ええ、資料が入ったと。

○川野 ええ。

○西本 『被爆者調査を読む』という今年出たもの、慶應のほうから送ってきて、なんで送ってきたのかなと思って。まあ送ってきてもらった以上、義理で読まなければいけないと思って、今、一生懸命に読みながら、ああ、そうだと思ったんですよ。あの資料というのは、中鉢というのは慶應大学の先生なんだというのを。慶應が熱心だったのに、なぜ。

それで、あれが最初の厚労省の20年の時の実態調査につながって、一橋のほうは長崎で石田（忠）さんのが続いている、慶應は立ち消えになったかというのは、ただ単に中鉢という人がいなくなったから、弟子としてつなぐ人がいなくなったからで、一橋は石田から、今もいるから一橋は。

○川野 でも、もう濱谷（正晴）さんが辞めて終わりでしょう。

○西本 そうそう。でも、濱谷さんまでは続いてやっているし、被団協（日本原水爆被害者団体協議会）の職員をされた女性の人で、自分史を提唱なさった何とかさん。東友会（東京都被団協）のお世話をなさった。ああいう人がいたから。彼女も確か一橋の出身ですが。

それで、考えてみれば、長崎が1980年代ぐらいから広島よりも一般の人の手記のレベルが上がるとか、発言が広島より非常に良くなるのは、僕はこの前、はたと気がついたのですが一橋グループの影響だと思います。濱谷さん、鎌田さんらにしろ、最初は広島で教えを請うていたのに、圧倒的に広島と長崎は差があったのに、広島・長崎の原爆証言を出すぐらいから、いつの間にか長崎のほうが言葉がリードするようになったんですね。

ここは、ちょっと平岡さんは目の前にある。ちょっと平岡さんという人が出てきたときは、長崎の本島（等）さんという言葉の不安な人がいたから、まだちょっとあれだったんだけれども、またここで、今大きくあれですよね。

例えば、松井さんは、失礼ですが、今は順番でNHKも広島が出たら長崎ですが、松井さんの後に田上（富久）が出ると、松井さんの言っている内容は中身に欠けている。

この前からふと思つて、どうして広島と長崎で。そして、その『被爆者調査を読む』も、この一橋グループの継続性と、あの刺激というのは、長崎にとんでもないこれはあるのではないかなど。それで、長崎のいろいろな原爆を巡る言語を高めていった、考えを高めていったのではないかと。広島はどこかで本当に。

○小池 思考を停止するんだと僕は思っています。ただ、長崎と広島の違いというのは、初発の段階で決定的な違いがあって、要するに落ちた場所が違うから。浦上地区と、やはり町衆が死んだということがある。

○平岡 長崎には、やはり広島への対抗心というか、敵対心みたいなものがあったと思うね。

○西本 それで長く勉強していたし、それは本島さんからも聞いている。うらめしいのは広大、長崎にないのは原医研と『中国新聞』だという言い方をしたんですよ。要するに長崎というのは、そういうものがないと。原医研と『中国新聞』がないと。長崎新聞を見てくださいと、長崎大学も大したことがないのだと。そういうので、要するに自分が一生懸命、私が發信しなければいけないと、過激なことも言わなければいけないのは、そ

いうことなんだというような言い方をしていましたね。

○平岡 すごい対抗心ですよ。

○川野 例えば、石田さんの一連の研究がそういう役割を担ったとして、仮に原爆研究という医学の側面から言えば、もう少し後になってから、たぶん長崎大学の原研などのほうが、もう少し世にアピールするアピール度が強くなったのだと思いますよ。

○平岡 だから、僕が先ほど言いかけたのは、広島大学にある固有性を無視しているのではないのかなという。原医研の位置付けを軽視している。極言すれば、広大の特色はあれ(原爆)しかないじゃないかと、ちょっとひどいことを言ったのね。

○小池 いや、原爆放射線医科学研究所は、端的に言って、今はゲノム研究中心ですから。

○平岡 だから軽視していると言った。それでいいのかなという思いがする。

○川野 西本さんの話は、たぶん社会学的には、石田さんの影響というのは少なからずあると。それがどういうふうに医学の分野で関連付けて考えられるかよく分かりませんが、今の福島を考えれば、たぶん 1990 年とか、もう少し前かもしれません、そのあたりからやはり血液内科を中心に、向こうはずいぶん積極的に研究成果をアピールしたし、なおかつ、それが社会に認知される。

○平岡 山下俊一。

○川野 につながっていくのだろうと思います。

○小池 ただもう一つは、国際的な認知度の違いですよね。それは広島、長崎としたら、長崎の国際認知度は決定的に低いですよ、広島に比べれば。だから、広島の国際的な認知度が高まれば高まるほど、広島は、国際社会との親和性も持とう持とうとするから、普遍性の方向性にシフトしようとする。

だけど、長崎というのは、国際文化都市で「平和」は入っていないです。しかし、長崎は、国際性を確保しようとすれば、まず、固有性を主張することが重要になっている。やはり、そのタイミングというか、ピークの置き方の違いというのがあって、遅れていく。今は、だから固有性のレベルでどちらが上かという話だったら、それは長崎のほうが強調しますからね。

逆に言うと、本来ならば、固有性と普遍性との連携をとっていくとか、いろいろなかたちをとっていくということにおいて、広島大学等が思想的にも、いろいろなこともやっていかなければいけないのですが、あるいは、この固有性というものを、いかに昇華させていくかというような努力をしなければいけないのですが。

○川野 先ほどの本島さんの話で、僕はピンと来なかったんだけど、原医研がないと。

○西本 原医研がない。

○川野 それは確かにないですね、施設がない、システムがない。でも、いつも原医研にいるころに感じたことは、あそこは医科大で実際に被爆した永井隆がいる。無い物ねだりかもしれないけれども、永井隆がいないというのは決定的なんですね、広島は。

朝長（万左男）さん、朝長さんのお父さんが永井隆の主治医で、脈々とずっと原爆をやっておられる。そういった歴史的な重みみたいなものが広島はないわけですね。蜂谷（道彦）さんぐらいしかいないわけですが、医療関係では。

だから、僕はある意味では、長崎のほうがそういった歴史みたいなものは背負っているような気がするのですね。

○西本 固有性というのは、今たまたま県の仕事でしようがないからマイクロを読んでいるんですよ。昭和22年、23年、『中国新聞』と『夕刊ひろしま』、今は読めるようになったので。

それで、確かに広島って、もう早い時期から普遍性というか国際性が、ものすごく根付いているというか、これは一方ではこう思うんです。広島の断ち切れなかった歴史のところでいうと、アメリカ人というのは非常に身近に感じているんですね。戦前、移民県だったから、親族がいるということをひっくるめて。要するにハワイから救援物資を送ってもらうと。これは、ものすごく肯定的に捉えているというか。もちろん、あと二世で大きな顔をするなというようなことも言っているんですよ。

それから、ABCで働く二世に、何ともいえないコンプレックスと憧れを持っていると。『中国新聞』にもABCの職員募集というのがあるのですが、給与がいいというのも出てくるんですよね。それは1ドル350円の時代ですから。

長崎の原爆資料館の青来有一さんって、今、館長をやっている芥川賞をとった彼と話していたら、長崎は外からの人から分かりにくいと。一方では浦上と隠れキリストンの歴史があるから。

それで、長崎は早くから被爆の体験を書く人が現れなかつたのは、原爆だけで語れないもう一つの地層というか、古層があるから。

○平岡 それは井上ひさしと同じ世界だよね。

○西本 広島は早くから峠（三吉）にしろ、大田洋子にしろ、ほんほん書いてあれだったし、大江健三郎みたいに外から来た人も書きやすいと。それで、1990年ぐらいに自分が書く前に、林京子さんがいろいろな人から批判を受けながらも書き始めた。竹山広という歌人が、ようやく全国的に認められた。長崎はものすごく時間がかかったと。

それで、自分が芥川賞を取った後、井上ひさしが広島の次は長崎を書きたいと言って、自分も協力しますよといって一生懸命やったのですが、長崎は難しいですねと。いろいろ集めたけど。長崎弁の難しさもあるけれども、広島のように本だけで読んだのでは分からぬ世界が長崎はある。それで、井上さんもやはり難しいと。

それを聞きながら、自分もやはり長崎というのは広島より非常に分かりづらいし、広島のネームバリューには圧倒的にかなわないし、長崎というのは広島のように世界の広島にはなれないし、世界の長崎といっても、何も分からぬものが長崎というのはあるのではないかなどというのが、私の長崎の。

○小池 ただ、そのような中で、うちの資料は、やはり原爆資料館を意識しましたね。原爆資料館は、やはり8・6を中心なのです。8・6以降というのを僕は意識しました。それで、集める時も8・6以降と。8・6の資料自体を集めようとは僕は一切思わなかった。

○西本 これは、ここからあれなんですが、今はまたちょっと言わなくなりましたが、昔はワンストップサービスで、広島のどこか一つに行ったら、資料がどこそこにありますというのが分かるのをやりましょうと言って、確か1990年代後半ぐらいは放影研、原医研、広島市が集まって会議をやっていたんですね。しかし、いつの間にかあれは立ち消えになって、今もワンストップで、どこかへ行ったら、みんなの持っている資料が分かるというのが全然なっていないじゃないですか。

これは、例えば広大の場合だと、文書館がこれから公開される、それから目録をテキス

トで読める。これは原医研がパスワードを関係者だけに配って見られるものがありますね。

○川野 ああ、「原爆被爆者データベース」ですね。

○西本 そうそう。それで、広大全体では、どういうかたちに最後はなるのでしょうか。

○小池 基本的には、一時期、川野さんがまだ原医研にいた時に、国際放射線情報センターというのがありました。その情報センターと、それから平和科研と文書館ということで三者連携事業を組んでいたのです。共通性をもって連携していこうという動きがありました。

ところが、原医研のほうは星（正治）さんが定年でいなくなつたということもあって、そういうことをやらないということになって、平和科研のほうも内部的に平和構築中心みたいなかたちになって、川野さんが移ったから良かったようなものの。

それで今、平和構築という学問分野は、はやりではあるのですが、あれは根本的におかしくて、川野さんとよく話をするのですが、紛争があった後の話ですよね。復興ということは、いわゆる戦争があった後の話なのであって。だから、広島も復興というのでは共通の概念だと思っているのですが、全然違うと僕は思います。統治機構があるかないかの違いもあるし。

そもそも戦争なんかないほうがいいに決まっているわけだから、そういうことを考えると、そもそも問題として学問的におかしいと思うわけですね。

そのために事実上、うちは資料ということで、研究は平和科研を中心になってやっていくというシステムをつくろうということで、平和科研の再構築案というのをつくったんです。平和科研の見直しというのがあって、学問的にも集約していくという方向で。平和科研が一つのハブになるというのはつくったのです。

だけど、それは学長に許可を頂けなかった。その理由は簡単で、やはり普遍性だけではないんですよ。あの案は、固有性を意識したものです。平和科研ができる限り、全方位みたいなかたちでハブにしたいという意識が僕にはずっとあって、こういう姿勢を軸にしながらなのですがということで起案はしたんです。だけど、この許可は頂かなかった。

○川野 たぶん、その固有性とか広島の平和というのが縦に長くて、平和科研がそこにあったとしても、それを脱したときにどこに向かうのかというのが難しいんですよね。

○小池 そう、難しいんですよね。普遍性に向かうということだったら対外的に言いやすいわけです。国家の方向性にも合致するわけですよ。だけど、やはり学問はそうとは限らないわけだから。特に3・11以降は違った方向性もあってしかるべきだと当然なるわけです。

それは、やはり大学のほうの立場と研究者の立場というのは違ってきます。そうすると拡散をしてしまう。だから拡散するのですが、それをハブとしてつないでいくものが、平和科研があればと僕は思ったのです。その中で資料のことも含めて共通性を持たせようというのが、三者連携の意図としてありました。

今でも平和科研と川野さんと僕らがいる限りにおいては、平和科研との関係は、たぶん永続的にいい関係はできてくるだろうと僕らは思ってはいますが、原医研がかめるかなと思います。

○西本 原医研の今あるデータベースはアップデートしているんですか。

○川野 していません。あれは作ったきり。

○西本 だから、全然アップデートもしていない。

○川野 もうしないです。あれ以上の資料はない。あれ以上のものは出せないので。

○西本 では、新聞記事年表とやっていたけど、あれを出したところで、もう終わったと。

○川野 終わり。もう、あれ以上の金はありません。あれは科研の2年分の金を全部つぎ込んでテキスト化したんですよ。中国新聞とか朝日、読売、毎日。

各新聞社は、いつかデータベース化して課金でやろうと思っている。それで、なかなか「うん」と言わなかつたんです。ですから、条件付きで1970年代までなんです。そして、原爆に関する記事だけという条件で各新聞社は了解したんです。もうそれ以上広がることはないです。新聞に関しては。でも、中には漏れているものもあると思いますよ。

○小池 でも、それをやる人はいないですね。

○川野 いないです。

○小池 特に原医研にはね。原医研は、やはりそういう管理者は一人もいないですよ。いろいろな面で、管理している人間がいない。

○川野 だから、先ほどの中鉢さんにもそうです。結局、やっていた人が辞めてしまつたら資料は行き場に困る。でも、原医研はどちらかというと組織でやっているわけです。だから、ある程度継続している。それでも、宇吹さん、宇吹さんの前の湯崎（稔）さん、そして志水（清）さんなどがそれをとりまとめていたわけで、その後は僕です。その後、人事はボツにしています。原医研の社会学に関してはそういうこと。

○小池 原医研の社会学系というのは、やはり基本的ないですね。もともとは平和問題研究所という案があって、それから原医研の問題が出てきていて、放影研と原医研というかたちで、原医研の中に人文社会系も入れていこうということになっています。

その後、平和問題研究所の流れから平和科研をつくったということで、実は原医研の中の社会科学系は要らないという意見が強くなっています。もともと平和科研も附置研究所を目指すのですが、附置研究所に認められるのは原医研のほうだけであったことがある。附置研究所は広大に二つ要らないということがあったんでしょうね。

ところが、医者ではなくても、例え放射線研究とかいろいろなものが、線量研究とかたくさんあったはずですが、そこが、やはり昨今のように選択と集中みたいな話になり、大学自体が国立大学法人化の中でいろいろなかたちになると、ゲノムとかに流れてしまうね。

○川野 原爆あるいは被爆の資料に関しても、広島大学の中でさえも、あちらこちらに散逸しているということです。原医研は原爆被爆の図書だけは、毎年必ず予算を立てて買っていますから増え続けていますね。今でも7,000ぐらいはある。その宇吹さんとか湯崎さんが集めた資料も含めて、相当貴重なことがあります。文書館に置いた資料もある。平和科研もあります。平和科研は、だいぶ中央図書館に譲りましたが、まだあります。ですから、広島大学の中で見ても散逸しています。

落合さんがパグウォッシュに關係していたのは意外ですが、そういった落合さんの資料、パグウォッシュなども含めて、どこかに集約できるようなかたちができるのが一番いいと思うんです。その最初のステップとして、先ほど小池さんがおっしゃった三者事業があつたのですが・・・。

○小池 ワンストップということも考えていたのです。だから、今後、平和科研の再構築

がある中で役割は変わってくると思うんですよね。平和科研は、やはり研究教育の中核というかたちになっていくだろうし、例えば文書館となると、いわゆる基盤整備というかたちになるだろうし、そういうかたちの中で役割分担が変わってくると。本とかのレベルだと図書館でいいわけですが、資料ということになると、文書館が専門ですから、文書館がやるということになると思います。

○平岡 原爆関係の文書の収集はどこがやるの。

○小池 文書館でしょうね。うちしかないでしょう。ほかのところでは整理できないから。整理する要員がいないからできない。

○平岡 だけど、言葉は悪いけれど、もうみそもくそも一緒にして集めるべきではないかな。いやいや、ほんと。

○川野 だから、みそもくそもそも今まで集めていたわけですよ。

○平岡 うん。それはどこ？

○小池 だから文書館ですね。ただし、うちにも限界があるんですよ。広大関係という限界があるわけです。

○平岡 やはりあるわけよ、いろいろな小冊子のたぐいだとか、変なメモの紙切れとかね。

○小池 だから、そういうものに関しては。

○平岡 捨てようとは思うんだけど・・・。

○小池 だから先生、そういうものに関しては、捨てるつもりだったら全部うちにくれたらいいわけですよ。

○平岡 あなたが捨ててくれるの。

○小池 うちが捨てますから。要するに問題なのは、全部もらっても、例えば先生のものを全て残す必要性はないわけですよ。あるものはいっぱいあるから。ただ、先生の書き込みがあつたりしていると、そのほうが価値があるけれども。そういうあり方の中で残していくということは可能なんです。だから、それは全部くれたらいいんです。ごみとして捨てるのでしたら、うちにくれたらいい。そうしたら、それは整理をして、平岡関係文書の中に入れておくことができます。

○平岡 そんなものじゃない。要するに平和と原爆に関する雑本みたいなものだね。もう要らない。原爆被爆者の手記もあるし、もうどうでもいいと僕は思っているものがたくさんある。捨てるにしても捨てられないんだよね。

○小池 雜本のたぐいというのは残らないのでね。平和学術文庫をつくったんですよ。もともとは平和文庫というのは森戸がつくった。それで、500冊ぐらいあったのですが。

○平岡 それで今度は個人だったら、小冊子たぐいのものから運動の機関紙やビラみたいのがあるね。

○小池 あります。

○平岡 市販もされていないものもあります。それも含め、それをどうするかという。

○川野 そういうのは山のようにあるんですよね。

中鉢さんの先ほどの資料もそうですが、最初は広島市に依頼があって、原爆資料館に話あって、どこも難しいというので、ちょっと預かってくれと言われて。だから、適切なところがあれば。それで、結局うちだけれども。目録は作りましたよ。

○西本 でも、あれは被爆調査をやるんだったら平和科研に寄贈したと書いてあったか

ら。

○川野 まあ平和科研にもらいましたが、最終的には。

○西本 だって、中鉢資料は個別実態調査でしょう。

○川野 だから、世に出せないものがかなりあります。全部、実名入りだから。

○平岡 名前が書いてあるんでしょう。

○川野 全部書いてあります。

○川野 例えば、先ほど西本さんが言ったように復元調査とか、初期の段階の被爆者調査とか、そういったオリジナルのアンケート調査とか出てきたときも、それはどういったかたちで、どのような感じで、整理・保管すべきなのでしょう。

○小池 本来なら、やはり個人情報保護法の関係があつたり、情報公開法の関係があつたりすると、そういう専門機関、例えば、うちみたいなものが預かるほうが本当はいいだろと思います。

○川野 それは、どのように。

○西本 持っているのはコピー。

○小池 公開は、公文書と同じような管理だったら基本的に非公開になるでしょうね。で、公開するのでしたら要審査というかたちで、部分公開なり要審査というかたちで公文書と同じような公開形態をとらないといけません。

○川野 なるほどね。

○小池 それは、公開するのは難しいのです。

○川野 逆に平和科研の性格からして、公開できないんだったら持っている意味がない。
そういう組織ではないですから。

○小池 だから、そういうものをやるのだったら、持つのだったら、やはりそれは公的な機関のほうがいいよね。うちみたいなところ、文書館のほうがいいだろうと思います。量は多いの？

○川野 結構多い。段ボールで 20 箱。気持ちとしては原対部から預かっている。うちとしては。

○西本 だから、その当時、確か 2011 年か 12 年でしょう、中鉢資料。

○川野 そうそう。あれは、どこも断ったから、取りあえず。

○西本 僕なんか、その『被爆者調査を読む』という慶應大学出版会の本なんか、まず送ってもらわない限りは読まないはずなのに、読んで目から鱗が落ちた感じですよ。

○川野 そもそも慶應なんて要らないの一点張りなんだから。

○西本 それ原対部、また断るなんて、どういう発想しているんですかね。

○小池 いや、それは理由は簡単で、公開できない資料をもらってもしようがないし、スペースが無駄になるだけだから。

○西本 それで中鉢さんの調査だったら、公的なあれで、要するに国の金でやった最初の実態調査なんだから、べつに一学者の私的なものでもないんだから。

○川野 まあ原対部が持っているべきですね。

○小池 本来なら原対部が持つべきでしょうね。原対部が持たないといけない資料でしょうね。だから、せめて入れるのだったら、本来なら広島市の公文書館が持つのが一番いいでしょうね。

○西本 これは8・6前に、ぜひニュースにしたいと思います。

○川野 そうですか。量としては、これぐらいですよ。もうちょっとあるかな。2列ぐら
いかな。

○平岡 この箱が見つかったと（笑）。

○西本 でも、国の初めてのいわゆる実態調査の、抽出の被爆者の生活実態調査の原票で
しょう。若い社会学がみんな集まって、どんなものかって言って、大学の図書館で勉強会
をしながら、全然原爆なんか関係ないけど、読んでみたらすごい資料だなとかいって、ど
んどんやり始めると。それで、何かやっていたら、最後は、この資料は広島大学平和科研
にあるというので、あれ？と。

○川野 その時に、原対部と、黒い雨の社会調査をやっていたのです。その時、行き場か
ない、行き場がないというから。でも、いまさらわれわれが寄贈するのはおかしいから、
平和科研の寄贈はなかったことにしてもらって、ダイレクトにやってもらって。でも、目
録はつくりました、市の金で。

○小池 だから、研究資料としては使えるかもしれないけど、あれでは使えないですよね。
だいたい公文書館というのは基本的には一般公開なのです。情報公開機関だから、一般公
開が前提なんです。

○西本 例えば、いずれ本当に関係者が人が、要するに被爆から80年、90年になったら、
もう関係者もみんないないと。そうなれば、それは全部歴史資料として。

○川野 でも、例えば、それが何十年たっても、例えば中鉢さんのもので言えば、氏名も
全部出ているわけですよね。それは、たぶん何十年たってもなかなか難しいと。

○小池 名前は難しい。

○平岡 この前はなんやら言うからね、まだね。

○川野 本人がいなくても。

○小池 だから、それはどこまできくか分かりません。それは、今の段階では判断がきか
ないし、それを全部公開すればいいという話にもならないということもありますよね。そ
のあたりは難しいんですよ。

そのあたりの差配というのがあって、だから僕としては、そういう差配に関して言うと、
公文書概念で整理をして公開すると公開できないものが多いから、学術資料というかたち
にして、学術公開というかたちで個人のところに寄せているわけです。文書館は、そうい
うものを。

○川野 普通の著作権みたいにルールはないんですか。50年ルールみたいなものは。

○小池 30年ルール。公文書は30年ルール。基本的にはね。

○川野 それと、個人情報保護法は別個の时限ね。

○小池 別個の时限。

○川野 個人情報保護法で引っかかるんじゃないですか。

○小池 露骨に引っかかります。

○石田 そろそろ時間ですので。

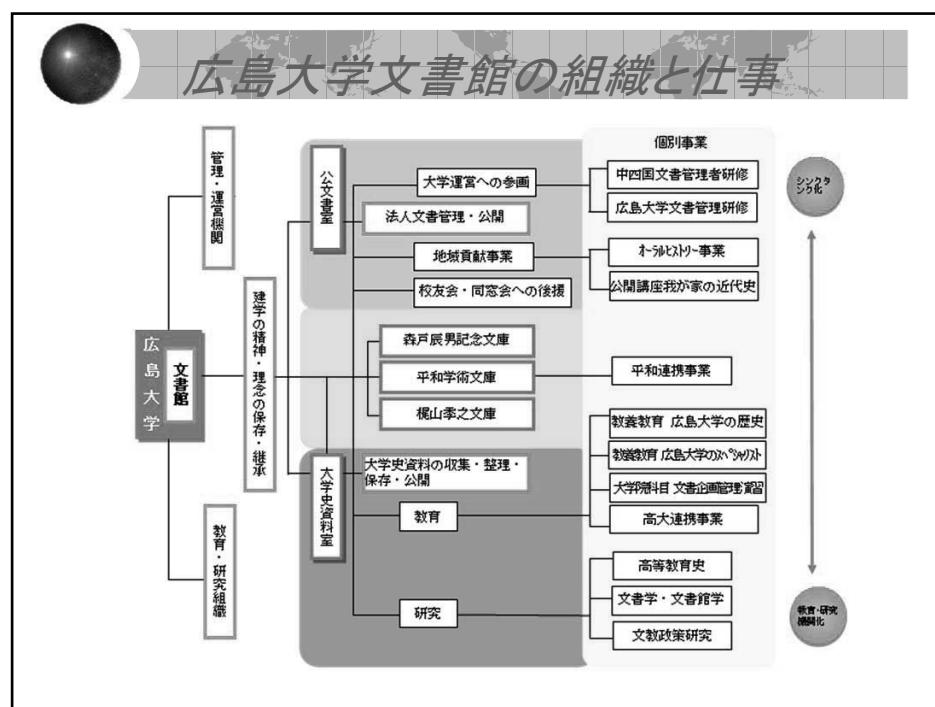
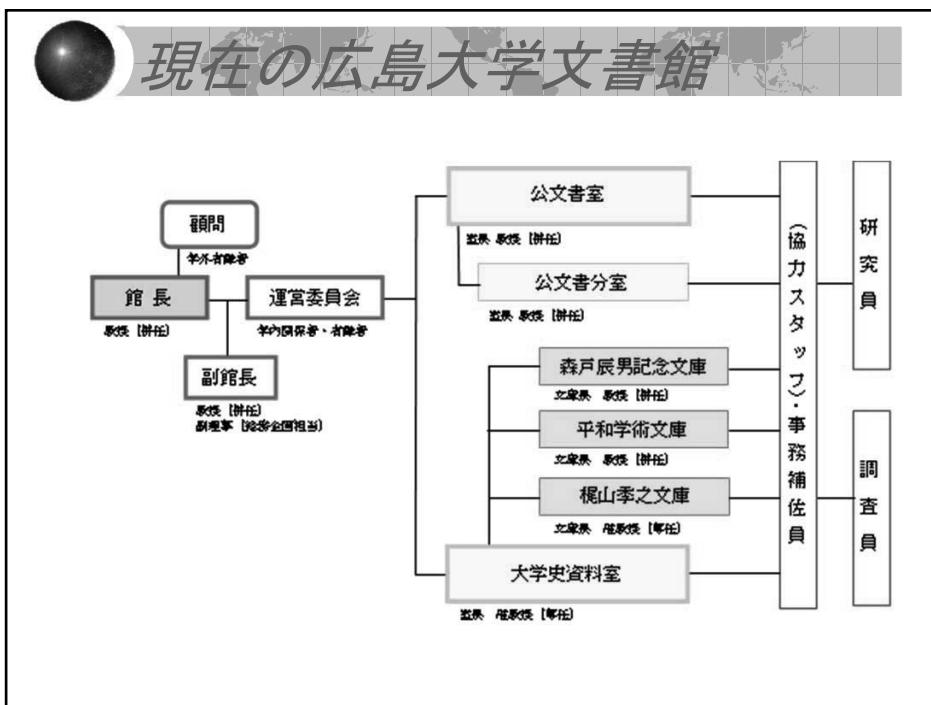
○小池 どうもありがとうございました。

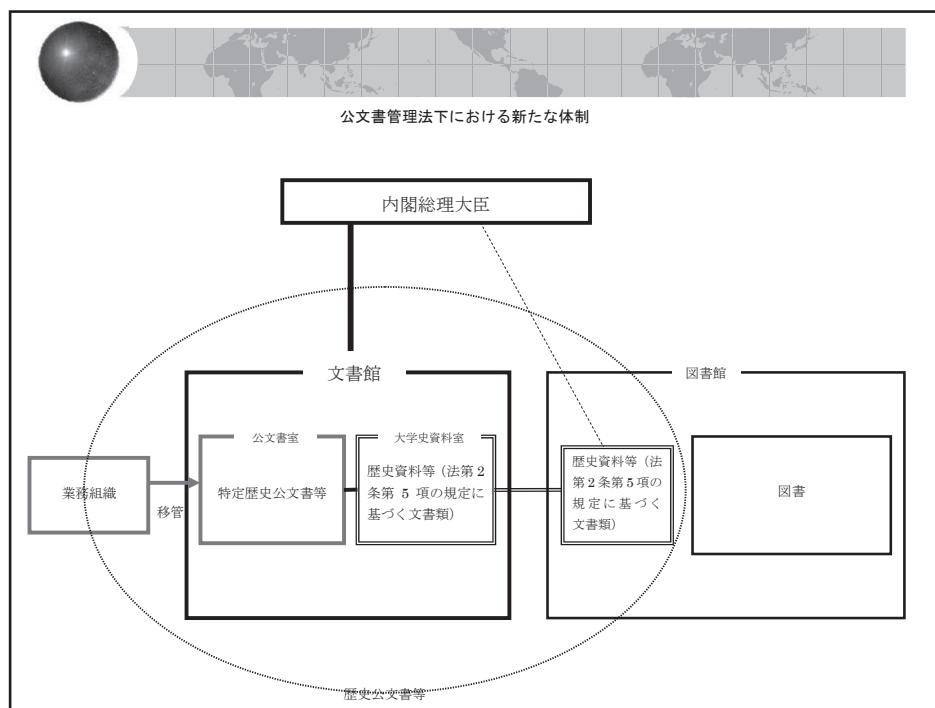
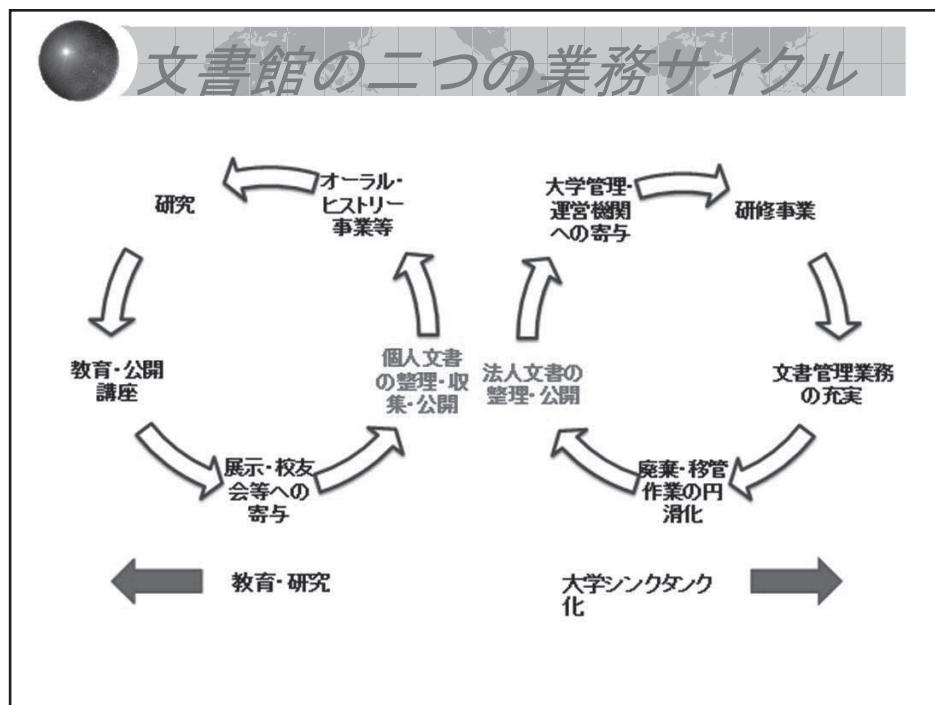
（終了）



1. 広島大学文書館の概要

- 平成16年4月、設置。
- 大学文書館の類型化
 - (1) 機能的分類
 - ① 公文書館型、② 年史編纂型、③ 創立者・創立経緯重視型、④ 同窓会対応型
 - (2) 米国の分類
 - 「機関アーカイブス」「収集アーカイブス」
 - 広島大学文書館
「トータルアーカイブス」・複合的存在



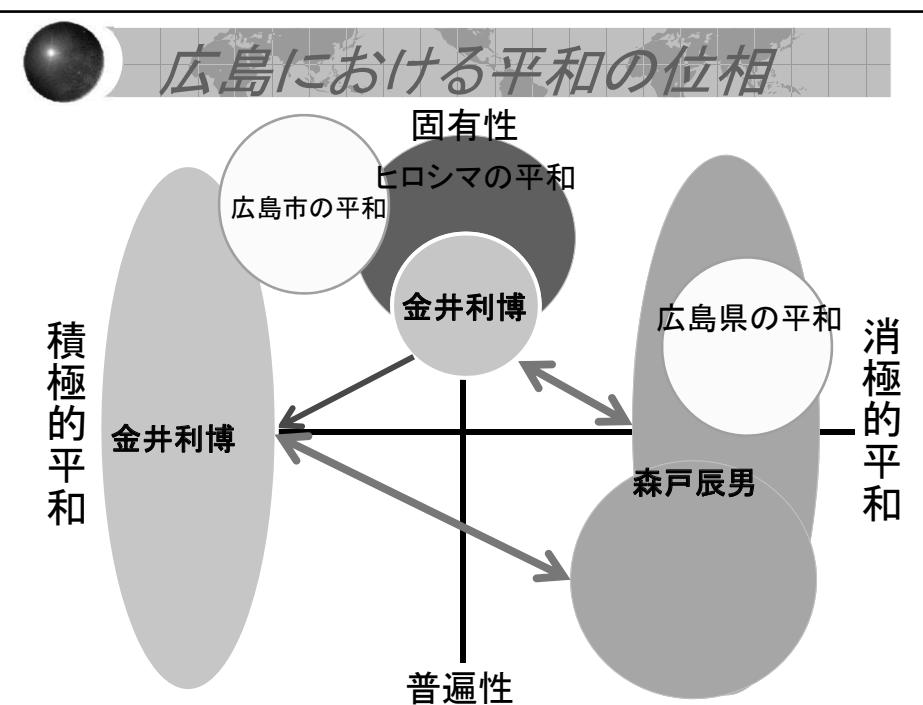


2. 平和関係文書の概要

- 公文書室所管移管法人文書
- 大学史資料室所管個人文書
 - (1) 平和学術文庫
 - (2) 森戸辰男記念文庫、梶山季之文庫
 - (3) その他

↓

被爆後の広島における平和運動(被爆者援護活動)関係の文書を収集、整理、公開。





2.1. 公文書室所管移管文書

- ◆ 原爆死没者慰靈行事委員会関係(飯島学長時より)
- ◆ 平和科学研究センター関係
平和問題研究所・平和科学研究所
+原爆放射線医科学研究所
- ◆ 大学改革関係…建学の精神、理念等の形成過程



2.2. 大学史資料室所管個人文書

2.2.1. 平和学術文庫

平成17年(2005年)11月、設置。

設置の背景、大牟田稔関係文書。

森戸辰男による「平和文庫」に対応。

平和学術文庫の内容

①広島大学関係者

②中国新聞社・金井利博・金井学校

収集方法

紹介・調査・収集、オーラル・収集



◆ 中国新聞社(金井学校)

金井利博関係文書(寄贈と移管)、
平岡敬関係文書、
大牟田稔関係文書、上遠野寛子関係文書、
小野増平関係文書

◆ 広大関係者

理学部植物学教室旧蔵資料、
佐久間澄関係文書、落合俊郎関係文書、
北西允関係文書、久保良敏関係文書、
中原道子関係文書



◆ その他

松江澄関係文書、豊田清史関係文書、
山代巴関係文書、浜本万三関係文書、
ビル・シェリフ関係文書、内海紀雄関係文書

◆ 他の特殊文庫

森戸辰男記念文庫・森戸辰男関係文書
梶山季之文庫



おわりに

- 整理・公開の促進
- 平和関係文書収集計画の今後
→ 収蔵場所の狭隘さ

「原子のペスト」と低線量被爆

布川 弘

はじめに

拙稿では、福島原子力発電所の事故の経験を通して、広島に投下された原子爆弾の放射線被害を再検討したい。さらに、原子爆弾の放射線被害に社会的文化的な影響という観点から接近し、広島の人々がどのようにそれを把握したのかについて、考察したい。

基盤研究(B)「広島における核・被ばく学研究基盤の形成に関する研究」において、原水禁運動・市民運動を研究テーマとして割り当てられている。原水禁運動、およびそれと関わる広島の市民運動が核兵器廃絶を目標として掲げてきたことは言うまでもない。そして、被爆者援護ということが重要な実践的課題になってきた。その際、被爆という問題をどのようにとらえるかということが、重要なテーマになる。従来、それについては被爆線量の測定をはじめ、自然科学的なアプローチが重んじられてきた。しかし、原水禁運動や市民運動を評価していく上で、その社会的文化的な位置づけを抜きにしては不可能である。拙稿の問題意識は、原子爆弾の被爆という問題が、社会的文化的にどのように捉えられてきたのかを明らかにすることである。

核・被爆／被曝学研究基盤の形成を念頭におきながら、被爆の社会的文化的な把握をしようとすると、従来の被爆／被曝に関する諸史料の読みかえと位置づけのし直しが不可欠となる。拙稿では、ABCCなどの公的機関の手になる文書、あるいは諸証言などを、従来とは全くことなる視点から取り上げ、それによって、研究基盤を形成する新たな資源として再認識するための手がかりをつかみたいと考えている。

拙稿は四つの内容から成り立っている。最初に、福島における原発事故の経験を踏まえながら、低線量内部被爆の重要性について述べたい。二つ目に、そのことを前提として、広島での放射線被害を再検討したい。三つ目に、再検討の素材として、広島における具体的ないくつかの事例を取り上げる。最後に、拙稿で明らかにしたことをまとめたい。

I 低線量内部被爆

1 福島の事故が提起したもの

2011年3月11日、東北地方の太平洋岸を巨大な地震と津波が襲った。そして、それは福島で原子力発電所の重大な事故を引き起こした。福島原子力発電所の事故は、人類の文明にとって大きな問題を突きつけ、それは今までの対処の方法では解決できないものであった。その問題こそが、低線量内部被曝の問題である。今までの広島における放射線被害の研究のほとんどは、この問題に触れてこなかった。

低線量の放射性物質が、汚染された水を飲んだり、食べ物を摂取したりすることによっ

て、人間の体内に入ることがある。それは、原子爆弾が爆発した後に起こる高線量被爆とは形態の違う低線量被曝を引き起す。今まで、低線量放射性物質が、人間の細胞膜や遺伝子に深刻なダメージを与えることが明白になってきた。そのダメージのことを、発見したカナダ人の学者であるアブラム・ペトカウ（Abram Petkau）博士に因んで、「ペトカウ効果」と呼ぶ¹。

広島で被爆した肥田舜太郎医師などを除いて、日本では「ペトカウ効果」にはほとんど関心が払ってこなかった。最近、放射性降下物の一種である「黒い雨」について、人々の関心が集まつたが、それは、低線量被曝への関心を示している。広島に原爆が投下された直後に降った「黒い雨」については、最近、広島大学原爆放射線医科学研究所の大瀧慈教授によって大きく研究が進展している²。

近年、チェルノブイリ原子力発電所の事故についての膨大かつ詳細な研究が刊行された³。それは、英語文献のみならず、ロシア語の文献も含む広い範囲の研究者の手による 5,000 以上の論文を取り上げている。その努力は、大変重要な成果をもたらした。例えば、国際原子力機関（IAEA）は、チェルノブイリ事故による死者は約 4,000 人に止まると推計したが、この国際的な研究によれば、100 万人近い死者が出ていることを示している。さらに、この調査によれば、人体に入った放射性物質は、様々な深刻な影響を生み出すことを示しており、それには新しいタイプの心臓疾患や、妊娠障害、死産、流産、小児病などが含まれている。

人類の文明の未来という観点から見ると、低線量内部被曝は人体のみならず、例え汚染地域からある種の昆虫がいなくなるなど、生態系も破壊する。動物相と植物相の破壊は、全ての人類に大きな影響を及ぼすと考えられる。もちろん、震災直後に盛んに用いられた日本政府の表現を借りれば、そのような放射線被曝は直ちに深刻な影響を及ぼすものではないかもしれないが、長期の被曝は私たち全てに致命的な意味をもちます。

生態学的な観点から見ると、福島と他の原発事故は、私たちが放射線の危険性を認識しないと、文明と生態系の均衡が保てないし、生命体が守られないことを明らかにした。特に、生態系に戻すことのできず⁴、私たちの命を脅かす物質を理解し、それに対処することを促している。

¹ Ralph Graeub, *The Petkau Effect: The Devastating Effect of Nuclear Radiation on Human Health and the Environment*, Revised Edition, Four Walls Eight Windows, New York, 1994. 翻訳版として、ラルフ・グロイブ／アーネスト・スターングラス著、肥田舜太郎／竹野内真理訳『人間と環境への低レベル放射能の脅威—福島原発放射能汚染を考えるために—』(あけび書房、2011 年) がある。

² 大瀧慈（研究代表者）『原爆被害者の後障害に関する社会医学的研究』(科学研究費助成事業・研究成果報告署、基盤研究（A）、2009～2011 年)。

³ Alexey V. Yablokov, Vassily B. Nesterenko, Alexey V. Nesterenko, and Janette D. Sherman-Nevinger as consulting ed., *Chernobyl: Consequence of the Catastrophe for People and the Environment*, Annals of the New York Academy of Sciences, Volume 1181, Blackwell Publishing, Boston, 2009.

⁴ ラルフ・グロイブ／アーネスト・スターングラス前掲書、p.43。

2 ペトカウ効果

「燐脂質に対するナトリウム 22 の影響」という題の論文で、ペトカウ博士は体内に入った低線量放射性物質が長時間放射線を発すると、細胞に深刻な影響を与えることを証明した。そのような体内的放射線が創り出すダメージは、場合によっては、外側から照射される同じレベルの放射線に比べて、その 100 から 1000 倍大きい。低線量の放射線は活性酸素を創り出し、細胞膜を傷つけ、DNA にダメージを与える。放射性降下物が風に運ばれ、土壤や河川を汚染すると、人体に吸収され、同じことが起こるのである。

II ヒロシマを再考するための視点

1 ヒロシマの再考

従来、原爆投下後の被爆に関する研究は、主として外部からの高線量被爆に焦点があつられてきた。原爆が投下された直後から、様々な機関によって医学的な調査が始まった。原爆傷害調査委員会（Atomic Bomb Casualty Committee, ABCC）は、遺伝的な影響の研究に重点を置いた⁵。日本の参謀本部は、原爆投下直後、「新型爆弾」を調査するために調査団を組織して、広島に派遣しました。調査団の主要なメンバーは軍医で、後に ABCC に協力し、その時集めたデータは、アメリカ軍に提供された。

ABCC は低線量被曝の危険性について否定していた⁶。1945 年 9 月 6 日記者会見で、アメリカ軍のファレル准将は、「被爆地域でアメリカの科学者の調査団が調査した所によると、放射能の影響は全くないことがわかった」と発表した⁷。アメリカ政府は、原爆の致命的な影響についての印象を、できるだけ薄めようとしていた。結果的に、残留放射能や放射性降下物が人体に及ぼす影響についての研究が難しくなった。

しかし、原爆投下から間もなくの時期に被爆地域に入った救援隊や他の人々が、残留放射能を浴びている入市被爆の事例など、広島の市民は二次被爆の影響を体験したり、見たりしているので、放射能の人体に及ぼす影響を恐れていた⁸。

2 「復興」の再検討

広島は急速に復興し、1980 年代初頭には人口が 100 万人を超えた。その戦後の歴史は、「奇跡の復興」として賞賛されている。しかし、福島の事故の実態を具に見た時、そうした単純な評価はできにくくなる。

そもそも、「黒い雨」や残留放射能が研究対象から除外されていたのだから、広島での放射線量の測定が正確だったのかどうか疑問である。もし、「黒い雨」や残留放射能がきちんと認識されていたのであれば、原爆で破壊された地域での救援活動は、極めて危険だった

⁵ M. Susan Lindee, *Suffering Made Real: American Science and the Survivors at Hiroshima*, The University of Chicago Press, 1994, p.29.

⁶ Ibid. p.12.

⁷ 笹本征男『米軍占領下の原爆調査—原爆加害国になった日本—』(新幹社、1995 年)、p.54.

⁸ Lindee, p.8.

はずである。放射線を浴びて逆に放射線を発するようになる、いわゆる放射化した遺体や物質に触れた人々は、深刻な量の残留放射能を浴びたと考えられる。アーネスト・スターングラス博士は、そのように深刻な放射線の影響がずっと見過ごされてきたことは、信じられないことだと述べている⁹。

広島の上水道は、急速に復旧した。その点で、当時の飲料水の状態が気になる。残留放射能は、水と土壤を汚染していたはずである。「黒い雨」が降り注いだ周辺の農村は、すぐに耕され、収穫された作物は都市に供給された。結果的に、放射線は濃縮されていったと考えられる。二次被害を受けた患者たちを治療した医師たちは、直感的に放射能の影響を把握していた。彼らは、論理的な帰結として、内部被曝の危険を理解していたのである¹⁰。

III ヒロシマを再考するための事例

1 似島事件

ここでは、広島に原爆が投下された直後の内部被曝と見られるいくつかの事例を検討したい。最初に、似島でおこった恐ろしい事件を取り上げる。似島は、広島の爆心地から 5km ほど離れた瀬戸内海に浮かぶ小さな島である。

日清戦争の最中であった 1895 年 4 月初頭、似島に巨大な陸軍の検疫所が作られ始めた。そして、その年の 6 月には開所式が行われ、その年の 10 月末までには、441 隻の船と 13 万 7 千人の兵士の検疫を実行した。

1945 年 8 月 6 日に広島に原爆が投下されると、市内の病院や医療施設が壊滅的な打撃を受ける一方、医療設備が整い、医薬品があった似島の検疫所は、重症患者を運び込むための施設とされた。その結果、似島は巨大な野戦病院と化し、多くの被爆者が運び込まれた。同時に、原爆投下から間もなく、広島市当局は似島を巨大な火葬場として使用することを決定した。その結果似島には、広島から燃料とともに多数の遺体が運び込まれることになった。

少なくとも、原爆に焼かれ傷ついた数千の人々が、似島に運ばれた。似島にあった医薬品はあつというまになくなり、ひどく負傷しながらも充分な医療をほどこされず死につつあった人々が、食べ物や飲み水もなく、島をさまよい歩いた。それは、まるでダンテの『地獄編』のような光景であった。殆どの避難民は島で亡くなり、いやいやながら雇われた数百の人々が、遺体を燃やし始めた。夜には、瀬戸内海の広い範囲で、数百の遺体を焼く火が赤く映る景色が見られた。

やがて燃料が底をつき、遺体は焼かれずに埋められるようになったが、その作業をして遺体に触れていた多数の人々が、身体の不調を訴えるようになった。怖くなったり作業員たちは、遺体をそのまま埋めずに放置し、逃げていくようになりました。そして、1947 年 10

⁹ Ernest Sternglass, *Secret Fallout*, McGraw-Hill Paperback edition, 1981, p.48.

¹⁰ 肥田舜太郎／鎌仲ひとみ『内部被曝の脅威—原爆から劣化ウラン弾まで—』(ちくま新書、2005 年)、pp.35-42。

月、埋葬されていない600以上の遺体が発見されたのである。

放射能を恐れた漁師たちは、似島に近づかなかった。皮肉なことに、広島市の職員が、世界最初の原子爆弾の爆発によって犠牲になった人々を慰靈するための場所を、島の中で選ぶために訪れた時、その多数の遺体が発見された¹¹。

2 「原子のペスト」

突然の激しい吐き気と下痢、皮下出血と歯肉炎がそれに続く、それが原爆症の最初の兆候である。外傷が見られない多くの生存者が、数日後、あるいは数週間後に亡くなった。オーストラリアのジャーナリスト、ウィルフレッド・バーチエットは、それを、atomic plagueと呼んだ¹²。

1945年8月9日、陸軍の軍医が、太田川沿岸で「赤痢患者」が発生したと報告し、避病院の設置を求めた。その「赤痢患者」を治療した医師は、放射能の影響に気づいていた。市民たちは、その忌まわしい病気と格闘しながら、伝染病としてそれを語っていた。

3 マンハッタン計画は降下物の影響に気づいていた

1945年7月16日、ニューメキシコ州での原爆実験が行われた後、スタッフオード・ウォレンは、マンハッタン計画の責任者であったグローブス将軍に、次のような報告を行った。

実験の日とその後の二日間、放射性降下物を観察しました。・・・調査した居住区画において、放射性降下物による非常に深刻な潜在的危険が残っています。¹³

マンハッタン計画においては、放射性物質を用いた大量殺戮の計画が検討されていた。1943年5月25日付のオッペンハイマーからフェルミ宛の秘密書簡によると、放射線で汚染された食物によって、50万人の敵に毒物を与えるという計画であった¹⁴。このように、マンハッタン計画のメンバーは、内部被曝の恐ろしい影響を発見していたことがわかる。

4 ABCCは広島の降下物に気づいていた

当然のことながら、アメリカ政府が設立した「原爆傷害調査委員会」(ABCC)は、内部被曝の影響に気づいていた。事実、それはABCCの原爆傷害調査項目に挙がっていたのである。

¹¹ The Sydney Morning Herald, Tuesday 7 October 1947, p. 2.

¹² Lindee, ibid., p.11.

¹³ アルバカーキー・トリビューン編、廣瀬隆訳・解説『マンハッタン計画プルトニウム人体実験』(小学館、1994年)、p.309。

¹⁴ Barton Bernstein, *Oppenheimer and the Radioactive Poison Plan*, Technology Review, May/June, 1985.

1945年11月30日に提出された‘*Atomic Bomb Casualty Reports No.14: Medical Report on Atomic Bomb Damage*’の第三章は、「爆発後放射線の影響を受けた地域に入った場合についての影響」というタイトルが付けられている。この報告によれば、生物学的なダメージが発生していたのか否かを確定するための調査がなされたと述べている。

次の表に見るように、爆心地から約8km離れた石内村（現在、広島市佐伯区五日市町大字石内）で、ABCCは村民を、「黒い雨」を浴びた人（Category A）とそうでない人（Category B）に分け、それぞれの影響を調査している。この表からわかるように、石内村の人々の中に沢山の臨床症状が見られる。これらの症状が原爆によるものかどうかはわからない。しかし、さらなる調査が必要であったことは明白である。

Fallout Case of Ishiuchi-mura, 8km west from hypocenter

Symptom	Category A	Category B	Total
1. Diarrhea	11	8	19
2. Fatigue	10	8	18
3. Severe Headache	7	7	14
4. Dizziness	7	4	11
5. Loss of Appetite	2	7	9
6. Fever	1	6	7
7. Pain in Swallowing	-	3	3
8. Abnormal Menstruation	3	-	3

Category A: 25 persons, those who encountered rain

Category B: 11 persons, those who did not encounter rain

Atomic Bomb Casualty Reports No.14 – Medical Report on Atomic Bomb Damage in Hiroshima, 11.1945,
p.156

1

結果として、この報告では、爆発後に広島に入った人々に、放射性土壤や放射性物質がダメージを与えたことは否定できないと結論づけている¹⁵。つまり、調査にあたった人々は、入市被爆には注目しながら、放射性降下物の影響は無視したことになる。それは、まわりくどいアプローチではあるが、内部被曝の影響を受け入れざることを得なかつたことになる。しかし、この発見は公表されなかった。

¹⁵ Atomic Bomb Casualty Reports No.14 –Medical Report on Atomic Bomb Damage in Hiroshima, 11.1945, p.156.

5 ある産婆さんの証言

ABCC は、妊娠登録システムと独特の出産形態を利用しながら、女性の被爆者の出産を調査した¹⁶。当時、産婦人科のお医者さんと同様に、産婆さんが出産に立ち会うことが多かった。それで、あくまでも表面上ではあるが、医者と産婆の組織が、ABCC に協力することになった。

しかし、出産で奇形が確認された場合など、報告した産婆さんが ABCC からボーナスをもらえることになっていたのであるが、ある産婆さんの証言によれば、彼女は ABCC に真実を報告しなかったことがあるという。産婆さんは、様々な奇形児の出産を体験し、目撃した。その中には、出産時元気だったにも関わらず翌日には亡くなってしまう事例もあったという。親族は一族に奇形児がいることを望んでいなかった。産婆さんも、こうした親親族の心情におされ、それを死産として報告してたという¹⁷。母親と親族は、一族に奇形児がいることを望まなかつたようである。

おわりに

初期の原爆傷害調査、およびその後のアメリカ軍による調査において、日本の陸海軍の軍医たちは、大変大きな役割を果たした。Atomic Bomb Casualty Report No.14 は、陸軍軍医学校と東京第一陸軍病院の医師たちによって作成された報告が下になっている。アメリカ占領軍の職員と科学者たちは、公の場では日本の生物学的な調査を賞賛しているが、内部の報告では、日本では、被爆者の医学的調査を独自に実行するのに必要な科学的な知識、客觀性、あるいは財源を欠いていると見ていた¹⁸。

ここでは、二つの側面を指摘することができると考える。一つは、アメリカ占領軍の見方がどうであろうと、日本の陸海軍の軍医たちが、最先端の医学知識に触れることを誇りに思っていたということである。彼らは、研究を進めていく上で、沈着冷静な態度を維持していた。二つ目には、軍医たちの中には、ほとんど理解されていなかった内部被曝に傷つけられた犠牲者を治療する上で、大きな役割を果たしたということである。

ヒロシマにおける被爆者をめぐる社会的文化的な側面について再考することは、大変興味深いことである。沢山の市民が、原爆症を「業病」として認識していた。それ故、できるだけ隠そうとした。しかし、公式な情報が無くても、彼らは、放射線被曝が何を意味し、それを避けるべきことを理解していた。今回取り上げた産婆さんや漁師たちの行動は、そのことの証である。彼らの理解の仕方は、私たちにとって古臭く映るかもしれないが、内部被曝ということを考えた時、多くの重要な情報が隠されていたなかで、それは真実からそれほどかけはなれていなかつたのではないかと思われる。

¹⁶ 笹本前掲書、pp.115-131。

¹⁷ 岡村ヒサ子「助産婦としての被爆後」(『被爆体験記・ピカに灼かれて』13集、広島医療生協原爆被害者の会、1990年)、pp.33-38。

¹⁸ Lindee, ibid., p.19.

〔付記〕拙稿は、2012年12月14日、慶應義塾大学日吉キャンパスで開催されたアジア医学史学会第6回大会(the Sixth Conference for the Asian Society for History of Medicine)における報告に基づいて作成した。報告は英語で行ったが、今回報告書に掲載するにあたり日本語に翻訳し、若干加筆修正している。

2010年－2013年の核をめぐる動向と課題

水本 和実

本研究は、2010年－2013年の核軍縮・核廃絶をめぐる国際情勢・国内情勢に関する動向および専門家の分析や論調、それらに対する被爆地・広島における反応などを年ごとに整理し、核軍縮・核廃絶へ向けた課題を提示したものである。

I. 2010年の核をめぐる動向と課題

1 はじめに

2010年は、これから世界の核軍縮や核兵器廃絶の動きを予測する上で、重要な節目の出来事が予定された年であり、期待や注目が集まった。その最大の要因は、5年ぶりにニューヨークで開催された核不拡散条約（NPT）再検討会議であった。前回の2005年再検討会議は何ら成果を生まなかつたが、その後の5年間に核をめぐる世界情勢は激変した。核軍縮へ向けて一定の成果を生んだとされる1995年や2000年の再検討会議の決定を少なくとも再確認し、少しでもそこから世界の核軍縮を前進させることが期待された。

また、世界の核兵器の95%を保有する米国が、2009年に失効した戦略兵器削減条約（START）に代わる後継条約を結び、さらなる核兵器の削減を実現することが期待された。

一方、これまでに2度の核実験を強行し、核兵器開発疑惑がもたれる北朝鮮では、後継者問題が浮上したが朝鮮半島では南北関係の緊張が続き、6か国協議再開のメドは立たず、東アジア情勢にも悪影響を与えていた。中東でもイランが国際社会に背を向けてウラン濃縮活動を継続しており、イランの核兵器開発を警戒するイスラエルによるイラン空爆の可能性がますます現実味を帯びて議論された。これ以外にも、核をめぐる世界の情勢は年を追うごとに複雑さを増しており、被爆地が期待する核兵器廃絶への道のりは、依然として遠いまだ。

NPT再検討会議やオバマ大統領の指導力が、世界の核をめぐる情勢にどのような影響を与え、変化をもたらしたのかを、振り返ってみる。

2 2010年NPT再検討会議の成果と課題

「核兵器のない世界」を掲げるオバマ米大統領の登場で核兵器廃絶への期待が高まる中、2010年5月にニューヨークの国連本部でNPT再検討会議が開催され、64項目の行動計画などを盛り込んだ最終文書¹が全会一致で採択された。

¹ 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Final Document, Volume I, NPT/CONF.2010/50 (Vol. I).

このうち「行動 5」は、核兵器国が取り組むべき核軍縮の個別目標として、「全ての種類の核兵器の世界規模の削減」「核兵器の役割の低減」「核兵器の使用を防ぎ最終的に廃絶に導くような政策の議論」「偶発的な核兵器使用の危険の低減」など 7 項目が明記され、核兵器国に対し、これらに照らしたそれぞれの核軍縮の進捗状況を 2014 年の NPT 再検討会議準備委員会で報告するよう求めた。

このほか最終文書には、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約：FMCT）の早期交渉開始をはじめとする重要課題も網羅された。また 1995 年 NPT 再検討会議で採択された「中東決議」に盛り込まれた、「中東への非大量破壊兵器地帯創設」のための国際会議を 2012 年に開催することも、最終文書で支持（endorse）された。

今回の NPT 再検討会議の成果として、黒澤満・大阪女学院大学教授は以下の点を指摘している。第 1 に、再検討会議の最終文書として初めて「核兵器禁止条約」について言及したこと。第 2 に、オバマ米大統領の提唱する「核兵器のない世界」の達成という目標が、再検討会議の決議や文書の中で一般的に受け入れられていること。第 3 に、米ロが会議直前に新 START 条約に署名したことで、さらなる核兵器削減への期待が高まること。第 4 に、オバマ大統領が主張する「核兵器の役割の低減」について、再検討会議で米国代表が約束したことで、期待が高まること。第 5 に、最終文書に核兵器禁止条約との関連で「国際人道法の遵守」が盛り込まれ、国際人道法の観点からも核軍縮への展望が開ける可能性が高まること。第 6 に、非核兵器地帯の設置へ向けて核兵器国が協力的な姿勢を示したこと²。以上を踏まえ、黒澤氏は、核軍縮を進展させる「絶好の機会」だと述べている。

NPT 再検討会議の目的は、NPT の 3 本柱である「核軍縮」「核不拡散」「原子力平和利用」についての条約の運用状況のチェックである。森本敏・拓殖大学海外事情研究所長は今回の再検討会議について、それら 3 つの分野を通じて「多くの具体的な行動計画が合意されたことが最大の成果である」と評価する。

その上で、「核軍縮」の分野では、核兵器国に対し、2014 年の NPT 再検討会議準備委員会に核軍縮の取り組みを報告するよう求めたことが「大きな成果」だという。一方、「核不拡散」の分野では、先進国側が求めた国際原子力機関（IAEA）の査察権限強化の義務化は実現せず、核兵器開発疑惑の持たれているイランについて名指しでの言及や非難も文書に盛り込まれず、「課題が残った」と指摘する。「原子力平和利用」の分野では、IAEA による査察の強化促進をめざす先進国側と、原子力平和利用への過度な制約に反発する途上国側の対立構造が明らかになったという。

このほか、会議を通じてさまざまな局面で、核兵器国と非核兵器国の利害がぶつかった。得られた成果はすべてが「双方の妥協の産物」であり、「NPT 体制は国家利益のぶつかり合

<<http://www.un.org/en/conf/npt/2010/>>

² 黒澤満「『核なき世界』に向けて——NPT 再検討会議の結果を踏まえて」『国際問題』No.595、2010 年 10 月、2-3 頁。

い」である以上、「国益を追求する冷厳な外交」を続ける必要があると森本氏は述べている³。

阿部信泰・日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター所長は今回の再検討会議について、「ほどほどの成果の会議だった」とした上で、個別の成果として 1995 年再検討会議の「中東決議」に基づく国際会議の 2012 年開催を支持したことは、「一つの大きな成果」だと評価する。

一方、核軍縮に関する行動計画については、「核軍縮」問題を議論する再検討会議第一委員会の議長が当初、核廃絶の期限を定め、そのための行程表を盛り込んだ行動計画案を提示し、NGO や核軍縮推進派の国々の代表に期待を抱かせたが、核兵器国の中止で内容が薄められ、期待は急速にしぼんだという。とはいえ、核軍縮における主要な成果として、2014 年の再検討会議準備委員会に核兵器国が進捗状況を報告すること、核兵器全面廃絶を達成するという不退転の決議の再確認、核兵器の使用が悲惨な人道的結果をもたらすことへの懸念と国際人道法の遵守の表明、「核兵器のない世界」実現のための軍縮不拡散教育の奨励などが文書に明記された点を、阿部氏は挙げている⁴。

3 オバマ米大統領の核政策と「核兵器のない世界」

「核兵器のない世界」を訴えて国際社会に鮮烈なデビューを果たしたバラク・オバマ米大統領の人気は、2010 年にはだいぶ色あせてきた感がある。この年、米国の新国防戦略・核政策の発表、米ロ間の新 START 條約の合意、NPT 再検討会議など、オバマ政権の核軍縮政策の真価が問われるいくつかの出来事があった。本当に「核兵器のない世界」は実現できるのか。核兵器をめぐるオバマ政権の動きを見てみよう。

4 年ごと国防計画見直し (QDR)

オバマ大統領は 2010 年 2 月 1 日、政権に就いて初めての「4 年ごと国防計画見直し」(QDR) を発表した。4 年に 1 度、国防長官が国防戦略を包括的に見直して議会に提出する、外交・安全保障政策の指針となる文書である。

この特徴の一つが、従来の米国の国防戦略である「二つの地域紛争への対処」から「多様な脅威」への対応に転換したことである。また、日米同盟などの同盟関係強化を安保政策の中核と位置付け、米軍再編のロードマップ（行程表）実施を継続し、米軍の長期間の日本駐留とグアム再編の確実な実施をうたった。

その上で、QDR は以下の四つの優先課題を掲げた。第 1 は「現在の戦争における勝利」で、具体的にはイラク、アフガニスタンでの勝利をさすが、イラクでの戦争におけるプレゼンスは縮小し、アフガニスタンに兵力を集中する方針とみられる。第 2 は「紛争の予防

³ 森本敏「2010 年 NPT 運用検討会議の成果と今後の課題」『海外事情』2010 年 7・8 月号、2-15 頁。

⁴ 阿部信泰「2010 年 NPT 再検討会議の評価」『海外事情』2010 年 7・8 月、16-29 頁。

と抑止」で、米国への直接攻撃からの防衛や、潜在的な敵への抑止をさすが、暗に中国を念頭に置いているといわれる。第3は「敵の打破および多様な緊急事態対処に成功するための準備」で、本土攻撃や自然災害への対処、脆弱な国家への支援、海外での大量虐殺などへの対処など、多様な事態を想定している。第4は「全志願兵制度の維持と強化」。米国では湾岸戦争前後から、徴兵制より志願制が優れているとの認識が定着しており、イラクやアフガニスタンでの戦闘の泥沼化で兵士らが疲弊する中、改めて志願兵制度の維持を掲げた⁵。

QDRの作成にあたっては、さまざまなシナリオが検討されたようだが、北朝鮮の政権崩壊やパキスタンの核管理不能、あるいはiranの核兵器保有など、核兵器が絡む可能性のある戦略環境も視野に入っている。QDRは、ますます複雑・多様化する脅威にあらゆる手段で米国が対処することをうたっているが、「あらゆる手段」の中には当然、核兵器も含まれると考えられる。それらを視野に入れると、国防戦略の中に、オバマ大統領が掲げる「核のない世界」という理念が反映される余地があり得るのかどうか、疑問視せざるをえない。

2011年度核兵器活動関連予算

さらにオバマ政権の「核兵器のない世界」へ向けた意欲に疑問を投げかけるのが、核関連予算である。QDRが発表された2月1日、2011会計年度の米国政府予算案が発表されたが、このうち核兵器活動関連予算案の総額は約70億ドルで、前年度に比べて約10%の増額となった。

予算増額の要因の一つは、備蓄核兵器管理プログラムで、現在保有している核兵器の維持、監視、改修、信頼性評価、解体、廃棄などが含まれ、核兵器活動関連予算の約4分の1に上る。このほか、地下核実験なしに備蓄核兵器の信頼性や安全性を維持するための研究開発や、核兵器研究所、核兵器製造工場および核実験場などへの投資も、予算に含まれている。

オバマ大統領はプラハ演説の中で「核兵器のない世界」をアピールすると同時に、世界に核兵器がある限り米国は核抑止力を維持する、とも強調している。国家核安全保障局関係者は、こうした予算について、核兵器の信頼性を確保しながら核兵器を削減するために必要だと主張する。さらに上院で批准が遅れている包括的核実験禁止条約(CTBT)への支持を確保するためにも必要だ、とバイデン副大統領は述べている。そればかりか、向こう5年間で核兵器活動関連予算はさらに50億ドル増える見通しだという⁶。

核態勢見直し(NPR)

だがその一方で、「核のない世界」への模索を感じさせる動きも存在する。オバマ政権は

⁵ 川上高司「オバマの国防戦略(2010QDR)と日米同盟」『海外事情』2010年3月、55-81頁。

⁶ “Obama Budget Highlights Stockpile Work,” *Arms Control Today*, Vol. 40, No. 2, March 2010, pp. 47-48.

4月6日、米国新たな核戦略の指針となる「核態勢見直し」(NPR)を発表した。国防総省が策定して議会に提出する報告書だ。この中で米国が核兵器を保有する目的については、あくまで米国および同盟国への核攻撃の抑止であると限定し、核兵器の使用は極限状態に限られ、NPTを順守している非核国に対しては、核兵器は使用しない、との新たな方針が打ち出された。また、生物・化学兵器に対しても核兵器を使用しないこと、新たな核実験は行わず、CTBTの批准へ向けた努力を続けることなども盛り込まれた。

インターネットを通じて世界に公表されたNPR報告書の冒頭のページには、プラハで演説するオバマ大統領の写真が掲載され、報告書が「核のない世界」を念頭に置いていることを強くアピールしている⁷。また、日豪政府の支援で発足した「核不拡散・核軍縮のための国際委員会」(ICNND)が2009年12月に発表した報告書をはじめ、核軍縮を促す最近のさまざまな政策提言が「核兵器の役割の低下」を勧告していることを意識するように、NPR報告書には「米国の安全保障戦略上の核兵器の役割の低下」が5つの重要政策の2番目に明記された⁸。だが同時に、日本など同盟国を守るための核抑止力を堅持することも記されている⁹。

米ロの新START条約

1991年に米ソ間で署名された第1次戦略兵器削減条約(START 1)が2009年12月で失効するのに先立ち、米ロ間でSTART後継条約の交渉が行われていたが、失効期限を過ぎた2010年3月末、米ロ首脳はようやく最終合意に達し、4月8日にプラハでオバマ米大統領とメドベージェフ・ロシア大統領により署名された。

新START条約は、両国が条約を批准後、7年以内にそれぞれ配備核弾頭数を1,550発ずつに削減し、弾道ミサイルなどの運搬手段も800基に削減することを義務付けている。

実は前ブッシュ政権は2002年、ロシアとの間に戦略攻撃力削減条約(モスクワ条約)を結び、米ロ双方が2012年までに戦略核弾頭を1,700発～2,200発までに削減することを定めていた。新START条約は、モスクワ条約に比べて核削減をさらに推し進める内容であり、一定の評価は与えられよう。だが、運搬手段に関していえば、ロシアは現在500基しか有していないため、500基までの削減を米国側に提案していたといわれ、新START条約でロシアはむしろ運搬手段を増やすことも可能になったことになる。

とはいっても、世界の核兵器の95%を保有する米ロ両国が核削減を実行しない限り、核軍縮は進展しない。その意味で米ロが合意に達したことは、歓迎すべきだろう¹⁰。

⁷ U.S. Department of Defense, *Nuclear Posture Review Report*, April 2010.
<www.defense.gov/npr/docs/2010_Nuclear_Posture_Review_Report.pdf>

⁸ ICNND報告書などがNPRにどの程度反映されたかについては、水本和実「核兵器廃絶に関する4報告の比較と米国への影響」『平和研究』第35号、2010年、39～61頁参照。

⁹ Morton H. Halperin, "A New Nuclear Posture," *Arms Control Today*, Vol. 40, No. 4, May 2010, pp. 15-18など参照。

¹⁰ "New START to Be Signed April 8," *Arms Control Today*, Vol. 40, No. 3, April 2010, pp. 27-29; "New START Signed; Senate Battle Looms," *Arms Control Today*, Vol. 40, No. 4,

新 START 条約をロシア世論はどう見ているか。全ロシア世論調査センター (VTsIOM) が 2010 年 5 月に行った世論調査では、条約について「良く知っている」が 8%、「何か聞いたことがある」が 37%、「初めて聞いた」が 52%、回答不能が 3%で、国民への内容の周知率や関心はかなり低かった。政党間では、共産党やロシア自民党などの野党を除いて、肯定的に捉えられているが、軍部の指導者は「条約がロシア戦略軍の縮小を意味するものではない」とのコメントを発表するなど、冷めた態度であるという¹¹。

核不拡散条約（NPT）再検討会議

前節で述べたように、5 年ぶりにニューヨークの国連本部で開かれた NPT 再検討会議は、5 月 3 日から 28 日まで 4 週間の審議を経て、最終文書を全会一致で採択して閉会した。期待されたオバマ大統領自身の出席はなかったが、閣僚級ではクリントン国務長官が出席し、イランを名指しで批判する演説を行い、米国の存在感を印象づけた。

「核兵器のない世界」と NPT の強化を訴えるオバマ大統領の意向を反映し、今回の再検討会議は、2009 年の準備委員会会合から前向きな雰囲気が漂っていたという。「対テロ戦争」を掲げた前ブッシュ政権が、テロリストには核兵器を含むあらゆる手段で戦うと標榜し、2005 年の再検討会議で核軍縮に関する議論に完全に背を向けていたのと、好対照である。当時の米国の姿勢を反映して、2005 年の会議では、何らの決定もなされず、成果はゼロに終わった。

こうした空気の中、今回の再検討会議では、1995 年と 2000 年の再検討会議での核軍縮に関する決定を全て再確認し、その上で新たな核軍縮へ向かう内容を盛り込んだ最終文書が採択された。ただ、具体的な内容に関しては、非核国が求めていた、達成期限を明示した核軍縮計画は、米国を含む核兵器国の反対で削除されるなど、2000 年の最終文書に比べて、さほど大きな進展は見られなかった。

オバマ政権が果たした役割を総括するなら、核軍縮に関する画期的な指導力を發揮したとはいえないが、多国間の話し合いの場を通じて核軍縮について協議することの重要性は尊重したと言えよう。それはオバマ大統領自身の、多国間協議による核軍縮の尊重という姿勢を反映している。その意味で、最大の核保有国・米国の大統領としてのオバマの存在は無視できない¹²。

May 2010, pp. 38-43 など参照。

¹¹ 田中良英「新 START とロシア世論」『海外事情』2010 年 7・8 月、74-92 頁。

¹² オバマ大統領の 2009 年 4 月のプラハ演説から 1 年の核軍縮における成果について、元カナダ軍縮会議代表部大使のポール・マイヤー氏は、個別に評価をつけ「核兵器への依存の削減=良(fair)」「核兵器の削減=良」「CTBT 批准へ向けた努力=落第(poor)」「兵器用核分裂物質生産禁止条約の交渉=落第」「NPT 体制の強化=落第」「核テロの防止=優(good)」と採点している。Paul Meyer, "Prague One Year Later: From Words to Deeds?" *Arms Control Today*, Vol. 40, No. 4, May 2010, pp. 64-68.

4 北朝鮮の核問題

北朝鮮の核兵器開発の中止を求める 6 カ国協議は 2008 年 12 月の首席代表者会議を最後に再開されず、2009 年 5 月の北朝鮮による 2 度目の核実験強行と 6 月の国連安保理による対北朝鮮追加制裁決議の可決以降、交渉の糸口がないまま 2010 年を迎えた。その後、北朝鮮側も米朝対話の再開を模索する動きを見せていたが、この年も緊張を高める出来事が次々に起き、その多くは解決を困難にする動きだった。

韓国哨戒艦沈没事件

その第 1 は、3 月 26 日に発生した韓国海軍の哨戒艦「天安」の沈没事件だ。黄海で警備活動中、船体が突然爆発し、二つに割れて沈没し、船内にいた乗組員 46 人が犠牲となった。当初、韓国政府は事故原因の断定には慎重な姿勢を示していたが、韓国、米国、英国、オーストラリア、スウェーデンの専門家による合同調査団は 5 月 20 日、沈没を北朝鮮の魚雷攻撃によるものと断定する最終報告を発表した。北朝鮮製の高性能爆薬 250 キロ規模の魚雷が爆発して哨戒艦の船体が二つに割れ、現場海域で回収した魚雷の部品の形状や、部品に記された「1 番」というハングル表記などが、北朝鮮のものと一致したという¹³。

李明博・韓国大統領は 5 月 24 日、北朝鮮に謝罪と関係者の処罰を求め、南北間の人的交流や交易の停止などを含む制裁策を発表した。さらに朴仁国・国連大使は 6 月 4 日、国連安保理に事件への対応を提起した。国連安保理は 7 月 9 日、「哨戒艦を沈没させた攻撃への非難」を含む議長声明を採択したが、北朝鮮への名指しの非難は避けられた。中国とロシアが慎重な姿勢を崩さなかったためだとされる¹⁴。

北朝鮮はなぜ魚雷攻撃を仕掛けたのか。2009 年 11 月 10 日に黄海上で起きた韓国と北朝鮮の警備艇の銃撃戦で北朝鮮側が大敗北を喫したことによる軍のメンツ、経済の混乱が続く国内の引き締め、あるいは後継者と見られる金世恩氏への「軍歴」の付与、対北強硬路線を取る李明博政権への反発などを指摘する見方も出されている¹⁵。

金正恩氏を後継者へ

北朝鮮労働党代表者会が 9 月 28 日に開かれ、金正日氏の三男の正恩氏に朝鮮人民軍の大将の称号が与えられ、さらに正恩氏は党中央軍事委員会副委員長および中央委員に選出された。これにより、金正恩氏を後継者とする北朝鮮の権力の移行が始まるとみられているが、李鐘元・立教大学教授は権力の継承について、①金正恩氏は一応、後継者だが、側近と一族が総動員で支える集団指導体制的な側面がある、②金正恩氏の力量が検証されてな

¹³ 塚本壯一「韓国哨戒艦沈没と北朝鮮」『東亜』No.516、2010 年 6 月、71 頁。

¹⁴ 世界編集部「ドキュメント激動の南北朝鮮（第 158 回）韓国に対話促す安保理議長声明」『世界』2010 年 9 月、183－190 頁。

¹⁵ 塚本壯一、前掲、72 頁。

いため、全権を 1 人で引き継ぐ世襲への移行は困難だ、③金正日氏の健康問題もあって急いで移行を進めており、準備不足は否めず、側近と一族が団結して支えざるを得ないだろう、と指摘している¹⁶。

一方、李英和・関西大学教授は、今回の労働党代表者会議の開催と今後の新体制の展望について、興味深い考察を加えている。まず第 1 に、権力継承の背景にある金正日総書記の健康問題として、すでに金正日氏は 2007 年 9 月段階から「初期段階の認知症」であることが指摘され、認知症の進行により判断能力は低下し、執務面でも奇行が見られたという。

第 2 に、北朝鮮政権内部で改革派と守旧派が権力闘争を繰り広げており、守旧派により 2006 年のテボドン 2 号ミサイル発射と 1 回目の核実験、2009 年の核実験と通貨切り替え（デノミ）などが行われた。しかしデノミの強行で経済は大混乱に陥り、守旧派幹部は責任を追及され、労働党計画財政部長が処刑されたほか 100 人以上が肅清されたという。これに代わって台頭したのが金正日氏の義弟で改革派の筆頭格の張成沢氏である。労働党代表者会議の開催も、主役は張成沢氏で金正恩氏はわき役に過ぎず、「張成沢の、張成沢による、張成宅のための」会議であり、北朝鮮に成立したのは、「張成沢氏を中心とする新型の集団指導体制である」と李英和氏は分析している¹⁷。

寧辺のウラン濃縮施設公表と「対話」攻勢

北朝鮮の「核放棄」へ向けた「第 2 段階の措置」として、北朝鮮は 3 つの核施設の無能化と全ての核計画の申告を行うことが 2007 年 9 月の六カ国協議の合意文書に明記された¹⁸。だが北朝鮮は、第 2 段階の措置が完了しないまま、「核放棄」に逆行するように 2009 年 5 月に地下核実験を実施し、2010 年も 6 カ国協議再開のメドが立たないまま緊張が続いた。

こうした中で 2010 年 11 月以降、北朝鮮は米国側との「対話」を求める攻勢に出た。米国の北朝鮮専門家や核問題専門家を次々に北朝鮮に招聘したのだ。まず 11 月 2 日から 6 日まで、元米国朝鮮半島和平担当特使のジャック・プリチャード韓米経済研究所所長を招き、寧辺（ヨンビョン）の核施設を見学させた。その際、プリチャード氏は建設中の実験用軽水炉を見せられ、北朝鮮の担当者から「100 メガワット級」だとの説明を受けた¹⁹。さらに担当者は、非公開のウラン濃縮施設が寧辺に建設中であることもプリチャード氏に漏らした。驚いたプリチャード氏が平壤の北朝鮮外務省担当者にその存在をただすと、あわてて隠そうとしたため、プリチャード氏は担当者に対し、北朝鮮の透明性を高め、イランと同

¹⁶ 李鐘元・平井久志「中国の懷に入った北朝鮮後継体制」『世界』2010 年 12 月、75 頁。

¹⁷ 李英和「迷走・北朝鮮の『金正日後』体制を解読する」『中央公論』2010 年 11 月、178 – 186 頁。

¹⁸ 外務省「共同声明の実施のための第二段階の措置（仮訳）」2007 年 10 月 3 日。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/6kaigo/6kaigo6_2kjs.html>

¹⁹ 世界編集部「ドキュメント激動の南北朝鮮（第 162 回）対話へ動かぬ米国、いら立つ北朝鮮」『世界』2011 年 1 月、293 頁。

じ道を歩まないためにも、施設を公表するよう迫ったという²⁰。

その直後の 11 月 12 日、北朝鮮は元ロスアラモス研究所長のジークフリード・ヘッカー スタンフォード大学教授を招いて寧辺の核施設に案内し、建設中の実験用軽水炉を見せた。ヘッカー氏は規模からみて 25–30 メガワット級で、2010 年 7 月に着工し、全て北朝鮮の国産の技術によるもので、2012 年の完成が目標だという。

ヘッカー氏はさらに、超近代的なウラン濃縮施設に案内された。北朝鮮の担当者が直前にプリチャード氏に存在を明かした施設であり、プリチャード氏が公表するよう促したため、担当者はヘッカー氏に対し、この施設は 2009 年 4 月に着工して数日前に完成したばかりで、内部には 2,000 基の遠心分離機があり、目的は建設中の軽水炉用の低濃縮ウランを製造するためで、技術は全て国産だが日本の六ヶ所村とオランダ・アルメロの濃縮施設をモデルにした、と説明したという。

ヘッカー氏の推定では年間 2 トンの低濃縮ウランの生産が可能で、建設中の軽水炉に用いる燃料の量としては適當だが、高濃縮ウランであれば年間 40 キロの生産が可能で、核兵器 2 個分に相当するという²¹。一方、2007 年 6 月に停止した 5 メガワット級の原子炉は停止したままで、北朝鮮がプルトニウムの製造や、プルトニウム型の核爆弾の製造を行っている兆候は見られなかったという²²。

2010 年 12 月にはビル・リチャードソン 米ニューメキシコ州知事が北朝鮮を訪問しての受け入れ、核燃料棒約 1 万 2 千本の韓国への売却などで同意したという²³。

突然の延坪島砲撃事件

こうした、北朝鮮側からのいわば「対話」攻勢の最中、その真意を疑わせる出来事が起きた。11 月 23 日午後 2 時 34 分、北朝鮮軍が突然、黄海の延坪島に数十発の砲弾を撃ち込み、海兵隊員 2 人と民間人 2 人が死亡する事件が起きた。金泰榮・韓国国防相によると砲撃は 170 発で、うち 80 発が島に着弾したという。

朝鮮戦争の休戦協定で、陸上では軍事境界線の南北 2 キロに非武装地帯が設定されているが、海上では国連軍と北朝鮮軍の間で合意が出来ていないまま、国連軍側は延坪島の北側に北方限界線（NLL）を設定して同島を確保していた。これに対して北朝鮮側は NLL の設定を認めず、1990 年代以降は島の南側の海上に境界線が存在すると主張しており、黄海では韓国と北朝鮮の間で 1999 年に交戦があったのをはじめ、小競り合いが続いていたが、

²⁰ Nicole Finneman and Jack Pritchard, “North Korea Reveals Uranium Enrichment Facility and Light Water Reactor,” *Korea Insight*, A Monthly Newsletter of the Korean Economic Institute, December 2010, pp. 1-2.

²¹ Peter Crail, “N. Korea Reveals Uranium-Enrichment Plant,” *Arms Control Today*, Vol. 40, No. 10, December 2010, p. 35.

²² Siegfried S. Hecker, “A Return Trip to North Korea’s Yongbyon Nuclear Complex,” *CISAC*, Stanford University, November 20, 2010, pp. 1-8.

<<http://iis-db.stanford.edu/pubs/23035/HeckerYongbyon.pdf>>

²³ 塚本壯一「南北『砲撃』の緊張終息と日朝の対話模索」『東亜』2011 年 2 月、68 頁。

北朝鮮による陸地への直接砲撃は 1953 年の休戦協定以来、初めての出来事となった²⁴。

実は砲撃直前の 11 月 23 日午前 8 時 20 分ごろ、北朝鮮は韓国軍に対し、黄海での射撃訓練の中止を求める電話通知文を送った。これに対して韓国軍は同 10 時ごろ、延坪島周辺での射撃訓練を開始したという。韓米双方は今回の攻撃を緻密に計画された意図的な挑発と受け止めた。『朝鮮日報』によると、韓国軍は事前に北朝鮮が多連装ロケット砲 18 門を海岸の基地に移動していた事実を事前に把握していたという²⁵。

国連安保理では 11 月 29 日と 30 日、北朝鮮の新たなウラン濃縮施設問題と延坪島砲撃をめぐって議論が行われ、非難声明が検討されたが、中国の反対で見送られた。一方、30 日付の北朝鮮の『労働新聞』は、軽水炉建設と数千台の遠心分離機をもつウラン濃縮工場の稼働について報道し、それらの存在を公式に認めた²⁶。

南北間の緊張がいつまで続くのか、懸念される中、韓国政府は、砲撃事件で中断していた延坪島での射撃訓練を、12 月 18 日から 21 日までの天候の良い 1 日に再開することを決めた。中国政府は強い憂慮を表明し、北朝鮮は南北将官級軍事会談北側団長名の通知文で即時中止するよう警告したが、韓国軍は 20 日午後、1 時間半にわたり射撃訓練を実施した。北朝鮮は朝鮮人民軍最高司令部の報道として砲撃訓練を非難する一方、「軍事的挑発にいちいち対応することは、一顧の価値もない」と報復しないことを示唆し、南北の緊張はようやく一段落した²⁷。

このように、2010 年の北朝鮮をめぐる情勢は、金正恩氏への後継体制作りが進む中で、北朝鮮側からの硬軟両面からの攻勢が続き、国際社会は効果的な対応が出来ぬまま、引きずられていったのである。そんな中で 11 月 10 日、北朝鮮の核関連活動に関する国連報告書が公表されたが、北朝鮮が国際的な武器・軍事物資の取引で毎年 1 億ドルの外貨を獲得し、イランやミャンマー、シリアなどにおける核や弾道ミサイル関連活動に関わっている疑いが指摘されている²⁸。

5 イランの核開発疑惑

IAEA に申告していない核関連施設がイランに存在するとの疑惑が 2002 年に持ち上がり以降、イラン政府は国際社会からの警告や制裁を無視するように、ウラン濃縮活動を継続してきた。アフマディネジャド大統領は 2009 年 11 月 29 日、新たに 10 カ所のウラン濃縮施設を建設すると表明し²⁹、2010 年 2 月 11 日の革命記念日にはウラン濃縮率を 20% 未

²⁴ 世界編集部「ドキュメント激動の南北朝鮮（第 163 回）緊張高まる黄海」『世界』2011 年 2 月、281 頁。

²⁵ 同上、283 頁。

²⁶ 同上、284 頁。

²⁷ 塚本壯一、前掲、65 頁。

²⁸ Peter Crail, *op. cit.*, pp. 38-39.

²⁹ David E. Sanger and William J. Broad, "A Defiant Iran Vows to Build Nuclear Plants," *The New York Times*, November 29, 2009.

満のレベルに引き上げたと述べた³⁰。

2010年9月6日のIAEA事務局長報告によると、8月28日の時点でイランはウラン濃縮のための遠心分離器を計8,865基設置し、このうち3,772基でウラン濃縮活動を行い、月平均116キロの低濃縮ウランの生産能力があり、5月2日から8月6日の間に376キロの低濃縮ウランを生産した。同報告によると、イランが申告した核物質が軍事転用されてないことは検証できるが、イランの全ての核物質が平和目的だとは確定できないという³¹。一方、5月31日付のIAEA報告書によると、イランは2,427キロの低濃縮ウランを貯蔵している³²。

イランの強硬姿勢に対して6月10日、国連安全保障理事会は対イラン制裁措置を盛り込んだ決議1929号を採択し、さらに米国、EU、カナダ、日本などが個別に対イラン制裁を強化した。こうしたイラン制裁包囲網について秋山信将・一橋大学准教授は「こうした制裁は確かに効果を挙げてはいるが、イランが政策を転換するかどうかは、まだ不明」であり、「このままイランの核開発活動が続けば、核兵器製造の潜在的能力は向上し続ける」と見る。そして「今のままでは、イランに核開発を後戻りさせることは困難」で、米国やイスラエルで「軍事作戦も辞さない強硬論の台頭の可能性もある」と警告する³³。

イスラエルによるイラン攻撃の可能性

米国によるイラン攻撃の可能性はこれまで指摘されていたが、2010年になってイスラエルによるイラン攻撃の可能性が取り沙汰されるようになった。米国誌『The Atlantic』2010年9月号に、「2011年7月までにイスラエルがイランの核関連施設を軍事攻撃する可能性は50%以上」とする分析記事が掲載された³⁴。

こうした論調がメディアで目立つようになった背景には、イスラエルとの対決色を先鋭化させるイランの強硬姿勢があるが、イランの側からみれば、核武装で国家の生存をはかるイスラエルこそ脅威だということになる。立山良司・防衛大学校教授は「イランが核開発を断念する可能性はほとんどなく、イスラエルの脅威認識はますます高まっている。他方、イランの核問題がクローズアップされるに従い、イスラエルの核問題にも焦点が当たり始め、イスラエルは厳しいジレンマに直面している³⁵」とした上で、強硬姿勢を強めるイスラエルの対イラン政策を以下のように分析する。

³⁰ Michael Slackman, "Iran Boasts of Capacity to Make Bomb Fuel," *The New York Times*, February 11, 2010.

³¹ 秋山信将「対イラン制裁をめぐる主要国の関係——安理会決議1929以降の動きを中心に」『国際問題』No.596、2010年11月、20頁。

³² 同上、注14、28頁。

³³ 同上、27頁。

³⁴³⁵ Jeffrey Goldberg, "The Point of No Return," *The Atlantic*, September 2010.

<<http://www.theatlantic.com/magazine/archive/2010/09/the-point-of-no-return/8186>>

³⁵ 立山良司「イスラエルの対イラン政策——『脅威』の拡大と新たな問題」『国際問題』No.596、2010年11月、30頁。

イスラエルにとりiranの脅威は3通りで、第1は核兵器開発、第2はテロ、第3は反イスラエルのイスラム武装勢力であるヒズボラ（南レバノン）とハマス（パレスチナ）に対するiranの軍事支援である。

第1の核兵器開発の脅威に関し、イスラエルは国連安保理決議による制裁や欧米諸国、日本などによる個別制裁を歓迎しているが、その背景には「イスラエルは地図上から抹殺されるべきだ」とのアフマディネジャド大統領の発言や、iranのミサイル開発をふまえ、「iranがイスラエルに対し核攻撃をするのではないかという強い危惧の念」が存在しているという。2009年のイスラエル国内での調査では、回答者の11%が、iranが核兵器を持てば国外移住を考えると答えたという。

イスラエル国防相は、対iran制裁にiranの核武装を止める効果はない見ているのに加え、イスラエルは1981年にイラクのオシラク原子炉、2007年9月にシリアの核関連疑惑施設を空爆で破壊した「実績」を持つ。もしiranを攻撃するとしたら、ナタンツ、アラク、イスファハンの核施設を戦闘機で空爆するか、弾道ミサイルで攻撃すると見られるという。だが、軍事攻撃の実際の効果に関する軍事専門家の見方は分かれており、仮に攻撃が成功してもiranの核開発を数年遅らせるだけであり、iranをますます核武装に追いやり、iranの報復を招く結果、中東は「きわめて不安定な状態に陥る」と立山氏は述べる。

さらにパレスチナ問題とiranの核開発問題に取り組む米オバマ政権にとり、イスラエルの核問題は無視できない存在になりつつあり、核兵器の保有・非保有を認めないイスラエル歴代政権の「曖昧政策」を見直すべきだと議論が米国内で増えつつあるという。

以上の分析を踏まえて立山氏は、イスラエルが外交・軍事面で、iranの核兵器開発、パレスチナ問題、イスラエル自身の核兵器問題という3つの不可分のジレンマに直面しているが、もしイスラエルがiranを軍事攻撃すれば、それは「最悪の解」だと警告している³⁶。

iran国内情勢とアハマディネジャド政権

核問題で強硬姿勢を崩そうとしないアハマディネジャド政権について、松永泰行・東京外国语大学准教授が、国内情勢からその背景を分析している。松永氏が2010年9月にiranで行った調査によると、前年に比べてiran国内では、①人々の喧嘩や器物破損が増え「社会的テンション」が高まった、②経済制裁の影響で国内経済や雇用が悪化した、③大統領への否定的評価が増えた、などの特徴がみられたという。にもかかわらず、アハマディネジャド大統領の強硬路線については、iranの終身国家元首で国軍の統率権や基幹政策の決定権をもつ最高指導者ハメネイ師からの支援を取り付けており、核問題でアハマディネジャド政権が態度を軟化させる可能性は「ほぼまったくないと断言できる」と松永氏は結論付けている³⁷。

³⁶ 同上、32-37頁。

³⁷ 松永泰行「iranの国内情勢——平穏さの裏にあるテンション」『国際問題』No.596、

6 イスラエルの核兵器問題

イスラエルの核兵器開発および保有について、国際社会はすでに公然の秘密と見なしているにも関わらず、依然としてイスラエル政府はそれを公式には肯定も否定もしない「曖昧政策」を取り続けている。背景には、1948年5月のイスラエル独立宣言の直後からのアラブ諸国との武力対立や、イスラエル国内における政府とパレスチナ系住民との対立が存在し、イスラエルの核兵器問題は中東和平の進展と切り離せない関係にある。中東和平の実現へ向けて、イスラエルとパレスチナ解放機構（PLO）は1993年、オスロ合意を結び、①イスラエルを国家として認め、PLOをパレスチナの自治政府として認める、②イスラエルは入植地域から暫定的に5年間撤退し、5年間、自治政府の自治を認め、その間に今後の詳細を協議する、という2点で合意したが、いまだに両者の関係は改善せず、2006年のイスラエルによるパレスチナ自治区のガザ地区や隣国レバノンへの攻撃で、事実上崩壊したとアラブ側からは見なされている。さらにイスラエルは2008年12月から2009年1月にかけてガザ地区を軍事攻撃し、パレスチナ人権センター（PCHR）の調べでは1,417人の死者を出し、数千人の負傷者がいた。

こうした経緯を踏まえ、ガザ問題に詳しい政治経済学者のサラ・ロイ ハーバード大学中東学研究所上級研究員は、パレスチナ問題の現状について次のように分析している。

まず、歴史的な成果といわれたオスロ合意自体が、パレスチナの和平を遠ざけた最大の要因だ。その最大の問題の一つは、オスロ合意の原文から、イスラエルによるパレスチナ地域の「占領」という表現がイスラエル側の意図で排除されたことで、国際法違反が事实上、不問とされたことである。

イスラエルは世界で4番目の軍事力を持った国であり、2006年以降のガザ封鎖や2008年からのガザ侵攻の最大の目的は、一般市民を衰弱させ、市民社会のインフラとイスラエルへの抵抗力の破壊である。イスラエルによるガザ地区の破壊からの再建には、最低20億ドルが必要だ。

イスラエルの狙いは、パレスチナ自治区であるヨルダン西岸とガザ地区を分断させ、西岸地区もさらに内部的に分断させ、経済的土台を破壊させ、パレスチナ人から政治的な主張を奪い、人道支援の対象者、つまり「物乞い」に変えることである。

このように述べたうえでロイ氏は、パレスチナ問題を国際社会の枠組み、とりわけ国際法や国際紛争解決の枠組みの中にもう一度、取り込んで解決しなければならないと訴えている³⁸。

ガザ地区の攻撃をめぐってイスラエルとパレスチナの対立が深まる一方、パレスチナの調査団体が2010年4月に行った世論調査では、占領地のパレスチナ人のうち、イスラエルとパレスチナの複合民族国家を形成することによるパレスチナ問題解決の支持率が、前年の20.6%から33.8%に増え、イスラエルとパレスチナの2国家による解決策の支持率は、

2010年11月、3-10頁。

³⁸ サラ・ロイ「ガザが語る『虚構』の和平」『世界』2010年1月、256-266頁。

55.2%から 43.9%に減った。この傾向を踏まえつつ、イスラエル人でエルサレムの元副市長で「2 国家による解決策は破たんする」と主張し続けてきた、政治学者のメロン・ベンベニスティ氏が、イスラエルの現状について、興味深い考察を加えている。

ユダヤ人とパレスチナ人のように異なる 2 種類の人々が同じ場所に住んでいる状況は、北アイルランドにも南アフリカにも存在するが、個々の問題は解決できても、こうした「状況」そのものは解消できない。したがって、問題を全て解決しようとするには間違いであり、聖地エルサレムのような場所には、恒久的な解決方法はない。

また、パレスチナ人居住地区のイスラエルからの分離をパレスチナ人が望んでいると思われるがちだが、反対しているのはむしろパレスチナ人自身であり、イスラエルの医療や社会保障、福祉の恩恵を失うことを恐れている。

世界中でイスラエルは民族的な優先政策を恥も知らずに追求し続ける、最後の社会の一つであり、イスラエルは占領地を強奪し、接收し、イスラエル人で満たす権利を持っていっていると思っているが、誤った考えだ。またユダヤ人は迫害の歴史から、非ユダヤ人はいずれユダヤ人を迫害し、自分たち以外に頼ることができないと考えている。ユダヤ人のこうした考えを理解しない限り、ユダヤ人の対立や恐れは理解できない。

このように述べたうえで、ベンベニスティ氏は基本的な道徳的方法によって現状をただし、パレスチナ人を助けなければならぬと訴える³⁹。

核政策についてはどうか。中島隆晴・拓殖大学海外事情研究所助教はイスラエルが核兵器保有の意思を独立直後から抱き、フランスやイギリスの協力で 1967 年の第 3 次中東戦争前後にはすでに核兵器を保有し、現在では 200–400 発を保有していると推定する。また運搬手段も 1970 年代以降、弾道ミサイルや戦闘機などを備える一方、無人機の導入も検討し、核ミサイル搭載能力を持つ潜水艦も有してすでに 3 隻の核搭載潜水艦が就航しているとみられるほか、スーツケースに収まる小型核爆弾や核砲弾なども有しているとみる。

こうした現状分析を踏まえ、中島氏は、「イスラエルが現状保有している核兵器を破棄する可能性は、きわめて低い」とし、対アラブ各国に対する「戦略的優位性を維持するため今や核兵器は不可欠となっている」と述べる。一方、イスラエルが核兵器を放棄する条件としている「アラブ諸国が大量破壊兵器を開発も保有もしない」という内容を、アラブ側も容易には受け入れがたく、イスラエルとアラブの歩み寄りは現状では困難だとみる⁴⁰。

7 日本の原子力発電

核エネルギーは軍事利用と民生利用に用いられ、前者は核兵器だが、後者は日本語では「原子力」あるいは「原子力の平和利用」などと表現してきた。しかし正確には「核工

³⁹ メロン・ベンベニスティ「聖地エルサレムの、一部として。」『世界』2010 年 7 月、266–274 頁。

⁴⁰ 中島隆晴「イスラエルの核兵器問題」『海外事情』2010 年 7・8 月、66–73 頁。

ネルギーの民生利用」と表記すべきである⁴¹。そして、広島・長崎の被爆体験は核エネルギーが軍事利用された結果、一般市民が核エネルギーの危険に曝されて引き起こされたが、核エネルギーの民生利用もその扱い次第では、一般市民を同様の危険に曝すことが十分起り得る。チェルノブイリの原発事故はそれを端的に示している。

だが、核エネルギー民生利用がもたらす危険性は、原発事故だけに潜んでいるのではない。たとえ民生利用であっても、ウラン鉱石の採掘、原子炉用ウラン燃料の濃縮、原子炉での燃焼、使用済み燃料の再処理、そして高レベル放射性廃棄物の最終処分までの一連のプロセスすべてが、核エネルギーの持つ危険と隣り合わせである。扱いを間違えたり、事故を起こしたりすると、その危険は人類の手に負えない重大な被害をもたらす。

ところがこれまで、日本の原子力政策は、原子力発電所の建設問題、言い換えれば発電方法の選択肢の問題とすり替えられ、核の問題から切り離されて議論されてきたため、市民の関心も限られていたといえよう。

この核エネルギー民生利用の危険性の問題は、2011年3月11日の東日本大震災に伴って発生した福島第一原子力発電所の事故をきっかけに、注目されることになるのだが、問われるべきは、個々の原子力発電所の安全性だけではない。日本の原子力政策の問題点は、核燃料サイクル政策に集約されている。その根幹をなすのは、青森県六ヶ所村に集中している、使用済み核燃料再処理工場、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター、ウラン濃縮工場、低レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター、MOX燃料工場などの核施設である。そして、これまでの立地や建設の経緯、現在の運営状況を見ると、数多くの問題点が浮き彫りになる。

1969年に佐藤栄作内閣が閣議決定した「新全国総合開発計画」に基づき、青森県六ヶ所村周辺の3万ヘクタールを用地買収して石油コンビナートや造船所を建設する「むつ湾小川原湖開発」がスタートした。そして、財界150社の出資で設立された土地買収会社「むつ小川原開発株式会社」が用地買収を始めるが、1973年のオイルショックで計画は頓挫する。だが1984年、六ヶ所村は核燃料サイクル施設立地の候補地として再浮上し、1994年にはウラン濃縮工場と低レベル放射性廃棄物貯蔵センターが操業開始し、すでにドラム缶21万本の低レベル廃棄物が運び込まれた。最終的には全国の原発から300万本が運び込まれるほか、当初の計画になかった高レベル放射性廃棄物貯蔵センターも1995年に操業を開始し、フランスやイギリスでガラス固化体にした放射性廃棄物1200本を貯蔵し、今後も拡大する予定だ。また、2001年に着工された使用済み核燃料再処理工場は、高レベル放射性廃棄物をガラス固化体にする施設だが、試運転中に高レベル廃液が漏洩するなどトラブル続きで、17回も竣工を延期している⁴²。

⁴¹ NPTの条文などでは、「核エネルギー平和利用」に相当する英語表記が用いられているが、militaryの反対語としてより適切なのは、civilであり「軍事利用」の反対は「民生利用」と表現すべきである。

⁴² 鎌田慧・斎藤光政「下北核半島（第2回）悲劇の六ヶ所村（上）」『世界』2010年2月、106-115頁。

問題は、こうした核燃料サイクル計画の詳細な実態や危険性が国民に十分知らされず、議論もされないまま、国策として遂行されてきたことだろう。また市民社会も、一部の人を除いて関心を持とうとしてこなかった。

日本の核燃料サイクル計画において、六ヶ所村核施設の現状と並んで注目すべきは、高レベル放射性廃棄物を最終的に半永久的に貯蔵する「最終処分場」の行方である。2000年に成立した「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」（最終処分法）により、原発の使用済み燃料はガラス固化体にして地下300メートルより深い地層に埋設することが決まり、2006年までに発生した使用済み燃料だけでも、ガラス固化体に換算すると2万本以上になる。最終処分場は自治体から公募することになっているが、明確に名乗りを上げた自治体はない中で、かつて原発20基を立地する構想があり、東京電力と東北電力が800ヘクタール以上の用地買収を済ませた青森県東通（ひがしどおり）村でも、地元の一部で誘致の動きがあるという⁴³。

核エネルギーの危険性と人類はどう向き合っていくべきか、という視点で、核の軍事利用だけでなく民生利用の現状についても、監視をしていく必要があろう。

8 おわりに——広島・長崎の役割とは

オバマ大統領の「核兵器のない世界」への核軍縮や核廃絶へのリーダーシップや、NPT再検討会議の開催などで、2010年には被爆地広島・長崎からの期待も高まった。広島・長崎両市長は、2020年までの核兵器廃絶などを盛り込んだ「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択などをめざし、平和市長会議を通じて積極的に活動を繰り広げた。また、核兵器廃絶の国際世論を高める目的で、両市長は広島・長崎でのオリンピック開催も検討した⁴⁴。だが、再検討会議では同議定書の採択を提起する加盟国がなく、実現しなかった。オリンピック開催についても、地元には賛否両論があり、最終的に立候補するには至らなかった。

こうした流れを受けつつ、より具体的で包括的な内容を盛り込んだ「ヒロシマ・ナガサキプロセス」を広島出身者である児玉克哉・三重大学教授が提案している。国際NGOなどがイニシアティブを取って「対人地雷禁止条約」を成立させた「オタワプロセス」や、「クラスター爆弾禁止条約」を成立させた「オスロプロセス」のアプローチを参考にし、被爆者団体や国際NGOと非核保有国が中心となり、段階を追って「核兵器使用・威嚇禁止条約」「核兵器開発禁止条約」「核兵器廃絶条約」「地球的非核地帯条約」を成立させようという内容だ⁴⁵。

⁴³ 鎌田慧・斎藤光政「下北核半島（第4回）東通村 汚染される未来図」『世界』2012010年4月、81-92頁。

⁴⁴ 秋葉忠利「『核兵器のない世界』を市民の手で実現する！それは可能です」『軍縮問題資料』2010年1・2月、2-11頁；田上富久「『核兵器のない世界』の実現を信じて」前掲、12-15頁。

⁴⁵ 児玉克哉「『ヒロシマ・ナガサキプロセス』とは何か」『世界』2010年5月、142-149

広島・長崎がこのようなイニシアティブを取ることは、今後も期待されるであろうし、その意義を否定するつもりはない。だが、例えば「核不拡散・核軍縮のための国際委員会」(ICNND) の第4回会合が2009年10月に広島で開催された際、ギャレス・エバンズ、川口順子両共同議長が会見で「2025年までの核兵器削減目標数は定めるが核兵器廃絶に明確な期限は設けない」と表明したのを受けて、秋葉忠利・広島市長は「大変残念である」とのコメントを発表し、会見でも明確な期限が設定されていないことを厳しく批判した。その姿勢は、確かにできるだけ早い核兵器廃絶を求める被爆者や被爆地の気持ちを代弁したものではあるが、「2020年の核兵器廃絶」という目標に比べて期限の遅いあらゆる提言は否定する、という硬直した姿勢につながりかねない。

広島・長崎が最も意欲的な目標を掲げ、国際社会に提言することは、当然に期待される役割であるが、核兵器の削減・廃絶という同じ方向を向いている限り、目標の数値の違いにこだわらず、連携しようとする寛容な姿勢も、広島・長崎には求められよう。

NGOの立場で核問題に関わってきた川崎哲・ピースボート共同代表は、「唯一の被爆国」という言葉で一方的に「われわれが唯一だ」と強調するのではなく、「特別な経験をしている私たちがどういま世界に貢献できるかを冷静に考えるべきだ」と述べている⁴⁶。

世界に目を向ければ、本稿で触れた範囲だけを見ても、北朝鮮、iran、イスラエルの核問題の解決は容易ではない。さらに、軍事利用のみならず、核エネルギーの民生利用がもたらす危険性についても、被爆国や被爆地の一員として、私たちは真剣に考えるべきだが、必ずしも十分に向き合ってこなかったのではないか。被爆地の役割は、世界を裁くのではなく、共通の目標へ向けて世界に粘り強く寛容に働きかけることであろう。

II. 2011年の核をめぐる動向と課題

1 はじめに

東日本が大地震に見舞われた2011年3月11日、福島第一原子力発電所が津波に襲われ、非常用電源が失われたことから全6基の原子炉のうち1号機～3号機で炉心溶融が起きるなど、未曾有の大事故となった。福島原発事故については、さまざまな議論がなされているが、本稿では核軍縮の視点からこの事故が日本の核政策にいかなる影響を与えるのかという点に絞って、いくつかの論調をたどってみる。

2011年という年は、前年に行われた核不拡散条約(NPT)再検討会議が曲がりなりにも最終文書を採択して成功裏に終わったことを受け、グローバルな核軍縮へ向けた着実な歩みが踏み出せるかが問われる年になるはずだった。だが、原発事故が世界に与えた衝撃があまりに大きかったことや、核エネルギーの民生利用(原子力)と軍事利用の関係につい

頁。

⁴⁶ 川崎哲「核廃絶への構想——歴史的好機としての2010年にどう取り組むか」『世界』2010年5月、137頁。

ても、さまざまな捉え方があることから、市民社会も被爆地も、核軍縮の視点からみて原発事故で何が問われているのかに関する明快な答えを即座には見いだせなかつたのが現状といえる。

一方、2009年4月のプラハ演説で「核兵器のない世界」を訴えたオバマ米大統領のカリスマには陰りが見え、米国が実行に移そうとしている核政策をリアルに検証する試みが増えた。本稿では、2010年にオバマ政権が発表した「核態勢見直し」(Nuclear Posture Review: NPR) という核政策に関する政策文書についての分析や議論をたどり、さらに米国で検討されている核を使わない新たな攻撃力についても取り上げる。

9.11 同時多発テロから10年目となるこの年、テロの首謀者とされるオサマ・ビンラディン容疑者が米特殊部隊によりパキスタンで殺害されたため、ビンラディンの死が国際テロ組織に与える影響も論じられている。このほか、北朝鮮、イラン、そして日本に関連した核をめぐる動きとそれに関する論調をたどってみたい。

2 原発事故と核エネルギー・核軍縮

原発事故の起きる前の特集

福島第一原子力発電所の事故が起きる2カ月前、雑誌『世界』1月号は、まるで原発事故を予想するかのように、「原子力復興という危険な夢」という特集を組み、8本の記事を掲載した。その中には、多くの論者が福島原発事故後に問題視するようになった、重要な指摘や論点が含まれている。

ドイツの原子力政策専門家マイケル・シュナイダー氏は、一部の政治家たちが宣伝する「原子力ルネサンス」という歌い文句にもかかわらず、世界の原子力発電のコストは上昇し、発電量も伸び悩み、代わって再生可能エネルギーの需要が高まりつつあるが、残念ながら日本はこの「エネルギー革命」から取り残されている、と警告している⁴⁷。

飯田哲也・環境エネルギー政策研究所長は、民主党が掲げていた「2020年までの温室効果ガス25%削減」や再生可能エネルギー重視などの政策が、政権発足後は経済産業省や官僚組織、あるいは電気事業連合会、経団連、電力会社に支えられた原子力族議員らの抵抗で骨抜きにされた実情を分析している⁴⁸。

このほか特集では、ドイツで盛り上がっている反原発運動⁴⁹、あるいは原発立地による膨大な補助金で一時は潤った自治体が原発により財政の自立を失っていく実情⁵⁰のほか、あたかも東日本大震災での福島原発の津波被害を暗示させるかのように、日本と同じく電力の3割を原発に依存する台湾で、過去何度も津波に襲われた島に核廃棄物が貯蔵されている危

⁴⁷ マイケル・シュナイダー「原子力のたそがれ」『世界』2011年1月、126–138頁。

⁴⁸ 飯田哲也「新政権の環境エネルギー政策はなぜ逆噴射したか」『世界』2011年1月、139–148頁。

⁴⁹ 梶村太一郎「政権を揺さぶるドイツ反原発運動」『世界』2011年1月、167–175頁。

⁵⁰ 伊藤久雄「原発依存からどう脱却するか」『世界』2011年1月、176–193頁。

険な実態⁵¹などが報告されている。

これらの記事が示すのは、福島原発の事故はある日突然、降ってわいた出来事ではなく、関係者の間では、原発に関連したさまざまな深刻な問題点が明らかにされていたということである。

原発事故後の主要論点

3月11日の東日本大震災と、津波による福島原発事故の発生後、あらゆるメディアに震災や原発事故に関する記事が掲載された。だが、本稿のねらいである核廃絶・核軍縮の視点で原発事故や核エネルギーの問題を扱った論考は意外に少ないようだ。そうした視点で書かれた論考を対象に、いくつかの主要論点をたどってみる。

ジャーナリストの鈴木真奈美氏は、福島原発事故の被害が拡大しつつある中、日本の政治家や原子力関係者で原発の維持・拡大を叫ぶ者がいることについて、核武装の「ポテンシャル（可能性）の保持」がその理由の一つだとみる。

日本はNPTに1970年に署名したが、批准は7年後の1977年である。実は当時の佐藤栄作首相や政府関係者は、1964年の中国の核実験成功を危惧し、核武装を真剣に検討していた。NPTに署名する前年の1969年、外務省は内部文書で「NPTに参加すると否とにかくわらず、当面核兵器は保有しない政策をとるが、核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャルは常に保持するとともにこれに対する掣肘をうけないよう配慮する」との方針を掲げていたという。

さらに2005年に「原子力政策大綱」が策定された際、策定委員の一人が、日本が六ヶ所再処理工場の操業を開始して使用済み核燃料の再処理を行うべき理由として、再処理は「国際的に認められた貴重な既得権」「一度失えば二度と戻らない権利」であるからだと述べたが、こうした議論も日本の核武装のポテンシャル保持のためであり、福島原発事故後にもそうした意見が政治家や原発関係者の中に潜んでいることを鈴木氏は警告している⁵²。

また、石川一洋・NHK解説委員は福島原発事故に対するロシア政府の対応を報告しているが、そこには核兵器国に共通する姿勢がうかがえる。ロシアは原発事故発生直後、事故対策本部を立ち上げ情報収集とロシアへの影響のモニタリングを開始したが、その迅速さの理由は、①チェルノブイリ原発事故の記憶、②冷え込んだ日ロ関係改善に生かすため、③世界の「原子力ネガシス」が冷え込むことへの懸念だという。

特に③に関していえば、ロシア政府は原発事故後も海外への原発輸出戦略を止めるつもりはなく、IAEAなどに原発の安全性に関する国際的な統一基準作りを求めており、それは輸出先の原発の管理運営や核燃料・使用済み燃料の保管まで、ロシアが責任を持って管理するのが狙いであり、国際的に原発の管理は核兵器国（P5）およびP5に許されたごく一

⁵¹ 中生勝美「蘭嶼島 津波の島に蓄積される核廃棄物」『世界』2011年1月、194–202頁。

⁵² 鈴木真奈美「『フクシマ』という道標——核エネルギー政策の転換点」『世界』2011年5月、178–179頁。

部の国だけに限ろうという、核兵器保有国の思惑を代弁していると石川氏は見ている⁵³。

日本の政治家の中からも、原子力発電や日本の原子力政策の問題点を正確に理解した上での発言がなされた。河野太郎・衆議院議員（自民党）は「日本の原子力政策の大きな柱となっている核燃料サイクルは破綻している」として、以下の点を指摘している。

①核燃料サイクルの要となるはずの高速増殖炉が、1970年頃には「30年後に完成」と言われたが、今は「少なくともあと50年はできない」と言われ、全く機能していないのに、高速増殖炉で燃やす plutonium の量だけが増え続けている。②高速増殖炉に代わる plutonium サーマルの燃料もウラン 9 対 plutonium 1 の量であり、 plutonium は減らない。③各原発に貯蔵されている使用済み核燃料プールが一杯で行き場がない。六ヶ所再処理施設に移転して再処理すればさらに plutonium が貯まる。④高レベル放射性廃棄物を地下数百メートルに貯蔵する最終処分場の設置場所が決まっておらず、仮に決まっても、地震などに耐えて数百年以上安全に保管できるかどうか、保証はない。

このように述べた上で河野氏は、「こうしたことのすべてが積み重なって、今回の福島の事故に繋がった」との見方を示している⁵⁴。

福島原発事故が日米の核における連携に動搖を与えたとの見方もある。太田昌克・共同通信編集委員は、米国が今回の事故で日本への大規模な支援を決めた背景には二つの要素があるという。第 1 に、米国は 104 基の原発を有する原発大国で、さらに国内での原発の新規建設や稼働と海外への原発輸出を目指しているが、福島原発の事故は国境を越えて原発の安全性に影を投げかける上、福島原発は米国製であり、そうしたマイナスの影響を最小限に食い止めたい。第 2 に、核テロ防止をめざす米国に取り、NPT 体制は重要な拠り所だが、その NPT の根幹である①核兵器国による核軍縮努力、②核拡散の防止、③非核兵器国への原子力平和利用の保証という 3 つの柱のうち、③が原発事故で揺らぎかねない。

日本政府が福島原発事故処理を誤れば、上記の二つの要素に悪影響を与えかねず、実際に日本政府の不十分な事故対応は米国との間で溝を生み、日米間に齟齬が生じていると太田氏は述べている⁵⁵。

日本の政策に与える影響

それでは、今回の原発事故は日本の核政策にどのような影響を与えるのか。米国南カリフォルニア大学のジャック・ハイマンズ准教授は、比較政治学の理論における「拒否権プレーヤー⁵⁶」の概念を用いながら、1950 年代から今日までの日本の核政策を概観し、興味

⁵³ 石川一洋「原発事故 ロシアはどう見たか」『世界』2011年5月、182–189頁。

⁵⁴ 河野太郎「インタビュー エネルギー政策は転換するしかない」『世界』2011年6月、84–85頁。

⁵⁵ 太田昌克「同盟を襲った『フクシマ核危機』——齟齬と誤算の日米連携」『世界』2011年7月、109–111頁。

⁵⁶ 「拒否権プレーヤー」(Veto Player) とは、特定の立法上の現状を変更する際に同意を得ることが必要な個人や集団のうち、同意を与えることを拒否する権限を持つ個人や集団

深い結論を導いている。ハイマンズ准教授によると、日本の核政策を左右する拒否権プレーヤーは、総理大臣、原子力委員会、原子力産業界、通産省（経済産業省）、都道府県知事、電力会社…と次第に増え、それら相互の関係も複雑に絡み合ってきた結果、日本が突然、核兵器開発に踏み切るのは困難であると同時に、福島原発事故の教訓から脱原発に舵を切ったドイツのような原子力政策の大幅な変更も起こりにくく、引き続きプルトニウムの蓄積を伴う現在の原子力政策が継続されるだろう、と分析している⁵⁷。

福島原発事故は、日本社会に大きな教訓を突きつけたが、それを学んで日本が迅速に政策を改めることは困難だとするハイマンズ准教授の指摘は、現状を見る限り、残念ながら当たっていると言わざるを得ない。

一方、原発事故を機に、日本の平和主義のあり方を問い合わせべきだとする議論も起きている。平和活動家でピースボート共同代表の川崎哲氏は、戦後日本の反戦平和運動を批判的に振り返りつつ、今回の事故の教訓を踏まえ、①広島・長崎と福島から「核なき世界」を求める核被害者の声を發すべきだ、②被爆体験に基づき福島の被害の最小化を、③NPTにとらわれず核兵器禁止条約など新たな枠組みを、④平和運動は政治家と連携を、⑤地域の運動と自治体の連携を、と訴えている⁵⁸。

平和運動もまた、日本の政策に影響を与えることができるのかどうかが問われているといえよう。

3 米国の核戦略

「核態勢見直し」をめぐる分析

米国オバマ政権が 2010 年 4 月に発表した核政策に関する文書「核態勢見直し」(Nuclear Posture Review Report⁵⁹ : NPR) の内容について、各国の研究者らによる分析が専門誌に掲載されたので、主要な論点を中心に紹介しよう。

NPR は米国が核兵器を保有する目的を米国および同盟国への核攻撃の抑止に限定し、核兵器の使用は極限状態に限られ、核不拡散条約 (NPT) を遵守する非核兵器国には核兵器は使用しないとの新たな方針を打ち出し、生物・化学兵器に対しても核兵器を使用せず、新たな核実験は行わず、包括的核実験禁止条約 (CTBT) の批准へ向けた努力を続けることなどを盛り込んでいる。

米国のモントレー国際問題研究所ジェームズ・マーティン不拡散研究センターが発行する専門誌『The Nonproliferation Review (不拡散レビュー)』2011 年 3 月号は NPR に

を指す。George Tsebelis, *Veto Players: How Political Institutions Work*, New York: Russell Sage Foundation, 2002 など参照。

⁵⁷ Jacques E.C. Hymans, "Veto Players, Nuclear Energy, and Nonproliferation," *International Security*, Vol.36, No.2, Fall 2011, pp.154-189.

⁵⁸ 川崎哲「日本の平和運動に未来はあるか」『世界』2011 年 9 月、89-90 頁。

⁵⁹ Department of Defense, *Nuclear Posture Review Report*, April 6, 2010.

<<http://www.defense.gov/npr/docs/2010%20Nuclear%20Posture%20Review%20Report.pdf>>

する特集を組み、NPR が各国の政策に与える影響を分析した。この中でスタンフォード大学のスコット・セーガン教授らは、オバマ政権がこの NPR により各国の核軍縮の努力を促す方向に影響を与えると考えているが、それには 4 つの手段が必要だ、として①米国が各国に及ぼす脅威の認識を低下させること、②米国が責任ある核保有国として核軍縮・不拡散へ向けた国際的規範を形成すること、③各国内の影響力ある関係者から NPR の内容が好意的に受けとめられること、④不拡散政策を他の分野の外交取引とリンクさせることを提唱している⁶⁰。

セーガン教授らの指摘は、各国の核軍縮努力を促すには、2009 年 4 月のオバマ大統領のプラハ演説のような心情的な訴えよりも、現実的な政策との連携が必要であることを示唆したものといえよう。

では、NPR は個別の核兵器国にいかなる影響をあたえたのか。米国と並ぶ二大核兵器国・ロシアは、NPR の中で米国が米ロ間の新 START（戦略兵器削減条約）を通じた 2 国間の枠組みを維持し、ロシア側が懸念する米国のミサイル防衛についても解決へ向けた姿勢を示したこと、概して好意的に受け入れられているという⁶¹。NPR が公表されたのが 2010 年 4 月 6 日で、新 START の署名された同年 4 月 8 日の 2 日前だったこともあり、NPR は新 START の意義を積極的に強調する内容となっている。

一方、中国の反応は概して懷疑的なようだ。2002 年 1 月に公表されたブッシュ政権時の NPR⁶²が中国を含む 7 か国に対して核兵器を使用する非常事態計画を立てていたのに比べれば、今回の NPR は中国にとってまだ「まし」だと受け止めており、米国による核兵器のさらなる削減や核兵器への依存の低下、CTBT の批准へ向けた検討などは評価するものの、NPR に盛り込まれた米国のミサイル防衛や通常兵器の強化などは、中国の核兵器の抑止力を阻害させるものだとして、批判的に見ているという⁶³。

米国の「核の傘」に守られる同盟国・日本の受けとめ方はもっと複雑で、政府や防衛関係者と市民レベルで異なることを、日本に詳しい米国の研究者が報告している。それによると、日本政府や防衛関係者は今回の NPR が「軍縮の追求」と「国際平和および安定の維持」の二つの目標を強調していることを歓迎する反面、核兵器の脅威についてはテロリストなどの非国家主体だけを強調していることが不満で、北朝鮮、中国、ロシアという国家主体の核兵器の脅威も問題だと考えている。

一方、日本の軍縮擁護派の市民らは、今回の NPR が核兵器の先制不使用を明記し、ある

⁶⁰ Scott D. Sagan & Jane Vaynman, “Introduction: Reviewing the Nuclear Posture Review,” *The Nonproliferation Review*, Vol.18, No.1, March 2011, pp.27-32.

⁶¹ Pavel Podvig, “Instrumental Influences: Russia and the 2010 Nuclear Posture Review,” *The Nonproliferation Review*, Vol.18, No.1, March 2011, pp.39-50.

⁶² Department of Defense, *Nuclear Posture Review Report*, January 8, 2002; 2002 年の「核態勢見直し」の内容については、水本和実『核は廃絶できるか——核不拡散 10 年の動向と論調』法律文化社、2009 年、91—92 頁など参照。

⁶³ Thomas Fingar, “Worrying about Washington: China’s Views on the US Nuclear Posture,” *The Nonproliferation Review*, Vol.18, No.1, March 2011, pp.51-68.

いは核兵器の唯一の目的は敵の核攻撃の抑止だと宣言すること（「唯一の目的」宣言）を期待していたが、それらが盛り込まれなかつたことに失望した。しかし、日本の防衛専門家らは、先制不使用や「唯一の目的」宣言を盛り込めば、北朝鮮の生物・化学兵器に対する米国の「核の傘」の威力を損なうという理由で、それらが盛り込まれなかつた事に安堵しているという。さらに日本政府は、今回のNPRの起草段階で、米国政府が前例がないほど日米間の事前調整を行つたことに満足しており、引き続き「核の傘」の維持を求めて日米間で緊密な関係を維持することを望んでいるという⁶⁴。

では、「核兵器のない世界」というオバマ政権の目標に対し、今回のNPRはいかなる影響を持ちうるのか。独フランクフルト平和研究所のハロルド・ミュラー所長は、2010年NPT再検討会議が、失敗に終わった前回の2005年のNPT再検討会議と比較して一応の成果を上げたことに着目し、2010年のNPT再検討会議における各国政府代表の演説の中で最も好意的に言及されたオバマ政権の核政策は「核兵器のない世界」および「新START」であり、NPRや「プラハ演説」はほとんど言及されず、あまり影響力を持ち得ていないことを示唆している⁶⁵。

このほか、『The Nonproliferation Review』は特集の中でNPRに対する9カ国および北大西洋条約機構（NATO）の反応を個別論文として掲載しているが、核兵器の役割の低下などを盛り込んだ今回のNPRについて、冷淡もしくは厳しい態度なのが、フランス、中国、インド、パキスタンだという。また核兵器国で最もNPRに批判的なのがフランスで、自国の国際的な地位と安全保障を維持する上で政治的にもシンボルとしても核兵器が重要だと位置付けている⁶⁶。中国はオバマ大統領の核軍縮・不拡散政策を「米国の霸権を維持し軍事介入を正当化するための手段」と見ており⁶⁷。インドは自国の核政策を中国への脅威を土台に立案しており、オバマ政権の核軍縮政策の影響を受けることを拒んでいる⁶⁸。さらにパキスタンでは国防政策の担当者は米国の意思に従つて核軍縮を進めるつもりはなく、世論も米国に屈することを拒んでいる⁶⁹。

今回のNPRは前回のNPRに比べて、核兵器の役割の低下をはじめ、核軍縮を促す側面が見られるが、それに加え、起草の段階で、できるだけ多くの国の政策担当者との協議や

⁶⁴ Ralph A. Cossa & Brad Glosserman, “Extended Deterrence and Disarmament: Japan and the New US Nuclear Posture,” *The Nonproliferation Review*, Vol.18, No.1, March 2011, pp.125-145.

⁶⁵ Harald Müller, “A Nuclear Nonproliferation Test: Obama’s Nuclear Policy and the 2010 NPT Review Conference,” *The Nonproliferation Review*, Vol.18, No.1, March 2011, pp.219-236.

⁶⁶ Harald Müller, “Flexible Responses: NATO Reactions to the US Nuclear Posture Review,” *The Nonproliferation Review*, Vol.18, No.1, March 2011, pp.106-109.

⁶⁷ Thomas Fingar, *ibid.*, p.58.

⁶⁸ S. Paul Kapur, “‘More Posture than Review’: Indian Reactions to the US Nuclear Posture Review,” *The Nonproliferation Review*, Vol.18, No.1, March 2011, pp.69-83.

⁶⁹ Michael Krepon, “The Limits of Influence: US-Pakistani Nuclear Relations,” *The Nonproliferation Review*, Vol.18, No.1, March 2011, pp.85-101.

調整を試みたようだ。こうした姿勢は、ブッシュ政権の単独行動主義を離れ、国際協調主義へと舵を切ったオバマ政権の特徴を反映しているようだが、オバマが大統領に当選する2008年11月の選挙前から、米国議会の超党派の委員会が各国政府との広範囲な協議に関する調査を行っており、こうした動きも背景にあるという⁷⁰。

日本国内の軍縮派市民からは厳しい評価を受けたNPRだが、核軍縮政策を進めようとするオバマ政権の摸索もその背後には存在している。

「通常兵器による迅速なグローバル攻撃」計画

「核兵器のない世界」を訴えた米国のオバマ政権はその一方で、核兵器を用いることなく「地球上のどこへでも短時間のうちに打撃を加える」新兵器の開発をめざしている。2010年2月に国防総省が発表した「四年ごと国防戦略見直し」(QDR)の中で明らかにされた。

同文書は戦力強化すべき6つの領域として、①米本土防衛および非軍事部門支援、②反乱鎮圧・安定化・対テロ作戦、③パートナー国の治安能力、④アクセスの困難な環境での攻撃の抑止・打破、⑤大量破壊兵器の拡散阻止・対抗、⑥サイバー空間での効果的作戦、を挙げているが、このうち④の能力向上手段の一つとして、「通常兵器による迅速なグローバル攻撃」(Conventional Prompt Global Strike : CPGS)構想の試作品の実験を行うことを明記している⁷¹。この構想は、世界のいかなる場所に所在する目標に対しても、命中精度の高い非核兵器によって、敵の防衛能力を突破して迅速な打撃を与えようとするものである

これまで「地球上のどこへでも短時間のうちに打撃を加える」攻撃能力は、大陸間弾道ミサイル(ICBM)や潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)など、射程距離が1万キロを超える約1時間で目標に到達する戦略核兵器が担ってきた。だが、このCPGS構想はその能力を非核の新兵器で代替させるものとして日本の防衛専門家らはその動向に注目している⁷²。

米国のICBM搭載核弾頭の命中精度は時代とともに向上し、発射弾頭の半数が一定の半径内に着弾する距離は、1950年代の「アトラスE」ミサイルでは3.7キロだったが、現在配備中の「ミニットマンIII」ミサイルは110メートルだといわれ、命中精度が向上すれば核弾頭の破壊力が小さくとも目標の破壊が可能なため、核弾頭は小規模化した。

射程距離の短い精密誘導兵器では命中精度はさらに高く、1980年代のトマホーク巡航ミサイルの命中精度は10メートル。1990年代に米軍が実用化し、今日では広くカーナビに使われているGPSを用いた誘導爆弾JDAMの命中精度は10メートル以下だといわれる。こうした技術の向上により、1991年の湾岸戦争以降、「ピンポイント攻撃」が定着するようになった。

⁷⁰ Scott D. Sagan & Jane Vaynman, "Conclusion: Lessons Learned from the 2010 Nuclear Posture Review," *The Nonproliferation Review*, Vol.18, No.1, March 2011, p259.

⁷¹ *Quadrennial Defense Review Report*, p.33.

⁷² 能勢伸之、岡部いさく「核を無意味にする超ド級ミサイル」『文藝春秋』2011年1月、374-382頁。

このように命中精度が上がれば、目標の破壊に必要な弾頭の破壊力はさらに小規模ですむことになる。だが、精密誘導兵器は射程距離が短くトマホーク巡航ミサイルでも 1600 キロ程度で、飛行時間も 2 時間以上かかる。そこで、射程距離が長く攻撃に即時性を持つ SLBM や ICBM を精密誘導兵器化し、ピンポイント攻撃が可能になれば、核弾頭ではなく通常弾頭を搭載しても、目的は達せられることになる。

米国では現在、空軍と海軍がこの構想を具体化しつつある。このうち空軍は、長距離ミサイルに非核弾頭を搭載して精密誘導を行う「通常弾頭搭載型打撃ミサイル」(CSM: Conventional Strike Missile)を開発しつつあり、海軍は SLBM の一つ「トライデント」の通常兵器化を計画しているといわれる。

CSM 構想では、核弾頭に代わる通常弾頭部として、これまでの円錐形ではなく平べったい三角形をした「HTV-2」の超音速滑空飛翔体を検討しており、弾頭内部には、硬く重い金属製の細長い弾体「ロッズ・フロム・ゴッド」や、タンゲステンの小さな弾体を大量に散布する「ヘルストーム」、爆発成形貫通弾 10 発を搭載する「BLU-108」などが検討されているという⁷³。防衛省によると、CSM は退役した弾道ミサイルのロケットなどを流用するが、弾道ミサイルとは明確に異なる低い弾道を描くことで、核兵器との混同を防ぐという。また、CSM 構想による兵器は、新たな戦略兵器削減条約における弾頭数および運搬手段数の制限を受けるものだという⁷⁴。

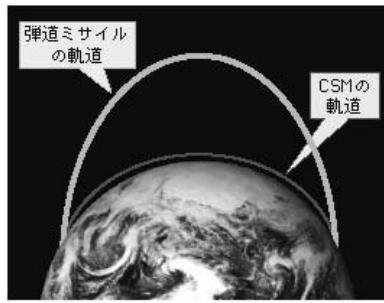
このような非核兵器の開発は、オバマ大統領の訴えた「核兵器なき世界」の実現を促進し、世界の平和と安定に貢献するのだろうか。これまで国際的な核軍縮の課題として、「核兵器の先制不使用」や「核兵器の役割の低下」が叫ばれてきた。日本の防衛白書は米国の CPGS 開発を「核兵器への依存を低減させる能力の一つ」ととらえているが、ロシアはすでに米国の CPGS 開発に不快感を示しており、2010 年の軍事ドクトリンで「国家の存立を脅威にさらす通常兵器には核兵器の使用権を留保する」と述べている⁷⁵。

米国の CPGS 開発は、世界を平和にする「非核化」なのか、不安定をもたらす「非核化」なのか。世界は新たな課題に直面しそうである。

⁷³ 前掲、379 頁。

⁷⁴ 防衛省『平成 23 年度版 防衛白書』58 頁。

⁷⁵ 能勢、岡部「核を無意味にする超ド級ミサイル」381 頁。



弾道ミサイルとCSMの軌道の比較（イメージ） 76

4 ビンラディンの死と国際テロ

国際テロ組織アルカイダの指導者、オサマ・ビンラディンが、9.11 同時多発テロから 10 年目の 2011 年 5 月 1 日、パキスタンのイスラマバード近郊の隠れ家で米軍特殊部隊により殺害された。その後、6 月 16 日にはアルカイダがインターネット上で、ビンラディンの後継指導者としてアイマン・ザワヒリ副官を任命したとの声明を公表した。ビンラディンの死は今後のテロ組織の活動や米国の対テロ作戦にいかなる影響を与えるのだろうか。

米国ジョージタウン大学のダニエル・バイマン教授は、ビンラディンがテロ組織に与えた最大の影響の一つが、イスラム過激派の世界観を根底から変え、敵視の対象を、アフガンに侵攻した旧ソ連やアラブ世界の独裁者から米国に移すことに成功したことだという。だが、ビンラディンは「聖戦」（ジハード）の名目でテロ活動を行う「ジハディスト（聖戦の戦士）」たちの数多くのグループをアルカイダの傘下に統一しようとしたものの、ビンラディンの死により内部抗争が激化する可能性があるという。

一方、かつて何万人もの戦士を訓練したアルカイダの構成員は数百人程度に減少したともいわれるが、テロ行為には加担しなくとも、アルカイダの布教や人員募集を黙認し、その大義を支持するイスラム教徒の同調者は、数百万人に上る可能性もある。バイマン教授はこのように述べた上で、たとえばアルカイダ構成員を 1 人ずつ殺すような対テロ作戦も、イスラエルによる対パレスチナ・テロの指導者殺害作戦と同じく有効だとし、アルカイダ基地に対する無人機攻撃の継続とスパイによる情報収集の継続が必要だとしている⁷⁷。

黒瀬悦成・読売新聞ワシントン特派員によると、米国内のこうした専門家の見方を反映してか、米国は対テロ組織の軍事戦略として、「無人武装偵察機の積極活用や少数精銳の特殊部隊の重視」などにより対アルカイダ作戦を一層重視し、作戦は今後も長期にわたる見通しで、アルカイダの壊滅へ向けた米国の強固な意志を示しているという⁷⁸。

⁷⁶ 防衛省『平成 22 年度版 防衛白書』（ウェブサイト）より。

<http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2010/2010/colindex.html>

⁷⁷ ダニエル・バイマン「ビンラディンの死でアルカイダは消滅するか？」『中央公論』2011 年 7 月、148–155 頁。

⁷⁸ 黒瀬悦成「ビンラディン追跡の十年——なぜこれほどの歳月を必要としたのか」『中央公論』2011 年 9 月、87 頁。

米国内には対テロリスト強硬論が根強いが、イスラム社会の内部では、次第にテロリズムに対する見方が厳しくなっているとの分析もある。山内昌之・東京大学名誉教授によると、最近広がりつつある「アラブの春」という現象の背景には、9.11テロからの10年間に進行した中東やイスラム世界の構造変動や市民意識の変化があり、アラブやイスラム世界の市民らは、反米や反イスラエルを掲げながらイスラムの同胞や婦女子までも巻き込むテロリズムに対し、嫌悪感を募らせているという。こうした変化が、チュニジアやエジプトでの非暴力の社会運動につながった。2011年にアラブ・イスラム圏の6カ国で行われた世論調査でも、ビンラディンやアルカイダへの支持は2003年には衰えていた。

これらの実態を踏まえ、山内教授は、イスラム復興だけではアラブ国家は運営できず、イスラムの政教一致ではなく、トルコやマレーシアにおける政教分離の成功体験をアラブ社会は模範とすべきだと主張している⁷⁹。米国に根強い対テロ組織強硬論者も、こうした実態を視野に入れるべきであろう。

一方、宮田律・静岡県立大学准教授は対テロ対策について、「テロを戦争のみによって解決しようとする方針には明らかに限界があり、日本も含めて国際社会は、テロの『震源地』となっている国々の政治的・経済的安定を図る努力をいつそう払っていくべきだろう」と述べる。そして、かつて日本が戦後賠償でインドネシアから多くの留学生を受け入れたことがインドネシアの良好な対日感情の醸成や発展につながったことをふまえ、アフガニスタンなどの国の青年を日本に招いて教育・技術訓練を施すことを提案している⁸⁰。

5 北朝鮮の軍事攻撃と新体制

2010年11月23日、韓国の黄海にある延坪島（ヨンピョンド）が北朝鮮の砲撃を受け、韓国軍兵士2人と民間人2人が死亡し、兵士16人と民間人1名が重軽傷を負った事件における北朝鮮側の意図について、憶測がなされている。

1つの見方は、同年9月の朝鮮労働党代表者会で大将の称号を与えられ、党中央軍事委員会副委員長および中央委員に選出された後継者・金正恩氏の権力基盤固めのための実績づくり、という推測である。その指南役として韓国政府などから関与が疑われているのが、金英哲（キム・ヨンチョル）人民武力部偵察総局長である。

金正恩氏は13歳から17歳までスイスに留学したが、帰国後は金日成軍事総合大学の砲兵学部を卒業し、砲射撃戦術に長け、北朝鮮当局は金正恩氏を、「砲撃の鬼才」と宣伝しているといわれる⁸¹。そして金正恩氏が在学中、彼の自宅に赴いて「家庭教師」として軍事に関する講義を受けたのが、強硬派として知られる金英哲氏であり、延坪島への砲撃は金正

⁷⁹ 山内昌之「イスラームの十年——ウサーマの死とアラブの若者」『中央公論』2011年9月、70-78頁。

⁸⁰ 宮田律「国際社会におけるテロにいかに抗するか」『外交』vol.5、2011年1月、54-61頁。

⁸¹ 「<北朝鮮>正恩氏偶像化宣伝に民衆不信と反発」『アジアプレス・ネットワーク』2011年12月13日。<http://www.asiapress.org/apn/archives/2011/12/13130722.php>

恩氏が権力を掌握するために必要な手段として、彼が計画したのではないかと韓国の専門家は疑っているという⁸²。

こうした憶測を裏付けるように、韓国出身の作家ロー・ダニエル氏によると、砲撃事件の翌日、金泰栄・韓国国防相は国会国防委員会で「事件を主導したのは北朝鮮陸軍第四軍団長の金格植と偵察総局長の金英徹（キム・ヨンチョル）⁸³である」と述べている⁸⁴。延坪島を砲撃したのは、陸軍第四軍団第33師団および第34師団の海岸砲部隊で、金格植第四軍団長は北朝鮮軍部でも強硬派として知られており、1983年10月にビルマで韓国人閣僚ら計21人が死亡したラングーン事件の首謀者の一人と言われる。

朝鮮半島の西側に位置する黄海上には、朝鮮戦争後、国連軍が南北の境界にあたる「北方限界線」（NLL）を設定したが、北朝鮮側はNLLを認めておらず、1999年以来、NLL付近の海域で韓国と北朝鮮の軍事衝突が続いている。こうした衝突のたびに、その原因については①北朝鮮軍の末端の誤りがエスカレートした、あるいは②政権中枢の人間が忠誠心や出世欲から起こした、と言う見方が強かったが、2011年3月の韓国海軍哨戒艦「天安」沈没事件と11月の延坪島砲撃事件は、③金正日主犯説が有力になりつつあるという。

朝鮮戦争休戦以降、北朝鮮は韓国にさまざまな攻撃を仕掛けて来たが、一般市民である「同胞」の居住地域への攻撃は「禁断」などの意識が南北間にあった。今回、敢えてその禁断を北朝鮮が破ったのは、金正日の健康問題が悪化し、限られた時間内に金正恩の脆弱な権力基盤を強化するための思惑からだ、とロー氏は述べている⁸⁵。

こうした見方は、対北朝鮮に関する韓国メディアの論評の一部にも見られるが、北朝鮮との外交交渉に加わった経験のある米国人専門家は、別の見方を提示している。

米クリントン政権下の国務省で1992年から1997年まで対北朝鮮外交に携わったC・ケネス・キノネス国際教養大学教授は、そもそもNLL自体が、1953年の朝鮮戦争休戦協定締結後、国連軍総司令官により韓国にも北朝鮮にも相談なしに、陸上の非武装地帯の西端から「想像上の線」を黄海上に延ばして引かれたもので、NLLの南方にある延坪島は北朝鮮の海岸線から13キロしか離れておらず、国際法上は北朝鮮の領海内にあるという。その後、韓国政府はNLLを南北の境界線と見なしたため、北朝鮮は当初から反対し、もっと南に下げるよう要求したが国連軍は取り上げなかつた。

これらを背景に黄海上では1999年から軍事衝突が続いていたが、キノネス氏は2008年3月28日以降、北朝鮮軍が韓国に対し、NLL周辺で軍事行動を行うと繰り返し警告していたこと、そして韓国政府がその警告を軽視していたことの両方を、驚くべきことだと捉え

⁸² 小武定彦「延坪島砲撃 黒幕は『金正恩の家庭教師』」『文藝春秋』2011年1月、110—117頁。

⁸³ 人物名については、「金英哲」と「金英徹」の両方の表記が存在するが、「哲」も「徹」もハングル表記では同じ「철」（チョル）なので、同一人物だと思われる。

⁸⁴ ロー・ダニエル「北の砲撃で親米が揺らぐ韓国の苦悩」『中央公論』2011年1月、102頁。

⁸⁵ 前掲、107頁。

ている。中でも北朝鮮は2009年11月10日、13日、12月21日と立て続けにNLLで軍事行動を行うことを示唆し、特に12月21日には海軍司令部が、砲撃訓練を行うので漁船およびその他の艦船に安全対策を取るよう警告していたという。

その背景には、2008年に金正日総書記が脳卒中の発作を起こして倒れて以降の軍部の発言権の拡大や、金正日総書記が進めていた「先軍政治」（軍事優先の政治）の影響がある。そしてキノネス氏も、金正日総書記の最優先事項は、体制の維持と金正恩への権力の継承であると見ている⁸⁶。

6 イランの核開発疑惑

イランの核開発疑惑に関する国際社会とイランの対立は、2011年も続き、1月21–22日、トルコのイスタンブールで、国連安保理5カ国にドイツを加えた6カ国協議が行われたが、合意に達しなかった。6月8日にはイランのアバシ副大統領兼原子力庁長官がイラン中部ナタンズにあるウラン製造機能（濃縮度約20%）をコム近郊に移転させ、2012年3月中旬までに製造能力を3倍に引き上げると発表した。8月16日には、イランを訪問したロシアのパトルシェフ安全保障会議書記が、「イランが核協議で前向きな姿勢を示せば制裁を段階的に緩和する」との提案を示し、アハマディネジャド大統領は提案を歓迎すると表明した。

しかし、依然としてウラン濃縮活動を継続する姿勢のイランに対し、9月14日の国際原子力機関（IAEA）定例理事会はイランへの強い懸念を盛り込んだ議長声明を発表した。さらに11月8日、IAEAはイランの核関連活動に関する事務局長報告書を理事国などに提出した⁸⁷。この中でイランが2003年に核爆発装置の開発活動を行い、その後も継続している可能性があること、2010年10月18日から2011年11月1日までの間に1,787kgの低濃縮ウランを製造し、2007年2月に製造を開始して以来の低濃縮ウランを含めると、合計4,922kgを保有していることなどを明らかにした⁸⁸。

同報告書はさらに付属文書でイランによる核兵器開発の可能性について触れ、①兵器用高濃縮ウランの製造、②爆縮型核兵器の技術開発、③イランが保有する中距離弾道ミサイル「シャハブ3」への核弾頭搭載を計画している可能性、などを示唆している。

この報告書が11月8日にIAEA理事国に配布される前に写しを入手していたイラン政府は、「核兵器開発の証拠が示されていない」と主張し、アハマディネジャド大統領は報告書をまとめた天野之弥事務局長を「米国の手先だ」と非難し、イランへの制裁が強まっても

⁸⁶ C・ケネス・キノネス「第2次朝鮮戦争は不可避か？」『外交』Vol.5、2011年1月、134–143頁。

⁸⁷ Director General, IAEA, *Implementation of the NPT Safeguards Agreement and relevant provisions of Security Council resolutions in the Islamic Republic of Iran*, November 8, 2011, (GOV/2011/65).

⁸⁸ 4,922kgの低濃縮ウランを用いれば、核兵器にして4発分の兵器用高濃縮ウランの製造が可能だと推計もある。David Albright et al., *ISIS Analysis of IAEA Iran Safeguards Report: Part 1*, ISIS Report, November 8, 2011, p.1.

核関連の活動を止めることはないと言った。これに対し 11 月 18 日、IAEA 定例理事会はイランに対し疑惑解明に努めるよう求める決議案を採択した。また米国では 12 月 31 日、イランから原油を輸入する国の金融機関に米国独自の制裁を課す法案が成立している。

イランの核武装を警戒する議論も盛んになりつつある。ブルーノ・タートレム戦略研究財団上席研究員は、イランの核武装が欧州や湾岸諸国に与える脅威をふまえ、北大西洋条約機構（NATO）は核抑止とミサイル防衛を強化しつつ、他の国への核拡散も防がなければならぬと述べている⁸⁹。

一方、英キングスカレッジのウィン・ボウェン教授とジョナサン・ブルーワー客員教授によると、イラン政府は①核疑惑をめぐって瀬戸際政策を展開し、会談に応じると見せかけては交渉で提示された案を拒否し、時間稼ぎをして一時的に国際的圧力をかわす、②交渉に合意できない事を口実にウラン濃縮技術を向上させる、などの戦術をとっているが、こうした交渉術はイラン国内の政治的な支持が得られておらず、NPT 上の権利の保持と原子力開発への支持はあるが、核の軍事計画が支持されているとはいえない、と指摘。核開発に対する制裁による国内経済の悪化を懸念し、核開発に反対する勢力も存在しているという⁹⁰。

米ブルッキングス研究所のケネス・ポラック中東研究部長は、米国がこれまでイランに対し、制裁などの「圧力」と、1980 年以来断続した国交回復をめざす「関与」の、二通りの政策を取りながら核開発の放棄を促してきたが、もはやそれは失敗した、と述べ、米国は中東・アラブの「緑の革命」に連動し、イランの基幹産業への国際的な投資を禁止するなど、厳しい圧力政策に転じなければならないと主張する⁹¹。

国際社会がイランの核開発疑惑に対し、効果的な打開策を打ち出せないでいる中、イランにおける濃縮ウランの蓄積が進み、軍事利用への敷居が低くなり、それを懸念する国際社会からは強硬論が高まっている。この負のスパイラルを止める手段はないのだろうか。

7 日本をめぐる問題

日米関係のあり方

1951 年に開かれたサンフランシスコ講和会議から 60 周年を迎えた 2011 年は、日米関係や日米同盟をどう捉えるかに關しても議論がなされた。1953 年に渡米して以来、米国で研究を続けて来た入江昭・ハーバード大学名誉教授は、いわゆる「同盟」関係について、「大国間で同盟関係が結ばれ、国際関係の安定化を図る、あるいは仮想敵国に対して戦略を作り、といったことは歴史上しばしばみられる現象であるが、国家と国家を戦略的に結びつ

⁸⁹ Bruno Tertrais, "A Nuclear Iran and Nato," *Survival*, Vol.52, No.6, December 2010-January 2011, pp.45-62.

⁹⁰ Wyn Q. Bowen & Jonathan Brewer, "Iran's Nuclear Challenge: Nine Years and Counting," *International Affairs*, Vol.87, No.4, July 2011, pp.923-943,

⁹¹ Kenneth M. Pollack & Ray Takeyh, "Doubling Down on Iran," *The Washington Quarterly*, Fall 2011, Vol.34, No.4, pp.7-21.

けるというだけであれば、国際秩序の維持に関して限られた貢献しかなしえないであろう」と述べる。

その上で、日米関係が長く続いてきたのは国家の一時的な戦略的利害が一致したからではなく、国家以外の市民社会、実業界、マスコミ、学界、芸術、NGOなどの「ノン・ステート・アクター」が両国を結びつけて来たからだという。そして、20世紀が「アメリカの世紀」と言われたのは、米国の卓越した軍事・経済力のためではなく、むしろ米国の民主、自由、正義、平等などの考え方と、社会の開放性によるものであり、1960年代まではこうした価値観が世界各国に広がり、世界の「アメリカ化」が進んだ。

しかし1970年代以降、世界はグローバル化とともに環境汚染、避難民や移民の増加をはじめ、国家では対応できない現象が増えた。最近の「アラブの春」や福島原発事故なども、国家権力の無能さや信頼の欠如を示している。今後、新たな国際秩序の形成の中心になるのは国境を越えた市民社会である。

このように述べた上で入江氏は、異なる民族・宗教・人種を受け入れて多様で開放的な社会を作り、自然環境の保護にも力を入れる新しい世界秩序を築くために協力すべきであり、それが眞のパートナーシップだと主張する。そのためには両国の初等・高等・市民教育が重要で、学者・教育者・学生の交換を拡大すべきであり、将来世界の大部分の国・市民が安全保障だけでなく、環境・避難民・教育問題で協力できるようになれば、日米同盟も発展的に解消できるが、当面は各国を巻き込んだ太平洋地域の共同体を日米でめざすべきだと述べている⁹²。

国内の「日米同盟」論の多くが、安全保障や防衛面を重視する専門家や政治家により、軍事的脅威への対抗のみを念頭に置いているようだが、入江氏が指摘するように、グローバリゼーションに伴う新たな問題に対し、解決の枠組みを提供するための日米関係を築くべきだ、という議論が必要であろう。

沖縄普天間基地問題

沖縄の米軍普天間基地の移転問題に関し、県外移設を求める地元自治体や住民と、辺野古への移転を進める政府の間の溝は埋まる様子はない。在日米軍基地の約74%が集中する沖縄の県民からは、負担軽減や差別解消を求める声がこれまで繰り返し発せられてきた。

2009年9月に就任した鳩山由紀夫首相は普天間基地の国外や県外への移設を総選挙の際に明言したが、2010年5月28日の日米安全保障協議委員会で辺野古への基地建設に合意し⁹³、6月に辞任した。

これに対し、地元沖縄の研究者らからは、鳩山首相が批判されるべきなのは「県外・国

⁹² 入江昭「現代世界史としての日米関係」『中央公論』2011年10月、76-85頁。

⁹³ *Joint Statement of the U.S.-Japan Security Consultative Committee*, May 28, 2010, by Secretary of State Clinton, Secretary of Defense Gates, Minister for Foreign Affairs Okada, Minister of Defense Kitazawa.

<<http://www.mofa.go.jp/region/n-america/us/security/scc/joint1005.html>>

外」を公約として掲げた点ではなく、「それを実現する準備も覚悟も全くないまま、既定路線を推進する官僚の思うままになった点」であるとの主張がなされている⁹⁴。

一方、これまで政府の立場に近い専門家からは、沖縄への経済振興策を除いてほとんど負担や差別の解消へ向けた提言はなされてこなかったが、防衛庁・外務省出身の森本敏・拓殖大学海外事情研究所長が「米軍基地と自衛隊基地の共同使用の拡大」による新たな負担軽減策を提案している⁹⁵。

具体的には、以下のような内容が含まれる。沖縄駐留米軍の活動・訓練機能ができる限り本土に移転する。国内の自衛隊基地・施設を米軍が使用し、国内の米軍施設を自衛隊が使用できるようにする。米軍基地の管理・運営を基本的に自衛隊が担当する。米軍基地に雇用される従業員を自衛隊が雇用する。地元が反対する自衛隊施設での米軍の訓練・活動は控える。九州一円に米軍の訓練施設を改めて探す。

地元住民の不満を抜本的に解消する案とまではいかないかもしれないが、政府の側からも、こうした具体的な軽減案を真剣に探る必要があろう。

米国は原爆投下が誤りだったと認めよ

米国カリフォルニア大学サンタバーバラ校の長谷川毅教授が、同校の最高の栄誉である2010年度の全大学研究賞を受賞した。その受賞を記念して行われた「広島の教訓—過去と現在」と題する講演の要約が、月刊誌『中央公論』2011年2月号に掲載された。長谷川教授はこの講演の中で、米国に対し、広島・長崎への原爆投下は誤りであったと認めるよう求めた。それは長谷川教授自身、これまで論文でも講演でも、一度も述べたことのない発言であった。

長谷川教授はこれまで、原爆投下の倫理的意義を問うことは、意図的に避けてきた。だが、米国が9.11テロからイラク・アフガン戦争へと突入するのを見て、真珠湾攻撃から原爆投下までの太平洋戦争が想起され、原爆投下の倫理的意義を現代の問題として考察することを余儀なくされたという。

米国の原爆投下正当論は、①米国には原爆投下か本土決戦しか選択肢はなかった、②原爆投下により日本は無条件降伏した、という仮定の上に成り立ち、原爆投下が本土決戦で死ぬはずの百万人以上の米兵を救ったと信じられている。だが、実際には、ポツダム宣言に天皇制の維持を盛り込む、ソ連参戦の日本への影響力を考慮してスターインにポツダム宣言への署名を求める、という選択肢もあったのに、トルーマン大統領は意図的に避けた、と長谷川教授は述べ、①の仮定を否定し、②の仮定についても、降伏をもたらしたのは原爆ではなくソ連参戦だったとし、原爆投下正当論の根拠を否定する。

その上で、第2次世界大戦で米国は当初、ドイツや日本による無差別爆撃を「野蛮行為」と非難したが、やがて米国全体がドイツや日本への無差別爆撃を容認するに至り、無差

⁹⁴ 新崎盛暉ほか「脱『沖縄依存』の安全保障へ」『世界』2011年10月、194頁。

⁹⁵ 森本敏「日米同盟の深化と課題」『海外事情』2011年1月、52-53頁。

別爆撃から原爆による大量殺戮へと移行し、しかも原爆投下正当論を社会全体が支持している。その最大の理由は、「原爆は軍事目標に使用される」という自己欺瞞の決定と「真珠湾を忘れるな」という復讐の念であると長谷川教授は分析する。

そして米国による対日戦争は日本の軍国主義を打ち破ることを目的とした「正義の戦争」であったが、原爆投下は「戦争遂行における正義」に違反する行為であり、倫理的意義を疑わざるを得ない。このように述べて長谷川教授は「今まで一度も言葉にも活字にもしなかった」次のような発言で講演を締めくくっている。

「われわれはアメリカ市民として、広島・長崎への原爆投下は誤りであったことを素直に認め、世界で核兵器を使用した唯一の国家として、核兵器のない世界を確立するために先頭に立って努力するべきだと信じます。これこそが広島・長崎の過去の教訓であり、また現在の教訓であると思います⁹⁶」。

オバマ大統領が任期中、被爆地広島・長崎を訪問するかどうか、あるいは訪問して欲しい、という声が広島だけでなく、外交官や軍縮問題関係者らの間でも囁かれている中で、米国は原爆投下が誤りだったと認めよ、という長谷川教授の直截な発言は、アメリカ社会でどう受けとめられたのだろうか。大統領の被爆地訪問の可能性と、原爆投下に関する謝罪を求めるべきか否か、という問題を考える上でも、この発言は影響を与えるそうだ。

8 おわりに

福島原発事故が私たちに突きつけたのは、民生利用であれ、軍事利用であれ、核エネルギーは人類がコントロールできないような、深刻な危険性をもたらす可能性があるということである。広島・長崎への原爆投下はその核エネルギーを意図的に破壊に用いたが、開発者の予想を超えてその危険性は今も被爆者を苦しめている。福島の原発事故の被害者の中からは、同じような危険性に苦しむ人が出て来ないことを祈りたい。核軍縮の本来の目的は、単に戦争用の核兵器を減らすことではなく、人類がコントロールできない核エネルギーの危険性から、人類や環境を守ることであろう。そういう視点で、私たちは今回の震災や津波、原発事故からの教訓を整理すべきである。

NPT再検討会議で一定の前向きの成果がみられた2010年と打って変わって、2011年は、最大の核兵器国・米国でも、北朝鮮やイランでも、また日本でも、核軍縮の面では希望を抱かせる動きはあまり見られなかった。オバマ大統領の指導力は色あせた、との声もあちこちから聞かれる。そんな中、米国で長年研究者生活を続けてきた入江昭、長谷川毅両教授の論考の背景には、タイプは異なるが、両教授が抱くアメリカ社会に対する希望や期待といった前向きな気持ちが感じられる。

東日本大震災や福島原発事故からの復興が遅々として進んでいないように、グローバルな軍縮も停滞したままだが、どこかに前向きな希望を見出すために、私たちは引き続き歩

⁹⁶ 長谷川毅「アメリカと広島の教訓——過去と現在」『中央公論』2011年2月、202—213頁。

み続けなければならない。

III. 2012 年の核をめぐる動向と課題

1 はじめに

まもなく迎える被爆 67 周年を前に、核軍縮に関連する最近の主要な出来事を振り返ると、オバマ米大統領が「核兵器のない世界」を訴えた 2009 年 4 月のプラハ演説から 3 年あまり、核不拡散条約（NPT）再検討会議から 2 年あまり。また軍事面での核の出来事ではないが、福島第 1 原子力発電所の事故から 1 年あまりが経過した。

プラハ演説では、「核廃絶」へ向けたオバマ大統領の熱意が世界の市民を興奮させた。一方、NPT 再検討会議では、「核軍縮」「核不拡散」「原子力平和利用⁹⁷」のそれぞれの分野における目標や課題が議論された。

これに対し、福島原発事故では「原子力平和利用」が適正な管理を誤ると、恐るべき危険をもたらすことが、再認識された。また、プラハ演説の翌月に北朝鮮は核実験を強行したが、もしそれが民生用のウランやプルトニウムを転用して行われたとすれば、「核廃絶」「核軍縮」「核不拡散」「原子力平和利用」の全てに逆行する出来事である。このほか、国際社会の警告を無視してイランが続けるウラン濃縮活動をはじめ、懸念材料は多い。

このように、過去 3 年だけをみても世界は核に関する多様な分野での出来事を経験した。そして、それぞれの分野でいまだに明確な解決策を得られないでいる。そんな中、2012 年の 11 月には米国で大統領選挙が行われる。最大の焦点は、「核兵器のない世界」を掲げて 4 年前に登場したオバマ大統領が再選を果たすかどうかだ。一方、国際社会は引き続き、核廃絶、核軍縮、核不拡散、原子力平和利用のそれぞれの分野での課題に、真剣に取り組むことが求められている。

以上のような認識のもと、本稿では、2012 年の世界が直面する核軍縮の現状と課題について、いくつかの角度から論じて見たい。

2 2010 年 NPT 再検討会議が提起した課題

核軍縮交渉の舞台として最も重要なのは、たとえば米ロが自分たちだけで決めるような 2 国間核軍縮ではなく、核兵器国も非核兵器国も含めて世界の多くの国が参加する多国間（グローバル）核軍縮であろう。そして、その最大のものは 5 年に 1 度開催される NPT 再検討会議である。

NPT とは何か

ここで簡単に NPT の内容や性格について指摘しておきたい。正式名称は「核兵器の不拡

⁹⁷ 「原子力平和利用」について、筆者は「核エネルギーの民生利用」という表現がより正確だと考えるが、本稿では慣例に従って前者の表現を用いる。

散に関する条約」(Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: NPT) で、2010年6月現在の締約国は190カ国。主な非締約国はインド、パキスタン、イスラエルで、いずれも核兵器を保有していると見られている。

条約の目的は3つ。その第1は「核不拡散」、すなわち米ロ英仏中の5カ国を「核兵器国⁹⁸」と定め、「核兵器国」以外への核兵器の拡散を防止すること。第2は「核軍縮」で、第6条は、各締約国が誠実に核軍縮交渉を行う義務を規定している。第3は「原子力の平和的利用」。第4条1項で原子力平和利用を締約国の「奪い得ない権利」と規定し、原子力平和的利用の軍事技術への転用を防止するため、第3条で非核兵器国が国際原子力機関(IAEA)の査察を受ける義務を規定している。

NPTが成立する以前の1960年代初め、ケネディ米大統領は、1970年代には核保有国が20ないし25に増えると懸念した。その後、フランスが1960年に、中国が1964年に核実験を行った⁹⁹ことから米ソを中心にNPT起草の準備が進められたが、そのねらいはすでに核超大国になっていた米ソによる「核の独占」であり、核拡散が最も懸念されたのが、すでに先進工業国になっていた西ドイツや日本だった¹⁰⁰。原子力平和利用の分野では、米国の原子力産業による国際支配の意図も指摘されている。

過去の再検討会議における成果

2010年再検討会議は全会一致で最終文書を採択し、その中で1995年と2000年の再検討会議の成果を継承した。まずそれらを簡潔に見てみよう。

1995年再検討会議の主要な決定は、①条約の無期限延長、②「核不拡散と核軍縮の原則と目標」に関する文書（以下「原則と目標」）および③中東の非核化をめざす「中東決議」の採択である。①は核兵器国の特権的地位の永久化につながるため、これに批判的な非核国側は、②③とセットで①を認めた。「原則と目標」の文書には、「包括的核実験禁止条約(CTBT)交渉の1996年までの完了」「核分裂性物質生産禁止（カットオフ）条約交渉の早期完了」「非核兵器地帯条約の拡大」などの項目が盛り込まれ、このうちCTBTは1996年に成立（未発効）している。

一方、2000年再検討会議では最終文書が全会一致で採択され、この中に1995年再検討会議の「原則と目標」に盛り込まれた内容を進展させるため、「CTBTの早期発効」「カットオフ条約の5年以内の締結」「核兵器国による核廃絶への明確な約束」など13項目の措置が盛り込まれた。

⁹⁸ 第9条3項で、「核兵器国」とは、1967年1月1日以前に核兵器その他の核爆発装置を製造しあつ爆発させた国をいう、と定められている。

⁹⁹ フランスも中国も当初、NPTに批判的で、批准はともに冷戦終結後の1992年。

¹⁰⁰ 日本も当初、NPTへの加盟には慎重で、条約への批准は発効6年後の1976年、97番目の加盟国だった。

2010 年最終文書の内容

2010 年再検討会議が採択した最終文書は計 40 頁からなる。このうち「結論および今後の行動への勧告」(19-31 頁)が全会一致で採択された内容で、この中に「核軍縮」「核不拡散」「原子力平和利用」に分けて計 64 項目の行動勧告と「1995 年中東決議の履行」が盛り込まれた。行動勧告は 1995 年と 2000 年の再検討会議の最終文書を継承・発展させた内容だが、それに加えて今回初めて、「核兵器禁止条約」の重要性および「核兵器の非人道性」に言及した。また「1995 年中東決議の履行」の項目では、イスラエルを含む中東諸国により、中東非核・非大量破壊兵器地帯設立のための会議を 2012 年に開催することが勧告された。

3 2010 年再検討会議後の動き

2010 年再検討会議から 2 年が経過した今、その最終文書が提起した内容のうち、①核兵器禁止条約、②核兵器の非人道性、③中東会議の 3 つが新しい課題として浮上しつつある。それぞれの動きを見てみる。

核兵器禁止条約

核兵器禁止条約の成立を目指す動きは、すでに 1996 年に国際的法律家グループが「モデル核兵器禁止条約」を起草し、翌年に国連に提出して以来、続いている。最近では、潘基文(パン・ギムン)・国連事務総長が 2008 年に発表した「核軍縮 5 項目提案」の第 1 項目として提案されており、今回の再検討会議の最終文書も潘基文・事務総長の提案に「留意する」と言う形で盛り込まれた。

もともと最終文書の原案では「核兵器国が 2011 年に核兵器禁止条約を含む核軍縮のための手段について協議を開始し、2014 年に国連事務総長が核兵器ゼロへ向けたロードマップを話し合う会議を招集する」という内容だったが、核兵器国からの反対で、単に「留意する」に格下げされたという経緯がある。

しかし、その後も潘基文・事務総長は、核兵器禁止条約を含む「5 項目提案」を各国政府や各国の国会議員、NGO などに精力的に訴え、2010 年 8 月には現職の国連事務総長として初めて被爆地広島・長崎を訪問した。国際的市民運動「核兵器廃絶国際キャンペーン」(ICAN) が 2012 年 1 月に発表した報告書によると、世界の 143 カ国が核兵器禁止条約の交渉開始に賛成(態度保留が 22 カ国、反対が 26 カ国)だという。また、2012 年 5 月にウイーンで開かれた NPT 再検討会議準備委員会で、中国政府代表が「核兵器禁止条約の交渉を適切な時期に開始すべきだ」と述べた。市民レベルでは、広島市長を会長とする平和市長会議(153 カ国・地域、5296 都市加盟)が条約交渉開始を呼びかける署名運動を行っている。

核兵器の非人道性

2012年、国際的に新たな潮流が生まれつつある。スイス、ノルウェーなど16カ国が5月のNPT再検討会議準備委員会で、核兵器の非人道性に着目し、その廃絶を訴える共同声明を発表したのだ。

スイス外相は2010年NPT再検討会議で、核兵器の非人道性を訴える演説を行った。またスイスに本部のある赤十字国際委員会のケレンベルガー総裁は、同じ時期にジュネーブで各国外交官に演説し、原爆投下直後の広島に医薬品を届けた赤十字国際委員会駐日代表マルセル・ジュノー医師の活動に触れながら、核兵器は国際人道法に違反すると訴えた。

こうした訴えを受けてスイスとノルウェーが核軍縮に熱心なエジプトやメキシコ、マレーシア、コスタリカなどに呼びかけて共同声明の発表にこぎつけた。ノルウェーは2013年春、核兵器の非人道性に関する国際会議を開催することを決めている。

残念なのは、被爆体験を持ち、最も非人道性を理解しているはずの日本に対し、共同声明への参加の呼びかけはなく、参加国に加わっていないことだ。

中東会議

1995年のNPT再検討会議での「中東決議」の採択以来、課題となっている中東への非核・非大量破壊兵器地帯の創設に関する会議について、2010年再検討会議の最終文書は、2012年に開催することを勧告したが、ようやく2011年10月に、開催地はフィンランド、議長（ファシリテーター）はフィンランドのラーヤバ外務次官補に決まった。2012年12月開催へ向けて準備が進んでいる。だが、最大の問題は、中東各国が「脅威」と位置付ける事実上の核保有国・イスラエルおよび、ウラン濃縮活動を継続しているイランが参加するかどうかである。イスラエルはNPT加盟国ではなく、イランはイスラエルの中東における存在を厳しく批判してきた国だからである。また、事実上の内戦状態にあるシリアや大統領選挙をめぐって治安が不安定なエジプトなどの情勢も、会議の開催の行方を左右しかねない。

もともと中東決議は、米国、英国、ロシアの3核兵器国が共同提案国となって1995年のNPT再検討会議に提案された。したがって、2010年再検討会議の最終文書は、これら3共同提案国が国連事務総長と協議して中東会議を開催するよう勧告している。イスラエルに影響力を持つのは米国、イランに影響力を持つのはロシアとみられるが、ホスト国のフィンランドだけでなく、国際社会の支援が必要だろう。

4 オバマ政権の核政策

NPT再検討会議とならんで世界の核軍縮の動向を左右するのが、最大の核兵器国・米国の動向である。2009年のプラハ演説をはじめとする一連の「核兵器のない世界」へ向けたリーダーシップは、同年のノーベル平和賞受賞へとつながった。

だがその一方で、2010年4月に米国国防総省が発表した核政策に関する文書「核態勢見

直し」(NPR) は、米国およびその同盟国を守るための核抑止力の堅持と核兵器の近代化を明記した。核兵器の役割については、あくまで米国及び同盟国への核攻撃の抑止に限定し、生物・化学兵器に対しては核兵器を使用しない方針が打ち出されたが、NPT を遵守しない非核国への核攻撃の可能性は残し、戦略核運搬手段 3 本柱（大陸間弾道ミサイル、潜水艦弾道ミサイル、戦略爆撃機）の維持も明記された。プラハ演説とは裏腹に、大胆な核軍縮には踏み込まない現実路線を取っている。

オバマ政権の今後の核政策を見る上で重要と思われるのが、米ロ間の新・戦略兵器削減 (START) 条約を通じた核削減交渉と、米国の核兵器予算である。以下、それぞれ見てみよう。

新・戦略兵器削減 (START) 条約

START 条約はもともと 1991 年 7 月に米国とソ連の間で署名され、ソ連が崩壊してロシアになった後の 1994 年 12 月に発効した条約。1994 年当時、米国が約 1 万 1000 発、ソ連が 2 万 9000 発保有していた核弾頭数をそれぞれ 6 千発に削減し、ミサイルや爆撃機などの運搬手段も 1600 に削減することが義務付けられ、現地査察による検証手段も盛り込まれていた (START I)。

さらに後継の START II で核弾頭数を 3000–3500 発に、START III で 2000–2500 発に削減することが、米ロ双方により模索されたが、2001 年に米ブッシュ政権はこうした一連の START プロセスからの離脱を宣言したため、START II は発効しなかった。これに代わり米ロは新たに 2002 年 5 月、戦略攻撃力削減 (SORT) 条約（モスクワ条約）に署名した。これにより 2012 年までに核弾頭数を 1700–2200 発に削減することが義務付けられたが、検証手段の取り決めがなく、実効性が疑問視された。

一方、START I の検証制度も条約の取り決めにより 2009 年 12 月 5 日で失効するため、オバマ政権は検証制度を備えた新たな START 条約を結ぶ必要に迫られていた。

こうした経緯を経て 2010 年 4 月に署名された新 START 条約は、発効後 7 年以内に、配備核弾頭数を 1550 発に、ミサイルや戦略爆撃機など実際に核弾頭が配備される運搬手段を 700 基（非配備も含めると 800 基）にそれぞれ削減する内容で、2011 年 2 月に発効した。

だが、いくつかの懸念が指摘されている。まず戦略爆撃機に搭載される核弾頭数は、1 機につき 1 発とみなして計算されるが、実際は複数の核弾頭を搭載しているため、現実には 2000 発以上の核弾頭の保有が可能だ。また、米国が進めているミサイル防衛が条約の規制の対象になるかどうかについて、米国は「対象外」、ロシアは「対象に含まれる」という立場で、見解が分かれている。米上院は条約批准にあたり、1 年以内にさらなる核削減交渉を大統領に求める決議を採択したが、米ロ間の見解の相違が、今後の削減交渉の障害になりそうだ。

日本とオーストラリア政府の支援で発足した「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」(ICNND) が 2009 年 12 月に発表した報告書は、米ロに対し戦略核、戦術核を含むあらゆ

る種類の核弾頭数を千発以下に削減するよう勧告しているが、こうした国際社会の声に 2 大核超大国・米ロは答える責任がある。

米国の核兵器予算

米上院は 2009 年 12 月に新 START 條約を批准する際、エネルギー省国家核安全管理局 (NNSA) の「核兵器活動」(Weapons Activities) 予算を向こう十年間、継続して支出するよう求める決議を採択した。それ以前の予算を見ると、2005—2010 年度の平均額は平均 64 億ドルだったが、2010 年 5 月、政府は向こう十年間で約 800 億ドルの予算を計上し、11 月には 862 億ドルに上方修正された。年度平均で見ると 86・2 億ドルで、それ以前より 35% の増額である。その後、2012 年 2 月にエネルギー省が発表した 2013 年度予算では、向こう 5 年間の平均は 77・8 億ドルに下方修正されてはいるが、以前として高いレベルには違いない。

「核兵器のない世界」を公約に掲げ、新 START 條約で核兵器削減に着手したオバマ政権だが、議会との取引により、核兵器関連予算大幅増と引き換えに新 START 條約の批准にこぎつけた格好だ。

政府が議会に提出した報告書には、増額の理由として、「『核態勢見直し』に明記された核兵器の近代化および、核兵器が存在する限り抑止力を維持するための人材確保のため」などと記されている。この「核兵器活動」予算の対象となるのは、主に備蓄核兵器の維持管理や、核兵器研究所・実験場・製造工場における核兵器の研究開発、そして核戦力や運搬手段の維持などである。年数回の臨界前核実験も継続されており、「核兵器の近代化」と「核兵器のない世界」の整合性が問われている。

5 世界の核兵器の動向

では、世界全体における核兵器の状況はどうなっているのか。自国の核兵器の保有数は軍事機密であり、これまで世界の研究機関などが発表してきたデータはすべて推定値だったが、2010 年 NPT 再検討会議に合わせて米国と英国は初めて、保有する核兵器の数を一部、公表した。それによると、米国の核弾頭数は 5113 発、英国の核弾頭数は「225 発以下」である。このほか、フランスは 2008 年、サルコジ大統領が演説の中で、フランスの核弾頭数を将来的に 300 発以下にすると述べている。核弾頭の種類ごとの数や配備・非配備の内訳などは公表されてないが、核兵器国が互いに透明性を高め合うことも、信頼醸成につながり、核軍縮を進展させる有効な手段となろう。

参考までに、各国の核兵器保有数（推定）の一覧表を掲げる。核兵器に関するデータは、ストックホルム国際平和研究所 (SIPRI) の 2011 年度版年鑑のものを用いた。SIPRI 以外では、米国の核問題専門誌『原子力科学者雑誌』(The Bulletin of the Atomic Scientists) もデータを公表しているが、SIPRI と合計数のデータが異なるものもあり、たとえば米国は 5000 発（2012 年）、ロシアは 4430 発（2012 年）、フランスは 300 発（2008 年）、中国

は 178 発（2011 年）、インドは 60—80 発（2000 年）、イスラエルは 75—200 発（2002 年）などと推定している。

SIPRI のデータによれば、2011 年現在、世界には 2 万発以上の核弾頭が存在する。一方、戦後の世界の核弾頭数の合計の推移を掲載している『原子力科学者雑誌』によると、世界の核弾頭の総合計が 4 万発を切ったのは 1995 年、3 万発を切ったのは 2004 年。そして 2009 年には 2 万発を切り、2010 年現在、17995 発と推計している。1995 年以降、1 万発を減らすのにかかった年数は、9 年から 5 年に減った。次の 1 万発を削減する年数を、もっと縮めるためにはどうすればいいのか。人類の英知が問われている。

各国の核兵器の推計保有数(2011 年度版 SIPRI 年鑑による)			
国名	配備核弾頭	非配備・予備・解体待ち核弾頭	合計
米国	2150	6350	8500
ロシア	2427	8570	11000
英国	160	65	225
フランス	290	10	300
中国		200	240
インド		80—100	80—100
パキスタン		90—110	90—110
イスラエル		80	80
北朝鮮	?	?	?
合計	5027	15500	20530

6 北東アジア非核兵器地帯条約構想

日本の周辺の北東アジアでは、北朝鮮の核をめぐる動向が、核軍縮へ向けて大きな課題となっている。北朝鮮は 2009 年に 2 度目の核実験を強行し、2011 年 12 月の金正日・総書記の死後、息子の金正恩への権力の移譲後、2012 年 4 月にはミサイル実験（北朝鮮による「ロケット実験」）を行うなど、その動向に目が離せない。

だが、こうした緊張にもかかわらず、朝鮮半島や日本を含む北東アジアに非核兵器地帯を設けようという構想が、最近相次いで提案されている。それらの背景には、非核兵器地帯の創設を提案することが信頼醸成や安全保障のメカニズムとして機能するという意図からの提案も含まれている。そのいくつかを紹介する。

金子熊夫氏の提案

元外交官の金子熊夫氏は 1997 年、朝鮮半島の 38 度線にある板門店を中心に、半径 2 千キロの円を描き、その内側を北東アジア非核地帯条約とする構想を提案した。対象国は、

円内に完全に領土が入る韓国、北朝鮮、日本、台湾と、領土の一部が入る中国、ロシア、モンゴル、さらにこの地域に基地を持つ米国。韓国、北朝鮮、日本、台湾、モンゴルは非核兵器国（地域）として加わり、中国、ロシア、米国は核兵器国として、英仏とともに議定書に加わり、円内から全ての戦術核兵器を撤去する、という内容だ。

重要なのは核兵器国が非核兵器国を核攻撃しない、という「消極的安全保証」の供与で、中口からの核の脅威がなくなれば、日韓には米国の「核の傘」は不要であり、「北朝鮮の、あるかないかも不明の核兵器」に対しては通常兵器で十分対応できる、と述べている。

エンディコット氏の北東アジア限定的非核兵器地帯構想

ジョージア工科大学国際戦略・技術・政策センターのジョン・エンディコット所長のグループは1990年代から北東アジア限定的非核兵器地帯構想を提唱している。この構想の特徴は、「限定的」という言葉にあるように、①対象となる核兵器を非戦略および戦術核兵器に限定、②対象となる核兵器国（米国、ロシア、中国）の領域の全てではなく一部の領域を非核化の対象とする、という限定を加えている。

条約の当事国のうち、核兵器国としては米国、中国、ロシアを想定し、非核兵器国としては日本、韓国、北朝鮮、モンゴルを想定している。そして、核兵器国・非核兵器国の全ての当事国が批准して条約は発効する、とされる。

対象となる地帯は何度か改められ、第1案は金子氏の提案と同じ朝鮮半島非武装地帯の中央から半径2千キロの円形の範囲だったが、後に第2案としてアラスカまで含む楕円形に改められた。

禁止の対象となる核兵器は、究極的には全てだが、当面は非戦略核および戦術核を対象とし、対象の選択は核兵器国に委ねるという。また条約の推進のため当事国を集めて定期的に会合を主催する「北東アジア限定的非核兵器地帯創設機構」の設立も提唱した。

全星勲・鈴木達治郎両氏の3か国非核兵器地帯構想

2003年、韓国統一研究院（KINU）の全星勲氏と電力中央研究所の鈴木達治郎氏が連名で韓国、北朝鮮、日本の3か国による非核兵器地帯構想を発表した。この中で両氏は、北朝鮮、日本、韓国ともに別の理由で国際社会から核開発疑惑を抱かれているとし、法的拘束力を持った3か国非核兵器地帯を設置することで相互の信頼を高め、地域に平和と安定、繁栄をもたらす環境を設け、これを土台に将来的に北東アジア非核兵器地帯に拡大することを提案している。

だが、対象範囲や具体的な内容については、まず日韓で専門家会議を開催して煮詰め、後に北朝鮮を加えて協議するという。

梅林宏道氏の構想

市民やNGOの立場から反核運動を続けてきた梅林宏道氏（現・長崎大学核兵器廃絶研究

センター所長）は、1996年から北東アジアで「スリー・プラス・スリー」方式の非核兵器地帯構想を提案してきた。韓国、北朝鮮、日本（スリー）が非核兵器国として地理的な非核兵器地帯を構成し、周辺の米国、ロシア、中国（スリー）が、核兵器国として加わり、消極的安全保証の供与などを含む義務を負う、という内容である。

2004年にはモデル条約案を韓国のNGOと共に作成し、発表している。主要な特徴として、以下の点が指摘できる。まず前文で、この地域に被爆地および被爆者（在韓・在朝被爆者も含め）が存在することを明記し、本文では加盟国に対し、「核の傘」に頼る安全保障政策の放棄、核兵器廃絶をめざす義務、被爆の実相や核軍縮に関する教育を行う義務を課した。また消極的安全保証の供与は議定書ではなく条約本文で明記し、さらに議定書では、核兵器国がこの地域に通常兵器による軍事攻撃を加えることも禁じている。

この構想は、北朝鮮が最初から非核兵器国として加わることを想定しているが、それどう実現するのかについては、示していない。

ノーチラス研究所「韓日非核兵器地帯」構想

オーストラリア、韓国、米国に拠点をもつノーチラス研究所のグループが2010年以降、韓日非核兵器地帯構想を提案し、ワークショップを継続的に開催している。オリジナルの英語表記はKorea-Japan Nuclear Weapon Free Zoneであり、South Koreaとは表記していないが、同研究所のペーパーにはKoreaは韓国を指すと明記されている。

ノーチラス研究所は、北東アジアにおける米国の「核の傘」の提供（核拡大抑止）がかえって北朝鮮の核兵器依存を加速させたとし、この地域に協力的な安全保障を作り出すことが必要で、この構想は北朝鮮の核兵器の価値を下げて核兵器解体への圧力を強化し、後の段階で北朝鮮が非核兵器国として加わるために門戸を開設するものだと説明している。

米国の核抑止戦略に詳しい米外交問題評議会上級フェローのモートン・ハルペリン氏は、ノーチラス研究所が2011年11月に東京で開催した「東アジア核安全保障ワークショップ」で基調講演し、北朝鮮の核開発を断念させるためには、6カ国による北東アジア包括的平和安全保障条約の締結が必要で、その条約には、朝鮮戦争の完全な終結、常設の安全保障協議会の設置、非核兵器地帯の設置などを盛り込むべきだと述べている。

また北東アジア非核兵器地帯についても支持し、韓国、北朝鮮、日本が非核兵器国として加わり、米国、中国、ロシアが核兵器国として消極的安全保証などを盛り込んだ議定書に加わるという案を提案した。

北朝鮮を含む朝鮮半島や日本の非核化は、あまりに理想的過ぎる、という見方が一般的だが、ハルペリン氏のようなリアリストも含め、逆に注目する人が増えているのが興味深い。

7 おわりに

以上のように、核軍縮をめぐる世界の現状は、オバマ大統領登場の熱狂はすでに冷め、

理想論を追うよりも、2010年NPT再検討会議での合意の実行や、米ロ間のさらなる核削減を促し、イスラエルやイランを含む中東や、北朝鮮を取り囲む北東アジアに信頼を築きながら、個別の核問題解決をめざすという、現実的で強い努力が求められている。

だが、本来は理想主義的なアプローチと思われた、「核兵器の非人道性」に着目して訴える、という動きが、被爆国・日本ではなく、イスラエルやノルウェーを中心とした中堅国家から始まった。しかも、問題なのは事前に日本政府に打診がなかったことだ。日米同盟および「核の傘」に縛られ、被爆体験がありながら、核軍縮問題では自己規制する国、と言うイメージが国際社会で浸透しているのではないか。

一方で、被爆地・長崎から新たな試みがスタートした。長崎大学の中に2012年4月、核兵器廃絶研究センターがオープンしたのだ。長崎県、長崎市および地元コミュニティーの全面的な支援で開設にこぎつけた。センター長の梅林宏道氏はNGOの指導者として核問題について発言してきた有識者だ。研究員には、核問題の専門家が集まつた。「核兵器廃絶」に特化した研究機関は、世界でも初めてだという。

2012年4月から5月にかけて、2015年NPT再検討会議の準備委員会がジュネーブで開かれたが、さっそく研究員が現地に飛び、毎日のように会合の模様をブログで発信した。かつて被爆地は「怒りの広島、祈りの長崎」と言われ、核廃絶や核軍縮問題について、現実の政治外交を踏まえつつ、リアルに分析し提言する素地が欠けている、と捉えられてきた。広島と長崎が連携をはかりながら、新たなイニシアティブを目指すことが必要だ。

IV. 2013年の核をめぐる動向と課題

1 はじめに

オバマ大統領のベルリン演説

米国の指導者が四年ぶりに、核軍縮の進展へ向けた具体的な提案を行つた。2013年6月19日、オバマ米大統領がドイツ・ベルリンのブランデンブルク門の前で、約4500人の聴衆を前に演説し、米国の戦略核弾頭を三分の一削減する計画を示した上で、ロシアにも同調を求めて交渉するつもりであることを明らかにした。実現すれば米ロの核弾頭数は1,000発前後に減ることになり、さらに3桁レベルにまで減れば、英国、フランス、中国を交えた5カ国での核削減交渉の可能性も見えて来る。久しぶりの明るい話題といえよう。

だが、グローバルな核軍縮はさほど進展していないのが現状だ。ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）が毎年発行している『SIPRI年鑑』（2013年版）によると、2013年1月現在の世界の核兵器保有の総数は17270発で、前年より1700発あまり減少した。だが、実質的に核弾頭が減ったのは米ロ両国だけ（削減数：米国300発、ロシア1500発）で、中国、インド、パキスタンはむしろ増加傾向にある。

各国の核兵器の推計保有数(2013年1月現在)			
出典:『SIPRI YEARBOOK 2013』			
国名	配備数	未配備・貯蔵・解体待ち	合計
米国	2,150	5,550	7,700
ロシア	1,800	6,700	8,500
英国	160	65	225
フランス	290	10	300
中国		250	250
インド		90-110	90-110
パキスタン		100-120	100-120
イスラエル		80	80
北朝鮮	?	?	6-8?
合計	4,400	12865	17270

北朝鮮・イランの核開発

さらに、核兵器の拡散の危険も一向に減少していない。北朝鮮では、2011年12月の金正日総書記の死後、権力が三男の金正恩第一書記へと継承されたが、核・ミサイル開発は続けられている。2012年4月には「人工衛星打ち上げ」の名目で長距離弾道ミサイルが発射されたが、打ち上げに失敗した。同年12月には北朝鮮が「地球観測衛星」を打ち上げると発表し、米軍が「人工衛星」と見られる物体の軌道を確認した。韓国国防省は黄海から回収された残骸から、打ち上げに使われたロケットは、射程距離1万km以上の弾道ミサイルに匹敵すると推定した。さらに2013年2月12日に北朝鮮は、三度目の地下核実験を「成功裏に行った」と発表した。

これに対して3月、国連安保理は北朝鮮の核実験を非難して大幅な制裁強化を決議するなど、国際社会の反発は強まったが、4月に北朝鮮の最高人民会議は「核抑止力と核報復攻撃力の強化」を盛り込んだ法令を採択するなど、核兵器保有を既成事実化する強硬路線をとり続けている。

一方、イランも国際社会からの反発に背を向けるようにウランの濃縮活動を続けている。国際原子力機関（IAEA）が2013年5月22日に発表した報告書によると、イランは中部ナタンズとフォルドウの二カ所にウラン濃縮施設を設け、これまでに濃縮度5%の低濃縮ウランを8960kg、濃縮度20%の高濃縮ウランを324kg製造したという。核爆弾一個の製造に必要な高濃縮ウランは250kg前後で、この量を超えるとイランの核武装の危険が現実のものとなり、イスラエルが軍事行動を検討する可能性が指摘されているが、報告書によると高濃縮ウランの一部は研究炉燃料などに使われ、兵器転用可能な高濃縮ウランの保有量は182kgだという。

だが、6月14日に行われたイランの大統領選挙で、2005年以来、2期8年間大統領を務めた強硬派のアハマディネジャド氏に代わって、ロウハニ元最高安全保障委員会事務局長が当選した。イランが新政権になってもこのまま核開発を継続すれば、イスラエルの軍事行動の危険を高めるだけでなく、イランからの核技術や核物質の流出による核拡散の可能性もありうる。ロウハニ氏は穏健保守派で、西側諸国との関係改善を求めていたといわれるが、イランの核政策に今後、変化が見られるかどうかが注目されている。

直面する課題

今の世界が直面する核軍縮の課題を総論的にまとめれば、既存の核保有国を巻き込んだグローバルな核軍縮の進展と、北朝鮮やイランの核開発の阻止、および不安定国家や非国家主体への核拡散の防止である。

それらを指摘した上で、本稿では2013年の時点で筆者が重要だと考えるいくつかの個別の問題点を取り上げてみたい。第1に、「ベルリン演説」で再度「核兵器のない世界」をアピールしたオバマ米大統領の核軍縮政策について。第2に、新たな国際的潮流となりつつある「核兵器の非人道性」を訴える動きについて。第3に、2010年核不拡散条約(NPT)再検討会議の最終文書が2012年に開催するよう勧告したにもかかわらず、延期された中東非大量破壊兵器地帯設立のための会議(中東会議)について。第4に日本政府の核軍縮政策について。第5に、被爆地広島と長崎で試みられている新たな模索について。

1 2期目のオバマ政権の核軍縮政策

オバマ大統領のベルリン演説は、憲法上の規定で2期8年に限られた任期の残りの4年で、「核兵器のない世界」に少しでも近づけたいという意欲の現れとみていいのだろうか。

オバマ大統領が就任1年目の2009年4月、プラハで演説して「核兵器のない世界」の実現を訴え、世界を熱狂させたことは記憶に新しい。だが、2010年の中間選挙で与党・民主党が大敗して下院で少数派となり、上院でも辛うじて半数をやや上回る程度で、大統領は今も厳しい議会運営を強いられている。核軍縮政策としては、2010年4月に米ロ間の新・戦略兵器削減(START)条約に署名し、米ロの核弾頭数を1,550発に削減することを決めたものの、国際社会が求めている包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准は議会の反対で実現せず、議会の圧力で新START条約の批准と引き換えに核兵器予算の大幅増を認めるなど、核軍縮とは逆の事態が続いている。

そんな中、ベルリン演説は久々にオバマ大統領らしい演出のもとで行われた。6月19日という日付は、60年前の1953年に東ベルリンで発生した市民蜂起が東独全体に広がり、それを記念して旧西独で1954年から1990年まで「ドイツ統一の日」と定められていた6月17日の2日後。また、ベルリンの壁が建設された2年後の1963年に、ケネディ米大統領(当時)が西ベルリンで演説して自由を訴え、「私はベルリン市民だ」とドイツ語で叫んで聴衆を熱狂させた6月25日にも近い日付である。

オバマ大統領は演説の中に、これらのエピソードを巧みに盛り込み、自らも「私はベルリン市民だ」と語って喝采を受けた。その上で、「正義ある平和」の重要性を繰り返し述べた後、次のように語った。

「正義ある平和とは、核兵器のない世界の実現による安全保障の追求を意味する。私は大統領として核不拡散を強化し、米国の核兵器の数と役割を低下させた。しかし、まだ不十分だ。配備戦略核の三分の一を削減しても、米国および同盟国の安全を確保し、強力で信頼性のある戦略抑止の維持は可能だ。私は冷戦時代の核態勢を脱却するための核削減をロシアと交渉するつもりだ¹⁰¹」

新 START 条約は、2011 年 2 月の発効後、7 年以内に核弾頭を 1,550 発に削減することを定めているが、国際社会からも米議会内の核軍縮擁護派議員からも、さらなる核削減は可能だと声が強い。日本とオーストラリアの政府の支援による「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」(ICNND) の報告書（2009 年 12 月）も米国に対し「戦略核・戦術核を含むあらゆる核弾頭」を千発以下に減らすよう勧告している。これに対し今回のオバマ提言は、配備戦略核を千発程度に減らす内容であり、核軍縮における一定の前進ではあるが、市民社会からはさらなる削減を望む声が出そうだ。

爆発を伴わない核実験

米国は冷戦終結後の 1992 年以降、新たな核兵器は製造せず、爆発を伴う核実験もモラトリアム（一時停止）を続けている。このため老朽化する備蓄核兵器の性能の維持を目的としてエネルギー省は「備蓄核兵器管理計画」(Stockpile Stewardship Program) をたて、国家核安全保障局 (NNSA) を 2000 年に設置し、傘下の 5 カ所の研究機関に爆発を伴わない実験を実施させ、毎年四半期ごとに実験概要報告をウェブサイトに公表している。

それによると、実験は大別して「統合非核兵器実験」「集束実験」「臨界前核実験」に分かれ、さらに細かく 13 のカテゴリーに分かれて実施される。2013 年 1 月に発表された四半期報告によると、実験の総数は 1504 回にのぼり、プルトニウムを用いる臨界前核実験が 1 回含まれているほか、臨界前核実験以外でもプルトニウムを用いる実験が 6 回実施された。

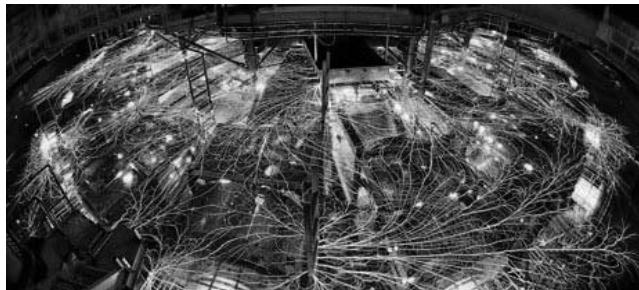
ウェブサイトによると、臨界前核実験は 2012 年 12 月 5 日に「ポラックス」(Pollux) と命名されてネバダの地下実験施設で行われ、通算 27 回目に当たる。「臨界前核実験により、爆発実験を行わずに備蓄核兵器の性能を維持できる」「実験には米国の科学技術誌が主催する賞を獲得した、優秀な技術が用いられた」などの記述があり、臨界前核実験の 31 秒間の画像は You Tube にも投稿されて音声とともに見ることができる。米国が臨界前核実験を行うたびに広島や長崎の自治体などから抗議の電報が発せられているが、実施する側には罪悪感など全くないというのが実態のようだ¹⁰²。

また、サンディア国立研究所では、Z マシンとよばれる核融合実験装置を用いて強力な X

¹⁰¹ 米ホワイトハウスのホームページ掲載原稿より筆者抄訳。

¹⁰² <http://nnsa.energy.gov/mediaroom/pressreleases/pollux120612>

線をプルトニウムに照射し、核爆発に近い超高温、超高压状態を作つてプルトニウムの状態を試験する実験を、2010年11月に初めて実施して以来、今年3月までに8回実施している¹⁰³。2013年第1四半期に予定されているZマシンの実験40回のうち2回はプルトニウムを使用するもので、使用する分量は「1回当たり8g以下」だという¹⁰⁴。だが、広島や長崎では、臨界前核実験を補完する新たな核実験だと受け止められ、自治体が抗議の電報を送っている。



Zマシン（NNSAのウェブサイトより）

2 核兵器の非人道性

「核兵器のない世界」への道筋として、核兵器の削減を経て廃絶を目指すのが一つの方法だとすると、もう一つの方法は核兵器の使用禁止であり、「核兵器禁止条約」を支持する動きが少しづつ広がっている。そして、核兵器禁止条約の制定を国際社会に促すための論拠として、「核兵器の非人道性」を訴える動きがここ数年、急速に広がっている。

赤十字国際委員会総裁の演説

2010年4月20日、赤十字国際委員会の本部のあるジュネーブで、ケレンベルガー総裁が各国外交官に対し、核兵器の廃絶と使用禁止を訴え、その根拠として、原爆投下直後の広島に十五トンもの医薬品とともに救援活動に赴いたマルセル・ジュノー赤十字国際委員会駐日代表による、被爆の惨劇の記述を引用した。

国際赤十字・赤新月運動代表者会議の決議

2011年11月26日、ジュネーブで開催された国際赤十字・赤新月運動の代表者会議で「核兵器廃絶へ向けて」と題する決議が採択された。核兵器の使用が壊滅的な非人道的結果をもたらすことを論拠に核兵器の使用の禁止と廃絶を訴える内容で、赤十字国際委員会および30カ国の赤十字社・赤新月社が賛同した。

¹⁰³ 『中国新聞』2013年3月13日朝刊。

¹⁰⁴ 『中国新聞』2012年9月23日朝刊。

NPT 再検討会議準備委員会での 16 カ国声明

2012 年 5 月 2 日、ジュネーブで開催された NPT 再検討会議準備委員会で、スイス、ノルウェー、メキシコなど 16 カ国が、赤十字国際委員会および国際赤十字・赤新月の訴えに賛同する形で、核兵器の非人道性を根拠に、核兵器の廃絶と非合法化を訴える声明を発表した。被爆国・日本は声明に加わらなかった。

国連総会での 34 カ国声明

2012 年 10 月 22 日、ニューヨークで開催された国連総会第一委員会で、前述の 16 カ国に新たに 18 カ国を加えた 34 カ国が、ほぼ同じ核兵器の廃絶と非合法化を訴える内容の声明を発表した。日本は声明に加わらなかった。

核兵器の非人道的影響に関するオスロ会議

2013 年 3 月 4 日—5 日、ノルウェー政府はオスロで核兵器の非人道的影響に関する国際会議を主催した。会議には 127 カ国の代表および国連、赤十字国際委員会、NGO などが参加した。会議は、核兵器の爆発が人道面や環境面などに与える影響を科学的に議論するのが目的で、出席者は外交官や医師、科学者、NGO メンバーなど 500 人を超えた。核保有を宣言しているインドとパキスタンは参加したが、NPT の 5 核兵器国およびイスラエル、韓国などが欠席した。しかし、国連加盟国の半数以上が参加し、成功裏に終わったといえるだろう。

日本政府も会議に参加し、外交官に加え代表団員として朝長万左男・日本赤十字社長崎原爆病院長および田中熙巳・日本原水爆被害者団体協議会（被団協）事務局長を派遣し、両氏は医学の立場や被爆者の立場から証言を行った。吉田謙介・外務省軍備管理・軍縮課長も、日本は唯一の被爆国として核兵器の非人道的側面を十分認識していることを述べた上で、核兵器廃絶のプロセスは時間を要し、段階的に進めるべきだと見方を表明した¹⁰⁵。前述の核兵器の非人道性に関する声明を積極的に支持しているスイスやノルウェーをはじめとする国々と比べると、全般に慎重な姿勢がうかがえるようだ。

議長を務めたエイデ外相は議長総括で、もし核兵器が使用されれば、①被害者への十分な救援は不可能であること、②即時にまた長期的に壊滅的結果がもたらされること、③爆発の影響は国境を越えて地球全体に重大な結果をもたらすことを指摘した。次回開催国にはメキシコが名乗り出て、引き続き会議が継続されることが決まった。

NPT 再検討会議準備委員会での 77 カ国声明

2013 年 4 月 24 日、ジュネーブで開催された NPT 再検討会議準備委員会で、77 カ国が、

¹⁰⁵ 朝長万左男 「『オスロ・カンファレンス—Humanitarian Impact of Nuclear Weapons (核兵器の非人道的側面)』に出席して」『軍縮研究（電子版）』第 4 号、2013 年 4 月、4—7 頁。

核兵器の非人道的影響に関する共同声明を発表した。前年の 16 カ国声明、34 カ国声明と比べると、新たにオスロ会議の成果についての言及が付け加えられた。一方、核兵器の「非合法化」の文言が取り除かれ、核兵器の全面廃棄のみを求める内容となっている。目的をやや緩やかにして、賛同する国家を広げようとの狙いだろう。日本の賛同を促すためイスイスなどが配慮したとの報道もある。オスロ会議の成功もあってか、共同声明に賛同した国の数は 2 倍以上に増えたが、依然として日本政府は加わっていない。

以上の流れを見る限り、核兵器の非人道性を訴える国際的な潮流は、確実に増えている。だが、核兵器の非合法化の文言が取り除かれたことで、核兵器禁止条約とのつながりが、やや見えにくくなつた。一方、日本政府が今後もこの潮流とは一線を画して行くのか。この動きを主導してきた国の一つ、イスイスは 2015 年の NPT 再検討会議を見据えて行動することを表明している。あくまで核兵器の削減から廃絶への道筋と、非合法化の道筋の両方を見据えた行動を期待したい。

3 中東会議

1995 年の NPT 再検討会議以来の課題である「中東非核・非大量破壊兵器地帯」を創設するための会議（中東会議）を、2010 年の NPT 再検討会議の最終文書は、2012 年中に開催するよう勧告し、フィンランド外務次官が議長役のファシリテーターとなって同年 12 月に開催する準備が進められていたが、11 月に突如「中東会議延期」のニュースが通信社から世界に報じられ、関係者を落胆させた¹⁰⁶。

もともと、核開発を続けるイランや事実上の核保有国で NPT 非加盟のイスラエルが参加するかどうかが懸念されていた上、シリアの内戦など不安定要素が指摘されていた。会議の招集者は米国、ロシア、英国、および国連事務総長だが、延期決定後、米国務省ス皮ークスマンは「議題や会議の方式などに関する関係国の不一致」と「中東の不安定な現状」を延期の理由に挙げた。一方、ロシアも英国も「2013 年の開催を呼びかけている」とし、国連事務総長も「2013 年のできるだけ早い時期」の開催を促したが¹⁰⁷、2013 年 6 月の時点で開催のメドはたっていない。

1995 年以来、中東非核・非大量破壊地帯設立へ向けた会議を求めている中東のアラブ諸国の不満は大きく、2013 年 4—5 月に開催された NPT 再検討会議準備委員会のさなかの 4 月 29 日、エジプト代表は中東会議の延期を強く抗議する声明を発表し、残りの会合を全てボイコットして退席した。

4 日本の核軍縮政策

外交の場でしばしば「唯一の被爆国」を名乗る日本政府の核軍縮政策は、国際社会の信

¹⁰⁶ George Jahn “Mideast nuke talks called off,” *Associated Press*, November 10, 2012

¹⁰⁷ Kelsey Davenport & Daniel Horner, “Meeting on Middle East WMD Postponed,” *Arms Control Today*, December 2012, pp.22-23.

頼を勝ち得ているのか。それを判断する一つの材料が、前述した「核兵器の非人道性」を訴える潮流に対する日本の姿勢だろう。

一方で日本政府は、自らのスタイルで核軍縮をリードする姿勢も示している。それが、2010年9月にニューヨークで立ち上げた「軍縮・不拡散イニシアティブ」(NPDI)という、非核兵器国10カ国からなる国家グループである。日本とオーストラリアが主導し、ドイツ、オランダ、ポーランド、カナダ、チリ、メキシコ、トルコ、アラブ首長国連邦が加わっている。これまで計6回の外相会合を開き、2013年のNPT再検討会議準備委員会にもCTBTの早期発効などを促す6本の作業文書を提出した。

「核兵器の非人道性」声明に加わろうとしない日本政府の姿勢に対し、国内のNGOなどからは批判が相次いでいるが、今年4月の第6回外相会合では、核兵器の使用がもたらす非人道的影響への「深い懸念」を表明している。またオスロ会議をフォローする会議の開催を申し出たメキシコもNPDIの参加国であり、メキシコの申し出を「歓迎」することも表明された。このほか、NPDIは米国の核削減についても「非戦略核を含む全ての核兵器」を対象とすべきだとし、また米国が未批准のCTBTに関しても早期発効を求めており、中東会議の延期についても「遺憾」の意を表明し「早期開催」を訴えている。

そもそもNPDIは核軍縮に意欲的といわれた民主党政権時に発足したが、2012年12月の自民党への政権交代で、今後の核軍縮政策が問われている。そんな中、安倍首相は外相に広島出身の岸田文雄氏を起用した。安倍首相の政治信条は、保守の中でもしばしばタカ派寄りと見られがちだが、岸田外相は保守本流と呼ばれた宏池会の流れを汲む岸田派の会長で、バランスを重んじる稳健保守が信条だと伝えられる。外相就任後、さまざまな場面で「広島出身の外務大臣として、核軍縮に積極的に取り組んでいきたい」とアピールしており、2010年8月6日に民主党の菅直人首相が提唱して始まった「非核特使」の若者版ともいえる「ユース非核特使」を自ら提案し、2013年6月28日に制度がスタートした。このほか、軍縮・不拡散教育や市民社会との連携も重視しているといわれる。2014年には広島でNPDIの外相会合開催が決まっている。

これまで日本の市民社会からは、米国の「核の傘」に依存している故に、大胆な核軍縮政策に踏み出せないと見られ、しばしば批判してきた日本の核軍縮政策だが、その枠を越えた政策が打ち出せるのか。広島出身の外相の真価が問われるのはこれからだろう。

5 被爆地広島・長崎からの試み

最後に、被爆地広島・長崎からの新たな試みについても、簡単に触れておきたい。

広島県と広島市の連携

まず広島では、広島県と広島市が連携して核問題に取り組むという、地元では長い間見られなかった関係が始まっている。最大のきっかけは、新しい県知事と市長の誕生である。

まず湯崎英彦県知事は、2009年11月の当選後、約2年をかけて「国際平和拠点ひろし

ま構想」をまとめた。その趣旨は「人類初の原子爆弾による破壊から復興した地として、核兵器廃絶のプロセスや復興・平和構築などの課題について、国際平和実現のための取組や広島が果たすべき役割を構想としてまとめ¹⁰⁸」たもの。この構想に基づき、2013年3月には、日本国際問題研究所軍縮・不拡散センターに委託して、核保有国など計19カ国の核軍縮・核不拡散への取り組みを成績表にした「ひろしまレポート」を発表した¹⁰⁹。2013年7月には、日本、米国、中国、韓国などの核問題の専門家により東アジアの核軍縮について話し合う「ひろしまラウンドテーブル」を開催する。

湯崎知事以前の広島県政は、核問題は広島市に任せ、国際理解や国際協力の分野で平和に取り組むのが一般的だったが、湯崎知事は就任直後から核問題に取り組む決意を示してきた。自治体の取り組みとはいえ、核軍縮に現実に何らかの影響力を与えるためのプロジェクトを目指している。

一方、広島市はもともと被爆地の自治体という使命を負い、歴代市長は財団法人広島平和文化センターや広島平和記念資料館と連携しながら、被爆者問題や核兵器廃絶を目指す平和行政に積極的に取り組んできた。だが、もともと広島県との連携は希薄で、1980年4月に政令指定都市に昇格して以降、その傾向はますます強まった。

だが、2011年4月に松井一實市長が当選後、県知事と市長のトップ会談が久しぶりに実現し、両者は一定の協力関係を築いている。松井市長は、広島市の役割を「被爆の実相の解明や被爆体験の継承」に絞り、核軍縮など国の外交に自治体があれこれ注文をつけるべきではないとの考え方のようだ。当選後、8月6日の平和記念式典で市長が読み上げる「平和宣言」のために毎年、被爆者から手記を募集しているほか、被爆者の高齢化で被爆体験の継承が懸念されていることを踏まえ、2012年度から「被爆体験伝承者養成事業」を開始。自らの被爆体験を証言する「証言者」とそれを継承する「伝承者」を市民から公募し、半年あまりで計13回の研修を実施して人材を育成しており、初年度は伝承者に137人、証言者に32人の応募があった。

こうした県と市の平和行政の住み分けは住民にとっても望ましい。県と市は、平和担当部局に、職員を一名ずつ派遣し合うなど、事務レベルでの連携も進んでいる。これが「広島方式」として今後も定着するよう期待したい。

長崎大学 RECNA の活動

長崎で注目されているのは、2012年4月に発足した長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)の積極的な活動である。

発足直後から、ジュネーブでのNPT再検討会議準備委員会や国連総会などに積極的にスタッフを派遣し、核軍縮外交の第一線の現場から、毎日のようにブログに詳細なレポート

¹⁰⁸ 広島県ホームページ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/peace/>

¹⁰⁹ 広島県ホームページ

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/232/hiroshimareport.html>

を掲載している。これまで外交官による会議の詳細な模様は、新聞やテレビだけでは十分伝わらなかつたが、核軍縮問題に精通した研究者が、会議での論点やその背景を、関連資料のファイルも添付して、分かりやすく解説している¹¹⁰。

また、政策提言としては「北東アジアの非核化」に力を入れており、「北東アジア非核兵器地帯への包括的アプローチ」をテーマに日本、米国、韓国、豪州などの研究者やNGOの専門家を招いた国際ワークショップを2012年12月に日本で、2013年6月に韓国で開催した。

長崎県や長崎市、長崎大学、地元被爆者団体など地元コミュニティーの全面的な支援が背後に感じられる。被爆地同士の連携も深めるべきだろう。

初出一覧

- I. 2010年の核をめぐる動向と課題（水本和実「10年ぶりNPT最終文書採択で流れ変わるか?——2010年の核をめぐる動向と論調」『広島平和記念資料館資料調査研究会 研究報告』第8号、2012年9月、57-73頁）
- II. 2011年の核をめぐる動向と課題（水本和実「原発事故は日本の核政策を変えるか——2011年の核をめぐる動向と論調」、『広島平和記念資料館資料調査研究会 研究報告』、第9号、広島平和記念資料館資料調査研究会、2013年8月、43-59頁）
- III. 2012年の核をめぐる動向と課題（水本和実「核廃絶に向けた最近の動きと関係国の思惑」『インテリジェンス・レポート』47号、インテリジェンス・クリエイト、2012年8月、4-20頁）
- IV. 2013年の核をめぐる動向と課題（水本和実「核軍縮・核不拡散の現状と問題点」、『インテリジェンス・レポート』、第59号、インテリジェンス・クリエイト、2013年8月、4-20頁）

¹¹⁰ RECNAホームページ <http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/>

調査分野：原爆報道

石田 雅春

1. 研究の動向

原爆報道の研究については、分析対象とする時期によって成果の蓄積に大きな差がある。すなわち占領下(昭和20～27年)を対象とした研究が多く積み重ねられているのに対して、講和独立後(昭和27年以降)を対象とした研究は相対的に少ない状況にある。また分析の視角も占領下と講和独立後で大きく異なるため、本稿では便宜上、対象時期によって先行研究を二つに大別した上で紹介する。

(1) 占領下を対象とする研究

日本を占領した連合国軍は、占領統治を円滑に行うために検閲や報道統制(プレスコード)を実施した。当該期を対象とした研究は、こうした情報統制のもとで、どのように原爆被害の実相が報道されたのかということを明らかにしようとしている。

占領期の検閲については、松浦総三(No.25)の研究が管見の限り初見である。松浦は検閲の実態に言及する過程で、原爆報道への統制の事例を紹介した。一方、袖井林次郎(No.24)の研究は、原爆投下直後から講和独立までの期間を対象として原爆報道に焦点をあわせて分析している。それによると(1)投下直後は戦時中の検閲のため日本のマスコミは事実を伝えることの出来なかった、(2)ポツダム宣言受諾後から米軍進駐にかけての時期は「権力の真空地帯」が生じて、比較的自由に事実を報道できたこと、(3)占領軍が進駐して報道統制・検閲が始まると再び原爆被害の実相を報道することが封じられた、という流れでまとめている。新聞や雑誌以外も分析の対象に加えているが、当該期の原爆報道を体系的にまとめた論考となっている。

こうした松浦や袖井の研究は、日本の文献によってなされたものであったが、1970年代後半にアメリカの国立公文書館で占領軍の一次史料の公開が開始されると、次々と新たな事実が明らかになっていった。モニカ・ブラウ(No.7)は、占領軍の検閲の機構や運用を分析し、原爆に関する検閲の実態を初めて体系的に明らかにした。

一方、堀場清子(No.3、4)は、プランゲ文庫に収蔵されている書籍・雑誌・新聞を分析すると同時に、検閲を受けた日本側の資料も調査することによって、双方の立場から原爆に関連する検閲の実態を明らかにした。主たる分析の対象が書籍であるため必ずしも「原爆報道」と一致するわけではない。しかしながら(1)占領軍の検閲と編著者(日本側)の自己規制が混同されていること、(2)原爆だけを対象として検閲が行われたわけではないこと、という点を実証的に明らかにしたこととは、当該期の原爆報道の特徴を考える上で重要である。

ただ、モニカ・ブラウや堀場清子の研究は、出版物や手紙の「検閲」が中心である。このため GHQ/SCAPにおいて占領政策に違反する言説の摘発を主務とする民間諜報局(CIS)が、主たる分析の対象となっている。GHQ/SCAPには、民間諜報局(CIS)とは別に、マスコミの報道を規制する民間情報教育局(CI&E)があった。原爆報道について考える場合、新聞の出版に対する検閲も重要であるが、情報や報道の方向性を統制した報道規制についても分析が欠かせないと思われる。

こうした原爆問題に関連する報道規制については、残念ながら体系的な先行研究は存在しない。わずかに江藤淳(No.6)が著書の第6章でその存在に言及している程度である。(筆者も CI&E の資料をサンプル調査したが、まとまった形で資料が残っていなかった。)

以上のように、占領軍の検閲についてはかなりの解明が進み、原爆被害の報道が規制を受けていた実態があきらかにされた。

なお、近年では繁沢敦子((No.1)が、連合国ジャーナリストたちの言動を分析して、占領軍による検閲の別の側面を明らかにした。すなわち原爆投下後に現地入りした連合国ジャーナリストたちは、日本のマスコミよりも相対的に自由な立場にあったと思われがちであるが、彼らもアメリカ本国の報道統制によって核兵器情報の守秘という義務が課せられていたのであった。また戦時中より人的な悲惨さを記事しないという自主規制があり、この影響を受けて原爆報道も原爆症ではなく原子爆弾の兵器としての威力を中心に行われたことを明らかにした。

また、原爆報道とは直接に関係しないが、原爆投下時の広島でのジャーナリストの活動について、NHK(No.2)が記録をまとめている。

(2) 講和独立後を対象とする研究

当該期の原爆報道については、被爆地広島の地元紙である中国新聞社に関する研究が多い。こうした中国新聞社の原爆報道の歴史については、『中国新聞八十年』(No.8)や『中国新聞百年史』(No.5)にまとめられている。大島香織(No.9、14、15、16、19、20)は、一連の研究によって、広島での平和運動の展開と『中国新聞』の原爆報道との相関関係を分析している。また、中国新聞社の原爆報道で中心的な役割を担った記者に焦点をあわせた研究として、富沢佐一(No.13)が金井利博を、大牟田聰(No.12)が大牟田稔を、それぞれ分析している。

一方、複数の新聞を同時に分析したものとしては、宇吹暁(No.22、23)と石田雅春(No.10)の研究があげられる。宇吹は、国立国会図書館等が収集している核・原爆関係の新聞記事切り抜きを数量的に分析し、原爆報道の傾向や資料としての新聞記事の特性について言及した。一方、石田は「平岡敬関係文書」にある韓国人・朝鮮人被爆者関係の新聞記事切り抜きを分析し、年ごとの報道内容の変遷と新聞ごとの報道の違いを明らかにした。

講和独立後を対象とした研究は、いまだ緒に就いたばかりであり、今後の展開が期待される。また、現時点では分析の対象が新聞に限られている。このため雑誌やテレビなど新

聞以外の媒体についても分析が待たれるところである。

2. 主要な先行研究一覧

【書籍】

- (1) 繁沢敦子『原爆と検閲』中公新書、2010年
- (2) NHK 出版編『ヒロシマはどう記録されたか—NHK と中国新聞の原爆報道—』NHK 出版、2003年
- (3) 堀場清子『原爆 表現と検閲—日本人はどう対応したか』朝日選書、1995年
- (4) 堀場清子『禁じられた原爆体験』岩波書店、1995年
- (5) 中国新聞社社史編さん室編『中国新聞百年史』中国新聞社、1992年
- (6) 江藤淳『閉ざされた言語空間 占領軍の検閲と戦後日本』文藝春秋、1989年
- (7) モニカ・ブラウ著・立花誠訳『検閲 1945-1949 禁じられた原爆報道』時事通信社、1988年
- (8) 中国新聞社社史編纂委員会編『中国新聞八十年史』中国新聞社、1972年

【論文】

- (9) 大島香織「被爆地からみた「六〇年安保」—原水爆禁止運動と自民党の世論対策」『年報・日本現代史』15号、2010年
- (10) 石田雅春「韓国人・朝鮮人被爆者問題と新聞報道—昭和40年から平成2年までを中心にして—」『被爆地広島の復興過程における新聞人と報道に関する調査研究』広島大学文書館、2009年
- (11) 川野徳幸「広島大学原爆放射線医科学研究所附属国際放射線情報センター所蔵原爆被ばく関連新聞切り抜き記事の概要」『被爆地広島の復興過程における新聞人と報道に関する調査研究』広島大学文書館、2009年
- (12) 大牟田聰「表現者としてのジャーナリスト～ヒロシマと大牟田稔の関わり」『被爆地広島の復興過程における新聞人と報道に関する調査研究』広島大学文書館、2009年
- (13) 富沢佐一「金井利博の思想と行動」『被爆地広島の復興過程における新聞人と報道に関する調査研究』広島大学文書館、2009年
- (14) 大島香織「日本占領と地方新聞の検閲—『中国新聞』の事後検閲例『史潮』64号、2008年
- (15) 大島香織「占領下の「被爆地」報道—『中国新聞』の八月六日」『史潮』62号、2007年
- (16) 大島香織「『中国新聞』とヒロシマの「平和運動」」松永昌三編『近代日本文化の再発見』岩田書院、2006年
- (17) エロワ・イザベル「フランスの原爆投下直後の報道をめぐって」『原爆文学研究』第2号、2003年

- (18) ハンド・ローナン「“The Irish times”誌の原爆投下に関する記事について」『原爆文学研究』第2号、2003年
- (19) 大島香織「『中国新聞』と「ヒロシマ20年」」『日本女子大学大学院文学研究科紀要』9号、2002年
- (20) 大島香織「被爆一〇年『中国新聞』と「ヒロシマ」」『史艸』42号、2001年
- (21) 中国新聞社「エピローグ 核時代の記録—中国新聞は何を伝えたか」『検証ヒロシマ1945-1995』中国新聞社、1995年
- (22) 宇吹暁「新聞の「記録性」を考える」『新聞研究』419号、1986年
- (23) 宇吹暁「原爆報道の軌跡—新聞記事の量的側面の検討—」『広島市公文書館紀要』8号、1985年
- (24) 袖井林次郎「原爆報道」『講座・コミュニケーション5 事件と報道』研究社、1972年
- (25) 松浦総三「第三章 原爆、空襲報道への統制」『占領下の言論弾圧』現代ジャーナリズム出版会、1969年

3. 主要な資料一覧

- (1) 広島大学文書館所蔵「金井利博関係文書」
※金井は中国新聞社記者。未公開、現在整理中。
- (2) 広島大学文書館所蔵「大牟田稔関係文書」
※大牟田は中国新聞社記者。一部公開、現在目録刊行中。
- (3) 広島大学文書館所蔵「平岡敬関係文書」
※平岡は中国新聞社記者。公開。ただし韓国人・朝鮮人被爆者関係のみ所蔵。
- (4) 広島大学原爆放射線医科学研究所附属国際放射線情報センター所蔵「原爆被ばく関連新聞切り抜き記事」
※原爆放射能医学研究所附属原爆被災学術資料センター時代に発行していた『資料調査通信』に抜粋目録を掲載している。一覧は以下の通りである。(名称、号数の純に記載)
 - ・「資料原爆報道 新聞連載一覧 1945-1953年」、1984年4月号(32号)別冊
 - ・「資料原爆報道 新聞連載一覧 (2) 1954-1956年」、1984年6月号(34号)別冊
 - ・「資料原爆報道 新聞連載一覧 (3) 1957-1962年」、1984年7月号(35号)別冊
 - ・「資料原爆報道 新聞連載一覧 (4) 1963-1965年」、1984年8月号(36号)別冊
 - ・「資料原爆報道 新聞連載一覧 (5) 1966-1969年」、1984年9・10月号(37号)別冊
 - ・「資料原爆報道 新聞連載一覧 (6) 1970-1971年」、1984年11月号(38号)別冊1
 - ・「資料原爆報道 新聞連載一覧 (7) 1972-1974年」、1984年11月号(38号)別冊2
 - ・「資料原爆報道 新聞連載一覧 (8) 1975-1976年」、1984年12月号(39号)別冊
 - ・「資料原爆報道 新聞連載一覧 (9) 1977-1978年」、1985年1・2月号(40号)別冊
 - ・「資料原爆報道 新聞連載一覧 (10) 1979-1980年」、1985年3月号(41号)別冊

- ・「資料原爆報道 社説一覧—中国新聞（1945—84年）」1985年5月号（43号）別冊1
- ・「資料原爆報道 社説一覧—朝日・毎日・読売（1945—84年）」1985年5月号（43号）別冊2
- ・「資料原爆報道 新聞連載一覧（11）補遺」1985年5月号（43号）別冊3
- ・「資料原爆報道 政党紙連載一覧」1985年9月号（47号）
- ・「資料原爆報道 新聞連載一覧—長崎編—」1986年1月号（50号）別冊

調査分野：被爆者対策の国際比較

川野徳幸

1. 研究の概要

周知のように、日本では「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」、いわゆる「被爆者援護法」が平成 6 年に制定され、原爆被爆者には保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護措置が講じられている。

報告者が基盤研究(B) 「広島における核・被ばく学研究基盤の形成に関する研究」(平成 23 年度～25 年度)において、分担した研究は、被爆者対策の国際比較である。このことは、「被爆者援護法」との比較検討を通じ、放射線被ばく被害者に対する国際的援護現状の確認、その異同、同時に今後のるべき方向性を提示することが可能であると考えたからだ。同時に、本研究は、今日的緊急的課題である福島第一原発事故被災者への今後の福利厚生を検討する際の重要な視点を提供することができるであろう。

そのために、本研究においては、カザフスタン共和国セミパラチンスク核実験被害者に対する援護施策の情報収集を中心に行った。カザフスタン共和国北東部に位置するセミパラチンスク核実験場は、旧ソ連時代最も多くの核実験が実施された地である。1949 年 8 月 29 日の旧ソ連初の核実験も同地にて実施された。それ以降、地上 25 回、空中 86 回を含む、計 456 回の核実験が行われ (Mikhailov 1996)、その結果、少なくとも数十万の放射線被曝による被害者がいると推測されている。

カザフスタンにもいわゆる「被ばく者援護法」が存在する。セミパラチンスク州全域と核実験場に隣接するパヴロダール州、東カザフスタン州、そしてカラガンダ州の諸地域を生態環境罹災区域と認定し、補償と医療支援を講じている。同地に居住するものは、被災者としての証明書を有している。図 1 がそれである。同地区住民は、この証明書を「被災者証明書」、「ポリゴン証明書」あるいは「環境証明書」と読んでいる。しかしながら、地区によって異なる補償額、複雑な計算方法、あるいは補償受給に関する複雑な条件などあり、同法律を概観するだけではその実態はわからない。そのため、本研究では、セミパラチンスク地区住民を対象に援護施策について、インタビューを行った。以下に年金部分に関するインタビュー部分を転載する。因みに、「ポリゴン」とは核実験あるいは核実験そのものを指す。



図1 カザフスタン共和国における「被災者証明書」

* * * * *

2011年9月8日、カルバタウ村でのインタビュー

70歳男性

Q. 年金について教えて下さい。

A. 軍隊に行ってたとき、結局、9年分働いたことにされたが、それで年金が増えたわけではない。ポリゴン年金はない。普通の年金だけである。

78歳男性

Q. 年金について教えて下さい。

A. 年金は、手帳をもっているがポリゴン年金はない。夫の遺族年金 6000 テンゲを貰っている。夫の死因が癌であったから、遺族年金が払われた。

57歳男性

Q. 年金について教えて下さい。

A. ポリゴン援助は一回貰っている。46000 テンゲ、妻も同額貰った。ポリゴン手帳は持つて居る。

2012年8月18日、コクバイ村でのインタビュー

1. 74歳男性

Q. 年金について教えて下さい。

A. ポリゴン（核実験場）の近くに住んでいるので、早めに年金生活に入ることができた。ポリゴン年金はプラス 2,000 テンゲ。自分の年金は 3 万テンゲ（ポリゴン年金 2,000 テンゲも含む）。妻の年金は 4 万テンゲ（ポリゴン年金含む）。妻は 5 人以上子供を産んでいるので、年金が高い。

Q. ポリゴン年金の 2,000 テンゲという金額をどう思うか。

A. 2000 テンゲはお金じゃないでしょう。薬も買えない。テンゲはドルのように高くないの

で、自分が必要な薬は全然買えない。

Q. 二人合わせて合計 7 万テングという金額は生活するのに十分か。

A. 子どもたちも手伝ってくれるから、(7 万テングでは) 足りないけれど何とかなる。政府がもっと金額を高くしてくれたら嬉しいが、少ないとも言えない額だ。

* * * * *

これらインタビューによって、年金の上積みといった形で補償が支払われている実態が明らかになった。その額は 1000 テングから 2000 テングの間であるようだ。その額は、地区あるいは村によって異なるし、そもそも上積みがないという地区もあった。また、一般の年金の開始年によって年金の上積み額が異なっていた。また、1998 年 11 月以降の年金受給者は上積みといった特典そのものが無いといった証言もあった。このあたりの実情については、今後、さらにインタビューを継続し明らかにしていくと共に行政機関への確認を行う予定である。

2. 主要な先行研究一覧

【書籍】

1. 川野徳幸（責任編集）、峠岡康幸、平岡敬、松尾雅嗣、Kazbek APSALIKOV, Zhaxybay ZHUMADILOV, 星正治編著、『カザフスタン共和国セミパラチンスク被曝実態調査報告書』、広島大学原爆放射線医科学研究所・広島大学ひろしま平和科学コンソーシアム、2003 年 3 月
2. Noriyuki KAWANO (Chief Editor), Yasuyuki TAOOKA, Masatsugu MATSUO, Takashi HIRAOKA, Kazbek APSALIKOV, Zhaxybay ZHUMADILOV, Kyoko HIRABAYASHI and Masaharu HOSHI (eds.), *Report on the Actual Conditions of the Radiation Exposed Residents near the Former Semipalatinsk Nuclear Test Site*, Research Institute for Radiation Biology and Medicine / Hiroshima Peace Science Consortium (Hiroshima University), January 2004
3. 川野徳幸、『カザフスタン共和国セミパラチンスクにおける核被害解明の試み：アンケート調査を通して』、IPSHU 研究報告シリーズ No.36、広島大学平和科学研究センター、2006 年 3 月
4. 川野徳幸、平林今日子、カズベック・アプサリコフ、タルガット・モルダガリエフ、松尾雅嗣編、『カザフスタン共和国セミパラチンスク地区の被曝証言集』、広島大学ひろしま平和コンソーシアム・広島大学原爆放射線医科学研究所、2006 年 3 月
5. 川野徳幸、被曝のひろがり～カザフスタン共和国セミパラチンスク核実験場の核被害～、広島大学文書館編、『広島から世界の平和について考える』、現代史料出版、183-240、2006 年 7 月
6. 川野徳幸、米ソ冷戦構造の負の遺産—セミパラチンスクの核実験場周辺の被曝問題—、『朝倉世界地理講座 5 中央アジア』、201-212、朝倉書店、2012 年 10 月

【論文】

1. 川野徳幸、セミパラチンスク核実験場近郊での被曝証言調査の結果ならびに被曝証言の内容分析、川野徳幸他編著、『カザフスタン共和国セミパラチンスク被曝実態調査報告書』、広島大学原爆放射線医科学研究所・広島大学ひろしま平和科学コンソーシアム、37-81、2003年3月
2. 峰岡康幸、川野徳幸、武市宣雄、Zhaxybay ZHUMADILOV, 星正治、カザフスタン共和国セミパラチンスク在住の核実験被曝者に対する健康状態聞き取り調査結果に関する検討、『広島医学』、Vol.56 No.3, 189-192, 2003年3月
3. 川野徳幸、平林今日子、星正治、松尾雅嗣、セミパラチンスク核実験場近郊被曝証言の日本語版全文データベース化、『広島平和科学』(広島大学平和科学研究センター) 25、31-51、2003年
4. 川野徳幸、峰岡康幸、平岡敬、松尾雅嗣、Kazbek APSALIKOV, Zhaxybay ZHUMADILOV, 星正治、セミパラチンスク核実験場近郊被曝証言の内容分析、『広島医学』、Vol. 57 No.4、378-381、2004年4月
5. 川野徳幸、峰岡康幸、松尾雅嗣、平林今日子、平岡敬、Kazbek APSALIKOV, Garich BOLIS, Talgat MOLDAGALIEV, 星正治、セミパラチンスク核実験場近郊での核被害：被曝証言を通して、『長崎医学会雑誌』、Vol. 79, 162-166, 2004年9月25日
6. Masatsugu MATSUO, Noriyuki KAWANO, Kenichi SATOH, Kazbek APSALIKOV and Talgat MOLDAGALIEV, Overall Image of Nuclear Tests and Their Human Effects at Semipalatinsk: An Attempt at Analyses Based on Verbal Data, *J. Radiat. Res.*, 47: SUPPL., A219-A224, February 2006
7. 川野徳幸、カザフスタン共和国セミパラチンスク核実験場近郊における被曝実態解明の試み：被曝証言調査を通して、日本カザフ研究会調査報告書 No. 13、35-52、2007年2月
8. 川野徳幸、平林今日子、松尾雅嗣、カズベック・アプサリコフ、タルガット・モルダガリエフ、大瀧慈、セミパラチンスク地区住民の核実験体験：線量と距離に関して、『広島平和科学』 30、27-48、2008年12月 ※
9. 川野徳幸、2002年－2004年インタビュー記録、松尾雅嗣編著、『核の被害再考』、IPSHU 研究報告シリーズ No. 41、124-138、2009年1月
10. 平林今日子、2005年－2008年インタビュー記録、松尾雅嗣編著、『核の被害再考』、IPSHU 研究報告シリーズ No. 41、139-176、2009年1月
11. HIRABAYASHI Kyoko, SATOH Kenichi, MULDAGALIYEV Talgat, APSALIKOV Kazbek, KAWANO Noriyuki, Overall Image of Nuclear Tests among Inhabitants in the Semipalatinsk Area, *Proceedings of the 17th Hiroshima International Symposium - Lessons from unhappy events in the history of nuclear power development -*, IPSHU English Research Report Series No. 28,

Hiroshima University, 155-162, March 2012

12. 平林 今日子、佐藤 健一、大瀧 慈、Talgat Muldagaliyev、Kazbek Apsalikov、川野 徳幸、セミパラチンスク地区住民の核実験に起因する認識構造、『長崎医学会雑誌』、87巻特集号、280-285、2012年
13. 平林今日子、川野 徳幸、Talgat MULDAGALIYEV、Kazbek APSALIKOV、大瀧 慈、セミパラチンスク核実験場近郊住民の精神的影響、そしてその背景要因、『広島平和科学』34、145-160、2012年
14. Kyoko HIRABAYASHI, Noriyuki KAWANO, Talgat MULDAGALIYEV, Kazbek APSALIKOV, The psychological effects and their factors among inhabitants around the Semipalatinsk Nuclear Test Site: Results of questionnaires and interview surveys from 2002 until 2012, Japanese Review of Political Society, Vol. 2, 2013 [in press]

3. 主要な資料一覧

Boztaev, K. B. (西条泰博他訳) (1999)、『核実験場八月二十九日』、WHO 西太平洋地域甲状腺協力センター

なお、現在、チェルノブイリ原発事故被災者への援護施策について考察を進めている。チェルノブイリ原発事故被災者に対しては、基本的に「チェルノブイリ法」に基づき、行われている。しかるに、それが同法に基づき、着実に履行されているとはどうも言い難い印象である。それを確認すべく、チェルノブイリ原発事故被災者への聞き取り調査を開始した。これまでの研究成果については、以下の論文にまとめた。

1. 川野徳幸、チェルノブイリ・旧プリピヤチ住民への聞き取り調査備忘録：フクシマそして原発を考えるためにも、『広島平和科学』33、93-118、2011年

チェルノブイリ法についてはその和訳が『衆議院チェルノブイリ原子力発電所事故等調査議員団報告書』に掲載されている。

(http://www.shugiin.go.jp/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/201110cherno.htm)

また、ウクライナにおけるチェルノブイリ原発事故に関する法的取り組みについては、オレグ・ナスピット・今中哲二による「ウクライナでの事故への法的取り組み」に詳しい。

(<http://www.rri.kyoto-u.ac.jp/NSRG/Chernobyl/saigai/Nas95-J.html> を参照)

調査分野：平和教育

小宮山 道夫

1. 研究の動向

平和教育研究の概数

平和教育に関する研究蓄積は厚く多様である。平和教育がどうあるべきかを論ずる理念的研究から、どう実践するかという方法学的研究、実践報告など、研究の方向性が異なることはもとより、平和教育という用語自体への理解や概念規定も異なっていることがその根底にあるためである。村上登司文による平和教育概念の5分類、①平和についての教育(education about peace)、②平和のための教育(education for peace)(=平和を通じての教育(education through peace))、③平和を大切にする教育(education in peace)、④教育における平和(peace in or through education)、⑤積極的平和としての教育(education as positive peace)、のように理念的研究分野においても平和教育の概念は異なっている。さらに消極的平和の立場から捉えた狭義の平和教育、積極的平和の立場から捉えた広義の平和教育という2極に分別可能であるうえ、その教育内容となる平和題材は、暴力問題、戦争、構造的暴力、異文化理解、人権問題、環境問題と際限なく広がる可能性を持っている。

本稿ではその前提を踏まえた上で、年々蓄積される平和教育に関する研究について、2008年までの研究動向については村上登司文『戦後日本の平和教育の社会学的研究』の分析に基づき概要をまとめ、2009年から2013年までの5年間についての動向を補足することとする。特に最近の5年間に關しては、「平和教育」をテーマとして明記した文献をもとにその研究動向を分析することとする。このため多分に限定的な動向分析であることをお断りする。

参考ながら国立情報学研究所(NII)の提供する学術コンテンツポータル「GeNii」(<http://webfront2.nii.ac.jp/genii/jsp/index.jsp>)において2013年10月30日現在で検索語「平和教育」での検索結果は以下のとおりである。

- ・学協会刊行物・大学研究紀要・国立国会図書館の雑誌記事索引データベースなど、
学術論文情報を検索することができるデータベース「CiNii」 1,190件
- ・「連想検索」と「書棚」機能を使って、本、作品、人物から図書を検索できるデータベース「Webcat Plus」 768件
- ・科学研究費補助金（文部科学省及び日本学術振興会の交付分）により行われた研究の、当初採択時のデータと研究成果の概要を収録しているデータベース「KAKEN」 84件
- ・国内の学会、研究者、図書館等が作成している学術的なデータベース「学術研究

データベース・リポジトリ (NII-DBR)」	38 件
(うち博士論文 5 件、民間助成課題 7 件、文献 26 件)	
・日本の学術機関リポジトリに蓄積された学術情報（学術雑誌論文、学位論文、研究紀要、研究報告書等）を横断的に検索するデータベース「JAIRO」	107 件
当然のことながら「被爆」での検索結果 (CiNii: 2,806 件 WebcatPlus: 3,577 件 KAKEN: 729 件 NII-DBR: 177 件 JAIRO: 274 件)、「被曝」での検索結果 (CiNii: 3,959 件 WebcatPlus: 1,420 件 KAKEN: 977 件 NII-DBR: 181 件 JAIRO: 277 件) に比べればその件数は遠く及ばないが、近年使用されることの多い「被ばく」での検索結果 (CiNii: 1,513 件 WebcatPlus: 630 件 KAKEN: 391 件 NII-DBR: 46 件 JAIRO: 68 件) に近い量の研究が行われていることが確認できる。	

平和教育概念および平和教育研究の展開過程

平和教育は平和研究の影響を受けながら欧米主導で発展してきた。1950 年代半ばから 60 年代前半にかけて、東西冷戦構造に基づく核軍拡競争の危機感が高まる中、核戦争による人類絶滅の危機を強く意識するようになった欧米の社会学者たちは、核戦争の防止、東西緊張緩和、紛争解決といった問題に关心を注ぐようになった。その過程で国際政治学の学問領域に戦争学、戦略学、紛争学が生まれ、それに続いて平和の形成を研究する平和研究が成立した。1956 年には米国ミシガン大学で『紛争解決論集』(Journal of Conflict Resolution) が創刊され、59 年には紛争解決研究所が発足した。この 59 年にはノルウェーにオスロ国際平和研究所 (PRIO) も発足した。平和研究者の研究の蓄積とネットワークの形成が進んだことで、1964 年に IPRA (the International Peace Research Association : 国際平和研究学会) が設立され、その後平和研究は発展を見せた。ノルウェーの平和研究者ヨハン・ガルトゥングが紛争の原因として「構造的暴力」の概念を論文に提示したのは 1969 年のことであった。

60 年代末から 70 年代にかけては米ソ間のデタント（東西緊張緩和）が進むことにより、平和研究の課題は南北問題が相対的に比重を増し、支配・従属関係、現代的帝国主義などの「構造的暴力」問題の解明に力が注がれることになった。70 年代以降は平和問題の内容分析にとどまらず、問題の解決方法の考察が行われるようになった。

このような平和研究の展開の中で、1970 年代に欧米の平和研究者の間で平和教育の必要性が唱えられるようになった。当時の平和研究の影響を受け、平和教育の内容には戦争やテロリズムといった物理的暴力はもとより、貧困、人種差別、経済的・社会的不平等、環境破壊といった構造的暴力が扱われた。ガルトゥングは平和教育の形式（方法）についても平和の理念と矛盾するものであってはならないとし、直接的暴力（物理的暴力）を排除することは当然として、コミュニケーションの一方通行などの構造的暴力も否定した。そして公正な人間関係を築き、人間の自己表現と自己実現のために高度な自由があるという、平和を具体的にイメージさせる目標を平和教育において提示することを重視した。平和教

育は先進国の大学レベルで抜本的な改革が唱えられ、平和研究者、平和活動家を巻き込みつつ、わずかの期間で中・高等学校はもとより就学前教育段階まで広がりを見せた。

軍縮のための国連特別総会が1978年にユネスコに対し教育領域として軍縮教育を発展させることを目指したプログラムの開始を求めたことを契機として、80年代にかけて軍縮教育が世界的に広まった。82年にはWCOTP（世界教職員団体総連合）が主催する軍縮教育の国際シンポジウムが広島で開催されている。

90年代には識字教育、人権教育がユネスコなどの国連機関によって提唱された。94年にユネスコ国際教育局主催の国際教育会議において採択された「平和・人権・民主主義のための教育・宣言」は、「持続可能な開発・発展」をキー概念として、環境・開発の問題を重視するとともに、教育は「人権に基づく平和の文化」を建設するものと重視された。99年には「平和の文化に関する宣言」が国連総会で採択され、単に争いがないという「平和」ではなく、対話に基づく相互理解と協力の精神で解決に向かう積極的なプロセスを含むとされた。

88年に「社会的責任のための教育」を一步進めて「地球的責任のための教育」を提唱した「包括的平和教育」(Comprehensive Peace Education)の概念がリアドン(Betty A. Reardon)によって示されると、平和教育と環境教育とを密接に捉えた平和教育概念が認識され、実践されるようになった。2000年以降も平和教育に関する新提案は欧米を中心になされている。

日本の平和教育

日本における平和教育は、日本国憲法と旧教育基本法において平和の志向がうたわれたことで方向付けられた。1947年と1951年版の社会科の学習指導要領には「平和への教育」実施のための教育内容が記載され、1970年代以降に展開される平和教育の原形となっていた。用語として「平和教育」を使用し始めたのは日教組で、1950年頃のことである。54年の第五福竜丸事件を受けて反核平和運動が広まり被爆体験継承の運動も盛んとなった。戦争体験の教育が行われ、朝鮮戦争とベトナム戦争といった冷戦構造下の身近な戦争が、日本国民に平和問題を身近な課題と捉えさせた。

高度経済成長期には戦争体験の風化が進むが、70年代に入って原爆被爆体験を伝える平和教育実践運動が広島・長崎の学校から始まった。戦時下の日本に否定的な戦争題材を中心に平和教育が行われることがこの時期以後の日本の平和教育の特徴となった。

平和教育実践への組織的支援態勢は、70年代前半に被爆教師の会や教職員組合により行われ、広島市教育委員会が平和教育実践のための手引き書を作成するなど、地方教育行政による公的支持もなされた。80年代以降の学校での平和教育は、道徳、社会などの教科や修学旅行などの特別活動で実施され、戦争を題材とする博物館や資料館の新設も進んだ。

ポスト冷戦期の90年代には人権、環境、開発を含む包括的平和教育へと概念が広がり、反核平和教育への関心は相対的に低くなった。2000年代には戦争史の再検証が行われ初め、

戦争体験者が失われていく中、戦争をどう伝えるかが平和教育における課題となっている。90年代以降、日本の平和教育は「平和についての教育」から「平和のための教育」に拡大したといえる。

村上は戦後日本の平和教育の特性として、「戦争についての教育」「被爆状況についての教育」、「核についての教育」をあげている。戦争を絶対悪と見なす日本と、絶対悪と見なさない欧米との対比で「戦争についての教育」は日本独特の平和教育となっているという。核兵器使用についても非人道的と批判する日本と、正当化しようとする核保有国との対比において、原爆投下の歴史的事実、被爆実態の科学データ、被爆者の証言、今後起こりうる核戦争の被害について扱う「被爆状況についての教育」は日本独自のものであり、関連して核抑止力の否定と肯定とで欧米とは判断が分かれる「核についての教育」も日本の特徴となっているという。

近年の平和教育研究

2009年時点での平和教育の課題として、村上は「平和教育の実証的分析」、「戦争被害と戦争加害の教育」、価値観の異なる日本と諸外国との「双方向の平和教育」を実践することをあげている。また平和教育研究の課題としては、平和教育の現場を計画的に検証する「平和教育場面の分析」、反戦平和教育を超えた「平和形成方法の教育論」、平和教育の学問的裏付けを強化する「平和教育学」の確立を指摘している。

2009年以降、前述した「平和教育」をテーマとして明記した文献は168件ある。1949年以降2013年現在までに公表された文献の14.1%が65年間の約7.7%にあたるこの5年間に公表されている計算となる。このうち学会等の報告要旨や関連記事48件、各種団体の機関誌等記事29件、雑誌などのルポルタージュや評論11件を除くと、大学や公的機関および学協会刊行物に掲載されたいわゆる学術的記事が80件となる。その中にも評論や書評、座談会記録や平和教育実践の单なる記録など43件が含まれ、理論研究や実践研究、それに準ずるものは37件にまで絞ることができる。その内訳を見ると、竹内久顕（2009）のような教育論の分析と、真下弘征（2011）のような平和教育教材を論じる研究がそれぞれ7件と最も多く、次いで竹内（2011）のような現状分析が5件と続く。中矢礼美（2012）のような国際比較研究と、野中陽一朗ら（2010、2012）や伊藤泰郎（2012）の実証的分析、宮崎敦子（2013）のような歴史的考察がそれぞれ4件、その他6件となる。

野中ら（2010、2012）や伊藤（2012）の取り組みは村上のいう「平和教育の実証的分析」に当たるだろう。竹内（2009）は「平和教育学」の現状と課題の分析を通じ、従来の「平和教育が困難に直面しているのは、戦争の問題を中心に捉えていたからではなく、現実的な解決への見通しを立てられていなかったから」と指摘し、「発達論と教育方法論を中心とする教育的研究を進め」る必要があるとして、いわば「平和教育学」確立の必要性を述べた。平田仁胤（2012）は平和教育の中で定型化されてしまいがちな被爆証言に対し、その問題性についてではなく、それを受けた若者がどう被爆証言を脱構築化して継承するの

かを明らかにしようと試みるなど、「平和教育場面の分析」も試みられつつあると言えよう。

しかし特定のイデオロギー性を帯びた機関誌記事や、論理的考察や分析をともなわない実践の記録記事も混交する平和教育の世界においては、村上の指摘する「日本の学校における平和教育実践は教師主導で行われており、平和教育をどう進めれば良いかの研究者による指針が少なく、平和教育の教育領域が学問的に充分に整理されているとはいえない」（村上前掲書 12 頁）状況であることは、依然として変わっていないと言えそうである。

2. 主要な先行研究一覧

【書籍】

1. 竹内久顕編著『平和教育を問い合わせる：次世代への批判的継承』法律文化社，2011年
2. 西尾理著『学校における平和教育の思想と実践』学術出版会，2011年
3. 村上登司文著『戦後日本の平和教育の社会学的研究』学術出版会，2009年

【論文】

1. 佐藤 繩美「町田市原爆被害者体験記録作成プロジェクト報告（1）：社会福祉領域における産官学協働の映像記録化作業の展開過程」法政大学現代福祉学部編『現代福祉研究』13巻、2013年3月、65-72頁
2. 宮崎 敏子「占領期における平和教育についての考察」早稲田大学大学院教育学研究科編『早稲田大学大学院教育学研究科紀要：別冊』20巻2号、2013年3月、163-172頁
3. 平田 仁胤「戦後日本における被爆体験の継承可能性：若者世代にとっての被爆証言=平和教育のリアリティー」日本オーラル・ヒストリー学会編『日本オーラル・ヒストリー研究』8号、2012年9月、109-124頁
4. 竹内 久顕「芸術による平和的関係性の創造：「芸術・平和・教育」の考察を通して」関係性の教育学会編『関係性の教育学』11巻1号、2012年6月、43-54頁
5. 萱野 智篤,片岡 徹「平和学プログラムの高度化を目指して：北星学園大学平和学プログラムの誕生・現在、そして未来」北星学園大学編『北星学園大学経済学部北星論集』51巻2号、2012年3月、63-73頁
6. 中矢 礼美「平和教育カリキュラム編成に関する国際比較研究：アメリカ・カナダ・インドネシアの事例」広島大学国際センター編『広島大学国際センター紀要』2号、2012年3月、16-30頁
7. 伊藤 泰郎「広島県の小中学生の平和学習の経験および戦争と平和に関する知識や意識の分析」広島国際学院大学現代社会学部編『現代社会学』13号、2012年、23-48頁
8. 野中 陽一朗,玉山 瑞衣,石井 真治「平和教育に関する研究(2)平和教育の学習内容が原

- 子爆弾に対するイメージに及ぼす影響」広島大学大学院教育学研究科附属教育実践総合センター編『学校教育実践学研究』18巻、2012年、179-183頁
9. 藤井 佑介,柳田 泰典「平和教育実践のための段階構造の提案：長崎市における平和教育と平和責任概念を基に」長崎大学編『教育実践総合センター紀要』10巻、2011年3月、33-42頁
 10. 竹内 久顕「平和教育学への予備的考察(3)平和教育学の課題と方法」東京女子大学編『東京女子大学紀要論集』61巻2号、2011年3月、223-236頁
 11. 佐貫 浩「村上登司文著、『戦後日本の平和教育の社会学的研究』、学術出版会刊、2009年11月発行、A5判、480頁、本体価格6,400円」日本教育学会編『教育學研究』77巻4号、2010年12月、385-387頁
 12. 真下 弘征「環境教育と平和教育との統一:環境問題としての核兵器の廃絶に向けての教材化視点」宇都宮大学編『宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要』33巻、2010年7月、299-308頁
 13. 原口 友輝「「移行期の正義」論における教育の位置：「歴史と私たち自身に向き合う(Facing History and Ourselves)」の活動の事例を中心に」日本教育学会編『教育學研究』77巻1号、2010年3月、15-24頁
 14. 野中 陽一朗,森 俊郎,沖林 洋平,石井 真治「平和教育に関する研究(1)長崎市内の小学校におけるアンケート調査を通して」広島大学大学院教育学研究科附属教育実践総合センター編『学校教育実践学研究』16巻、2010年、137-143頁
 15. 孫 美幸「日・韓の中学校「社会科(公民的分野)」教科書内容の比較検討：「包括的平和教育」の観点から人権に関わる人物分析を中心に」立命館大学編『立命館国際地域研究』30巻、2009年12月、81-97頁
 16. 竹内 久顕「平和教育学への予備的考察(2)「平和教育批判」論の批判的検討」東京女子大学編『東京女子大学紀要論集』60巻1号、2009年9月、25-46頁
 17. 池野 範男「学校における平和教育の課題と展望--原爆教材を事例として」広島大学平和科学研究センター編『IPSHU 研究報告シリ-ズ』42号、2009年3月、400-412頁
 18. 野中 陽一朗,蘆田 智絵,石井 真治「平和イメージ尺度の作成」広島大学大学院教育学研究科編『広島大学大学院教育学研究科紀要 第一部 学習開発関連領域』58号、2009年、65-71頁

3. 主要な資料一覧

該当なし（上記「2. 主要な先行研究一覧」参照）。

調査分野：核の戦争責任論

永井 均

1. 研究の動向

広島・長崎への原爆投下は国際法違反ではないか——その非人道性と無差別性に鑑みて、核兵器の実践使用の責任を問う考えは、投下直後より日本側から投げかけられた。日本政府は1945年8月10日に利益代表国のスイス政府と赤十字国際委員会を介して、米国政府に抗議文を手交し、「新奇にして、かつ従来のいかなる兵器、投射物にも比し得ざる無差別性惨虐性を有する本件爆弾を使用せるは人類文化に対する新たなる罪状なり」と糾弾、同時に「かかる非人道的兵器の使用を放棄すべきこと」を米国政府に要求した（広島県1972[*10]）。だがしかし、戦後、日本政府が再びこうした対米抗議を表明することはなく、むしろ核兵器の使用について、「その絶大な破壊力、殺傷能力から、国際法の思想的基盤にある人道主義の精神に合致しない」と、違法化に対する慎重姿勢を基調としているように見える。周知のように、広島・長崎への原爆投下から68年を経た今日においても、核兵器の実戦使用を禁止する国際条約は制定されていない。

終戦前後の時期、日本側は原爆投下を戦争犯罪と結び付けて考えていた。しかし、その後、こうした考え方は後景に退き、現在に至っている。その背景には何があるのか。以下では、核の戦争責任論をめぐる日本側対応に関連する研究史をたどってみたい。

従来の研究には、(1) 核の違法性をめぐる国際法研究と、(2) 戦争犯罪問題の歴史研究という主として2つのアプローチがある。

(1) 国際法研究からのアプローチ

まず国際法の観点からの研究を紹介しよう。

原爆投下の法的研究は、講和条約が発効して日本が主権を回復してから3年後、1955年3月にかけて東京裁判の弁護人を務めた岡本尚一の着想で、東京地方裁判所に違法性と被害の損害賠償を求めて提訴がなされことを契機に本格化した。「原爆裁判」ともいわれる同裁判は、1963年12月7日に判決が出された。判決の中で東京地裁は、ハーグ陸戦規則など投下当時の国際法規に依拠しながら、軍事目標主義の逸脱、および不必要的苦痛を与える兵器の禁止原則の逸脱の観点から、米国による原爆投下を違法と判定した。

「原爆裁判」をめぐる研究には、山手治之1964[*31]をはじめ、藤田久一1975a[*28]、同1975b[*29]、椎名麻紗枝1985[*7]、松井康浩1978[*9]、同1986[*6]、などが、その法理の重要性を指摘している。なお、当事者の回想に、岡本尚一1959[*12]がある。

ところで、東京地裁の判決が判例として参照された例として、国際司法裁判所(International Court of Justice, ICJ)による「核兵器裁判」の審理がある。これは、1994年に国連総会がICJに「核兵器の使用・威嚇は国際法上許されるか」と照会し、この要請

を受けて審理が開始されたものだ。1995年10月30日、史上初の核法廷の審理がオランダ・ハーグのICJで始まり、96年7月8日に勧告的意見が発表。ICJはその中で、「他の国際条約に書かれていらない場合は、一般市民と戦闘員は、確立された慣習、人道の原則、良心の命から生じる国際法の原則の保護の下にある」と明記するジュネーヴ追加第1議定書などの国際人道法を念頭に置いて、次のように結論した。「核兵器の威嚇または使用は武力紛争に適用される国際法の規則、およびとりわけ人道法の原則に、一般的には違反するであろう。しかしながら、国際法の現状および利用可能な事実の要素に照らして、裁判所は、国家の存続それ自体がかかっているような自衛の極端な状況において、核兵器の威嚇または使用が合法であるか違法であるかについては、確定的に結論することができない」。ICJの勧告意見をどう見るか、は研究者の間で意見が分かれるところであろう。ただ、まだ一般論にとどまっているとはいえ、ICJが国際人道法の原則に違反するという考え方を示したことは、将来の核兵器使用禁止の規範化に向けて重要な判例となるだろう。なお、「核兵器裁判」をめぐる研究には、植木俊哉1996[*25]をはじめ、最上俊樹1996ab[*23*24]、藤田久一1999[*21]、NHK広島核平和プロジェクト1997[*2]などがある。

ちなみに、1998年7月17日のローマでの国際連合全権外交使節会議で採択された国際刑事裁判所規程に基づき、2003年3月に発足した国際刑事裁判所(International Criminal Court, ICC)では、犯罪類型に核兵器の使用に係る条文は盛り込まれていない。

(2) 戦犯問題の歴史研究からのアプローチ

次に戦犯問題との関連で原爆投下に論及した研究動向を見てみたい。

前述のように、原爆投下直後、日本政府は米国と国際社会に対して原爆の非人道性を訴えたが、その一方で、東京の外務本省と在外公館との間では原爆問題を情報戦の手段として強調・利用する交信がなされた。モニカ・ブラウ1988[*5]、宇吹暁1989[*27]、北山節郎1995[*26]、同1996[*3]、笹本征男1995[*4]、宇吹暁2011[*13]などの研究は、この問題を扱っており、林博史2011[*14]は米軍の暗号解読記録(MAGIC)から、終戦前後に米側が捕捉した日本外交当局の関連電報を紹介している。

原爆投下をめぐる情報戦の延長線上にある問題として、連合国側からの対日戦犯追及への日本側対応がある。この主題については、東野利夫1979[*8]、永井均2003[*19]、Hitoshi Nagai2003[*18]、永井均2010[*1]が、厳しい戦犯追及を緩和させる手段として日本側が原爆問題を利用したことを論じている。また、高取由紀2002[*20]、永井均2010[*1]は、東京裁判において原爆問題が日本の戦争責任との相殺論の文脈で扱われたことを紹介、永井均2011[*33]は、原爆投下をめぐる日本国民の反応を戦犯問題との関連で指摘した。

以上のように、戦争中の日本政府の対米抗議(前述)の行方、あるいはその精神が戦後に貫徹されなかった理由を含めて、核の戦争責任論をめぐる日本側対応については、まだまだ不明な点が少なくないように思える。今後とも、さらなる解明が求められよう。

2. 主要な先行研究一覧

【書籍】

- *1 永井均 2010 :『フィリピンと対日戦犯裁判 1945-1953年』岩波書店、2010年
- *2 NHK 広島核平和プロジェクト 1997 :『核兵器裁判』NHK 出版 1997年
- *3 北山節郎 1996 :『ピース・トーク—日米電波戦争』ゆまに書房、1996年
- *4 笹本征男 1995 :『米軍占領下の原爆調査—原爆加害国になった日本』新幹社、1995年
- *5 モニカ・ブラウ 1988 : (立花誠訳)『検閲 1945-1949—禁じられた原爆報道』時事通信社、1988年
- *6 松井康浩 1986 :『原爆裁判』新日本出版社、1986年
- *7 椎名麻紗枝 1985 :『原爆犯罪—被爆者はなぜ放置されたか』大月書店、1985年
- *8 東野利夫 1979 :『汚名—「九大生体解剖事件」の真相』文藝春秋、1979年
- *9 松井康浩 1978 :『戦争と国際法—原爆裁判からラッセル法廷へ』三省堂新書、1978年
- *10 広島県 1972 :『広島県史 原爆資料編』広島県、1972年
- *11 安井郁 1970 :『国際法学と弁証法』法政大学出版局、1970年
- *12 岡本尚一 1959 『人類—岡本尚一歌集』私家版、1959年

【論文等】

- *13 宇吹暁 2011 :「広島・長崎と戦争責任」『戦争責任研究』第 74 号、2011 年 12 月
- *14 林博史 2011 :「原爆投下と戦争犯罪追及」『戦争責任研究』第 73 号、2011 年 9 月
- *15 川口悠子 2010 :「谷本清とヒロシマ・ピース・センター—占領下広島における原爆被害認識に関する考察」『同時代史研究』第 3 号、2010 年 12 月
- *16 川口悠子 2006 :「原爆被害と戦後日本のナショナリズム—『周縁化された被爆者』を通して」同時代史学会編『日中韓ナショナリズムの同時代史』日本経済評論社、2006 年
- *17 中川正美 2003 :「原爆報道と検閲」『Intelligence』第 3 号、2003 年 10 月
- *18 Hitoshi Nagai 2003 : "The Dropping of the Atomic Bombs and Shadow of War Crimes Issue" in *PEACE RESEARCH*, Vol. 35, No. 2, Brandon University, Canada, Nov. 2003
- *19 永井均 2003 :「原爆投下と戦犯問題の影」『HIROSHIMA RESEARCH NEWS』第 5 卷第 3 号、広島市立大学広島平和研究所、2003 年 3 月
- *20 高取由紀 2002 :「東京裁判・ブレイクニー弁護人の弁論」『戦争責任研究』第 37 号、2002 年 6 月
- *21 藤田久一 1999 :「核兵器をめぐる法と戦略の交錯」『世界法年報』第 18 号、1999 年 3 月
- *22 石田宜子 1997 :「過ちは、繰返しませぬから—碑文論争の歩み」『広島市公文書館紀要』第 20 号、1997 年 3 月
- *23 最上俊樹 1996a :「核兵器は国際法に違反するか（上）」『法学セミナー』第 503 号、1996 年 11 月

- *24 最上俊樹 1996b :「核兵器は国際法に違反するか（下）」『法学セミナー』第 504 号、1996 年 12 月
- *25 植木俊哉 1996 :「核兵器使用に関する国際司法裁判所の勧告的意見」『法学教室』第 193 号、1996 年 10 月
- *26 北山節郎 1995 :「終戦と対外報道—ピース・トークとアトロシティズ」『メディア研究』第 2 号、1995 年 2 月
- *27 宇吹暁 1989 :「原爆体験と平和運動」藤原彰・今井清一編『十五年戦争史』第 4 卷、1989 年
- *28 藤田久一 1975a :「原爆判決の国際法的再検討（一）」『関西大学法学論集』第 25 卷第 2 号、1975 年 6 月
- *29 藤田久一 1975b 「原爆判決の国際法的再検討（二）」『関西大学法学論集』第 25 卷第 3 号、1975 年 9 月
- *30 高野雄一 1964 :「原爆判決とその問題点—広島、長崎の原爆攻撃に関する国際法と被害者の請求権」『ジュリスト』第 293 号、1964 年 3 月
- *31 山手治之 1964 :「原爆訴訟判決」『立命館法学』第 51・52 合併号、1964 年 3 月
- *32 石本泰雄 1964 :「原爆判決が意味するもの」『世界』第 218 号、1964 年 2 月

【学会報告ペーパー】

- *33 永井均 2011 :「象徴としてのマニラ戦—米太平洋陸軍の戦争犯罪捜査をめぐる断章」国際シンポジウム「マニラ戦の実像と記憶」、一橋大学にて、2011 年 7 月 24 日

3. 主要な資料一覧

- *34 軍務課外政班編『俘虜ニ閣スル書類綴 第一号』文庫・袖・110、防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵
- *35 第 14 回公開・外務省外交記録 D'1.3.0.1-13『本邦戦争犯人関係雑件 調査資料関係』第 4 卷、外務省外交史料館所蔵
- *36 第 14 回公開・外務省外交記録 D'1.3.0.2『本邦戦犯裁判関係雑件』第 2 卷、外務省外交史料館所蔵
- *37 『戦争裁判参考』[平 11 法務-07350-100] 国立公文書館所蔵
- *38 *The MAGIC Documents: Summaries and Transcripts of the Top Secret Diplomatic Communications of Japan 1938-1945*, microfilm, Reel No.14, 国立国会図書館憲政資料室所蔵
- *39 Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1945 (hereafter F.R.U.S, 1945)*, Vol.VI, Washington, D.C.: USGPO, 1969
- *40 *The Manila Chronicle*, Aug. 1945

広島における原爆・核・被ばく関連の史・資料の集積と研究の現況

広島における核・被ばく学研究基盤の形成に関する研究（課題番号：23300096）
平成23年度科学研修費補助金基盤研究（B）研究成果報告書

発行 平成26年2月28日

編集 小池聖一
〒739-8524
広島県東広島市鏡山一丁目1-1 広島大学文書館
電話 082-424-6050 FAX 082-424-6049

印刷 株式会社ニシキプリント
〒733-0833 広島市西区商工センター7丁目5-33
電話 082-277-6954 FAX 082-278-6954